拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査 報告書

2016年3月

一般財団法人ソフトウェア情報センター

目 次

第	1	序	論				• • • •		• • •														 • • • •	 	• • • •	 		1
	1	誹	査(の目	的		• • • •		• • •						• • •								 	 	• • • •	 		1
	2	訓	査(の棚	要																		 	 		 		2
		(1)	調	查力	法																		 	 		 		2
		(2)	調	查期	間																		 	 		 		2
第	2	扐	大1	集中	許	諾	制厂	度に	.係	る	諸夕	<u></u> ላ [玉(の岩	犬沙	兄の	つ調	査					 	 		 		3
	1																											
	2	扐	大红	集中	許	諾	制厂	度を	. 導	入	して	てし	/\>	る国	玉0	り岩	犬沢	いこ	つ 	いて	٠.٠		 	 		 		5
		ア	. 1	はじ	らめ	に																	 	 		 		5
		1		調査	記報	告																	 	 		 		5
			(T)																									
			(1)	· 集	中	管	- 理[団体	(D	状	況·												 	 		 		7
			(ウ)																									
		ŗ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																									
		(2)	スリ	ウェ	_	デ	ン・																 	 		 	1	3
		ア																										
		1																										
			(T)	制	」度	概	要																 	 		 	1	3
			(1)	集	中	管	理[団体	(D)	状	況·												 	 		 	1	7
			(ŋ)	E	CL	に	対	ナる	評	価	及て	鴪	果是	遉・									 • • • •	 		 	2	4
		ゥ	7	既拒	<u> </u>				• • •														 • • • •	 		 	2	6
		(3)	デ	ンマ	<i>-</i>	ク			• • •														 	 	• • • •	 	2	7
		ア	1	はじ	か	に			• • •														 	 	• • • •	 	2	7
		1	•	調査	記報	告			• • •														 	 	• • • •	 	2	7
			(7)	制	度	概	要		• • •														 	 	• • • •	 	2	7
			(1)	集	中	管	理[団体	(D)	状	況·												 	 	• • • •	 	4	1
			(ウ)	E	CL	に	対	ナる	評	価	及て	だ割	果是	遉·									 • • • •	 		 	4	7
		ウ	7 ‡	既扫	<u> </u>		• • • •		• • •						• • •								 • • • •	 		 	4	9
		(4)	1)	ルウ	ノエ	_	• • • •		• • •														 • • • •	 	• • • •	 	5	1
		ア	1	はじ	か	に	• • • •		• • •														 • • • •	 	• • • •	 	5	1
		1	. =	調査	幸	告	• • • •		• • •						• • •								 • • • •	 	• • • •	 	5	1
			(7)	制	度	概	要		• • •						• • •								 • • • •	 	• • • •	 	5	1
			(1)	集	申	管	理[団体	(D)	状	況·		• • •		• • •		• • • •						 • • • •	 	••••	 	5	5
			(ウ)	E	CL	に	対	ナる	評	価	及て	だ割	果是	遉·	• • •		• • • •						 • • • •	 	••••	 	6	2
		ウ	7 🕴	既拒	<u> </u>		• • • •		• • •		• • • •		• • •		• • •		• • • •						 • • • •	 	••••	 	6	3
		(5)	フ	ィン	/ラ	ン	ド・		• • •		• • • •		• • •		• • •		• • • •						 • • • •	 	••••	 	6	5
		ア	1	はじ	じめ	に	••••		• • •		• • • •		• • •		• • •		• • • •						 • • • •	 	••••	 	6	5
		1	· =	調査	幸	告	• • • •		• • •			• • •	•••		• • •	• • •	• • • •					• • • • •	 • • • •	 	• • • •	 	6	5
			(7)																									
			(1)	集	中	管	理	団体	(D)	状	況·	• • •	•••		• • •	• • •	• • • •					• • • • •	 • • • •	 	• • • •	 	7	3
			(ウ)	E	CL.	15	計 ~	トス	誣	価	及て	常	果是	狟.									 	 		 	7	9

	ウ	概括	80
	(6) 1	′ギリス	81
	ア	はじめに	81
	1	調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	(7)	') 導入の経緯	81
	(1)	') 制度の概要	84
	(ウ)) 集中管理団体における運用	92
	(I)	:) 拡大集中許諾スキームの申請に関する要件	94
	(才)	·) 拡大集中許諾制度に関して集中管理団体の実施する業務内容	97
	(カ)) ECL契約締結の相手方(利用者)に関する要件	·101
	(‡)	·) ECL規則施行後における申請や審査の状況	·101
	(力)) 拡大集中許諾制度導入による集中管理への流れへの影響	· 102
	(ケ)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		概括	
3		て集中許諾制度の導入を検討している国の状況について	
		はじめに	
	イ	調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(T)		
	(1)		
	(ウ)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(I)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(オ)		
		N-44	
第3		<u>:</u> &	
1		こめに······	
2		\	
		f定分野······	
(CL制度の仕組みの相違について ····································	
		集中管理団体の適格性	
		オプトアウト制度	
		著作者人格権	
		分配・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		紅利者不明著作物の扱い	
		型約締結交渉が不調に終わった場合の調停・仲裁制度	
	(b) EC	CL制度に対する評価と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·· 130

資料編

- 調査票
- 別表 1 各国制度概要比較 別表 2 団体比較
- 関連法規 和訳 アイスランド著作権法

スウェーデン著作権法 デンマーク著作権法 ノルウェー著作権法 フィンランド著作権法 イギリス著作権法、ECL規則

第1 序論

1 調査の目的

デジタル化・ネットワーク化の定着と更なる発展に伴い、従来とは異なる新たな著作物の創作や流通を可能にする技術や環境、それらを活用したビジネスが次々と出現している。

こうした、著作物の創作・流通・利用のあらゆる局面において、避けては通れないのが、著作権の処理である。とりわけ、従来から著作物を利用してきた事業者のみならず、規模や商業性を問わない多様で幅広い層によって、大量の著作物が、大量の創作(利用)者により、大量に創作(利用)される現在において、いかに適切に権利を保護しつつ、一方で著作物の円滑な利用を促し、もって文化の発展に資するか、そのために必要なのはどのような法制度か、検討が要されるところである。

そのような中、近時、急速に注目を浴びているのが、北欧諸国において1960年代から導入されている拡大集中許諾(Extended Collective License。以下「ECL」ともいう。)制度である。

拡大集中許諾制度とは、法定された「規定(ECL規定)に基づき、著作物の利用者(又は利用者団体)と相当数の著作権者を代表する集中管理団体との間で自主的に行われた契約を通じて締結された著作物利用許諾契約(ECL契約)の効果を、当該集中管理団体に著作権の管理を委託していない著作権者(非構成員)にまで拡張して及ぼすこと(拡張効果)を認める制度である」とされる。

本制度は、権利者不明著作物²利用や著作物の大量デジタル化によるコンテンツのアーカイブ利用といった、著作物の円滑な利用促進を実現する際に、とりわけ現代的な課題への有効な対処法として、国際的に注目を集めるとともに、我が国においても、平成26年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、本制度の可能性に鑑み、著作権処理における利便性や懸念点等が指摘・議論された。その結果、「著作物等の流通促進を図る観点から、今後も検討を進めることが適当である」とまとめられている。

こうした状況を踏まえ、本調査においては、既に拡大集中許諾制度を導入している 国として北欧5か国(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィン ランド)及びイギリス、導入を検討している国としてアメリカの現状に関して、文献 調査、現地調査を含むヒアリング及び有識者による委員会における検討を通じ、基礎 調査を実施する。特に、既に同制度を導入している諸国については、集中管理団体の 運営面等、実態的側面を重視しつつ調査を行い、我が国における今後の同制度の検討 に資することを目的とする。

1

¹ 小嶋崇弘「拡大集中許諾制度」コピライト 649 号 17 頁 (2015 年)。

² 諸外国では orphan works (孤児著作物) といわれている。

2 調査の概要

(1) 調査方法

調査対象国の法制度に詳しい有識者と連携し、文献調査及びヒアリング等により 調査を行った。併せて、同有識者により構成される委員会を設置し、同制度の特徴 や課題についての検討を行った。

調査対象国及びそれぞれの担当は、以下のとおりである。本報告書は、各担当者が調査結果についてまとめた報告をソフトウェア情報センターが編集し、作成した。

○ 既に拡大集中許諾制度を導入している国

アイスランド 田渕エルガ (横浜国立大学 大学院国際社会科学研究院 准教授) スウェーデン 田渕エルガ (横浜国立大学 大学院国際社会科学研究院 准教授) デンマーク 小嶋崇弘 (中京大学法学部 准教授) ノルウェー 田渕エルガ (横浜国立大学 大学院国際社会科学研究院 准教授) フィンランド 小嶋崇弘 (中京大学法学部 准教授) イギリス 今村哲也 (明治大学 情報コミュニケーション学部 准教授)

○ 拡大集中許諾制度の導入を検討している国

アメリカ 石新智規(西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 弁護士)

(2) 調査期間

平成27年10月~平成28年3月

第2 拡大集中許諾制度に係る諸外国の状況の調査

1 拡大集中許諾制度について

近年の著作物の利用に関する複製技術及び通信技術の発展は目覚ましいものがあり、 検索エンジンやデジタル・アーカイブをはじめとして、大量の著作物をデジタル化し、 インターネットを通じて利用者に提示することが可能になった³。

ところが、このように大量の著作物を利用する際に障害となるのが、著作権処理にかかる費用が高騰する問題である⁴。著作物利用の円滑化を図るための制度としては様々なものが存在するが、近時は著作権の集中管理に対する関心が高まっている。

著作権の集中管理においては、包括許諾(Blanket license)という仕組みが活用されることが少なくない。ところが、包括許諾の限界として、管理団体のレパートリーに含まれていない著作物を利用するためには、利用者は権利者から個別に許諾を得る必要がある。これは「アウトサイダー(非構成員)問題」と呼ばれている。

アウトサイダー問題を解消し、権利処理の円滑化を図る目的で、北欧諸国(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド)においては、拡大集中許諾(Extended Collective License: ECL)制度6が導入されている。拡大集中許諾とは、法定された規定(ECL規定)に基づき、著作物の利用者(又は利用者団体)と相当数の著作権者を代表する集中管理団体との間で自主的に行われた交渉を通じて締結された著作物利用許諾契約(ECL契約)の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者(非構成員)にまで拡張して及ぼすことを認める制度である7。

これを利用者の立場から捉え直せば、ECLの下で、利用者は、ECL契約で特定されている著作物及びその利用態様の範囲内であれば、権利者が集中管理団体の構成員であるか否かを問わず、当該著作物を利用することができる。そのため、ECLは、放送機関やデジタル・アーカイブ事業を進める文化機関(図書館や美術館)などの大量の著作物を利用する機関にとって、ワンストップでの権利処理が可能となるという点で魅力的な制度であるとされており、国際的に注目を集めている。

一般にECLは、利用者と集中管理団体との間の自主的な交渉を通じて締結された契約を基礎としている点で、権利の制限及び例外並びに強制許諾などと比較すると、排他権に対する制約の程度及び立法又は行政による介入の程度が低いという特徴があるとされている。

北欧諸国の著作権法は、20世紀中頃から各国の法制度の調和が図られてきた結果、

4 我が国における実証研究として、野村総合研究所「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する実証実験報告書」平成 24 年度文化庁委託事業「デジタル化資料等を活用した著作物の流通と利用の円滑化に関する実証実験事業」(2013 年)。

³ MAURIZIO BORGHI & STAVROULA KARAPAPA, COPYRIGHT AND MASS DIGITIZATION 1-18 (2013).

⁵ 上野達弘「著作権法における権利の在り方~制度論のメニュー~」コピライト 650 号 11 頁(2015 年)。

⁶ 拡大集中許諾制度に関する代表的な文献として、Tarja Koskinen-Olsson & Vigdis Sigurdardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in Collective Management of Copyright and Related Rights 243 (Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2015) がある。邦語文献として、菱沼剛『知的財産権保護の国際規範』(信山社・2009 年)115 頁、著作権契約法委員会『著作権契約法現行コード』(社団法人著作権情報センター・2010 年)183 頁以下[松田政行=平野惠稔執筆]、株式会社三菱総合研究所『平成 21 年度コンテンツ取引環境整備事業(デジタルコンテンツ取引に関するビジネスモデル構築事業)報告書』(株式会社三菱総合研究所・2010 年)62 頁以下、今村哲也「権利者不明著作物の利用の円滑化に向けた制度の在り方について一英国における近時の法案からの示唆―」季刊企業と法創造 28 号 172 頁以下(2011 年)、株式会社情報通信総合研究所・2013 年)、本式会社情報通信総合研究所・3013 年)、玉井克哉「行政処分と事務管理―孤児著作物問題の二つの解決策―」Nextcom21 号 4 頁(2015 年)、鈴木雄ー「孤児著作問題の解決策としての拡大集中許諾― 米国著作権局の最近の提案をめぐって―」Nextcom21 号 14 頁(2015 年)、作花文雄「マス・デジタル化時代における著作物の公正利用のための制度整備―拡大集中許諾制度の展開・『Orphan Works』問題への対応動向―〔前編〕」コピライト650 号 50 頁(2015 年)、小嶋・前掲注(1) 17 頁等がある。

⁷ Gunnar W. G. Karnell, Extended Collective License Systems, Provisions, Agreements and Clauses – A Nordic Copyright Invention with an International Future?, in ESSAYS IN HONOUR OF GEORGE KOUMANTOS 391 (2004).

共通点が多いとされるが⁸、拡大集中許諾制度の運用面まで見ていくと相違点も少なくない。

これまで、ECLは北欧諸国の文化的背景に基づくローカルな制度であると捉えられてきたが、2014年にはイギリスでもECLが導入されるに至った。具体的には、2013年の企業・規制改革法(Enterprise and Regulatory Reform Act: ERR法)により、二次的立法である規則によってECLを許可する権限を付与することができるとされ(イギリス著作権法(Copyright, Designs & Patents Act 1988)(以下「CDPA」ともいう。)第116B条)、2014年になり、同制度を実際に運用するための拡大集中許諾に関する規則(以下「ECL規則」という。)が制定された。

なお、近年ドイツ及びフランスでは、絶版書籍等の利用という非常に限られた範囲で集中管理団体が非構成員の著作物の利用について許諾を与えることを認める制度が導入されている。両国の制度にはECLと類似する部分もあるが、絶版書籍等の利用に特化しているという点で北欧諸国及びイギリスにおけるECLと区別される10。

ECL導入の動きは欧州にとどまらない。2015年に、アメリカ著作権局が公表した報告書においても、大量デジタル化に関する権利処理の円滑化を図るための制度として、ECLを試験的に導入すべきであると提案されている。

以下、各国のECL制度及びその運用等について、有識者の調査結果をまとめる。

-

⁸ Niklas Bruun, Intellectual Property Law in Finland 37-38 (2001).

⁹ ドイツの制度については、Karl-Rriedrich Lenz「『孤児著作物』等に関するドイツの最近立法」青山法務研究論集 8 号 11 頁 (2014 年)、潮海久雄「権利者不明著作物(ドイツ)の追加調査」平成 26 年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第 2 回)資料 5 (2014 年 10 月 20 日) 3 頁を参照。フランスの制度については、井奈波朋子「著作物等のアーカイブ化の促進について(フランス)」平成 26 年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第 2 回)資料 4 (2014 年 10 月 20 日)を参照。

¹⁰ 北欧諸国における ECL とドイツ及びフランスにおける制度の位置付けに関しては、Pamela Samuelson, Extended Collective Licensing to Enable Mass Digitization: A Critique of the U.S. Copyright Office Proposal, EIPR (forthcoming 2016), available at http://ssrn.com/abstract=2683522.

2 拡大集中許諾制度を導入している国の状況について

(1) アイスランド

ア はじめに

アイスランドにおける拡大集中許諾制度の調査については、文献調査、集中管理団体の年次報告書等の公開資料による調査に加えて、以下の団体・個人に送付した調査票への回答等により、実施した。

Rán Tryggvadóttir氏(レイキャビク大学) Jón Vilberg Guðjónsson氏(教育科学文化省、部長) Guðrún Björk氏(集中管理団体STEF、ジェネラル・マネージャー) Helga Sigrún Harðardóttir氏(集中管理団体Fjölís、ジェネラル・マネージャー) Harpa Fönn Sigurjónsdóttir氏(集中管理団体Myndstef、法律顧問)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 制度概要

a 立法経緯11

アイスランドにおいては、著作権分野における他の北欧諸国との協力に参加はしていたものの、他の北欧諸国とは異なり、1992年までECL規定は導入されなかった。

1992年6月に、業務目的の複写、著作物の一次放送における利用及び視覚的 美術の著作物の特定の利用を対象とするECL規定が導入された。

放送に関するECL規定の導入前は、集中管理団体の非構成員の著作物については強制許諾制度があった。

1996年には、著作物のケーブル同時再送信に関するECL規定及び実演のケーブル同時再放送が導入された。著作物の同時再送信については、ECL規定の導入前は、強制許諾制度があった。

また、2010年にアイスランド著作権法(以下「法」ともいう。)は改正され、業務目的の複写等に係るECL規定(法旧第15a条)において、集中管理団体は、構成員も非構成員も含めた「アイスランドの著作者」のために使用料を徴収するとされていたものが、アイスランドの著作者に限らず、構成員も非構成員も含めた「著作者」のために使用料を徴収することと修正された。

2016年3月に改正される前のアイスランド著作権法には以下に関するECL規定が設けられている。

- ・ 業務目的の複写等(法旧第15a条)
- 著作物の放送における利用等(法旧第23条)
- ・ 著作物のケーブル同時再放送(法旧第23a条)
- ・ 視覚的美術の著作物のテレビ放送(法旧第25条)
- ・ 実演のケーブル同時再放送(法旧第45a条)

¹¹ Rán Tryggvadóttir レイキャビク大学准教授からの回答(2016年2月18日)、教育科学文化省 Jón Vilberg Guðjónsson 部長からの情報提供(2016年3月7日)。2010年の改正までが反映されたアイスランド著作権法については WIPO-Lex http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/is/is107en.pdfを参照。

また、集中管理団体の非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有すると とともに、非構成員は利用から原則4年間、集中管理団体に対してのみ使用料 を請求できると定められている。

さらに、2016年3月に以下の内容を含む改正が加えられた。

- ・ アーカイブ・図書館・美術館等の所蔵資料の複製及び提供に関するECL 規定の導入
- ・ 障害者のための放送の複製に関するECL規定の導入
- ・ 放送局による自らの放送の再利用に関するECL規定の導入
- ・ 範囲が限定された利用における一般ECL規定の導入
- ・ ECL契約の要件及び非構成員の保護に関する共通規定の整備
- ・ ECL規定の実演、録画物、レコード、放送についての準用規定の整備

これらの改正は、他の北欧諸国における近年の動きと足並みをそろえることを目的としている。なお、孤児著作物に関する欧州指令の国内実施のための改正も同時に採択された。孤児著作物立法は、小規模で範囲の限定された収集品を有する機関にとって、権利者不明著作物を無償で利用できるという点において、有用なものと考えられている。

b 人格権

ECL規定については、アイスランド著作権法第4条に定める人格権を害するものであってはならないと定められている。第4条では、著作者の氏名が適切に表示されなければならないこと、及び著作者の声望や人格を害する形で著作物が改変・提示されてはならないことが定められている。ECL規定に基づいて著作物が公衆に提示される際には、出所や著作者の氏名が適切に表示されなければならず、また、ECL規定に基づいて著作物が複製される際には、複製の目的に必要な範囲を超えて、著作者の同意なく、著作物を改変してはならないことが定められている(法第26条)。

視覚的美術の著作物の管理を行っている団体Myndstefのウェブサイトにおいては、著作物はそのままの形で再発行されなければならず、上書き、削除等の改変は許されないとの記載がある。また、著作者の氏名は© 著作者名/Myndstef.という形で提示されなければならないとしている¹²。

また、複製権管理団体であるFjölísは、使用許諾契約にアイスランド著作権 法第4条を反映した条項を盛り込んでおり、著作者名を表示することが義務付 けられているとともに、改変が禁止されている¹³。

c ECL契約を締結する団体の適格性

2016年の改正により、ECL契約を締結する団体は、アイスランドにおいて利用される著作物の著作者の相当部分(a substantial portion of authors)を代表する団体¹⁴でなければならず、大臣による認可が必要であるとする共通規定が創設

¹³ Fjölís ジェネラル・マネージャーHelga Sigrún Harðardóttir 氏からの回答(2016年2月2日)。

¹⁴ 運用実務上は出版社等も含む権利者団体となっている。

された。大臣は、特定の利用領域については、複数の団体の連合体でなければならないと定めることができる。また、大臣が認可手続等に係る細則を定めることも規定されたが、2016年3月時点ではかかる細則はまだ定められていない。

(イ) 集中管理団体の状況

- a ECL契約を締結する適格性を有すると認定されている団体
- (a) STEF (Performing Rights Society of Iceland) (音楽著作権管理団体) 15

概要

STEFは、音楽の演奏権を管理している。アイスランドの著作物については約7万件を管理するとともに、外国の団体とも相互協定を締結している。STEFは2016年改正前の法第23条に基づき、音楽著作物のテレビ・ラジオ放送における利用に関するECL契約を締結することが教育科学文化省により認められている。その他の音楽著作物の利用領域においてもECL契約を許諾することができるかどうかについては、条文上、明らかではない。

ii 組織

理事会が、代表者会議の決定に基づき、STEFの活動を管理する。

iii 使用許諾

STEFは、音楽を演奏する大半の事業者(ラジオ局、テレビ局、劇場、映画館、店舗、美容室等)と使用許諾契約を締結しており、標準使用料に基づき、使用料を徴収している。

iv 分配

STEFは、分配規則に基づき、毎年2,000名以上の国内の権利者に使用料を分配している。外国の集中管理団体への分配は、相互協定に基づき、スウェーデンの音楽著作権管理団体STIMを介して行われる。

分配規程第9.3条に基づき、STEFは報告された著作物を特定するために、STEFデータベースとの照合等を行う。それでも特定できない場合には以下の手続がとられる。

- ①著作者が判明していれば、著作者に連絡し、著作物を登録する。
- ②Nord-Docデータベースやその他のインターネット上の情報と照合する。
- ③それでも特定できない場合は、四半期に一度、分配前に更新される不明 著作物一覧に追加する。この一覧に追加するための使用料の下限はない。

アイスランドの人口規模は小さいため、非構成員の著作者を見付ける ことはさほど難しくないとされる。

STEFが特定できなかった著作物の使用料については、特定された著作物の使用料として、使用割合に応じて上乗せして分配される。

¹⁵ STEF ウェブサイトhttp://www.stef.is/english">http://www.stef.is/english>、STEF ジェネラル・マネージャーGuðrún Björk 氏からの回答(2016 年2月2日)。

STEFの使用料配分に関する規程は代表者会議の年次総会においてのみ 改訂することができる。代表の過半数が出席するとともに、出席者の4分 の3が改訂を承認することが条件となっている。

∨ 2014年の収入及び分配

2014年のSTEFの著作権管理収入は609,311,719アイスランド・クローナである。そのうち、国内からの収入は397,000,765アイスランド・クローナであり、海外からの収入は、92,800,985アイスランド・クローナである。STEFの運営コストは、財務費を除くと、112,580,714アイスランド・クローナである。

2014年の分配額は、423,560,885アイスランド・クローナである。そのうち、国内の権利者に分配されたのは、261,025,292アイスランド・クローナである。

(b) Writers' Union of Iceland¹⁶

約440名の小説家、脚本家、学術著述家、翻訳家等の構成員から構成される団体である。改正前の法第23条に基づき、放送事業者と放送に関するECL契約を締結するための認可を教育科学文化省より受けている。

(c) Fiölís (複製権管理団体) 17

i 概要

Fjölisは、複写をはじめとする出版物の複製権を管理する団体であり、教育科学文化省よりECL契約締結に関する認可を受けている。フィクション作家、作曲者、記者及び出版者の団体により1984年に設立された。ノンフィクション作家及び視覚的美術の著作者は後に参加した。新聞及び雑誌の発行者はFjölisに加盟していない。

ii 加盟団体

Union of Icelandic Journalists (Blaðamannafélag Íslands)

Icelandic Publishers Association (Félag íslenskra bókaútgefenda)

Association of Non-fiction Writers (Hagbenkir)

Visual Art Copyright Association (Myndstef)

The Writers' Union of Iceland (Rithöfundasamband Íslands)

The Performing Rights Society of Iceland (STEF)

The Association of Icelandic Music Sheet Publishers (Sítón)

Fjölísは外国の複製権管理団体とも相互協定を締結している。

iii 組織

全加盟団体から1名が理事会の構成員となっており、使用許諾条件をは

¹⁶ Writers' Union of Iceland ウェブサイト<www.rsi.is>、教育科学文化省 Jón Vilberg Guðjónsson 部長からの情報提供(2016年3月9日)。

¹⁷ Fjölís ウェブサイト<http://fjolis.is/a/>、Fjölís ジェネラル・マネージャーHelga Sigrún Harðardóttir 氏からの回答(2016年2月2日)。

じめとした契約に関する事項について決定している。

iv 使用許諾

Fjölísは、小中高等学校及び大学等における複写について、契約を締結している。1996年11月に改訂され、教育省の承認を得たFjölísの定款上、加盟団体は電子複製(印刷物のデータベース利用)に関する許諾権限をFjölísに委任することができる。これに基づき、Fjölísはアイスランドの大学と電子複製及び学生への配布に関する許諾契約も締結している。

また、Fjölísは、地方公共団体等と複写に関する使用許諾契約を締結している。

外国における利用については、外国の団体との相互協定を通じて取り 扱われる。

Fjölísは、複写だけでなく、スキャニングやウェブサイトのプリントアウトなどの新たな複製形態についても、その許諾領域を拡大しているところである。ウェブサイトへの掲載については、現在、許諾できないが、2016年3月の著作権法改正による図書館における複製及び提供に関するECL規定の導入等により、これが可能となる予定である。ウェブサイト掲載を許諾することについては、加盟団体からの合意は既に得られている。これが実現すれば、ノルウェーの複製権管理団体Kopinorが国立図書館にその所蔵書籍をウェブサイトに掲載することを許諾しているBookshelfサービスのようなプロジェクトをアイスランドでも実施することができるようになる。文化遺産である著作物へのアクセスを向上させることは、アイスランドの文化政策上、重要な取組と位置付けられている。

v 分配

分配は、統計調査や加盟団体間の決定事項に基づき行われる。市場規模が小さいアイスランドで定期的に大規模統計調査を実施することは困難なので、他のスカンジナビア国の統計を、アイスランド市場の特性を加味しつつ、用いている。

各加盟団体が、権利者への分配方法を決定するが、通常は、著作者が 申請できるプロジェクトに用いるための基金が創設される。

外国の権利者についても、国内の権利者と同様に取り扱われる。

非構成員から使用料の請求があった場合、利用が立証されれば使用料が支払われる。これまでのところ、こうした請求は1件しかなく、利用が立証されなかったため、支払は認められなかった。

vi 2014年の収入と分配

2014年の総収入は109,947,146アイスランド・クローナ (779,767ユーロ)、総配分額は86,207,430アイスランド・クローナ (611,400ユーロ) である。ただし、2015年の追加分配分は含まれていない。

管理コストの割合は例年10~15%程度である。

vii オプトアウトについて

1985年以来、2件のオプトアウトがあった。オプトアウトの申請がある

と、Fjölísが利用者にその旨を伝える。

viii 権利者不明著作物について

アイスランドの市場は小さいため、権利者が不明となることはまれである。

(d) SFH (The Federation of Performing Artists and the Phonographic Industry in Iceland)¹⁸

実演家及びレコード製作者の団体であり、ECL契約の締結について教育科学文化省の認可を得ている。音楽著作権管理団体であるSTEFが徴収業務を行っている。

(e) Myndstef (The Icelandic Visual Art Copyright Association)19

概要

Myndstefは1992年に教育科学文化省により認可された団体である。 Myndstefは改正前の法第25条に定める、視覚的美術の著作物のテレビ放送 における利用について、使用料を徴収している。構成員数は約3,000名で ある。また、外国の団体と相互協定を締結している。

ii 使用許諾

Myndstefは、視覚的美術の著作物のテレビ放送を対象としたECL契約を、 国営放送局1局及び民間放送局2局と締結している。2015年に締結した民 間放送局2局とのECL契約は試行段階である。

これに加えて、Myndstefは、契約自由の原則により、個別処理がおよそ不可能な分野や、著作物の利用促進につながるような利用形態について、ECL契約に類似する効果を持つ契約を締結している。契約の相手方は国立美術館、教育出版者、放送事業者等である。

外国の著作物については、外国の団体との相互協定が存在するものについては、許諾契約に含まれている。Myndstefは、海外における利用の許諾は、原則、行っていない。

非営利目的の場合は低額の使用料が適用されることがある。

iii 分配

集中許諾においては、Myndstefが個別の権利者に使用料を確実に支払う責任を有する。分配は利用者から提出される報告等に基づき、行われる。分配は個々の権利者に対して行われることが原則だが、美術館におけるオンライン利用については、現時点では個別分配はコストが高くなってしまうため、助成金の形で支払われている。現時点では個別権利者への支払額は1作品につき100アイスランド・クローナ(約1ユーロ)程度となるため、権利者もこの分配方法に合意している。

¹⁸ SFH ウェブサイト。

¹⁹ Myndstef ウェブサイトhttp://www.myndstef.is/english/>、 Myndstef 法律顧問 Harpa Fönn Sigurjónsdóttir 氏からの回答(2016 年 2 月 2 日)。

iv 財政

管理コスト割合は約20%である。

v 権利者不明著作物の取扱い

権利者が不明な場合の使用料は、後に権利者が現れた場合に支払う一 定額等を除き、基金に繰り入れられ、助成に充てられる。

vi オプトアウトについて

これまでに少なくとも1件のオプトアウトの申し入れがあった。

(f) IHM20

IHMは、ケーブル同時再送信を対象とするECL契約を締結する集中管理団体として、教育科学文化省により認可されており、権利者である著作者、実演家、製作者を代表している。IHMは、著作物の複製に用いられる録音録画媒体及び機器の売上げに係る補償金の徴収及び権利者への分配も行っている。

b 指定団体と当該分野における他の著作権管理団体との関係

アイスランドについては、一般的に、市場規模が小さいため、例えば、視覚的美術の著作物分野については、1団体しか存在しないなど、一つの分野に複数の団体が設立されるという状況にはない²¹。

複写をはじめとする複製権管理分野においては、Fjölísが、異なる分野を代表する傘下団体の協議や調整の場となっている²²。

(ウ) ECLに対する評価及び課題

• 教育科学文化省 Jón Vilberg Guðjónsson部長からの回答23

ECLについて独立に評価したものはないが、利用者や権利者から当省に苦情が寄せられたことはない。団体内部における使用料の分配方法について多少の不満がみられることはある。2014年に採択された集中管理に関する欧州指令の国内実施を通じて、より厳格な統制と透明性がもたらされることにより、これらの課題のいくつかは解決すると思われる。

• レイキャビク大学 Rán Tryggvadóttir准教授からの回答24

ECLは、個別の権利処理が不可能であるか実効性がない場合に、効率的で実効性のある権利処理の手段を提供するものである。公共の利益に鑑み、特定の利用分野において集中管理団体の構成員以外のものも含めた全著作物の利用許諾を得ることが重要とされる大量利用(マスユーズ)のために用いられるものである。

• STEF ジェネラル・マネージャー Guðrún Björk氏からの回答²⁵ 利用者からは肯定的に評価されている。ECL契約の対象範囲を現行のものよ

²⁰ IHM ウェブサイト。

²¹ Myndstef 法律顧問 Harpa Fönn Sigurjónsdóttir 氏からの回答(2016 年 2 月 2 日)。

²² Fjölís ジェネラル・マネージャーHelga Sigrún Harðardóttir 氏からの回答(2016 年 2 月 2 日)。

²³ 教育科学文化省 Jón Vilberg Guðjónsson 部長からの情報提供(2016 年 3 月 9 目)。

²⁴ Rán Tryggvadóttir レイキャビク大学准教授からの回答(2016 年 2 月 18 日)。

²⁵ STEF ジェネラル・マネージャーGuðrún Björk 氏からの回答(2016年2月2月)。

りも拡大してほしいとの要望を利用者から受けている。

• Fjölís ジェネラル・マネージャー Helga Sigrún Harðardóttir氏からの回答 利用者は、多数の著作物の利用許諾を比較的低廉な使用料で得ることができると、肯定的に評価しているが、これには、契約交渉を専ら政府機関と行ってきたことも関係している。

ECLには権利者を束ねるという重要な効果があると認識されている。権利者は、複写を防ぐことはできないと認識しているため、Fjölisに加盟するとともに、ECL制度を支持している。

• Myndstef 法律顧問 Harpa Fönn Sigurjónsdóttir氏からの回答²⁷ 利用者及び権利者の双方から、権利処理上のメリットがあるため、高く評価されている。また著作権に対する理解が深まるという効果もあると考えている。

ウ 概括

アイスランドにおいては、他の北欧諸国にみられるように、(1)一次放送、(2)教育機関等における複製、(3)放送番組の同時再送信、(4)美術の著作物の利用、の四つの領域を中心にECL制度が活用されている。また、本調査実施中の2016年3月に著作権法が改正され、他の北欧諸国と足並みをそろえるべく、図書館・美術館等の所蔵資料の複製及び提供、放送局による自らの放送の再利用等に関するECL規定、並びに範囲が限定された利用における一般ECL規定等が導入された。

著作物の大量デジタル化との関連では、法改正を見据え、複製権管理団体Fjölisは、改正前から図書館の所蔵資料をウェブサイトに掲載するためのECL契約締結に向けた準備を進めていた。

アイスランドにおけるECL制度については、大きな課題は見受けられないものの、 集中管理に関する欧州指令の国内実施により、運用の改善が見込まれると考えられている。

²⁶ Fjölís ジェネラル・マネージャーHelga Sigrún Harðardóttir 氏からの回答(2016年2月2日)。

²⁷ Myndstef 法律顧問 Harpa Fönn Sigurjónsdóttir 氏からの回答(2016 年 2 月 2 日)。

(2) スウェーデン

ア はじめに

スウェーデンにおける拡大集中許諾制度の調査については、文献調査、集中管理団体の年次報告書等の公開資料による調査に加えて、以下の団体・個人に送付した調査票への回答及び現地での聞き取り調査により、実施した。

Johan Axhamn氏 (ストックホルム大学、元法務省職員)

Jerker Rydén氏 (王立図書館、上級法律顧問)

Thorbjörn Öström氏 (文化省)

Lars Grönquist氏(集中管理団体Copyswede、主任法律職)

Mattias Åkerlind氏(集中管理団体Copyswede、最高経営責任者)

Peter Carls氏(集中管理団体Copyswede、法律職)

Ellinor Gyllenstierna氏(集中管理団体Bonus Copyright Access、法律顧問)

Mats Lindberg氏(集中管理団体Bildupphovsrätt i Sverige (Visual Copyright Society in Sweden)、最高経営責任者)

Helen Asker氏(集中管理団体Alis、常務)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 制度概要

a 立法経緯

著作権法及び労働法を専門領域としたスウェーデンのSvante Bergströrm教授が拡大集中許諾(ECL)制度の提案者と言われている。Bergströrm教授は、1940年代以降、集中管理団体の育成の必要性を説くとともに、1960年の著作の中で「拡大集中許諾」に相当する文言を用いている²⁸。

スウェーデンにおいては、他の北欧諸国と同様、拡大集中許諾制度は放送分野において最初に導入された。放送における著作物の利用に当たって公共放送事業者は当初、強制許諾の導入を提案したが、権利者団体及び著作権法の改正に当たっていた起草委員会はこれに反対した。強制許諾に代替するものとして放送事業者が提案し、権利者団体及び起草委員会に受け入れられたのがECLであり、1960年に著作権法に規定が設けられた29。権利者団体の構成員でない者にも、利用許諾契約の効果が及ぶため、一般契約法に照らし、立法措置が必要とされた30。

放送について導入されたECL制度の基本構造は以下のとおりである。放送事業者は、代表性を有する集中管理団体との間で締結されたECL契約に基づき、利用の対象となる著作物の権利者が集中管理団体の構成員であるか否かにかかわらず、公表された文学又は音楽の著作物を一次放送することができる。他方で、放送事業者が非構成員の著作物を利用した場合には、当該非構成員

²⁸ Thomas Riis & Jens Schovsbo, Extended Collective Licenses and the Nordic Experience, Columbia Journal of Law and the Arts, Vol. 33, Issue 4 (2010), p. 473.

²⁹ Ibid. pp473-474; Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect (2011) pp25-26 http://www.ivir.nl/publicaties/download/292.

Jan Rosén, Sweden, in Intellectual Property Laws of Europe, edited by George Metaxas-Maranghidis (1995) p402.

には報酬を請求する権利が認められ、また、著作物の利用を禁止する権利(オプトアウトする権利)も認められる。さらに、非構成員が放送における著作物の利用に反対すると推定される特別の理由が存在する場合には、放送事業者は当該著作物の放送を控えることが義務付けられた31。

これらの規定は、集中管理団体と放送事業者の間における実務を反映させた内容となっている。なお、ECLは私法上の事務管理の概念に近く、このような大陸法系の概念に抵抗がある国にとっては、ECLはそれほど魅力のあるものではないとの指摘も識者によりなされている³²。また、北欧諸国においては、団体労働協約の効果が構成員以外にも及ぶが、ECL規定がもたらす拡張効果は、これに類似するとの指摘もある³³。

1950年代において、音楽の著作物の演奏権を集中管理団体が管理する割合は、現在ほど高くなく、網羅的でもなかった。音楽の著作物の放送利用については、当時よりもECL規定の必要性は薄れているが、北欧の放送事業者は、今日においても、デジタル化に対応した事業活動にも適用されるECL規定の必要性を支持しているとされる³4。

放送に次いで、学校における複写もECLの対象となった。複写分野へのECLの導入は、1974年に北欧諸国共同の著作権委員会が提案したものであったが、この提案が、北欧諸国間で著作権法制度を調和させるための協力体制構築の一環としてECL制度の活用が図られる契機となった。この委員会では、爆発的な複写の広がりに対して強制許諾を導入すべきかが議論された。しかし、この分野において、権利者団体が利用者団体と利用許諾契約を締結する可能性が高いと判断され、強制許諾の代わりに1980年にECLが採用された35。

この後、ECLはスウェーデンにおいて以下の分野へと拡大していった36。

- ・ 公の機関・企業・他の組織による内部利用(スウェーデン著作権法(以下「法」ともいう。)第42b条)【2013年改正により送信・上映行為まで対象を拡大】
- 教育機関における複製(法第42c条)
- ・ アーカイブ及び図書館による利用(法第42d条) 【2013年改正により公衆 への提供行為全般に対象を拡大】
- ・ ラジオ・テレビ放送 (法第42e-42g条)
- ラジオ・テレビの一次放送(法第42e条) 【2013年改正により公衆のそれ ぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような 形で伝達する行為にまで対象を拡大】
- ラジオ、テレビ放送に含まれる著作物の同時再送信(法第42f条)

³¹ Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect (2011) p. 26.

³² Gunnar Karnell, Extended Collective License Clauses and Agreements in Nordic Copyright Law, Columbia-VLA Journal of Law & the Arts, Vol. 10, Issue 1 (1985-1986), p. 78.

³³ Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect (2011) p.33.

³⁴ Tarja Koskinen-Olsson & Vigdís Sigurðardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in Collective Management of Copyright and Related Rights (Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2016) p. 245.

³⁵ Thomas Riis & Jens Schovsbo, Extended Collective Licenses and the Nordic Experience, Columbia Journal of Law and the Arts, Vol. 33, Issue 4 (2010), pp. 473-474.

³⁶ 2011 年 4 月改正までの Act on Copyright in Literary and Artistic Works については WIPO Lex

を参照。2013年11月改正後の同法については

<a href="http://en.bonuscopyri

- ラジオ、テレビ放送に含まれる著作物の再利用(法第42g条)
- ・ 一般ECL規定(法第42h条) 【2013年改正により導入】

全てのECL規定は、実演及びレコードについても準用されている。公の機関・企業・他の組織による内部利用(法第42b条)、アーカイブ及び図書館による利用(法第42d条)、ラジオ、テレビ放送に含まれる著作物の再利用及び一般ECL規定は、放送についても準用されている。

b スウェーデン著作権法のECL規定の特徴

- ①スウェーデンにおいては、他の北欧諸国と異なり、拡大集中許諾契約を締結する適格性を得るために団体が政府の認可を得る必要がない。近年の法改正時に認可制度の導入の必要性についても検討が行われたが、大きな問題なく制度が機能していることから、導入の必要性はないと判断された37。
- ②集中管理団体の非構成員も使用料の分配やその他の便益について、構成員 と平等に扱われる。また、非構成員は利用から、3年間、集中管理団体に対 してのみ使用料を請求できる(法第42a条)。
- ③ラジオ、テレビ放送に含まれる著作物の同時再送信に関するECL規定(法第42f条)を除いた全てのECL規定について、権利者が利用を禁止した場合にはECL効果が及ばない(オプトアウトできる)ことが定められている。放送の同時再送信についてはオプトアウトが認められていないのは、衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令が、ケーブル再送信に関しては、集中管理団体を通じた権利行使のみを認めているからであると考えられる38。また、アーカイブ及び図書館による利用(法第42d条)、ラジオ・テレビの一次放送(法第42e条)、ラジオ、テレビ放送に含まれる著作物の再利用(法第42g条)及び一般ECL規定(法第42h条)については、著作者が利用を認めないと推測される特別な理由がある場合にはECL規定は適用されない。
- ④2013年改正により、一般ECL規定が導入された。技術の進展に伴い、ECLが有益となる分野は増える傾向にある。一般ECL規定は、こうした需要に応えるため、また頻繁に新たな個別ECL規定を導入するための著作権法改正に係る立法者の負担を軽減するために導入された39。
- ⑤スウェーデンにおいては、ECL契約締結交渉が不調に終わった場合の調停又はそれに類似する強制的な制度については、当事者間の任意性を損なうものとして、慎重論が強く、ケーブル再送信に関するECLを除いては導入されなかった。しかし、2013年に一般ECLを除く全てのECLを対象とした調停制度が、特定の著作権に関する紛争に係る調停法により導入された40。
- ⑥スウェーデンにおいては、孤児著作物に関する欧州指令を国内実施するた

³⁷ 王立図書館上級法律顧問 Jerker Rydén 氏からのヒアリング (2016 年 2 月 24 日)、ストックホルム大学 Johan Axhamn 氏からのヒアリング (2016 年 2 月 25 日)。

³⁸ 衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令(the Directive 93/83/EEC of 27 September 1993 on the coordination of certain rules concerning copyright and rights related to copyright applicable to satellite broadcasting and cable retransmission) 第 9 条第 1 項「加盟国は、著作権者又は隣接権者が、ケーブル再送信を許諾又は拒絶する権利は集中管理団体を通じてのみ行使が可能であるよう、定めなければならない。」。

³⁹ Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect (2011) p30.

⁴⁰ Tarja Koskinen-Olsson & Vigdís Sigurðardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in Collective Management of Copyright and Related Rights(Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2016) p255.

めの法改正が実施済みである。ただし、ECL契約が存在する分野においては、 孤児著作物法制が必要となる場面はあまりないと考えられている⁴¹。

c 集中管理団体に関する法令、競争法との調整

スウェーデンには、著作権法のECLに関する規定(法第42a条以下)以外に集中管理に関する法令の規定はない。ただし、2014年に採択された著作権集中管理に関する欧州指令42は、集中管理団体が満たすべき要件を定めるものであり、スウェーデンは2016年の期限までにこの指令を国内実施する必要がある。

集中管理団体の行為は、競争法の規定により制限を受ける⁴³。ECL契約を締結している集中管理団体に対する競争法の適用に関する事案として、次のものがある。

放送事業者とECL契約を締結している集中管理団体STIMは音楽著作権の管理において事実上の独占状態にある。STIMはテレビ局Kanal 5及びTV 4に対して、放送事業収入の一定割合に相当する使用料の支払を求めていたところ、2004年にKanal 5及びTV 4は、STIMが独占的地位を濫用しているとして、競争当局に差止めを求めた。競争当局がこの請求を退けたところ、両者はこれを不服として、提訴した。

2007年に、スウェーデンの裁判所は、Kanal 5及びTV 4とSTIM間の訴訟において、市場支配的地位の濫用行為を規制する旧欧州共同体(EC)設立条約第82条の解釈について、欧州連合司法裁判所(CJEU)に先決裁定を求めた。具体的には、加盟国内で事実上の独占状態にある著作権集中管理団体が、放送における音楽利用について、放送事業収入の一定割合を使用料として算定することが、旧欧州共同体(EC)設立条約82条が禁止している共通域内市場又はその中の相当部分を占める域内における独占的地位の濫用に当たると解されるかについて、先決裁定を求めた。

欧州連合司法裁判所(CJEU)は、放送における音楽利用の使用料が部分的に テレビ局の収入に応じたものになっていたとしても、これが実際に放送されるか放送される予定の音楽の量に相応するものであり、かつ契約管理コスト や監視コストの過度な高騰を招くことなく、これらの著作物の利用や視聴をより正確に把握できる他の方法がない限り、独占的地位の濫用には当たらないとした4%。

d ECL契約を締結する適格性

スウェーデンにおいては、他の北欧諸国と異なり、ECL契約を締結するに当たって、政府の認可は必要とされていない。ただし、スウェーデン国内で利用される特定の種類の著作物の著作者の相当数(a significant number of authors)を代表する団体45が利用者とECL契約を締結することとされている(法第42a

⁴¹ スウェーデン王立図書館上級法律顧問 Jerker Rydén 氏からの回答(2016 年 2 月 3 日)、Copyswede からの回答(2016 年 2 月 29 日)、Bonus Copyright Access におけるヒアリング(2016 年 2 月 26 日)。

⁴² Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market.

⁴³ Bonus Copyright Access 法律顧問 Ellinor Gyllenstierna 氏からの回答(2016 年 2 月 17 日)。

⁴⁴ Case C - 52/07 Kanal 5 Ltd/TV 4 AB v Föreningen Svenska Tonsättares Internationella Musikbyrå (STIM) upa http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?docid=68008&doclang=en.

⁴⁵ 運用実務上は出版社等も含む権利者団体となっている。

条) 46。

ECL契約締結の相手方である利用者の要件については、教育機関における複製を対象とするECL契約を締結できるのは組織的に教育活動を実施している者でなければならないとされている(法第42a条)。

通常は、ある特定の分野における利用者を代表する団体とECL契約が締結されるか、あるいは利用者を代表する団体がその加盟団体にモデル契約を提示し、契約締結を推奨するという形が採られる。特定の個別利用者とECL契約が締結されることもある⁴⁷。

(イ) 集中管理団体の状況

- a ECL契約を締結する主な集中管理団体48
- (a) STIM(音楽著作権管理団体) 49

作曲者、作詞者、編曲者、音楽出版社の演奏権及び録音権を管理する団体。2014年には、約15億スウェーデン・クローナを全世界1,323,013の音楽の著作物の権利者約75,000人に分配した。なお、STIM及びその他の北欧の音楽著作権管理団体は、録音権の管理をNordic Copyright Bureau⁵⁰に委託している。STIMは、放送に関するECL契約を放送事業者と締結している⁵¹。

(b) Bonus Copyright Access⁵²

概要

Bonus Copyright Accessは、複写をはじめとする複製権を管理する非営利団体であり、14の著作者その他の権利者団体からなる。

Bonus Copyright Accessの加盟団体は全て該当分野における相当数の権利者を代表する団体であり、ECL契約を締結する適格性を有する団体である。ECL契約締結の当事者は、Bonus Copyright Accessではなく、その加盟団体である。Bonus Copyright Accessは加盟団体の権利を集中管理することについて、加盟団体より委任を受けている。

ii 加盟団体一覧

- ノンフィクション及びフィクション

Swedish Publishers' Association (SvF)

Swedish Writers' Union (SFF)

- 教育

Swedish Association of Educational Publishers (FSL)

⁴⁶ 拡大集中許諾の効果が生じるための要件として、「スウェーデンの著作者の相当数を代表する団体」が契約をすることと定められていたが、欧州における国籍による差別的な取扱いの禁止との関係で問題があると指摘されていた。2013 年改正により、「スウェーデンで利用されている著作物の著作者の相当数を代表する団体」と改正された。Jan Rosén, Sweden: A proposal for a new Copyright Act and a total revision of rules on transfer of Copyright and Copyright Contracts, ALAI EXCO meeting Paris 2011-02-19 p7 http://www.alai.org/assets/files/infos-nationales/sweden-2011.pdf も参照。

⁴⁷ Bonus Copyright Access 法律顧問 Ellinor Gyllenstierna 氏からの回答(2016年2月17日)。

⁴⁸ Dr. Gunnar Karnell, *Sweden*, in International Copyright Law and Practice (2003)SWE-59-SWE-61.

⁴⁹ STIM ウェブサイト< https://www.stim.se/en >、STIM Annual Report 2014

http://issuu.com/stim-magasinet/docs/stim_annual_report_2014>

⁵⁰ Nordic Copyright Bureau ウェブサイトhttps://www.ncb.dk/index.html>。

⁵¹ Copyswede におけるヒアリング (2016年2月25日)。

⁵² Bonus Copyright Access ウェブサイトhttp://en.bonuscopyright.se/、Bonus Copyright Access 法律顧問 Ellinor Gyllenstierna 氏からの回答(2016年2月17日)。

Swedish Association of Educational Writers (SLFF)

- 新聞

Swedish Union of Journalists (SJF)

Swedish Magazine Publishers Association (SMPA)

Swedish Media Publishers' Association (TU)

- 画像

Swedish Picture Suppliers Association (BLF)

Association of Swedish Illustrators and Graphic Designers (ST)

Swedish Artists' National Organization (KRO)

Association of Swedish Professional Photographers (SFF)

- 楽譜及び歌詞

Swedish Society of Songwriters, Composers and Authors (SKAP)

Society of Swedish Composers (FST)

Swedish Music Publishers Association (SMFF)

iii 組織

Bonus Copyright Accessの最高意思決定機関は毎年の総会である。各加盟団体から代表者1名が出席する。理事会及び日常業務を実施する事務局が事業を実施している。

iv 使用許諾

教育分野においては、Bonus Copyright Accessは初等中等教育学校、高等教育機関等と契約を締結している。Bonus Copyright Accessの収入のうち、学校からの使用料収入が最も大きな割合を占める。

また、企業や公的機関等と、職場内における情報の複製及び伝達を対象とする許諾契約を締結している。

スウェーデン国外における利用については許諾していない。

√ 分配

分配規則は理事会が決定する。使用料は複製行為類型、著作物の種類、 著作物の本国、複製技術等に関する統計調査に基づき、個別の著作物名 を特定しない形で分配される。

Bonus Copyright Access内には、書籍、教材、新聞、音楽及び図画の五つの分野別のグループが存在する。Bonus Copyright Accessの加盟団体は五つのグループのいずれかに属する。使用料はBonus Copyright Accessの理事会により、これらのグループを通じて加盟団体に分配される。それぞれのグループ内では全会一致により各団体への使用料の最終的な分配が決定される。権利者に対する支払は、加盟団体により、個別に行われたり、助成金の形で行われたり、あるいは法律相談や教育に使用されたりする。

スウェーデン著作権法により、団体の非構成員も構成員と平等に取り 扱われなければならないことが定められている。ただし法律の規定によ り、非構成員は、構成員に対してどのような形で分配が行われるかにか かわらず、個別の使用料請求権を有する。また、非構成員は自己の著作 物利用を禁ずること(オプトアウト)もできるが、これがなされるのは まれである。

使用料は、スウェーデンの権利者のみならず、Bonus Copyright Access が外国の関連団体と締結している相互協定により、スウェーデン国内で複製される外国の著作物についても、分配される。Bonus Copyright Access も同様に、外国におけるスウェーデンの著作物の利用について、外国の団体から使用料の分配を受ける。

Bonus Copyright Access内の5グループに使用料が分配される前に、外国の権利者に対する分配分は差し引かれる。このうち、約80%の使用料は外国の権利者に分配される。約20%については、相互協定が締結されるまでの間、別口座で保管される。残りの0.7%は請求のなかった国か、発行国が判明しなかったもの、所在地が判明しなかった権利者に係るものとして留保されている。

vi 権利者不明著作物の扱い

Bonus Copyright Accessの許諾は包括許諾であり、分配は複製が行われた 出版物の種類(書籍、雑誌等)や著作物の種類(文書、図画等)等に関 する統計調査に基づき行われる。例えば、学校現場において、どの著作 物が具体的に複製されたかを把握することはほぼ不可能だからである。 したがって、理論的には、権利者不明分も含めた許諾、分配が行われて いることになる。

vii 使用料収入

2015年の徴収額は約2億3000万スウェーデン・クローナである。大半は教育部門からの収入である。2015年の管理コスト割合は約6%である。

(c) COPYSWEDE53

概要

スウェーデンの著作者及び実演家を代表する14団体からなる非営利機 関。テレビ・ラジオ番組のあらゆるメディアによる再送信の許諾及び私 的複製補償金制度の運用を行っている。

Copyswedeの基本的な運営規則は、総会が決定する定款において定められている。重要事項は全加盟団体及び協力団体との合意により決定される。

ii 加盟団体一覧

Nordisk Copyright Bureau (NCB)

Swedish Association for Educational Writers (SLFF) 54

Association of Swedish Craftsmen and Industrial Designers

Association of Swedish Illustrators

Association of Swedish Professional Photographers

Swedish Artists' and Musicians' Interest Organization (SAMI)

⁵³ Copyswede ウェブサイトhttp://www.copyswede.se/in-english/>、Copyswede Annual Report 2014、Copyswede におけるヒアリング(2016 年 2 月 25 日)。

⁵⁴ SLFF ウェブサイト。

Swedish Federation of Professional Musicians (Symf)

Swedish Musicians Union (SMF)

Swedish Performing Rights Society (STIM)

Writers Guild of Sweden (SDF) 55

Swedish Union of Journalists (SJF)⁵⁶

Swedish Union for Theatre, Artists and Media

Swedish Writers' Union (SFF)57

Visual Copyright Society in Sweden (Bildupphovsrätt i Sverige)

さらに、放送事業者の連盟UBOS、レコード製作者団体IFPI及び映画製作者団体FRFは協力団体である。

放送の再送信について、北欧では、個別の団体が許諾を行う多くの欧州諸国と異なり、Copyswedeのような統括団体が組織されている。

iii 使用許諾

Copyswedeは、加盟団体からの委任、及び放送事業者団体(UBOS)・映画製作者団体(FRF)及びレコード製作者団体(IFPI)との協定に基づき、自らの名において使用許諾契約を締結している。CopyswedeはケーブルテレビやIPテレビネットワーク等による再送信について、約80の放送チャンネルに対して許諾を行っている。これらの放送チャンネルの多くは北欧諸国及び欧州大陸諸国の公共放送である。CopyswedeのECL契約は、あらゆる形態のネットワーク及び技術によるテレビ・ラジオ放送の再送信を対象としている。ECLの仕組みは、放送チャンネルの再送信を希望するいかなる事業者によっても利用可能である。

2013年11月にスウェーデン著作権法に導入された一般ECL規定に基づき、放送中の番組であっても再視聴が可能なサービスを対象とした許諾契約が2013年末に締結された。この他にも、一般ECL規定に基づき、見逃し配信等の新たなサービスを対象とした契約が2014年に締結された。

2014年に、Copyswedeは、テレビ放送をいつでもどこからでも受信機器を用いて視聴できる「TV Everywhere」サービスを対象とする許諾契約を締結した。

Copyswedeは、ホテル等におけるテレビ・ラジオ放送の再送信も許諾している。

Copyswedeは、スウェーデンの公共放送SVTのウェブサイト上のオープン・アーカイブ・サービスについても許諾を行った。

Copyswedeは、SVT等の放送番組のDVD、CD、ビデオ・オン・デマンド (VOD)販売に関する許諾にも関わっている。

教育利用について、Copyswedeは、学校におけるSVT等の放送番組の録音録画や、教育放送の学校における使用許諾も行っている。

また、王立図書館とのパイロット事業により、過去の放送番組を要望 のあった研究者にオンデマンド送信で提供するための許諾も行っている。

⁵⁵ SDF ウェブサイト<http://www.dramatiker.se/english>。

⁵⁶ SJF ウェブサイト。

⁵⁷ SFF $\dot{\mathcal{D}}$ x $\ddot{\mathcal{D}}$ + http://www.forfattarforbundet.se/in-english/about-us/>。

所蔵資料の保存のための複製については、例外規定が適用されるが、これをデジタル送信するにあたって、ECL契約が必要となるからである。

iv 分配

Copyswedeの著作権料収入から管理コストを差し引いた収入残額が、加盟団体及び著作物・実演が利用された者に対する負債となる。当該収入は加盟構成員規程、分配規程及び理事会による分配決定に基づき、権利者に分配される。Copyswedeは、様々な使用許諾分野に係る分配を実施している。使用許諾ごとに異なる分配規程が適用される。いずれの使用許諾分野についても、製作者及び放送事業者は固有の分配分を受領し、スウェーデン国内外の権利者に対する再分配について、それぞれ固有の内部規程を有している。その他の権利者については、Copyswedeから直接、あるいは加盟団体を通じて、分配が行われる。STIM(音楽著作権管理団体)、SAMI(実演家団体)、IFPI(レコード製作者団体)、FRF(映画製作者団体)等の独自の分配制度を持つ団体には一括で支払われ、それぞれの団体において構成員への分配が行われる。

いずれの分配方法においても、欧州連合域内外の全ての権利者が平等に取り扱われることが重要な指針と位置付けられている。スウェーデン国内外の権利者が自国外における番組の使用に係る使用料を受け取ることができるよう、Copyswedeは、外国の著作者・実演家団体と相互協定を締結している。

分配が明瞭、透明であり、分かりやすいものでなければならないことも、昨今の複数の欧州指令においても強調されており、重要な指針とされている。

Copyswedeは、毎年、送信の行われた年の終わりから18ヶ月後に当たる5月~6月に、大半の分配を実施している。

毎年、未処理の支払分や分配が何らかの理由によりなされなかった権利者からの請求に充てる分として、収入の中から一定額が留保される。スウェーデン著作権法は、団体の非構成員である権利者は、著作物等の利用の時から3年間、使用料請求権を有すると定めているが、Copyswedeは利用の時から5年間、使用料の請求を認めている。分配できなかった使用料は、期間経過後は他の権利者に再分配される。権利者が特定できている使用料は10年間、留保される。これらの分配方法については、集中管理に関する欧州指令の国内実施により、総会における決議が必要となるなど、一定の修正が加わる見通しである。

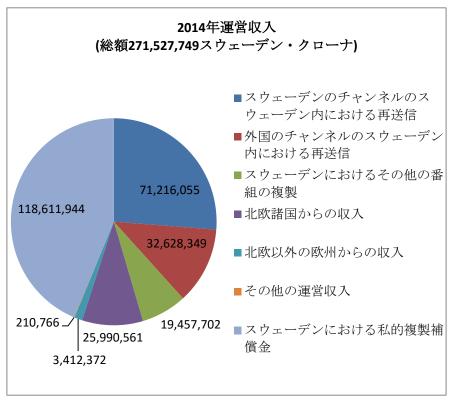
徴収された使用料は可能な限り、個別に分配される。個別の分配が適当でない場合は、例えば助成金等の形で分配される。

権利者団体間の分配については、Copyswedeの理事会及び全加盟団体により決定される。

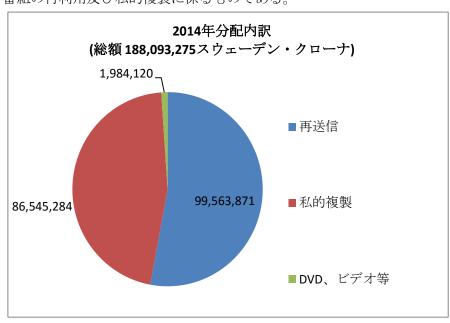
Copyswedeから分配を受けるに当たって、何らの登録も必要とされない。 Copyswedeには、可能な限り、当該放送番組に寄与した権利者を探し出す 責務がある。

毎年、Copyswedeの分配システム上、分配データベースが集約される。 このデータベースには、何が利用されたか、権利者は誰か、どのような 権利処理がなされたかに関する情報が含まれる。この情報は、番組の製作者、権利者あるいは調査により、特定される。Copyswedeの分配システムは数千人に上る権利者情報を処理している。

v 収入と支出



北欧諸国からの収入は、北欧のテレビチャンネルによるスウェーデンの番組の放送に対する使用料、及びスウェーデンの番組に係る私的複製補償金から成る。それ以外の欧州諸国からの収入は、スウェーデンのテレビ番組の再利用及び私的複製に係るものである。



(d) Bildupphovsrätt i Sverige (Visual Copyright Society in Sweden)58

Bildupphovsrätt i Sverigeは、視覚的美術の著作物の利用に関する許諾を行っている団体である。教育目的の複製等については、Bonus Copyright Accessの加盟団体を通じて許諾を行っており、放送の再送信等については、Copyswedeを通じて許諾を行っている。このほか、美術作品を美術館等がウェブサイトに掲載する際のECL契約締結のための取組を開始した。所蔵作品数及びそのうち著作権処理が必要となる作品(保護期間内のもの、当該美術館等が著作権を有しないものなど)の割合に応じた包括契約である。掲載実績を報告してもらい、分配のための基礎資料とする予定である。著作権処理が作品のオンライン公開の妨げとなる状況を回避し、作品に関する学術研究が進むよう、このような取組を行っている。使用料は低額に抑えた。

教育目的の複製については、もともと徴収額が少なく、個人への分配ができなかったため、使用料は共通目的に使用していた。現在は、なるべく権利者個人に分配するようにしている。そのための基礎資料として、権利者がどの媒体にどの著作物を掲載したかを報告してもらうようにしている。オプトアウトの可能性が保証されていることは、実際にオプトアウトすることはまれであるとしても、権利者にとっては意味のあることと考えられている。放送局がある写真集に関する番組製作に当たって、使用料を無償としない限り、当該写真集の内容を画面に映さないと通告したところ、当該権利者はECL契約からオプトアウトし、写真集の内容が画面に映されることを選んだという事例がある。

(e) ALIS59

概要

ALISは、文芸著作物のデジタル使用を始めとした二次使用の著作権を管理するために設立された。約4,000名の著者、報道記者、翻訳者、脚本作家を代表する。文書の利用分野において代表性を有していることにより、ECL契約を締結する適格性は有しているが、まだECL契約を締結するには至っていない。主な業務は、加盟団体等の委任を受けて著作権料の分配を行うこと、及びALISが代表する著作者のために、特定の利用に係る個別の利用契約を交渉したり締結したりすることである。現在、一般ECL規定(法第42h条)に基づく契約交渉を行っているところである。

ii 加盟団体

Swedish Writers Union (SFF)
Swedish Association for Educational Writers (SLFF)
Writers Guild of Sweden (SDF)(構成員数約650名)

Swedish Union of Journalists (SJF)

⁵⁸ Bildupphovsrätt i Sverige (Visual Copyright Society of Sweden) 最高経営責任者 Mats Lindberg 氏からのヒアリング(2016 年 2 月 26 月)

⁵⁹ Alis ウェブサイト<http://www.alis.org/alis/>、Alis 常務 Helen Asker 氏からの回答(2016 年 2 月 23 目)。

(f) Swedish Writers' Union (SFF)60

SFFは執筆者及び翻訳者の団体であり、構成員数は約2,600名である。演劇の著作物以外の文学的著作物の放送に係るECL契約を締結している。

b 指定団体と当該分野における他の著作権管理団体との関係

スウェーデン著作権法においては、特定の利用領域において適格性が認められる集中管理団体の数について、明文の規定は存在しない。ただし、最高裁は、類似する要件を有する追求権に関する規定について、団体の構造及び運営に関する特定の要件を充足するのであれば、複数の団体が報酬の請求を行うことが可能であると判示している。もっとも、実際には、どの団体がECL契約を締結する適格性を有するかが問題となる場面はほとんどないと考えられている。ただし、写真及び画像の教育目的の複製については、複数の団体が存在するが、分配は個人に対してなされることから、団体間の重複が問題になることは現在ではないとされている。。

関係団体間で調整が必要な場合は、通常、複数の団体を統括している団体において調整がなされる。また、放送の同時再送信に係るECLについては、全ての権利者団体からの請求が同時に行われなければならないと定められている(法第42a条)。

(ウ) ECLに対する評価及び課題

• スウェーデン著作権法改正委員会 委員長 Jan Rosen氏作成2010年中間報告SOU 2010:24におけるECL制度に関する分析⁶³

当委員会は、ECL制度がスウェーデンにおいて過去、どのように機能してきたかを分析するよう依頼された。新たな形態のECLの導入や既存のECLの対象を拡大するに当たっては、こうした分析が必要であり、分析の結果が否定的なものとなればこのような方向での改正は難しくなると判断されたからである

分析の結果、集中管理団体が用いているECLの分配制度は、よく機能しており、ECL規定に基づいて権利者団体に支払われる使用料は、団体の非構成員も含めて、権利者に到達していることが確認された。支払に関する異常はみられなかった。したがって、使用料が実際に権利者に支払われることを確保するための新たな規定の導入は提案されなかった。

• 文化省 Thorbjörn Öström氏からのヒアリング⁶⁴

ECLの利点としては、市場に解決を求める柔軟な方法であることが挙げられる。立法措置による解決は時間を要するからである。ECL制度があることにより、当事者が交渉の席に着くという効果がある。ただし、通常の個別契約が可能である場合は、通常の許諾契約によることが望ましいと考える。また、

⁶⁰ SFF ウェブサイト<http://www.forfattarforbundet.se/in-english/about-us/>、Copyswede からの回答(2016 年 2 月 29 日)。

⁶¹ Jan Rosén, Sweden: A proposal for a new Copyright Act and a total revision of rules on transfer of Copyright and Copyright Contracts, ALAI EXCO meeting Paris 2011-02-19 pp. 8-11.

http://www.alai.org/assets/files/infos-nationales/sweden-2011.pdf>.

⁶² Bildupphovsrätt i Sverige (Visual Copyright Society of Sweden) 最高経営責任者 Mats Lindberg 氏からのヒアリング(2016 年 2 月 26 日)。

⁶³ Jan Rosén, Sweden: A proposal for a new Copyright Act and a total revision of rules on transfer of Copyright and Copyright Contracts, ALAI EXCO meeting Paris 2011-02-19 pp. 11-12.

⁶⁴ 文化省 Thorbjörn Öström 氏からのヒアリング (2016年2月26日)。

ECLは教育利用やアーカイブの促進など、特定の政策目的を達成する場合に、常に最良の方法とは限らない。交渉が不調に終わったり、ECL契約が締結されない可能性もあるからである。そのため、権利制限や例外規定も併用する必要がある。

集中管理に関する欧州指令は、集中管理団体に、助成金などの形ではなく、なるべく権利者個人への分配を行うよう圧力をかけるものと言えるが、これは良いことである。ただし、分配の精度を上げるには、データベースへの投資など費用がかかる。音楽の著作権管理については、こうした投資が行われてきたが、出版物については必ずしも同様の状況にない。費用対効果を見極める必要ある。

• スウェーデン王立図書館 上級法律顧問 Jerker Rydén氏からの回答65

ECLは、既存の集中管理による解決ができなかったデジタル・ジレンマへの対応策となる、効率的なライセンス手段と考える。ECLが有効な手段となる一例が、教育文化部門における権利者不明著作物を含む大量の著作物のデジタル化及びオンライン提供である。ECLが無ければ、関係機関がその収蔵品をオンラインでデジタル公開することはおよそ不可能である。また、過去の放送番組についても、放送事業者は番組製作に必要な許諾しか得ておらず、その後の新たな利活用について関係する権利者の全てから許諾を得ることは難しい状況となっている。GoogleがECLに発想を得た和解案を提示したのはこれが理由と考えられる。技術がどれほど進展しても、全ての著作物について権利者(承継者も含む)に関する最新のメタ情報を付与することはおよそ不可能と考える。

スウェーデン王立図書館は、スウェーデンの集中管理団体Copyswede及びフィンランドの集中管理団体Kopiostoとともに、研究者から要望のあった映像資料を、当該研究者に遠隔アクセスサービスによりストリーミング形式で提供するというパイロット・プロジェクトを実施しているが、このプロジェクトにおける著作権処理はECLに基づいて行われている。同プロジェクトは図書館間相互貸借に代わるものとして実施している。このプロジェクトは研究者から非常に好意的に受け止められている。アナログの図書館間相互貸借よりも遠隔からのデジタル・アクセスの方が利便性が高いからである。また、このパイロット・プロジェクトは、国境を越えたECL契約に基づく実験的な取組である。映像資料に続き、書籍についても同様のプロジェクトが進められる予定である。

また、スウェーデン王立図書館が所蔵する保存状態の良い過去の日刊紙をデジタル化するための資金を出版社が提供し、これらの出版社がデジタル化された日刊紙の商業利用を行うというパブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)事業を実施しているが、複製権管理団体であるBonus Copyright Accessが一般ECLに基づく許諾を出版社に対して行っている。

ECLの課題としては、文化教育部門による大量デジタル化を対象としたECLは収益性の高い事業ではなく、さらには集中管理に関する欧州指令を国内実施するための法令等により、集中管理団体の管理運営コストが上昇する可能性があることが挙げられる。解決策としては、小規模の集中管理団体を大規模な団体が吸収合併することが考えられる。これにより、ワンストップ・

 $^{^{65}}$ スウェーデン王立図書館上級法律顧問 Jerker Rydén 氏からの回答(2016 年 2 月 3 日)。

ショップも実現できる。

• Bonus Copyright Accessからの回答⁶⁶

ECLの利点として、集中管理団体の非構成員や所在不明者の著作物も含む、 大量の著作物を利用する場面において、また、新規の著作物が加わり続ける とともに絶版となる著作物数も増えていくような場面における利用について、 許諾を容易に得られることが挙げられる。

• Copyswedeからの回答⁶⁷

利用者にとってのECLの利点は、大量かつ複雑なコンテンツの利用が可能となることである。非構成員による使用料の請求は集中管理団体に対してのみ行われるため、利用者は法的安全性を享受することができる。また、利用前に使用料を予測することができるのも利用者にとっての利点である。

また、一般ECL規定の導入により、市場のライセンス需要に応えるための法的環境が整った。

ウ 概括

スウェーデンにおいては、他の北欧諸国にみられるように、(1)一次放送、(2)教育機関等における複製、(3)放送番組の同時再送信、(4)美術の著作物の利用、の四つの領域を中心にECL制度が活用されている。また、スウェーデン著作権法に一般ECL規定が2013年に導入されたこともあり、放送番組の見逃し配信やアーカイブサービスの提供、図書館の所蔵資料のデジタル活用・オンデマンド送信、美術館のデジタル・アーカイブ構築といった、新たな技術を活用した新たなサービスについても、ECL制度の活用が始まっている。

2014年に採択された集中管理に関する欧州指令の国内実施期限が2016年に設定されているため、スウェーデンにおいてもこれを本年、国内実施する義務がある。ECL契約については、複写・複製分野を中心に、個別の権利者に対する分配を実施するためにはコストがかかることから、統括団体から各領域の団体に包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られてきた。本欧州指令においては、このような分配方法は認められているものの、その国内実施を契機に、個別分配を行うための技術的・経済的な可能性に関する議論が一部の団体においてなされている。

⁶⁶ Bonus Copyright Access 法律顧問 Ellinor Gyllenstierna 氏からの回答(2016年2月17日)。

⁶⁷ Copyswede からの回答(2016年2月29日)。

(3) デンマーク

ア はじめに

デンマークでは、1961年に成立した現行著作権法(以下「法」ともいう。)において、最初の拡大集中許諾制度が導入され、以後数度の法改正を経て、その適用範囲は拡張されている。現行著作権法は、スウェーデン、ノルウェー及びフィンランドの立法担当者により共同して起草されたものであるため、ECLを含むデンマーク著作権法の基本構造は他の北欧諸国と共通する点が多い68。もっとも、ECL制度の詳細をみると相違点も少なからず存在する。

デンマークは欧州連合の加盟国であるため、著作権に関する複数のEU指令の実施を通じて、他のEU加盟国との制度調和が図られている。そのような中で、本章が検討の対象とするECLはデンマーク著作権法における特徴の一つであると言える。

デンマークにおけるECL制度の調査については、文献調査、集中管理団体の年次報告書等の公開資料による調査に加えて、以下の個人に送付した調査票への回答及び現地でのヒアリング調査により実施した。

【調査票69及び現地ヒアリング調査】

・Peter Schønning氏(弁護士・元文化省著作権局局長及びスポーツ部部長)

【現地ヒアリング調査】

- ・Thomas Riis氏 (コペンハーゲン大学 法学部教授)
- ・Susanne Munk Knudsen氏(Copydan Writing リーガルコンサルタント)
- Torben Gammelgaard氏及びBo Tieldal氏(Copydan Visual ディレクター、リーガルコンサルタント)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 制度概要70

a 立法経緯

1960年代初頭の北欧諸国では、公共放送機関が一次放送を行う際の著作権の権利処理を円滑化するための制度として、ECLが導入されたっ。当時、集中管理団体間の相互管理契約が現在ほど発展していなかったこともあり、国内の集中管理団体から著作物の利用許諾を得た放送機関が、著作物ごとにその著作権者が集中管理団体の構成員であるか否かを調査するための費用を負担することは現実的ではなかった。そのため、放送機関の中には、著作権侵害のリスクを認識しながらも、放送で利用する著作物の権利者が集中管理団体の構成員であるか否かを調査することなく、著作物を放送において利用していたとされている。このような状況において、放送機関による要請を受けて、

⁶⁸ THOMAS RIIS, INTELLECTUAL PROPERTY LAW IN DENMARK 21 (3rd Rev. ed., 2012).

⁶⁹ Reply from Mr. Peter Schønning, Feb. 23, 2016 (on file with author).

⁷⁰ デンマークにおける拡大集中許諾制度に関する文献として、Thomas Riis & Jens Schovsbo, Extended Collective Licenses and the Nordic Experience: It's a Hybrid. but is it a Volvo or a Lemon?, 33 COLUM. J.L. & ARTS 471, 493 (2010).

⁷¹ Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect, at 25-27 (2011), available at http://www.ivir.nl/publicaties/guibault/ECL Europeana final report092011.pdf>.

北欧諸国は放送機関が権利処理を行う際に負担しなければならない取引費用を削減することを目的にECLを導入するに至った。

1980年代に入ると、ECLの対象は、教育活動における写真複製に拡張された。 一次放送に関する権利処理と同様に、教育機関において写真複製が行われる際にも、大量の著作物が利用されるため、権利処理にかかる費用が利用の障害となっていた。

その後、一次放送及び教育活動における写真複製について導入されたECLは有効に機能していると評価されたため、企業内複製や図書館又は放送機関によるデジタル・アーカイブの公開など、その適用範囲は幅広い分野に拡張されている⁷²。

b デンマーク著作権法における拡大集中許諾制度の位置付け

(a) 権利制限規定との関係

デンマーク著作権法の第2章には様々な権利制限規定が設けられている。 もっとも、権利制限が認められる範囲は限定的であり、それを超える著作 物の利用は個別に権利者の許諾を得るか、ECLに基づいて行われることになる⁷³。

例えば、教育の分野では、演劇著作物及び映画の著作物を除く公表された著作物は、教育活動のために公に実演することができる(法第21条)。また、教員及び学生は、教育活動の一環として、営利を目的とせずに、自ら行う著作物の実演を録音録画することができる(法第13条4項)。さらに、教育を目的とする選集の作成は、強制許諾の対象とされており、利用者は著作者に一定の報酬を支払わなければならない(法第18条)。これらの範囲を超えて著作物を利用するためには、個別に権利者の許諾を得るか、ECLを活用する必要がある。

アーカイブ及び図書館における著作物の利用についても、一定の範囲で権利制限の対象となっている⁷⁴。具体的には、公共アーカイブ、公共図書館、公共団体から全部又は一部の資金援助を受けるその他の図書館、国立博物館・美術館、博物館法に基づいて指定を受けた博物館・美術館は、非営利目的であることを条件に、以下の行為を行うことが認められる(法第16条1項)。

- ・ バックアップ及び保存を目的とした複製(同2項)
- ・ 所蔵資料の欠損を補完するための、通常の取引を通じて又は出版社 から入手することが不可能な状況にある著作物の複製(同3項)
- ・ 図書館の所蔵資料とされるべきであるにもかかわらず、通常の取引 を通じて又は出版社から入手することが不可能な状況にある公表著作 物の複製(同4項)
- ・ 法定納本に関する法律の規定に基づく公表された資料の複製(同5項)
- ・ 同3項ないし5項に基づいて作成された複製物又は法定納本に関する 法律に基づいて納本された複製物の利用者に対する貸出し(映像の録

⁷² *Ibid*.

⁷³ RIIS, *supra* note 68, at 52.

⁷⁴ *Ibid*. at 67.

画、デジタル形式の複製物、録音物の複製物を除く) (同6項)

さらに、法第16a条は、法第16条1項で規定される施設内で、公表された著作物を技術的装置の手段によって、個人的な閲覧又は研究を目的として個人に提供することが認められている(同1項)。ただし、法定納本に関する法律に基づいて寄託された複製物に関しては、王立図書館、州立及び大学図書館、デンマーク映画協会に限り、個人に対して提供することができる(同2項)。2項で規定される施設は、ラジオ及びテレビで放送された著作物、映画の複製物、及び、電子通信回線を通じて公表された著作物で、法定納本によって寄託された著作物の複製物を、通常の取引を通じて入手不可能な著作物について、研究を目的として伝達及び引き渡すことができる。当該複製物を目的外で利用することはできない(同3項)。

上記の権利制限の範囲を超えて、アーカイブ及び図書館等が著作物を利用するためには、個別に権利者の許諾を得るか、ECLを活用する必要がある。なお、デンマークでは、2014年法改正(同年10月29日施行)により、著作権法に独立した章(法第6b章)を設け、入念な調査を条件とする権利制限を新設した。この改正は、2012年の孤児著作物に関する欧州指令75を国内実施するために行われたものである。具体的には、事前の入念な調査を行うことを条件に、一定の範囲で権利制限が認められる。

利用者は、入念な調査等の要件を満たすことにより上記の権利制限規定に基づいて権利者不明著作物を利用することができるが、ECLが利用できる範囲では、権利制限を活用する実益は少ないものと考えられる。

(b) 著作者人格権との関係

デンマーク著作権法では、著作者人格権として氏名表示権(法第3条1項)及び同一性保持権(同2項)が規定されている。著作者人格権は、ECLとの関係では特段問題を生じさせない76。一部のECL契約には出所明示を義務付ける条項が設けられることがあるが、そもそも集中管理団体は著作者人格権を管理する権限を有していない。

c 競争法との調整

デンマークでは、競争法とECL規定との調整規定は存在しない。集中管理団体の活動は理論的には競争法に違反する可能性はあるが、著作権ライセンス審判所による仲裁決定(一部のECL規定を除く。詳しくは後述する。)を通じてライセンスにおける使用料額に対するコントロールがなされるため、通常は競争法に抵触するおそれは低いと考えられているが。集中管理団体がECL契約の交渉において不合理な条件を提示した場合、ECL契約の当事者は審判所に申立てを行うことができる。審判所は、対価に関する条件を含むECL契約の条件について仲裁の決定を下すことができる78。

これにより、ECLを運用する集中管理団体に対するコントロールが及ぶこと

⁷⁵ Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works, 2012 OJ L299/5.

⁷⁶ Reply from Mr. Peter Schønning, Feb. 23, 2016 (on file with author).

⁷⁷ *Ibid*.

⁷⁸ Riis, *supra* note 68, at 68.

になっているため、ECL制度と競争法の調整は図られていると考えられている7%。

d 拡大集中許諾制度の基本構造

ECLによる拡張効果を生じさせるためには、①集中管理団体がECL契約の当事者となるための適格を有していること、②集中管理団体と利用者の自主的な交渉を通じてECL契約が締結されること、③当該ECL契約が対象とする著作物の種類及び利用形式が著作権法上のECL規定の対象に含まれていることが必要である。以下、順に検討する。

(a) 代表性 (representativeness)

ECLは、非構成員の同意なく著作物の利用を認めるものであるため、当該分野における権利者の多数を代表する集中管理団体に、ECL契約を締結する適格を限定することは、同制度の正当性を確保するために重要な意義を有しているとされている80。代表性の要件について、法第50条1項は次のように規定する。

「拡大集中許諾は、…デンマーク国内で利用される特定の種類の著作物の著作権者⁸¹の相当数を代表する団体との間で、当該著作物の利用に関して合意をした利用者によって利用することが認められる。」

このように、デンマークでは、集中管理団体が同国内において利用される特定の種類の著作物の「著作権者の相当数(a substantial number of authors)」を代表していることが要件とされている。

各国の著作権法で規定されている「相当数」という要件は、解釈の余地が広い。起草過程においては、集中管理団体に著作権者の大多数(majority)を代表することを要求することは非現実的であるとの理解が示されており、学説においても、同要件を満たすために著作権者の大多数を代表することまでは求められていないと考えられている82。

本要件に関して解釈上問題となるのが、一つの分野において複数の集中管理団体に代表性を認められるかという点である⁸³。実際上の問題として、複数の集中管理団体が同一の著作物の種類及び利用態様について権利を管理することが認められてしまうと、非構成員である権利者にとっては、どの団体に使用料を請求したらよいのか、また、著作物を利用する利用者にとってはどの団体に許諾を求めればよいのかという混乱が生じるおそれがあるとされている⁸⁴。

デンマークでは、明文の規定はないものの、起草過程及び学説から、一つの分野においてECL契約を締結することが認められる団体は一つに限ら

⁷⁹ Interview with Mr. Peter Schønning, in Copenhagen (Feb. 23, 2016).

⁸⁰ Allard Ringnalda, Orphan Works, Mass Rights Clearance, and Online Libraries: The Flaws of the Draft Orphan Works Directive and Extended Collective Licensing as a Solution, 8 MEDIEN UND RECHT INTERNATIONAL 3-11 (2011), available at .

⁸¹ 条文の英訳では「authors」という用語が用いられているが、これは著作者から著作権を譲り受けた者を含むとされている(RIIS, *supra* note 68, at 70 n.2.)。

⁸² Thomas Riis & Jens Schovsbo, Extended Collective Licenses in Action, 43 IIC 935 (2012).

⁸³ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 31.

⁸⁴ Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 493.

れると解釈されている⁸⁵。かつては、このことを規定する条文が著作権法に存在していたが、2008年改正で削除された⁸⁶。起草過程において、当該規定が削除された理由は、それぞれの著作物の種類につき一つの集中管理団体が認可を受けるということは、ECLの性質から当然に導かれる帰結であり、したがって、そのような効果をあえて明文で規定する必要性に乏しいからであると説明されている⁸⁷。

また、適格が認められる集中管理団体を一つに限定する法制度は、域内市場におけるサービスに関する指令88に違反するおそれがあると指摘されている89。同指令は、EU域内のサービス分野の取引における法律上及び行政上の障害を取り除くことを目的とするものであり、同16条は、自国におけるサービス活動への自由なアクセス及び活動の自由を確保しなければならないと規定する。集中管理団体が同17条の適用除外に該当するかについては解釈上の争いがあるが、欧州委員会によれば、集中管理団体は適用除外の対象に含まれないとされている。

(b) 政府機関による認可

デンマークでは、集中管理団体がECL契約を締結する適格を有するためには、文化大臣による認可を得ることが要件とされている(法第50条4項)。同大臣は、特定の分野において認可された集中管理団体が、複数の団体から構成される共同団体であるべきであるとの決定を下すことができる(同項第2文)。

集中管理団体が代表性要件を満たしているか否かについても、認可の過程において判断されることになる。その際には、管理団体の定款、国内の加盟団体の数及び範囲、外国の団体と締結した相互管理契約の数、利用者と締結している契約の実績並びにECLの運用に関するノウハウなどが考慮される%。

文化省における運用として、集中管理団体は、ある分野で既に認可を受けている場合であっても、新たにECL契約を締結する際にはその都度認可を受けるのが原則である⁹¹。もっとも、Copydan Writingのように、複数のECL規定が対象とする分野におけるECL契約を包括するフレームワーク認可を受けることも認められている⁹²。認可を受けたECL契約に関する情報は、文化省のウェブサイト上に公開される⁹³。

学説においては、著作権法を所管する政府機関による認可を得なければならないと定めることのメリットとして、法的安定性及び予測可能性が一定程度確保されることが指摘されている⁹⁴。

⁸⁵ RIIS, *supra* note 68, at 69.

⁸⁶ Riis & Schovsbo, supra note 70, at 493.

⁸⁷ Ibid.

⁸⁸ Directive 2006/123/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on services in the internal market, OJL 376/36. 同指令に関しては、庄司克宏編『EU法 実務編』(岩波書店・2008年) 25 頁以下を参照。

⁸⁹ Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 494.

⁹⁰ Interview with Ms. Susanne Munk Knudsen, in Copenhagen (Feb. 23, 2016).

⁹¹ Interview with Mr. Peter Schønning, in Copenhagen (Feb. 25, 2016).

⁹² Interview with Ms. Susanne Munk Knudsen, in Copenhagen (Feb. 23, 2016).

^{93 &}lt;a href="http://kum.dk/Kulturpolitik/Ophavsret/Godkendelser/">http://kum.dk/Kulturpolitik/Ophavsret/Godkendelser/.

⁹⁴ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 31.

ECL契約の締結と拡張効果

拡張効果を生じさせるためには、適格を有する集中管理団体と利用者と の間で利用許諾契約が締結されることが必要である。当事者間で合意が得 られなければ、権利者は個別に権利行使をすることになる。ECLにおいて利 用可能となる著作物の範囲及び利用態様は、集中管理団体と利用者の間の 合意により定められる。このように、ECL規定は、利用者と集中管理団体と の間でなされた契約の内容には影響を与えることはなく、単に当該契約の 効果を非構成員に拡張するという効果を定めているにすぎない95。

法律上は自由交渉原則が定められているが、特に公益性が高い著作物の 利用に関して、実際に管理団体がECL契約の締結を拒否することが認められ るのかは、必ずしも明らかではない。例えば、2007年、デンマークでは、 教育機関における著作物の複製に関するECL契約の交渉をめぐって、教育機 関の団体と集中管理団体の間で合意を得ることが困難な状況にあったため、 教育機関が政府に働きかけを行った結果、著作権法を所管する文化省は、 当事者を招いた会合において、デジタル複製に関する立場の相違を理由に 交渉の決裂を正当化することは政治的に困難であるとの見解を示している %。この際、自由交渉原則に対する異議は形式的には唱えられなかったが、 実効的な合意が締結されることは、重要な公衆の懸念に関係するものであ るとの明確なシグナルが送られ、外的な圧力が管理団体に向けられていた とされている97。

ECLにおいて認められる拡張効果は、①国内の権利者で集中管理団体に管 理を委託していない者、②外国の権利者、③権利者が死亡し相続が完了し ていない場合、④集中団体に管理を委託している場合で、契約において明 示的に許諾の対象とされていない利用行為に及ぶ%。

ECLの特徴として、当事者が契約を通じて利用の条件を定めることができ るという柔軟性の高さが挙げられる。当事者は、状況に応じて、ECL契約の 対象となる著作物の範囲及び利用態様を調整することができる。具体的に は、当事者は、ECL規定で認められているよりも狭い範囲で著作物の利用を 認める合意をなすことができる。他方で、ECL規定より広い範囲の利用行為 について合意をなすことは可能であるが、その場合、拡張効果が生じるの はECL規定で認められた範囲にとどまる。さらに、当事者は、利用熊様ごと に取扱いをたがえたり、特定の著作物を除外したりすることも可能である。

(d) ECL契約の内容が著作権法上のECL規定の範囲内であること

個別ECL規定

北欧諸国において、ECLの利用が認められる範囲は各国ごとに若干異 なっている。各国に共通する規定としては、教育活動における複製、企 業内複製、図書館、アーカイブ、博物館による複製及び公衆への提供、 障害者のための映画及び放送の複製、放送機関における番組アーカイブ

⁹⁵ *Ibid*. at 33.

⁹⁶ Riis & Schovsbo, *supra* note 82, at 941.

⁹⁸ Riis & Schovsbo, supra note 70, at 475.

の利用、番組の再放送が挙げられる%。その他、ノルウェー及びデンマークでは、視覚障害者のための放送における著作物の固定が存在する。また、デンマークでは、公衆へ提供された美術の著作物の複製がある(下表を参照)。

【デンマーク著作権法におけるECL規定】

利用態様	未公表著作	調停・仲裁	オプトアウ
(括弧内の数字は条文番号)	物への適用	制度の利用	ト権の有無
教育機関における複製(映画			
の著作物、コンピュータ・プ	×	調停・仲裁	×
ログラムを除く) (13)			
公の機関・企業・他の組織に			
よる内部利用を目的とした複	×	調停・仲裁	×
製(14)			
図書館によるデジタル複製	×	 調停・仲裁	×
(16b)	^	响停。 仲茲	^
視聴覚障害者のための放送の	×	調停	×
録音録画(17第4項)	^	刚仔	^
美術の著作物の複製(24a)	×	調停・仲裁	\circ
一次放送(30)	×	仲裁	\circ
放送機関のアーカイブに保存			
された自局制作番組の利用	×	調停	\circ
(30a)			
有線再送信・オンデマンド送	×	仲裁	× • ○
信等(35)	^	1	× • O
一般規定(50第2項)	0	×	0

なお、大部分のECL規定において、未公表著作物は適用が除外されている。

未公表著作物の取扱いについて、学説においては、アーカイブ化を促進させるという観点からは、利用の対象を既公表著作物に限定することは望ましくないとの主張がなされている¹⁰⁰。文化資産のアーカイブ化を行う際には、私的な手紙や写真等の未公表著作物が対象となることが少なくないが、仮にアーカイブ化を行う機関が対象となる著作物が未公表著作物であるか否かを確認しなければならないとすれば、権利処理のコストが大きくなり、取引費用の削減を図るというECLのメリットが減じられてしまうというのである。もっとも、未公表著作物の利用を認める場合には、未公表著作物がデジタル化され、オンライン上で公表されることを望まない当該著作物の権利者の利益にも配慮しなければならないとしている。具体的には、権利者の利益と利用者の利益のバランスを図るためには、未公表著作物の権利者にはECL契約からのオプトアウト権を認め、めには、未公表著作物の権利者にはECL契約からのオプトアウト権を認め、

⁹⁹ Ole-Andreas Rongstad, Scandinavia (Norway, Denmark and Sweden), in BALANCING COPYRIGHT – A SURVEY OF NATIONAL APPROACHES 853 (Reto M. Hilty & Sylvie Nérisson eds., 2012).

¹⁰⁰ Axhamn & Guibault, supra note 71, at 31.

個別に排他権を行使する余地を認めるべきであるとされている101。

個別ECL規定に関する近時の改正として、2014年には、有線再送信に関する35条が改正され、新たにテレビ放送のオンデマンド送信やネットワークPVR(personal video recording) 102 における著作物の利用などもECLの対象に含められることになった(法第35条3項ないし7項) 103 。なお、改正前の35条では非構成員によるオプトアウトは認められていなかったが、法改正で追加された同条4項及び5項に関してはオプトアウトが認められている(同6項)。

ii 一般ECL規定

ECLは伝統的に、拡張効果が生じる著作物の利用態様を具体的に特定する個別規定に基づいてきたが、技術の発展に伴い著作物の利用環境は変化しており、既存の個別ECL規定が対象としていない分野においても、大量の著作物の権利処理が必要となる場面が増えている。デンマークでは、図書館、博物館、公共放送局(デンマーク放送協会等)のアーカイブに所蔵されている文化資産のデジタル化を可能とするために、権利者不明著作物の権利処理を円滑化することが求められていた104。ところが、これらの新たな分野にECLの適用を拡大するためには、その都度立法を行わなければならないという問題が存在していた。

そこで、2008年にデンマークは、拡張効果の適用が認められる範囲を 事前に特定しない一般ECL規定を導入した。法第50条2項は次のように規 定する。

「拡大集中許諾は、特定の分野において、デンマーク国内で利用される特定の種類の著作物の著作権者の相当数を代表する団体の間で、当該著作物の利用に関して合意をした利用者によって利用することが認められる。ただし、著作権者がいずれかの当事者に対して著作物の利用を禁止したときは、拡大集中許諾は認められない。」

一般ECL規定は、既存の個別ECL規定の受皿として機能するものであり、 集中管理団体と利用者が締結した契約で許諾されている利用行為が個別 ECL規定の対象に含まれていないとしても、当該利用行為に拡張効果が認 められる。もっとも、一般ECL規定の適用が認められるのは、契約で明示 された「特定の分野」における著作物の利用に限定される。前述したよ うに、デンマークでは、ECL契約を締結する適格を有するために集中管理 団体は政府による認可を受けなければならないとされており、認可制度 を通じて政府による監督がなされていると考えられている¹⁰⁵。

一般ECL規定の導入により、ECLの適用範囲は大幅に拡張され、集中管理団体と利用者が自主的に交渉を行う余地が広げられることになった。 しかし、大量デジタル化事業を促進する目的で一般ECL規定が導入された

¹⁰¹ Ibid

 $^{^{102}}$ ネットワーク PVR とは、テレビ番組等の録画をサービス提供者のサーバーに保存し、ユーザーが時間と場所を問わずにオンデマンドに録画された番組を視聴することを可能とするサービスのことをいう。

¹⁰³ 詳しくは、Terese Foged, Danish Licences for Europe, [2015] EIPR 15.

¹⁰⁴ Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 475.

¹⁰⁵ Jan Rosén, The Nordic Extended Collective Licensing Model as a Mechanism for Simplified Rights Clearance for Legitimate Online Services, in Copyright in a Borderless Online Environment 82 (Johan Axhamn ed., 2012).

にもかかわらず、これまでのところデンマークでは大量デジタル化事業に関するECL契約について当事者の合意は得られていない。

学説においては、一般ECL規定は、補助的な性格を有しているにすぎないのであるから、同規定の適用が認められるのは、権利者から個別に許諾を得ることが困難である場合に限られるべきであるとの指摘がなされている¹⁰⁶。具体的には、第1に、大量の著作物が利用される場合、第2に、非構成員の権利処理に関して取引費用が高くなるため、個別又は集中管理団体による許諾が不可能である場合に一般ECL規定の適用を認めるべきであるとしている¹⁰⁷。

(e) ECL契約の締結を促進するための制度―調停・仲裁―

ECLは、集中管理団体と利用者の間で利用許諾契約が締結され、集中管理に関する市場がうまく機能していることを前提とするものである。北欧諸国の多くでは、公益的理由から、調停や仲裁を通じて、利用許諾契約の締結を促進するための制度が設けられている¹⁰⁸。

デンマークでは、調停及び仲裁の制度が存在する¹⁰⁹。デンマーク著作権法では、多くのECL規定において¹¹⁰、ECL 契約を締結するための交渉が不調に終わった場合に、当事者は調停を申し立てることができる(法第52条)。調停制度の利用が認められるのは、ECL契約に関する交渉において、一方の当事者が交渉を決裂させた場合、交渉の要求を拒否した場合、交渉がまとまる可能性が低い場合である(同2項)。調停の申立ては、文化大臣に対してなされ(同2項)、同大臣が調停人を指定する(同3項)。調停手続は、当事者により解決方法の提案がなされた場合にはそれに基づいてなされるが、調停人が解決方法を提案することもできる(同4項)。

もっとも、調停制度は、調停人が当事者間の契約を決定する権限を有していないこともあり、同制度が実際に利用されたのは、1995年の制度導入以来一度だけであるとされている¹¹¹。この問題を解決するために、2008年改正において、仲裁制度が導入された(法第47条)¹¹²。仲裁に関する規定は、放送機関におけるアーカイブ(法第30a条)、障害者のための特定の種類の著作物の利用(法第17条)、一般ECL規定(法第50条2項)を除くECL規定に適用される。適格を有する集中管理団体によって提示された許諾の条件の合理性に関して争いが生じた場合には、当事者は著作権ライセンス審判所(Copyright License Tribunal)¹¹³に紛争の解決を求めることができる。仲裁の決定は、行政上の拘束力を有しており(同2項)、また、裁判所への上訴が認められている。

学説においては、権利者及び集中管理団体が利用許諾を拒否することを認めない義務的な仲裁制度は、ECL制度を強制許諾制度に近づけることにな

¹⁰⁶ Axhamn & Guibault, supra note 71, at 34.

¹⁰⁷ *Ibid*.

¹⁰⁸ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 38.

¹⁰⁹ Riis, *supra* note 68, at 69.

¹¹⁰ DCA13 条, 14 条, 16b 条, 17 条, 24a 条, 30 条。

¹¹¹ Axhamn & Guibault, supra note 71, at 40.

¹¹² RIIS, *supra* note 68, at 68.

¹¹³ 著作権ライセンス審判所は、最高裁判所の裁判官から任命される委員長及び文化省によって指定される 2 名の委員 によって構成される (47条1項)。

り、結果的に権利者に不利に働くことになるとの指摘がなされている¹¹⁴。したがって、仲裁制度の利用は、著作物の利用を認める公益性が高い場合に限られるべきであるとされている。他方で、調停制度は、ECL契約の締結を促進させるものとして機能し得るため、図書館によるアーカイブ化等を促進させるという観点からは、調停制度が積極的に活用されることが望ましいとされている¹¹⁵。

(f) 非構成員の利益を保護するための制度

利用者と集中管理団体の間でECL契約が締結されると、当該契約の範囲に含まれる非構成員の著作物は、権利者の許諾を得ることなく利用することが認められる。このような性質を有するECLにおいては、非構成員である権利者に対する何らかのセーフガードが存在しないのであれば、権利者の排他権に対する影響は大きくなるおそれがある¹¹⁶。そこで、ECLにおいては、非構成員の利益を保護するために、①使用料の分配等の待遇に関する平等原則、②集中管理団体に対する個別の使用料請求権、③ECLから離脱(オプトアウト)する権利が認められている。

i 非構成員の待遇に関する平等原則

非構成員は、使用料額について、構成員と同等の待遇を受ける権利が保障されている。集中管理団体と利用者の間で締結された契約に個別の権利者への使用料の分配に関する条項が含まれている場合には、それに基づいて分配が行われる。他方で、分配に関する条項が存在しない場合には、集中管理団体の内部規則に基づいて使用料の分配が行われることになるい。デンマーク著作権法では、集中管理団体と利用者の間で合意された使用料の分配に関する条件が、自動的に非構成員に対しても適用されると規定されている(法第51条1項)。

後述するように、デンマークの集中管理団体は、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくないとされている¹¹⁸。そのため、個別に支払われる使用料に関してのみならず、利用者から徴収した使用料から支出され構成員に与えられるその他の便益に関しても、非構成員は構成員と平等な待遇を受けることが保障されると考えられている¹¹⁹。

一般に、構成員と平等な待遇を受けることは、非構成員にとって有利に働くとされている。交渉力に劣る個々の非構成員は、著作物の利用者と個別に交渉を行い、より高い使用料の支払を受けることが難しいと考えられるからである¹²⁰。

しかしながら、実際には、ECL契約の下で著作物が利用される非構成員

¹¹⁴ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 59.

¹¹⁵ *Ibid*.

¹¹⁶ Ringnalda, supra note 80.

¹¹⁷ *Ibid*.

Riis & Schovsbo, supra note 70, at 491.

Axhamn & Guibault, supra note 71, at 35.

¹²⁰ Ibid. at 35.

の全てが、構成員と同様に使用料の支払を受けることができるわけではないとされている¹²¹。

非構成員に対して使用料の分配がなされるのは、当該非構成員の著作物がECL契約の対象に含まれる場合で、かつ、当該利用の事実が集中管理団体に報告され、使用料の徴収がなされた場合に限られる¹²²。集中管理団体及び利用者には個々の著作物の利用状況を記録することが条文上義務付けられておらず、また、大量の著作物が利用される場合には、利用する著作物を逐一記録し、報告することが困難であることが指摘されている¹²³。そのような場合に、非構成員自身が利用の事実を証明することは事実上不可能であるとされている¹²⁴。

平等原則との関係で特に問題となるのは、外国の非構成員の取扱いである。外国の権利者が非構成員に該当することは少なくないため、集中管理団体から分配される使用料について、外国の非構成員に構成員と平等な待遇を保障することは、ベルヌ条約5条2項の内国民待遇義務及び国籍に基づく直接的又は間接的な差別を禁止するEU機能条約18条の義務を遵守することにつながると考えられている125。

しかし、実際には、ECL契約の下で自らの著作物が利用された場合であっても、外国の非構成員が使用料を受け取ることができる可能性は低いとされている。外国の著作権者に使用料の分配がなされるのは、ECL契約の当事者である集中管理団体と外国の集中管理団体が相互管理契約を結んでいる場合に限られる場合が多いからである¹²⁶。

次に、利用者から徴収された使用料の一部が、構成員全体の利益のために集合的に使用される場合に、外国の非構成員が便益を得ることができないという問題がある¹²⁷。特に、権利者不明著作物の著作権者に対して分配されるはずであった使用料が、集中管理団体に留められ、最終的に構成員全体のために使用されることが少なくないとされている¹²⁸。例えば、構成員全体のために文化振興事業が行われる場合、その資金は国内及び外国の権利者のために集められた使用料によって構成されているにもかかわらず、当該事業の受益者は通常国内の権利者(主に構成員)に限られ、外国の権利者は利益を受けることが難しい。そのため、外国の権利者よりも国内の権利者の方が優遇されているとの問題点が指摘されている¹²⁹。

論者の中には、外国の非構成員に対して国内の構成員と平等な待遇が保障されない場合には、ベルヌ条約やTRIPs協定における内国民待遇原則に違反するおそれがあると指摘する者がある¹³⁰。また、EU機能条約18条

¹²¹ Ringnalda, supra note 80.

¹²² Olli Vilanka, Rough Justice or Zero Tolerance? – Reassessing the Nature of Copyright in Light of Collective Licensing (Part I), in IN SEARCH OF NEW IP REGIMES 149 (Niklas Bruun ed., 2010).

¹²³ Axhamn & Guibault, supra note 71, at 36.

¹²⁴ *Ibid*.

 $^{^{125}\,}$ Riis & Schovsbo, supra note 70, at 492; Axhamn & Guibault, supra note 71, at 35.

Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 491.

¹²⁷ Ibid. at 491. See also, Vilanka, supra note 122, at 149.

¹²⁸ Riis & Schovsbo, supra note 70, at 491.

 $^{^{129}}$ Ibid. なお、利用者から徴収された使用料が構成員全体のために集合的に使用された場合であっても、後述するように、非構成員には個別の使用料請求権が認められるが、実際に請求がなされることは少ないとされる。 130 Ibid. at 492.

³⁷

は、国籍に基づく直接的又は間接的な差別を禁止している。欧州司法裁判所は、著作権関連の事件において差別禁止原則を厳格に適用しており、仮に事件が付託されれば、同裁判所は使用料の分配に関する集中管理団体の慣行が同条に違反すると判断する可能性があるとの指摘がなされている¹³¹。

ii 非構成員による個別の使用料請求権

ECL契約において合意された使用料額、あるいは、集中管理団体の内部規定に基づく使用料の分配方法に満足しない非構成員は、集中管理団体に対して、当該契約に基づく著作物の利用について個別に使用料を請求することができる「32(法第51条2項)。例えば、集中管理団体が、構成員に対して使用料を個別に分配せずに、構成員全体のために使用すると決定した場合でも、非構成員は個別に使用料を請求することができる「33。非構成員による個別の使用料請求権は、集中管理団体に対してのみ行使することが可能であり、利用者に対して直接請求することはできない(同項)「34。また、非構成員の使用料請求権は、著作物の利用がなされた年の最終日から3年以内に行使されなければならない(法第51条4項・49条1項準用)。さらに、個別の使用料を請求する際に、非構成員は自らの著作物が利用された事実及びその程度を証明しなければならない。

論者の中には、個別の使用料請求権が認められるという点で、非構成員は構成員よりも有利な立場に置かれていると説く者がある¹³⁵。また、個別の使用料請求権を認めることは、非構成員である外国の著作権者の利益を保護することにつながるため、ECLと国際条約上の義務との整合性を確保することに資するとの指摘もなされている¹³⁶。

しかしながら、既述のとおり、非構成員が自身の著作物が利用されている事実を証明することは困難であるため、個別の使用料請求がなされることはまれであるとされる。なお、非構成員が自らの著作物が利用された事実及びその程度を証明することができない場合には、集中管理団体が使用料の分配の基礎とするために行っているサンプル統計調査に基づいて、個別の報酬請求を行うことも可能であるとされている¹³⁷。

外国の非構成員の場合、自らの著作物がECL契約の下で利用されているという事実を把握することは国内の権利者以上に困難であるため、個別の使用料請求を行うことは一層困難となる。Riis & Schovsbo (共にコペンハーゲン大学法学部教授) によれば、ECLは、外国の権利者の利益の保護に関して潜在的な問題を生じさせているため、同制度が非構成員である権利者にとって望ましいものであると簡単に結論付けることはできない

¹³¹ *Ibid*.

¹³² See, Riis & Schovsbo, supra note 70, at 475.

¹³³ Tarja Koskinen-Olsson & Vigdís Sigurdardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in COLLECTIVE MANAGEMENT OF COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS 255 (Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2015); Vilanka, supra note 122, at 149.

 $^{^{134}}$ ただし、法 35 条の有線再送信に関しては、利用者に対しても個別の使用料請求を行うことができる(法第 51 条 3 項)。

¹³⁵ Vappu Verronen, Extended Collective Licence in Finland: A Legal Instrument for Balancing the Rights of the Author with the Interests of the User, 49 J. COPYRIGHT SOC'Y U.S.A. 1143, 1150 (2002).

¹³⁶ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 36.

¹³⁷ *Ibid*.

と指摘されている¹³⁸。したがって、ECLを設計する際には、使用料の配分及びその他の条件について、非構成員に構成員と平等な待遇が与えられるように、非構成員の利益に対して特別の配慮がなされるべきであるとされる¹³⁹。

iii 非構成員と集中管理団体との間で使用料額について合意が得られない 場合の決定方法

使用料額の算定について非構成員と集中管理団体の間で合意が得られない場合、当事者は著作権ライセンス審判所に申立てを行うことができる(法第51条2項第2文)¹⁴⁰。

学説においては、非構成員と集中管理団体の間で使用料額について合意が得られない場合に、非構成員に仲裁制度の利用を認めることは望ましいとの指摘がなされている¹⁴¹。非構成員が使用料額について仲裁制度を通じて申立てを行えるのであれば、集中管理団体は非構成員の利益と相反する条件で許諾を認めることに消極的になるため、ECL契約における使用料額に非構成員の利益が反映されやすくなるというのである。

iv 非構成員による拡大集中許諾からの離脱 (オプトアウト)

集中管理団体の非構成員の利益を保護することを目的として、非構成員にはECL契約から離脱(オプトアウト)する権利が認められる場合がある¹⁴²。非構成員は、ECL契約の下で行われる著作物の利用を禁止することで、当該著作物の利用を禁じる、あるいは、利用者に対して個別に使用許諾契約を締結するように促すことが可能となる。

もっとも、権利者によるオプトアウトは常に認められるわけではない。 デンマークでは、四つのECL規定(法第24a条、30条、30a条、50条2項) に関してのみ非構成員によるオプトアウトが認められている。通常、オプトアウトは集中管理団体に対して行うことになっているが、一般ECL 規定(法第50条2項)に関しては、集中管理団体に加えて、ECL契約の当事者(利用者)に対してオプトアウト権を行使することが認められている。それ以外の場合は、法律上、非構成員はオプトアウト権を行使することが認められておらず、個別の使用料請求権を行使できるにとどまる。オプトアウト権が認められていないECLは、強制的拡大集中許諾と呼ばれることがある¹⁴³。

また、条文上オプトアウト権が認められている場合でも、実際に非構成員がオプトアウト権を行使することは困難である。非構成員は、自身の著作物が利用されているという情報、又はオプトアウト権が認められ

Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 491.

¹³⁹ Ibid

 $^{^{140}}$ もっとも、著作権ライセンス審判所に関する規則(Order No. 25 of $^{14/01/2004}$)には、使用料額の算定方法に関する規定が存在しないため、非構成員への使用料の支払が適切になされないおそれがあるとの指摘がなされている(Riis & Schovsbo, supra note 70, at 492)。

¹⁴¹ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 59.

¹⁴² *Ibid*. at 37.

¹⁴³ Daniel Gervais, Application of an Extended Collective Licensing Regime in Canada: Principles and Issues Related to Implementation, Study Prepared for the Department of Canadian Heritage (2003), at 40, available at http://aix1.uottawa.ca/~dgervais/publications/extended licensing.pdf>.

ているという著作権法に関する知識を有しない場合が多いとされる144。

一部の学説には、非構成員にECLからオプトアウトする権利を認めることは、同制度における不可欠な要素であると指摘するものがあるが¹⁴⁵、実際には、非構成員によるオプトアウトを認めていないECL規定も多数存在している。非構成員によるオプトアウトが認められない場合、ECLを通じて自らの著作物が利用されることに満足しない非構成員は、著作権ライセンス審判所等の機関に対して、個別に計算された使用料の支払を求める旨の申立てをすることができるにとどまる。したがって、非構成員にオプトアウト権を認めることが、ECLに必要不可欠な要素であるとは言えないとの指摘がなされている¹⁴⁶。非構成員によるオプトアウトが認められていない場合におけるECLは、強制的な集中管理制度に類似し、個別の排他権の行使に基づく著作権制度を報酬請求権に基づく制度へと変容させているとの指摘がなされている¹⁴⁷。

以上のように、非構成員によるオプトアウトは制度として認められているものの、実際に、オプトアウトの権利が行使されることはまれであるとされている。制度的に認めているにもかかわらず権利者によるオプトアウトがなされない理由としては、ECL契約の下で自身の著作物が利用されていること、又は、オプトアウト権の存在を非構成員が知らなかった可能性があるとの指摘がなされている148。

学説において、Vilankaは、オプトアウトの権利は、事実上空文化しており、一部の論者が指摘するような、権利者に対してオプトアウト権が認められているために、個々の権利者は排他権を行使する余地が残されているという説明を受け入れることはできないと述べている¹⁴⁹。

また、Axhamn & Guibault (ストックホルム大学法学部博士課程・アムステルダム大学法学部情報法研究所准教授) は、ECL規定においてオプトアウト権を否定する根拠が認められるのは、有線再送信の場合のように、ホールド・アップ問題が生じるおそれがある場合に限られると指摘する「50。その上で、図書館等によるデジタル・アーカイブにおける著作物の利用については、非構成員によるオプトアウトを認める必要性は低いとしている。さらに、権利者にオプトアウト権を認めることは、ECLと国際条約上の義務(無方式主義「51及び3 step test 152)との整合性を確保する上で重要となるとの指摘もなされている。

¹⁴⁴ Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 476.

 $^{^{145}}$ Verronen, supra note 135, at 158. このような説明がなされるのは、おそらく、初期の一次放送に関する ECL 規定において非構成員にオプトアウト権が認められていたからであると考えられる。

¹⁴⁶ Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 476 n.13.

¹⁴⁷ Verronen, *supra* note 135, at 160. また、非構成員がオプトアウトを行った場合でも、その効果は将来の利用に対して及ぶだけであり、過去の利用については報酬請求権を行使することができるにとどまる(Felix Trumpke, *The Extended Collective License – A Matter of Exclusivity*?, 2012(3) NORDIC INTELLECTUAL PROPERTY LAW REVIEW 264, 280 (2012))。

¹⁴⁸ Trumpke, *supra* note 147, at 280.

¹⁴⁹ Vilanka, *supra* note 122, at 153 n.93.

¹⁵⁰ Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 59.

¹⁵¹ ベルヌ条約 5 条 2 項は、「…権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。」と規定する。ECL と 無方式主義の関係については、STEF VAN GOMPEL, FORMALITIES IN COPYRIGHT LAW: AN ANALYSIS OF THEIR HISTORY, RATIONALES AND POSSIBLE FUTURE 209 (2011); Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 483 を参照。

¹⁵² ベルヌ条約9条2項及びTRIPs 協定13条。ECL と3 step test の関係については、Riis & Schovsbo, *supra* note 70, at 484-490; Axhamn & Guibault, *supra* note 71, at 47-52; Christian Rydning, *Extended Collective Licences: The Compatibility of the Nordic Solution with the International Conventions and EC Law*, Complex nr. 2/2010, at 22-25; Alain Strowel, *The European "Extended Collective Licensing" Model*, 34 COLUM. J.L. & ARTS 668 (2011)を参照。

(g) 拡大集中許諾契約に関する公示の在り方

デンマーク著作権法には、集中管理団体に対して、ECL契約の内容を公表することや、外国の権利者に対してECL契約の存在を通知することを義務付ける規定は存在していない。ただし、文化大臣による認可を受けたECL契約に関する情報は文化省のウェブサイト上に公表されるため、非構成員は自らの著作物がECL契約の対象となっているであろうことを知ることができる。また、集中管理団体が自主的にECL契約の内容をウェブサイト上で公表することも少なくない。さらに、ECL契約に関する情報は、相互管理契約を通じて、外国の集中管理団体に通知される可能性がある「153。

(イ) 集中管理団体の状況

a 概要

デンマークにおいて、ECLの運用を主に担っている集中管理団体はCopydanである。Copydanは、統括組織であるJoint Collecting Society Copydanと6の傘下団体により構成されているが、そのうちECLに関する認可を受けているのは以下の傘下団体である。Copydan Writingは、主として教育機関及び企業等における印刷媒体の利用について著作権の管理を行っている。Copydan Visualは、視覚芸術の利用に関して著作権及び追求権に基づく報酬の管理を行っている。Copydan AVU mediaは、主として録音録画されたラジオ番組及びテレビ番組の教育における利用について著作権の管理を行っている。Copydan World TVは、ラジオ及びテレビ放送の有線再送信及びその他の放送の再利用に関して著作権の管理を行っている。最後に、2007年に最も後発の傘下団体として設立されたCopydan Archiveは、主に国営放送DRが有するラジオ及びテレビ放送の再利用に関するライセンスを行っている。

Copydanのほかにも、音楽の実演家及びレコード製作者の権利を管理するGramex 154、作曲家、作詞家及び音楽出版社が有する演奏権の管理を行うKODA 155、並びに作曲家、作詞家、音楽出版社が有する録音権の管理を行うNCB(Nordisk Copyright Bureau) 156等の団体が、ECLに関して文化大臣の認可を受けている。

使用料の分配方法は各団体の内部規則等で定められており、団体ごとに異なる。報酬の分配方法には三つの方法がある。すなわち、①管理団体から個々の権利者に直接分配する方法、②管理団体から加盟団体に分配された後に、加盟団体が個々の権利者に使用料を支払う方法、③集合的分配である¹⁵⁷。

Copydanの傘下団体に関しては、定款において、加盟団体は、可能な限り、管理分野における著作物及び実演の利用実績を反映した形で、個別の分配を行うことが要請されている¹⁵⁸。集合的分配が例外的に認められるのは、権利者に個別に報酬を分配するために必要となる費用が管理団体から受け取る報酬の総額に対し不均衡に高い場合、又は、分配の対象となる権利者の数が多く、

¹⁵³ Trumpke, *supra* note 147, at 279 n.104.

^{154 &}lt;a href="http://gramex.dk/english/">.

^{155 &}lt;a href="http://www.koda.dk/eng/about-koda/">http://www.koda.dk/eng/about-koda/>.

^{156 &}lt;a href="https://www.ncb.dk/index.html">https://www.ncb.dk/index.html.

¹⁵⁷ Riis & Schovsbo, *supra* note 82, at 945.

¹⁵⁸ Ibid (citing Bylaws of the Joint Collecting Society Copydan, Rule 4.1).

平均的な分配額及び最も高い分配額が極めて小さい場合に限られており、その場合、加盟団体はアンブレラ団体に対して、具体的な理由とともにその旨を通知しなければならない¹⁵⁹。

b ECL契約を締結する適格性を有すると認定されている団体(抜粋)

(a) Copydan Writing¹⁶⁰

| 概要

Copydan Writing(Copydan Tekst & Node)は、言語著作物の権利者を代表する非営利の集中管理団体である。同団体は、九つの著作者の権利団体及び五つの出版社の権利団体により構成されている。同団体は、80,000名の権利者を代表している。

個別ECL規定の中では、教育機関等における複製(法第13条)、企業における複製(法第14条)及び図書館における複製(法第16b条)についてECL契約を締結している。また、一般ECL規定に基づき複数のECL契約を締結しているが、小規模なデジタル化事業に限られており、大規模なデジタル化事業には適用されていない¹⁶¹。

ii 組織

同団体の意思決定は、各加盟団体の代表等から構成される理事会によってなされる。タイプAの相互管理契約を19の外国の団体と締結し、タイプBの相互関係契約を15の外国の団体と締結している¹⁶²(一般社団法人学術著作権協会を含む。)。

iii 使用許諾

(i) 教育活動における著作物の利用に関するライセンス

Copydan Writingは、法第13条に基づき教育活動における著作物の利用に関してライセンスを提供している。同団体は、デンマークの初・中等学校、高等学校、大学及びその他の高等教育機関の大多数とECL契約を締結している。

本ライセンスに基づき、教育機関は下記の条件に従って国内外を問 わず著作物を利用することができる。なお、タイトル、著者名及び出 版社を表示しなければならない。

利用形式	利用する分量の上限	利用条件
写真複製・印	・学生1人当たり半年につ	・全ての印刷された文章
刷	き一つの素材の20%以下か	・全てのウェブサイト(サ

¹⁵⁹ *Ibid*.

^{160 &}lt;a href="http://www.tekstognode.dk/en">.

¹⁶¹ Interview with Ms. Susanne Munk Knudsen, in Copenhagen (Feb. 23, 2016).

 $^{^{162}}$ 複写権団体は外国の著作物について許諾を与えるために外国の団体と相互契約を締結している。複写権に関する国際アンブレラ団体である IFRRO は、二つのモデル契約を提示している。タイプ A モデル契約は、団体間でレパートリーの交換を行うことに加えて、外国の著作物の利用に関して徴収された使用料を当該外国の団体に引き渡すことが規定される。これに対して、タイプ B モデル契約は、団体間でレパートリーの交換を行うのみで、外国の著作物の利用に関して徴収された使用料は徴収国の団体にとどめ置かれる。以上の点について詳しくは、Tarja Koskinen-Olsson, Collective Management In Reprography, WIPO & IFRRO, 2005, at 36,

http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/copyright/924/wipo pub 924.pdf>.

利用形式	利用する分量の上限	利用条件
	つ30ページ以下	ブスクリプションを要す
	・文章の長短及び公表時期	るものを除く)
	にかかわらず4ページ以下	
上映	20%以下かつ20ページ以下	・デジタル・プレゼンテー
		ションツール (e.g. Power
		Point) 及びインタラク
		ティブ・ホワイトボード
スキャン	20%以下かつ20ページ以下	・内容の変更を防ぐため
		にファイル形式をロック
		する必要がある
		・パスワードで保護され
		たイントラネット、デー
		タベース等に保管しなけ
		ればならない
		・新聞は対象外

(ji) 企業内複製に関するライセンス¹⁶³

Copydan Writing及びCopydan Visual(後述)は、企業内で行われる著作物の複製について拡大集中許諾に基づくライセンスを提供している。アナログ複製に関するライセンスは法14条に基づき、デジタル複製に関しては一般ECL規定(法第50条2項)に基づいている。また、Copydan Visualは、法第24a条に基づき文章に付随して用いられる美術の著作物についてライセンスを提供している。

本ライセンスの対象となる著作物は、国内外を問わず公表された著作物のうち下記のカテゴリーに属するものである。

- ・ 新聞、雑誌及び論集における記事
- ・ その他の著作物からの抜粋
- 音楽著作物
- ・ 文章に付随して用いられるイラストレーション

ラジオ及びテレビ放送は本ライセンスの対象から除外されている。 また、文章とは独立して用いられるイラストレーションを複製するためには、Copydan Visualとの間で別途ECL契約を結ぶ必要がある。

同ライセンスに関するECL契約(以下、「契約書」という。)によれば¹⁶⁴、企業は下記の形式により著作物を複製することができる(契約書第3条)。

- ・ アナログ複製 (写真複製、ウェブページの印刷など)
- デジタル複製(スキャン、コピーアンドペースト、デジタル形式

¹⁶³ .

¹⁶⁴ Copydan Writing & Copydan Visual Arts, Framework Agreement regarding copying of copyrighted material http://www.brugafmateriale.dk/media/1005/standardaftale-private-virksomheder-engelsk.pdf>.

の複製物のインタラクティブ・ボードでの上映)

- デジタル形式の複製物の保存(パスワードで保護されたイントラネット又はドライブに限る)
- ・ 従業員間でのデジタル形式の複製物の電子メール送信
- 外部アシスタントによる複製

企業は、従業員1人あたり年間で1つの素材の20%以下かつ20ページ 以下まで利用することができる。加えて、素材の分量にかかわらず、4 ページまでは利用することができる。

デジタル複製に関しては、権利者がその著作物の利用を禁止した場合には、企業は当該著作物を利用することができない(契約書第5条)。 もっとも、本報告書執筆時点で、オプトアウトを行った権利者は現れていない¹⁶⁵。

企業は、従業員の人数に応じて毎年固定の使用料をCopydan Writing に支払うことになっている(契約書第11条)。2016年の一般的な企業が支払うべき使用料は、従業員1人あたり61.99デンマーク・クローネ。(以下「DKK」ともいう。)である。これに対して、大量の著作物を利用する企業については、一般的な企業よりも高い使用料が設定されている。具体的には、日刊新聞社(DKK 425.56)、保険年金会社(DKK 91.28)、製薬会社(DKK 61.99)、法律事務所(DKK 112.18)、出版社(DKK 383.36)、コース提供者(実際の使用実績に基づく)はそれぞれ特別のカテゴリーに分類されている。

企業は、複製された著作物についてCopydan Writingに実績報告を行うことを義務付けられる(契約書第14条)。実績報告は、毎年定められた期間のみ行うことになっている。

(iii) 子供向けのオンライン図書館サービスにおけるブックカバー画像の 利用¹⁶⁶

デンマーク国内の各図書館の子供向けのデジタルサービスを統合したウェブサイト(PallesGavebod)では、拡大集中許諾に基づいて、子供向け図書のブックカバーをデジタル化し、ウェブサイト上で公開している¹⁶⁷。同プロジェクトは、2008年に立法された一般ECL規定の最初の運用例の一つであり、国内の図書館の連合とCopydan Visual及びCopydan Writingの三者の間で締結されたECL契約に基づいて著作物の利用が行われている。図書館は、管理団体に対して年間DKK 15,000を使用料として支払うことが規定されている。なお、ブックカバー画像の利用に際しては、ウェブサイト上で表示する際に変更を加えないこと、及び指定された画像解像度で表示することが条件とされている。

iv 分配

2014年に、Copydan Writingは、DKK 29,410万の使用料を権利者に分配

^{165 &}lt;a href="http://www.tekstognode.dk/nf">http://www.tekstognode.dk/nf>.

Marcella Favale et al., Copyright, and the Regulation of Orphan Works: A comparative review of seven jurisdictions and a rights clearance simulation, 64, UK Intellectual Property Office, 2nd July 2013.
https://www.pallesgavebod.dk>.

している¹⁶⁸。Copydan Writingでは、使用料は利用者から寄せられた利用実績報告に基づいて個々の権利者に直接分配される。分配額は、毎年12月に開催される理事会会合において決定される。使用料は、管理手数料を差し引いた上で、著作権者と出版社で平等に分配される¹⁶⁹。翻訳著作物に関しては、著作権者の取り分が、翻訳者とオリジナルの著作物の著作権者で平等に分配される。

外国の権利者に対する使用料は、外国の権利者に直接分配されるのではなく、タイプAの相互管理契約を結ぶ外国の団体を通じて分配される。なお、2011年度にCopydan Writingが外国の権利者に支払った使用料は全体の10.6%であるのに対し、相互管理契約を締結する外国の団体から支払われた使用料は全体の0.5%にとどまっている「70。

(b) Copydan Visual171

概要

Copydan Visual(Copydan Billeder)は、視覚芸術に関する権利者を代表する非営利団体である。同団体は、約2,300名のデンマークの芸術家及び約80,000名の外国の芸術家を代表している。また、43の外国の管理団体と相互協定を締結している。同団体は、法第24a条に基づいて視覚芸術の二次利用に関してECL契約を当事者となるための認可を文化大臣から受けている。なお、同団体は追求権に関する報酬の徴収及び分配も担当している(法第38条)。

ii 使用許諾

Copydan VisualがECLに基づくライセンスを行っている分野は、教育活動又は企業内における視覚芸術のデジタル画像の二次利用である¹⁷²。

教育活動に関するECL契約¹⁷³においては、権利者によるオプトアウトが認められている(契約書2条2項)。権利者がオプトアウトを行うためには、管理団体に対して書面を提出し、自らが当該著作物の権利者であることを証明しなければならない¹⁷⁴。オプトアウトを行った権利者の情報は同団体のウェブサイト上に公開されており、現時点で8名の視覚芸術家及び13名の写真家がオプトアウトを行っている¹⁷⁵。

教育機関は、生徒又は学生の人数に応じて決定される年間の使用料を Copydan Visualに支払う。使用料額は学校の種類によって異なるが、生徒

^{168 &}lt;a href="http://www.tekstognode.dk/en/om-copydan.aspx">http://www.tekstognode.dk/en/om-copydan.aspx>.

 $^{^{169}}$ http://www.tekstognode.dk/en/om-copydan.aspx. なお、一般的な出版契約においては、著作者に支払われるロイヤル ティは $^{15\%}$ で、出版社には $^{85\%}$ が割り当てられる。Copydan Writing における分配が出版契約の場面よりも著作者に有利 なものとなっている理由の一つには、著作権の集中管理における連帯感が影響していると指摘される(Riis & Schovsbo, supra note 82 , at 956)。また、将来的に著作物の二次利用の経済的価値が高まるにつれ、現在の分配方法が出版社により 受け入れられなくなる可能性があると指摘する。

 $^{^{170}}$ Riis & Schovsbo, supra note 82 at 946.によれば、デンマークにおいて利用される外国の著作物の割合が、外国において利用されるデンマークの著作物の割合よりも高いことが理由とされる。

 $^{^{171} \ \, &}lt;\! http://www.billedkunst.dk/om_os/english.aspx>.$

¹⁷² Copydan Billeder, Submission by Copydan Billeder, Denmark, to U.S. Copyright Offices call for comments on Mass Digitization Pilot Program (docket no 2015-1),

http://copyright.gov/policy/massdigitization/comments/Copydan%20Billeder%20Copydan%20Visual.pdf.

An English translation of framework agreement on the use of pictures at primary schools, Dec. 18, 2007 (on file with author).

¹⁷⁴ Interview with Mr. Torben Gammelgaard & Mr. Bo Tieldal, in Copenhagen (Feb. 24, 2016).

^{175 &}lt;a href="http://www.billedkunst.dk/hnf">http://www.billedkunst.dk/hnf>.

又は学生一人あたりDKK 13~30である。

iii 分配

徴収された使用料の大部分は、個々の権利者に分配される。既述のとおり、Copydan Visualは、文章に付随して用いられる画像の利用に関してCopydan Writingと提携している。Copydan Visualは、Copydan Writingが行うサンプリング調査及び独自に行う統計分析に基づいて使用料の分配先を決定する。

使用料の分配は、同団体に登録された権利者及び相互協定を結ぶ外国の権利団体に自動的に分配される。分配の時点で所在を特定することができない権利者に支払われるべき使用料は、別口座に保管される。その間、同団体の職員は、権利者データベースや検索エンジン等を活用して権利者を探すための入念な調査を行う¹⁷⁶。

必要なデータの不足又は権利者の所在が依然として不明であるため、 権利者へ分配することが不可能な使用料が残される。個別に分配されな かった使用料は、文化事業及び各種芸術家団体を通じた芸術家への助成 などの形で集合的に分配される。

c その他のECLの活用事例

Danish Broadcasting Corporation(DR)による番組アーカイブのオンデマンド配信を紹介する。

デンマークでは、2002年にラジオ及びテレビ番組のアーカイブに関するECL 規定が導入された(法第30a条)。この規定に基づいて、集中管理団体である Copydan Archivesと公共放送局DR (Danish Broadcasting Corporation) との間で、 ECL契約が締結された「70。 Copydan Archivesは、29の権利団体と権利の集中管理について合意を締結している。この契約によれば、DRは、アーカイブに保存されている過去にDRが制作した番組 (DRから委託を受けて制作された番組を含む)を、ユーザーに対してオンデマンド・ストリーミングすること、及び、DRが新たに制作する番組に挿入する素材として利用することができる。この契約は、対象とする分野における全てのライセンシーに適用されるために、構成員である権利者のみならず、非構成員である権利者も対象に含まれる。この契約では、DRがCopydan Archivesに対して、アーカイブ番組の利用に関する年間の固定費を支払い、Copydan Archivesは受け取った利用料を全て構成員である権利者団体に分配することになっている。各権利者団体は、Copydan Archivesから受け取った利用料を個々の構成員に分配することになっている。

同契約に基づいて、DRは、2008年1月に開設したウェブサイト「Bonanza」において、アーカイブに保存されているテレビ番組及びラジオ番組の一部を、インターネットを通じてユーザーにオンデマンド配信している。

さらに、2009年にCopydan ArchivesとDRが締結した新たな合意により、DR は、アーカイブに保存されているテレビ番組を、アーカイブ放送専門のチャンネルにおいて再送信することが可能となった。DRのアーカイブ番組を放送

¹⁷⁶ Interview with Mr. Torben Gammelgaard & Mr. Bo Tieldal, in Copenhagen (Feb. 24, 2016).

^{177 &}lt;a href="http://www.dr.dk/Bonanza/index.htm">.

するチャンネル「DR K」及び「DR Ramasjang」は、2009年11月から放送を開始している。

(ウ) ECLに対する評価及び課題

デンマークにおいて、ECLは極めて肯定的に評価されている¹⁷⁸。その理由として、以下の要因が考えられる。

第1に、ECLは、権利者不明著作物問題のみならず、大量の著作物の権利処理を行う際に取引費用が多大となる問題をも解決するという射程の広さを有している。2012年に採択されたEU孤児著作物指令や我が国の裁定制度(法第67条、103条)のように、利用者が事前に権利者を探索することを要求する制度においては、権利者不明著作物問題の解決は一定程度図られるものの、デジタル・アーカイブの構築化のための権利処理にかかる費用が多大となる問題を解決することにはつながりにくい。これに対して、ECLでは、利用者が事前に著作物ごとに権利処理を行う必要がなく、大量の著作物を利用するための許諾をワンストップで得ることができるため、権利処理にかかる取引費用の大幅な削減につながる可能性がある。

ECLの背後にある考え方は、個々の権利者による明示の許諾なく広い範囲の著 作物の利用を認める代わりに、当該制度の下で著作物が利用されることを望ま ない権利者に対しては、オプトアウト権を認めるというものであるい。オプトア ウト制度の下では、自らの著作物が利用されることを望まない権利者は、市場 における著作物の利用を監視するための費用を負担しなければならないため、 取引費用の問題を解決しているのではなく、取引費用を負担するアクターを利 用者から一部の権利者へ変更しているということを意味する。著作権のライセ ンスに関するデフォルトルールをオプトインからオプトアウトへと変更すると いう点において、ECLは、アメリカにおいて問題となった絶版書籍に関する Google Books和解案¹⁸⁰で提示されたオプトアウト制度と共通点が多いが、ECLは、 和解案と類似する効果を著作権法の立法を通じ実現するという点に特徴がある。 第2に、ECLの利点として、柔軟性の高さを挙げることができる。ECLにおい ては、利用の態様ごとに条件をたがえることや、経済的価値の高い著作物を利 用の対象から除外する等、当事者の事情に応じて許諾の条件を調整することが 可能である。強制許諾や報酬請求権を伴う権利制限(法定許諾)においては、 第三者が使用料額を決定することが通例であるが、第三者は対象となる権利の 価値について十分な情報を有していないことが少なくないため、価格設定が恣 意的にならざるをえないという問題がある181。これに対して、ECLでは、当事者 は使用料額について自由に交渉を行うことができるため、このような問題は生 じないものと考えられている。

第3に、ECLの利点は、権利者、利用者及び一般公衆という全てのステークホルダーにとって便益をもたらす可能性を有している¹⁸²。まず、権利者は自らの著作物が利用されることを完全に監視することが不可能であるため、著作物の

¹⁷⁸ Reply from Mr. Peter Schønning, Feb. 23, 2016 (on file with author).

¹⁷⁹ Trumpke, *supra* note 147, at 276.

¹⁸⁰ 和解案の不承認決定については、松田政行=増田雅史「Google Books 和解案の不承認決定に関する解説」NBL953 号 32 頁 (2011 年) を参照。

¹⁸¹ Riis & Schovsbo, *supra* note 82, at 940.

¹⁸² Olsson & Sigurdardóttir, *supra* note 133, at 251.

利用を集中管理に委ねることは、権利者の利益を保護することにつながるとされている。集中管理団体の非構成員にとっても、個々の権利者としては交渉力に劣るところ、相当数の権利者に受け入れられた契約内容によって自らの著作物が利用されることは、非構成員の利益にかなうことになるとされている。次に、公衆にとっては、ECLを通じて著作権のライセンスが促進されることで、教育機関による著作物の利用や、図書館や放送機関によるアーカイブの公開などの外部効果を伴う著作物の利用が広く行われるようになり、社会全体の便益につながるとされている。最後に、ECLは、制定法上で明示的に認められているという点で、法的確実性が高い制度であるため、公共機関などのリスク回避的なアクターによる利用を促進させるという利点があるとされている。

しかしながら、ECLには問題点又は課題も存在する。

第1に、集中管理団体と利用者との間で行われるECL契約の交渉では、利用条件及び使用料額が市場の状況を反映して決定されるため、契約の内容が非営利の文化機関にとって望ましいものとなるとは限らないという問題点がある。ECLは、集中管理団体と利用者との間の交渉を促進させ、許諾の条件及び使用料額について合意を得ることを促すことを目的としているため、立法及び司法による関与の程度は限定的である。

例えば、ノルウェー国立図書館におけるデジタル・アーカイブ事業¹⁸³ (「Bookshelf」)における当初のECL契約では、国立図書館は所蔵資料を1年間利用するために、1頁当たり0.56ノルウェー・クローネ(NOK)を支払うことが規定されていたが、最新の契約では1頁当たり0.33 NOKに減じられている¹⁸⁴。同事業では、権利者不明の所蔵資料の平均ページ数は185頁であり、当初の契約をに基づいてこれを1年間オンラインで利用可能なものとすると、1冊あたり年間約103 NOKの使用料を支払う必要がある¹⁸⁵。例えば、権利者不明著作物10,000点を公開するためには、年間約103万NOKの使用料を支払う必要がある。欧州委員会が強調するように¹⁸⁶、この金額は、図書館等によるデジタル・アーカイブの公開のように、大量の著作物を保護期間満了までの長期にわたり利用可能とする場合には過大な負担となるおそれがあると指摘されている¹⁸⁷。

もっとも、上記の使用料額はあくまでも一例にすぎない。実際には利用者の予算規模を考慮して使用料が決定される事例や、一定量以上の著作物を利用する際には使用料の総額に上限を設けるなどの事例が少なくないとされており、慎重な検討を要するといえよう¹⁸⁸。

第2に、権利者不明著作物を利用するための使用料の支払先として集中管理団体が適切かどうかという点である。ECLにおいては、集中管理団体はオプトアウ

¹⁸³ 詳しくは、本報告書 56 頁を参照。

¹⁸⁴ Contract regarding the digital dissemination of books (Bokhylla / The Bookshelf), §8,

http://www.nb.no/English/The-Digital-Library/Collaboration-Projects.

¹⁸⁵ Tilman Lüder, The "orphan works" challenge, 2010 GRUR INT. 677 (2010).

¹⁸⁶ 欧州委員会は、孤児著作物指令のインパクト・アセスメントにおいて、Bookshelf の ECL 契約における使用料を根拠に、ECL に否定的な評価を行っている(Commission Staff Working Paper, Impact Assessment on the Cross-border Online Access to Orphan Works accompanying the document Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain permitted uses of orphan works, SEC(2011) 615)。

¹⁸⁸ Lucie Guibault, D5.4: Report on the effectiveness of licensing systems for clearing content for Europeana use, Europeana Awareness, 2014, at 15,

<http://pro.europeana.eu/files/Europeana_Professional/Projects/Project_list/Europeana_Awareness/Deliverables/EA%20D5_4%20E Awareness%20ECLcross-border.pdf> (小規模のアーカイブ事業に関しても、利用者の予算が限られている場合は使用料負担が事業に影響を及ぼすおそれがある。).

トした権利者を除く全ての権利者を代表していることとされており、そのため、権利者不明著作物を含む全ての著作物の利用者から使用料を徴収し、管理することが認められている。しかし、実際には、権利者不明著作物の権利者の多くが使用料の請求を行わない可能性が高い。その結果、利用者から集中管理団体に使用料が支払われたものの、権利者から請求がなされない使用料の額が、相当な額となることが予想される。ここでは、主に権利者不明著作物を利用するために利用者から徴収された使用料から、誰が利益を得るべきなのかということが問題となる189。

もっとも、デンマークでは、権利者が不明等の理由で分配することができなかった使用料は、各種団体を通じた芸術家に対するグラント及び文化的事情のために集合的に用いられており、この点に関してECL制度又は集中管理団体への批判は管見の限り見受けられなかった190。

第3に、ECLを管理するための費用が多大となるおそれがあることである。特に、集中管理団体が権利者の所在を探索し、権利者に使用料の分配を行うことには費用がかかる。非構成員である権利者を特定できる可能性は高くないため、集中管理団体は、使用料の一部を非構成員に対する分配のためにとどめておく必要がある。北欧諸国において管理費用の問題が顕在化しなかった背景には、これまで同制度が適用されてきたのは比較的小規模な利用に限られていたという事情があるとされている。北欧諸国と比較して人口の多い国や地域において、ECLがデジタル・アーカイブ事業などに適用される場合、利用者から徴収された使用料及び契約の管理にかかる費用は、従来とは比較することができないほど多大になると可能性があるとの指摘がなされている191。

最後に、ECLの限界として、権利者不明著作物を含む非構成員の著作物に対する利用許諾の拡張効果は、国内法の規定に基づいて生じるものであるため、その効果が及ぶ範囲が当該国内に限定されるという点を挙げることができる¹⁹²。したがって、国境を越えて著作物が利用される場合には、同制度は、権利者不明著作物の権利処理を容易にするものではない。

ウ 概括

デンマークにおいて、ECLは著作権処理を円滑化し、権利者、利用者及び一般公衆の利益を促進させる制度として高く評価されている。その要因の一つとして、幅広い分野において著作権の集中管理が発達しており、権利者及び利用者の集中管理団体に対する信頼の高さが挙げられる。

ECLに関する法制度についても、2008年には他の北欧国に先駆けて一般ECL規定を導入するなど、デンマークは先進的である。また、文化大臣による認可手続を通じて集中管理団体の運営に関する監督がなされ、認可決定の内容も同省のウェブサイト上で公開されるなど、制度の安定性及び透明性を担保するための仕組みも設けられている。

しかし、同国のECLには課題も見受けられる。大量デジタル化事業を促進する目

¹⁸⁹ オーストラリア政府によって設立された独立機関である法改正委員会も、権利者不明著作物に関する著作権法改正の提言において、利用に先立って使用料を支払う ECL の性質を非効率であると評価している(Australian Government, Australian Law Reform Commission, *Copyright and the Digital Economy*, Final Report (ALRC Report 122), 29 Nov. 2013, at 296.)。
190 Reply from Mr. Peter Schønning, Feb. 23, 2016 (on file with author).

¹⁹¹ Ringnalda, *supra* note 80, at 3-11.

¹⁹² Axhamn & Guibault, supra note 71, at 61.

的で一般ECL規定が導入されたものの、これまでのところ大量デジタル化事業に関するECL契約について当事者の合意は得られていない。ECL契約の交渉における自由交渉原則は同制度の利点の一つであるとされるが、大量デジタル化事業などの特定の政策を推し進める際にその実現が市場の影響に左右されやすいという弱点も内包しているといえよう。

(4) ノルウェー

ア はじめに

ノルウェーにおける拡大集中許諾制度の調査については、文献調査、集中管理 団体の年次報告書等の公開資料による調査に加えて、以下の団体・個人に送付し た調査票への回答等及び現地での聞き取り調査により、実施した。

Ole-Andreas Rognstad氏(オスロ大学)

Ingelin Skaret氏(集中管理団体Norwaco、上級法律顧問)

Simen Halsan Øien氏(集中管理団体Norwaco、法律顧問)

Hege Døssland氏(集中管理団体Kopinor、使用許諾部長)

Hans-Petter Fuglerud氏(集中管理団体Kopinor、最高経営責任者代理)

Harold Holter氏(集中管理団体Bono、最高責任者)

Ida Otterstad氏(集中管理団体Bono、法律顧問)

Svein Korshamn氏(集中管理団体Tono、副部長)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 制度概要

a 立法経緯193

ノルウェーでは、他の北欧諸国と同様に、放送における著作物の利用を対象として1961年に著作権法にECL規定が導入され、その後、他の分野にも拡大していった。

1979年に、教育における複写を対象としたECL規定が設けられ、その後、1995年には、企業内複写及び録画にも拡大された。1979年に、教育における複写を対象としたECL規定が設けられ、その後、1995年には、録画及び企業内複写にも拡大された。

2001年の情報社会に関する欧州指令194の国内実施時に、ノルウェーは放送事業者のアーカイブにおける過去の著作物の利用に関するECL規定を導入した。 さらに、2005年には、以下の内容を含む法改正が行われた。

- ・ ECL契約を締結できるのは、国内で利用されている著作物の著作者の相当 数を代表する団体であるとする規定を導入
- ・ 教育目的のECL規定の対象をデジタル利用にまで拡大 (ノルウェー著作権 法(以下「法」ともいう。) 第13b条)
- ・ 同様に企業内の情報利用のためのECL規定の対象をあらゆる形態の複製に まで拡大(法第14条)

集中管理団体が権利者を代表する団体と認められる場合には、ECLは権利者の利益に資するものと考えられることが、同制度を正当化する根拠となって

¹⁹³ Tarja Koskinen-Olsson & Vigdís Sigurðardóttir, Collective Management in the Nordic Countries, in Collective Management of Copyright and Related Rights(Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2016) pp. 243-262、オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答 (2016 年 2 月 19 日)。

^{194 2001/29/}EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society.

いると指摘されている¹⁹⁵。ただし、個別契約が存在する場合は、通常は個別契約がECL契約に優先する¹⁹⁶。

現行のノルウェー著作権法には以下のECL規定が存在する197。

- ・ 教育活動における著作物の複製・録画(法第13b条)
- ・ 企業等における著作物の複製・録画(法第14条)
- ・ アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供(法第16a条)
- ・ 障害者のための録画(法第17b条)
- · 放送 (法第30条)
- ・ 放送事業者において収集保存されている著作物の利用(法第32条)
- ・ 放送の同時再送信(法第34条)
- 一般ECL(法第36条第2項) 【2015年に導入】

これらの規定は、放送利用について定めている法第30条を除き、実演、レコード及び映画についても準用されている。

b ノルウェー著作権法のECL規定の特徴

- ①ECL契約を締結している集中管理団体の非構成員は、使用料の分配やその他の便益について、構成員と平等に取り扱われなければならない。また、非構成員は利用から、3年間、集中管理団体に対してのみ使用料を請求できる(法第37条)。
- ②放送利用及び放送事業者の収集における著作物の利用に関するECL規定及び一般ECLについては、明確にオプトアウトの可能性が定められている。放送の同時再送信については、ECL契約の締結が認められている団体を通じてのみ権利行使が可能であると定められている(法第34条)。衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令が、ケーブル再送信に関しては、集中管理団体を通じた権利行使のみを認めているからであると考えられる198。
- ③2015年に一般ECL規定が導入された。一般ECL規定の導入により、既存の ECL規定では対象とならなかった利用についても、柔軟に対応することが可能となったと考えられている¹⁹⁹。また、技術を特定していないため、将来、新たに出現する利用態様にも柔軟に対応することができると考えられている²⁰⁰。技術の進展が速くなり、これに応じた個別ECL規定をその都度、導入することが困難となったために導入されたものであり、既に一般ECL規定を

¹⁹⁵ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月19日)。

¹⁹⁶ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016 年 2 月 19 日)。

^{197 2006} 年改正までが反映されたノルウェー著作権法については WIPO Lex

<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/no/no066en.pdf>を参照。その後、2013 年、2014 年及び 2015 年にもノルウェー著作権法は改正されたが、これらの改正を反映した英訳は作成されていない。このうち、ECL に関係する 2015 年改正の内容については、オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授及び Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏から提供された情報に基づく記述である。

¹⁹⁸ 衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令(the Directive 93/83/EEC of 27 September 1993 on the coordination of certain rules concerning copyright and rights related to copyright applicable to satellite broadcasting and cable retransmission) 第9条第1項「加盟国は、著作権者又は隣接権者が、ケーブル再送信を許諾又は拒絶する権利は集中管理団体を通じてのみ行使が可能であるよう、定めなければならない。」。

¹⁹⁹ Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland 氏からの回答(2016年1月27日)。

²⁰⁰ Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016 年 1 月 28 日)。

導入したデンマーク及びスウェーデンの先例に倣うものでもある²⁰¹。

- ④ECL契約の締結交渉が不調に終わった際には、当事者は調停委員会に調停を求めることができる。さらに、当事者の合意がある場合は、同委員会が、契約の解釈に関する争いについて、拘束力のある決定を行うことができる。以上の規定は、全てのECLに適用される(法第38条)。さらに、2015年改正により、教育活動における著作物の複製については、一方の当事者が申し立てれば、拘束力のある決定を委員会が行うこととなった。
- ⑤ノルウェーにおいては、孤児著作物に関する欧州指令を国内実施するための 法改正が2015年に行われた。ECLが機能していれば、特に一般ECL規定の導 入後は、孤児著作物立法の必要性は薄いとも考えられるが、孤児著作物に関 する欧州指令を実施する義務があるため、文化省が導入を判断したとされる ²⁰²。ただし、ECLは国内においてのみ効力を有するのに対し、孤児著作物法 制においては、孤児著作物と認定されれば欧州域内での利用が可能となると いう違いはあると指摘されている²⁰³。また、ECLが存在しない利用領域にお いては、孤児著作物法制が適用される余地があると考えられている²⁰⁴。

c 人格権

ノルウェー著作権法第3条において、著作物の複製物が作成された場合及び 公衆に提供された場合は、著作者の氏名が適切に表示されなければならない こと、また、著作者や著作物に係る声望や人格を害する形で著作物が改変さ れてはならないことが定められている。

ECLについて定めた規定の中で人格権について言及した部分はないが、ECL契約は財産権を対象とするものであり、人格権には影響を及ぼさないものと考えられている²⁰⁵。

なお、著作物の放送(法第30条)及び放送事業者において収集保存されている著作物の利用(法第32条)については、著作者がその著作物の利用を禁じている場合や、認めていないと推測される特別な理由がある場合には、ECL契約の効果は及ばないと規定されている。

d 集中管理団体に関する法令、競争法との調整

ノルウェーには、著作権法におけるECLに関する規定以外に、集中管理に関する法令の規定はない。ただし、2014年の集中管理に関する欧州指令²⁰⁶が2016年中にノルウェーで国内実施される見込みである²⁰⁷。

競争法については、集中管理団体にも適用される。また、競争法は、欧州連合司法裁判所により形成されたステイト・アクション法理²⁰⁸を通じて、政府によるECLに関する立法措置にも適用されると考えられている。この法理に基

²⁰¹ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月19日)。

²⁰² Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016 年 1 月 28 日)、オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016 年 2 月 20 日)。

²⁰³ Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016 年 1 月 28 日)。

²⁰⁴ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016 年 2 月 19 日)。

²⁰⁵ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月19日)。

²⁰⁶ Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market.

²⁰⁷ Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016 年 1 月 28 日)。

 $^{^{208}}$ EU 加盟国政府が EU における競争法制に反する措置を導入することを規制するもの。

づけば、個別の権利処理が可能な場合において政府がECL法制を導入することは、競争法制との関係で問題となり得るが、個別の権利処理が不可能な場合においてECL法制を導入することは、競争法制との関係で問題となることはないと考えられる。ただし、この法理がECL法制に適用された例はないとされる²⁰⁹。

e ECL契約を締結する団体の適格性

ECL契約を締結する団体は、国内で利用される当該分野の著作物の著作者の相当部分(a substantial portion of authors)を代表し²¹⁰、所管庁によって認可された団体である必要がある。特定の利用分野については、ECL契約を締結するのは関係権利者による連合体の団体であるべき旨を勅令で定めることができるとされているが(法第38a条)、現在のところ勅令は制定されていない。

団体の代表性を判断するにあたっては、特に以下の点が重視されると考えられている²¹¹。

- 団体が代表する権利者数
- 団体の定着度合い
- ・ 権利者の利益の保護を正当と認められる方法で実現できる能力
- ・ 使用料の徴収・分配制度
- 外国の権利者団体との相互協定の締結

集中管理団体の適格性が争われた事案として、放送の再送信を許諾しているNorwacoと利用者であるケーブル事業者Canal Digital Cable TV (CDK)及びGET間の訴訟がある。2005年の法改正により、ECL契約締結のための適格性の要件が「ノルウェーの著作者の相当数」を代表する団体であることから、「国内で利用される著作物の著作者の相当数」を代表する団体であることに変わって以来、ケーブル事業者は、Nowacoの適格性に疑問を投げかけてきた。ケーブル事業者は、NorwacoはECL契約を締結するための適格性を有しておらず、したがって同団体を通じた権利処理を行う必要なく、再送信を適法に行うことができると主張した。これに対して、Norwacoは、外国の団体との相互協定により、同団体はこの要件を満たすと主張した。両者は2015年1月に裁判外で和解し、Norwacoが放送番組の再送信を許諾する適格性を有することが確認されるとともに、過去の送信分に遡ってケーブル事業者により使用料が支払われることとなった²¹²。

ECL契約締結の相手方である利用者の要件については、教育目的の放送の録画に関しては、所管庁が認可したセンターのみがこれを行うことができると規定されている(法第13b条)。集中管理団体であるNorwacoがこれらのセンターとECL契約を締結している。

²⁰⁹ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月19日)及びヒアリング(2016年2月23日)。

²¹⁰ 運用実務上は出版社等も含む権利者団体となっている。

²¹¹ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月20日)。

²¹² Norwaco Newsletter June/September 2015

http://www.norwaco.no/eng/For-Rightholders/International-newsletter/Newsletter-June-2015,

http://www.norwaco.no/eng/For-Rightholders/International-newsletter/Newsletter-September-2015>、Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏(2016 年 1 月 28 日)からの回答。

(イ) 集中管理団体の状況

- a ECL契約を締結する適格性を有すると認定されている団体
 - (a) TONO(音楽著作権管理団体)²¹³

概要

作曲者、作詞者、音楽出版社の演奏権を管理する団体。約26,000名のノルウェーの権利者に加えて、外国の団体との相互協定により約30万人の権利者を代表している。なお、TONO及びその他の北欧の音楽著作権管理団体は、録音権の管理をNordic Copyright Bureauに委託している。

TONOは、以下の利用に係るECL契約を締結することができる団体として文化省より認可されている。

- ・ 教育活動における著作物の複製・録画(法第13b条)
- ・ 企業等における著作物の複製・録画(法第14条)
- ・ アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供(法第16a条)
- · 放送(法第30条)
- ・ 放送事業者において収集保存されている著作物の利用(法第32条)
- ・ 放送の同時再送信(法第34条)

なお、放送に関するECLについては、TONOは外国の集中管理団体との相互協定を通じて、管理著作物の範囲が非常に網羅的であるため、実際上はECL契約による必要性は薄いとの指摘もある²¹⁴。

ii 権利者不明著作物及び非構成員の著作物の取扱い

TONOと外国団体との相互協定や、CISAC(著作権協会国際連合)の規定の枠内で、理事会は、権利者が不明な場合やTONOの非構成員である場合の分配方法について細則を定めることとされている(TONO定款第58条(5))。

iii 2014年の収支

2014年の収入は約4億9372万ノルウェー・クローネであり、前年から 5.26% 増である。分配は、3.73% 増の約4億1160万ノルウェー・クローネである。運営コストは分配額の16.3%である。

(b) Kopinor²¹⁵

i 概要

Kopinorは複写をはじめとする複製権の管理団体であり、加盟団体から

²¹³ TONO ウェブサイトhttp://www.tono.no/english/、 TONO Annual Report 2014

http://www.tono.no/wp-content/uploads/2015/06/TONO-Annual-Report-2014.pdf>、Tono 副部長 Svein Korshamn 氏からの回答(2016 年 2 月 22 日)。

²¹⁴ Norwaco からのヒアリング (2016年2月22日)、オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からのヒアリング (2016年2月23日)。

²¹⁵ Kopinor ウェブサイト、Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland 氏からの回答(2016 年 1 月 27日)。

の権限委任により、著作物の複製やデジタル利用に関する集中管理契約を交渉、締結している。使用許諾契約が締結されると、法令により拡張効果が生じ、Kopinorの構成員以外の著作者や出版者の著作物の複製等を行うことができる。Kopinorは、その加盟団体がそれぞれの分野における相当数の権利者を代表していることにより、ECL契約を締結できる。

ii 加盟団体

Kopinorは、五つの出版者団体及び17の著作者団体の計22団体から構成される。法令及び外国の複製権団体との相互協定により、Kopinorは外国の権利者も代表している。

iii 組織

Kopinorは定款に基づき、活動している。代表者会議が理事会の活動を 統制している。理事会はノルウェー及び外国の権利者への分配について 決定する。分配委員会は、分配に関する争いを調停する機関である。

iv 使用許諾

Kopinorは以下の分野における複写、プリントアウト及びデジタル・コピー (例外あり) に関する使用許諾を、有償で行っている。

- ・ 教育活動における複製(法第13b条関係)
- ・ 企業等における内部利用(法第14条関係)
- ・ アーカイブ、図書館、美術館・博物館における複製・公衆への提供(法 第16a条関係)

国立図書館は、2000年までに出版された書籍を同図書館のウェブサイトに掲載することを可能とするKopinorとの使用許諾契約に基づき、Bookshelfサービスを実施している²¹⁶。(ただし、アクセスできるのはノルウェーのIPアドレスに限られる。)

上記以外の営利目的の複製については、個々の権利者が直接、許諾している。

Kopinorでは、利用者とECL契約を締結するに当たって、以下の方法を 用いている。

- ・ とりまとめの窓口団体が、広範囲の利用者や企業を代表して交渉を行い、支払を行う方法
- ・ とりまとめの窓口団体が交渉を行い、その代表する利用者や企業に対してモデル契約に基づいた許諾契約を締結するよう勧告する方法
- ・ 利用者を代表して契約を締結したり交渉したりするとりまとめ団体が 存在しない場合に、個別契約を締結する方法

v 分配

分配はそれぞれの分野毎に承認された統計に基づき、行われる。Kopinor

²¹⁶ Kopinor ウェブサイトhttp://www.kopinor.no/articles/national-library>.

は著作物を特定した許諾は行っておらず、加盟団体への分配は、書籍、雑誌等の出版物の種類、及び文書、図画等の著作物の種類に関する利用統計に基づき行われている。特定の著作物の複写状況を把握することは不可能だからである。加盟団体がどのように再分配を行うかは、それぞれの裁量に任されているが、多くの団体は著作者が申請できる助成金の形で使用料を還元している。加盟団体が分配を受けるには、その分野における代表性を有することが必要である。Kopinorの構成団体間の分配割合や、著作者と出版者間の分配割合は、交渉によって定められた方針に基づき行われる。なお、出版者は、販売管理法(Marketing Act)に基づき、分配を受ける権利を有する。

団体の非構成員からKopinorに分配の請求があった場合は、通常は関連するKopinorの加盟団体に連絡を取ることを勧めている。実際にこの権利者の著作物が複写等されたことを証明できたとしても使用料額は低く、加盟団体から別の形(助成金等)で便益を受けた方が経済上は得策である旨を伝えている²¹⁷。

外国の権利者については、Kopinorは統計調査に基づき、それぞれの国ごとの分配額を計算し、相互協定に基づいて送金を行う(協定の種類によっては、徴収された使用料は徴収した団体に留まることもある。)。相互協定を締結していない国の権利者分は別口座に3年間、保管される。3年間の経過後は、3分の2はKopinorの開発基金に、残りの3分の1は国内の権利者への支払に回される。

なお、Kopinorと相互協定を締結している外国の団体は、それぞれの国内法のECL規定等に基づき、Kopinor構成員の著作物に加えて、非構成員の著作物も許諾の対象に含めることができる。

vi 2014年の収入と支出

使用料徴収額:288,339,485ノルウェー・クローネ

管理コスト: 31,523,552ノルウェー・クローネ(10.8%)

分配額:255,125,813ノルウェー・クローネ

うち国内権利者への分配額:194,376,500ノルウェー・クローネ うち外国の団体への分配額:60,749,313ノルウェー・クローネ

vii 権利者不明著作物の取扱い

ECL契約は権利者不明著作物も含めた包括許諾契約である。

viii オプトアウトについて

Kopinorの許諾分野においては、法令上はオプトアウトを認める義務はない(法第13b条、14条、16a条)。ただし、国立図書館のBookshelfサービスにおいては、権利者はKopinorに通告することにより、特定の書籍をウェブサイト掲載対象から除くことができる。現在のところ、約3,500の書籍(全体の約1.4%)が掲載対象から除かれている。

²¹⁷ Kopinor 最高経営責任者代理 Hans-Petter Fuglerud 氏からのヒアリング(2016年2月22日)。

(c) Norwaco²¹⁸

概要

Norwacoは、放送番組の再送信及び放送番組の教育目的の録画について ECL契約を締結する団体として、ノルウェー文化省より認可されている。 Norwacoは、その加盟団体がそれぞれの分野における相当数の権利者を代表していることにより、また外国の団体と相互協定を締結して外国の権利者も代表していることにより、ECL契約を締結する適格性を有しているとされる。

また、Norwacoは、ノルウェーの国家予算から支出される私的複製補償金の分配も行っている。

Norwacoは、新たに設けられた一般ECL規定に基づく団体としての認可を文化省に申請している。これが認められれば、既存の契約について、その内容が法令の不在により限定されていた分野についても、対象を拡げることが可能になるとしている²¹⁹。

ii 加盟団体

Norwacoは、合計6万名以上に上るノルウェーの権利者を代表する以下の36の加盟団体により構成されている。

Norwegian Visual Artists Copyright Society (Bono)

Norwegian Specialized Press Association

Norwegian Authors' Union

Norwegian Publishers' Association

Fagpressen

FONO - The Association for Norwegian Independent Record Companies

Norwegian Association of Fine Arts Photographers

GRAFILL - Norwegian Organisation for Visual Communication

GramArt – The Recording Artists Association

IFPI Norway

Norwegian Musicians' Union (MFO)

NAViO - Norwegian Audiovisual Translators Association

NOPA – Norwegian Society of Composers and Lyricists

Norwegian Association of Professional Photographers

Norwegian Artists and Songwriters Association

Norwegian Non-Fiction Writers' and Translators' Association

Norwegian Film Workers' Association

Norwegian Union of Journalists

Norwegian Society of Composers

Norwegian Critics' Association

Norwegian Music Publishers' Association

Norwegian Association of Literary Translators

²¹⁸ Norwaco ウェブサイト<http://www.norwaco.no/eng>、Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏 (2016 年 1 月 28 日) からの回答、Norwaco におけるヒアリング(2016 年 2 月 22 日)。

²¹⁹ Norwaco Newsletter September 2015,

http://www.norwaco.no/eng/For-Rightholders/International-newsletter/Newsletter-September-2015.

Association of Norwegian Editors
Norwegian Comedy Writers' Association
Norwegian Union for Stage Directors
Norwegian Actors' Equity Association
National Federation of Norwegian Musical Soloists
Norwegian Writers for Children
Association of Norwegian Visual Artists
Norwegian Ballet Union
Writers' Guild of Norway

Norwegian Film and TV Producers' Association

Directors Guild of Norway

Norwegian Stage Designers Association

New Music Composers' Group (NMK)

TONO (音楽著作権管理団体)

これに加えて、Norwacoは外国の団体と相互協定を締結している。

iii 組織

Norwacoは総会が定める定款に基づき、活動している。総会には全加盟団体が参加し、それぞれが投票権を持つ。加盟団体との管理委託契約及び分配契約は、総会が任命する理事会によって承認される。理事会はこのほか、収支、運営費等の予算に関する権限を有する。

Norwacoの内部組織は、その活動領域に対応した形となっている。加盟 団体は自己の構成員の利害に関係の深い組織に所属する。

iv 使用許諾

Norwacoの加盟団体は、Norwacoに使用許諾契約の締結及び使用料の徴収を委任するための管理委託契約をNorwacoと締結する。

使用許諾契約は、通常、ケーブル・ネットワークや学校といった利用者の団体と交渉される。放送の再送信に関する契約はNorwaco及び27の放送事業者と、ケーブル送信事業者との間で締結されている。ノルウェー著作権法上は、放送の再送信に係るECLにおいて、権利者がその著作物の利用を禁止する場合の取扱いに関する規定は存在しないが、Norwacoの契約には、特定の放送番組の再送信の禁止に係る条項が含まれている。

ECL契約は国境を越えた利用は対象としない。

非営利目的の利用については、使用料を減額することはあるが、無償での許諾は行っていない。

Norwacoは、通常、標準契約内容について、ケーブル・ネットワークや 学校といった利用者のグループの代表と交渉する。使用許諾契約自体は、 個別の利用者と締結する。

分配

Norwacoは、定款、管理委託契約、及び加盟団体との分配契約に基づき、 加盟団体に対して分配を行う。分配は統計調査や利用者からの情報提供 に基づき行われる。加盟団体は、例えば助成金の形で、再分配を行う。 Norwacoは外国の団体とも相互協定を締結していることから、使用料の相 当部分は外国の権利者に分配される。

加盟団体の構成員と非構成員及びノルウェーの権利者と外国の権利者 への分配は、それぞれ平等に取り扱われなければならないという原則に 則って行われる。

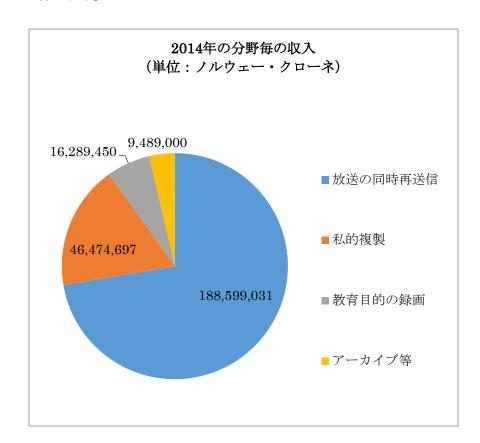
vi 収入と支出

2014年分(単位: ノルウェー・クローネ)

徴収使用料額*: 260,852,178

分配額:164,473,305 運営コスト:19,194,522

*上記は確定した分配額である。係争中の案件があったことにより、 相当額の使用料が未払いとなっている。なお、分配は通常、徴収の翌年 に行われる。



vii 権利者不明著作物の取扱い

加盟団体との管理委託契約や外国の団体との相互協定の対象となっていない著作物についても、ECLの対象となるのであり、したがってECLにおいては非構成員と所在等が不明な権利者は区別されない。自己の著作物がECLに基づき、利用されたと立証できれば、所在等が不明であった権利者も、利用から3年間は、Norwacoに使用料を請求できる。Norwacoは非構成員分も含めて、使用料を加盟団体に分配する。権利者が現れない場

合の処理はそれぞれの団体内で手続される。放送の同時再送信については、非構成員からの請求はこれまでのところ、ほとんどないが、放送アーカイブについては、いくつか請求があった。

viii オプトアウトについて

業務開始から32年になるが、オプトアウトはほとんど行われていない。 通常はオプトアウトの請求があった後、数日間の間に、当該著作物の利 用は停止されなければならない。

(d) BONO (Norwegian Visual Artists Copyright Society)²²⁰

概要

BONOは、視覚的美術の著作物の権利者を代表する団体であり、放送、アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の利用に関するECL契約を締結する団体として、文化省により認可されている。また、一般ECL規定に基づく団体適格性を得るための申請も行った。BONOは約2,200名のノルウェーのアーティストその他の権利者を代表している。さらに外国の著作権管理団体との相互協定により約10万名の外国のアーティストについても、その著作物のノルウェーにおける利用に関して代表している。また、追及権の管理も行っている。

ii 使用許諾

○ 放送における視覚的美術の著作物の利用に関するECL契約

BONOは2013年より、ノルウェー放送協会(Norwegian Broadcasting Corporation(NRK))とECL契約を締結しており、NRKは放送における視覚的美術の著作物の利用について、個別に許諾を得る必要がない。NRKとBONOは共同で放送における視覚的美術の著作物の実際の利用状況に関する調査・記録を行っている。権利者への分配はこの調査・記録に基づき、行われる。

契約にはオプトアウト条項が含まれており、権利者は自己の一部の 作品あるいは全作品の利用を認めないことができる。契約締結から約2 年を経過した時点においては、オプトアウトの請求は行われていない。

○ アーカイブ、図書館、美術館・博物館における利用に関するECL契約 アーカイブ、図書館、美術館・博物館の所蔵品の大量デジタル化を 許諾している。このECL契約に基づけば、例えば美術館がその所蔵品の 全てをウェブサイトに掲載することも可能である。これらの契約にお いてもオプトアウト条項が設けられている。

iii 分配

非構成員に対する分配は構成員に対する分配と同様に行われている。 非構成員の探索に係る入念な調査に関するガイドラインや作業手順も確立されており、可能な限り使用料が権利者に分配されるようになってい

²²⁰ Experiences with licensing systems for mass digitization of works of visual art in Norway, Submission to U.S. Copyright Office, Library of Congress by BONO, Norway, Harald Holter, Chief Executive, Oslo, 9 October 2015,

る。探索は、ウェブ上での当該権利者名の公表、住所録の確認、公的登録情報の確認などを通じて行われる。所在が判明しない権利者に対する使用料は、3年経過後、著作権の保護など、権利者のための活動に使われる。2014年の放送利用における所在不明権利者の割合は約5%であった。分配は年に4回、行われる。

b 指定団体と当該分野における他の著作権管理団体との関係

特定の利用分野については、ECL契約を締結するのは関係権利者による連合体の団体であるべき旨を勅令で定めることができるとされているが(法第38a条)、現在のところ勅令は制定されていない²²。

複製権管理団体であるKopinorからの回答によると、権利者は所属する権利者団体を通じて、特定の分野や利用について、どの集中管理団体に権利を委任するか決定する。二重許諾や利用者からの支払の重複を避けるためである。さらに集中管理団体は特定の分野や利用についてECL契約を締結するための認可を文化省から得る。集中管理団体の透明性が確保されており、それぞれが異なる領域において活動しているため、複数の集中管理団体間の調整が問題となったことは、これまでのところないとしている²²²。ただし、写真の著作物及び美術の著作物のアーカイブについては、Kopinor及びBonoの双方がECL契約を締結する適格性を有する団体であり、両者間の調整が課題である。窓口が複数になると、利用者にとって利便性の高い制度であるECLの利点が失われかねないため、この問題への対応は重要な課題であると認識されている²²³。文化省からの認可に当たっても両者間の調整を行うことが条件とされた²²⁴。

放送番組の再送信等を許諾しているNorwacoは、映像に係る全ての分野の権利者を代表しているため、ECL契約を締結するに当たって、他の団体との調整が必要となることは無いとする²²⁵。

(ウ) ECLに対する評価及び課題

• オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad教授からの回答226

一般的に、有識者、利用者及び集中管理団体からは、ECLは簡便な権利処理 方法として、うまく機能していると受け止められている。また、ECLを導入す ることにより、集中管理が促進されるという効果もある。

ただし、Norwacoによる放送のケーブル再送信に関するECL契約をめぐる争いがある。これは、放送信号が放送事業者からケーブル事業者(Get)に暗号化されて送られている場合(ダイレクト・インジェクション)にあっては、ECL契約の対象となる放送の再送信には当たらず、放送事業者が既に権利処理を済ませており、したがってNorwacoに同時再送信に係る使用料を受け取る資格はないことをケーブル事業者が主張したものであり(Norwaco vs. Get事件)、2016年3月にケーブル事業者の主張を認める最高裁判所の判決が下された。

²²¹ Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland 氏からの回答(2016 年 1 月 27 日)及び Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏 からの回答(2016 年 1 月 28 日)。

²²² Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland 氏からの回答(2016年1月27日)。

²²³ Kopinor 最高経営責任者代理 Hans-Petter Fuglerud 氏からのヒアリング (2016年2月22日)。

²²⁴ Bono 最高責任者 Harold Holter 氏からのヒアリング (2016 年 2 月 23 目)。

²²⁵ Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016年1月28日)。

²²⁶ オスロ大学 Ole-Andreas Rognstad 教授からの回答(2016年2月19日)及びヒアリング(2016年2月23日)。

• Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland氏からの回答227

ECLは、権利処理を簡便かつ効率的に行うことができる仕組みであり、利用者を非構成員からの使用料請求から保護する仕組みである。ノルウェーには、異なる領域の権利者を代表する団体が数多く組織されているため、この制度がうまく機能している。また文化省による認可により、集中管理団体の適切かつ透明な運営が確保されている。

利用者の大半はECLの価値を理解しており、大量の権利処理を行うための簡便で効率的な仕組みとみている。

ECLの課題としては、その効果の及ぶ範囲が国内にとどまることが挙げられる。例えば遠隔教育など、国境を超えた利用について、どのように使用許諾を行うのかが課題である。

• Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret氏からの回答等²²⁸

利用者にとっての利点は、一つの契約で全ての権利処理を行うことができ、 個別の権利者から著作権侵害で訴えられるリスクを回避できること、ワンス トップ・ショップで権利処理を行うことができ、個別交渉が必要でないこと である。

権利者にとっての利点は、個別の権利処理ができない大量著作物利用について対価を得ることができること、周辺業務である権利処理を第三者に委ねることによって、権利者がその主要業務に専念できること、権利者が団結することによって利用者に対する交渉力を高められることである。

ECLは、一般的に、権利処理のための望ましい解決方法とみられている。ただし、ケーブル事業者及び商業放送局の中には、商業放送局が放送番組における全ての権利を買い取った上で、番組の再送信を放送局がケーブル事業者等に許諾すれば、ECLによることなく権利処理を行うことができ、安価な費用で済むとの考えのもと、ECLに批判的な立場を取る者がある。これが、Norwaco vs. Get事件へとつながっている。その一方で、Norwacoの提供するワンストップ・ショップによる権利処理方法は、個別の権利者団体との契約交渉に比べて簡便な手続方法であり、映像の著作物を適法に利用するための唯一の現実的な方法と評価する利用者も存在する。

• Bono 最高責任者 Harold Holter氏からのヒアリング²²⁹

利用者に支払の意思が無い場合を除き、ECLは簡便な権利処理方法として評価されている。権利者も個別の許諾では得ることのできない使用料収入が入るので、評価している。ECL制度が機能するためには、透明性、信頼性の高い団体運営が必要である。

ウ 概括

ノルウェーにおいては、他の北欧諸国にみられるように、(1)一次放送、(2)教育機関等における複製、(3)放送番組の同時再送信、(4)美術の著作物の利用、の四つの領域を中心にECL制度が活用されている。また、2015年にノルウェー

²²⁷ Kopinor 使用許諾部長 Hege Døssland 氏からの回答(2016 年 1 月 27 日)。

²²⁸ Norwaco 上級法律顧問 Ingelin Skaret 氏からの回答(2016 年 1 月 28 日)、Norwaco Newsletter Norwaco Newsletter June 2015、http://www.norwaco.no/eng/For-Rightholders/International-newsletter/Newsletter-June-2015、Norwaco Newsletter September 2015 http://www.norwaco.no/eng/For-Rightholders/International-newsletter/Newsletter-September-2015、Norwaco におけるヒアリング(2016 年 2 月 22 日)。

²²⁹ Bono 最高責任者 Harold Holter 氏からのヒアリング(2016 年 2 月 23 日)。

著作権法に一般ECL規定が導入されたことから、新たな技術を活用した新たなサービスについても、ECL制度の活用が可能になると考えられている。

スウェーデンやアイスランドと同様に、ノルウェーにおいても、複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。個別の権利者に分配するためにはコストがかかりすぎるためであり、また少額の分配を受けるよりも助成金等の形で便益を受けることについて、権利者から大きな異論がないためと考えられる。権利者からは、ECL契約により、個別許諾が現実的に不可能である利用領域において、便益を受けることができることについて、一定の評価が与えられているようである。

団体の適格性については、2005年の法改正により、ECL契約締結のための適格性の要件が「ノルウェーの著作者の相当部分」を代表する団体であることから、「国内で利用される著作物の著作者の相当部分」を代表する団体であることに変わったことを契機に、外国の団体と相互協定を締結する必要性が強く認識されるようになった。

また、放送信号が放送事業者からケーブル事業者(Get)に暗号化されて送られている場合(ダイレクト・インジェクション)にあっては、ECL契約の対象となる放送の再送信には当たらず、放送事業者が既に権利処理を済ませており、したがって集中管理団体(Norwaco)に同時再送信に係る使用料を受け取る資格は無いことをケーブル事業者が主張し、最高裁判所判決においてその主張が認められた。これを契機にケーブルによる放送の同時再送信に係るECL契約の在り方に大きな変化が生じる可能性がある。

著作物の大量デジタル化との関連では、複製権管理団体Kopinorが、2000年まで に出版された国立図書館の所蔵書籍を同館ウェブサイトに掲載するためのECL契 約を締結している。

(5) フィンランド

ア はじめに

フィンランドでは、1961年に成立した現行著作権法(Copyright Act: 404/1961. 以下「フィンランド著作権法」又は「法」ともいう。)において最初の拡大集中許諾制度が導入され、以後数度の法改正を経て、その適用範囲は拡張されている²³⁰。現行著作権法は、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの立法担当者により共同して起草されたものであるため、ECLを含むフィンランド著作権法の基本構造は他の北欧諸国と共通する点が多い²³¹。もっとも、ECL制度の詳細をみると相違点も少なからず存在する。本章では、他の北欧諸国と共通する事項については可能な限り省略し、他国との相違点に焦点を絞り検討する。

フィンランドは欧州連合の加盟国であるため、著作権に関する複数の欧州指令の実施を通じて、他のEU加盟国との制度調和が図られている。そのような中で、本章が検討の対象とするECLはフィンランド著作権法における特徴の一つであると言える。

フィンランドにおけるECL制度の調査については、文献調査、集中管理団体の年次報告書等の公開資料による調査に加えて、以下の個人に送付した調査票への回答及び現地でのヒアリング調査により実施した。

【調査票232及びヒアリング調査】

- ・Jorma Waldén氏 (教育文化省ディレクター) ※調査票への回答のみ
- ・Jukka-Pekka Timonen氏(Kopiosto、シニア・バイスプレジデント)
- ・Jukka Liedes氏(フィンランド著作権協会、会長・元教育文化省ディレクター)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 制度概要

以下では、制度の概要について、a 実施主体、b 対象となる著作物・利用態様、c ECL契約の締結を促進するための制度、d 非構成員の利益を保護するための制度の順に検討する。

a 実施主体

集中管理団体がECLに基づく許諾契約を利用者との間で締結する適格を有するためには、法第26条に規定される要件を充足しなければならない²³³。具体的には、第1に、集中管理団体は、当該国内において利用される特定の種類の著作物について、相当数の著作権者を代表していなければならない。第2に、集中管理団体は政府による認可を得なければならない。

²³⁰ フィンランドにおける拡大集中許諾制度に関しては、Jukka Liedes, Memorandum on the Extended Collective Licence (2015) (on file with author); Anna Vuopala, Extended Collective Licensing – A solution for facilitating licensing of works through European, including orphans?, Finish Copyright Society, Articles and Studies No 2, Jan. 2013.

²³¹ Foundation for Cultural Policy Research Cupore & Finnish Ministry of Education and Culture, *Assessing Copyright and Related Rights Systems, Copyright law: Report on piloting in Finland*, 2014,

 $<\!\!\!\text{http://www.cupore.fi/documents/170914_Publication_Pilotreport_DS5Copyrightlaw.pdf}\!\!>\!.$

²³² 調査票への回答は上記 3 氏の連名で執筆された (Jorma Waldén et al., Reply from Finland, Feb. 8, 2016 (on file with author))。

²³³ なお、ECL 契約の相手方となる利用者(又は利用者団体)には、適格性の要件は課せられていない。

(a) 代表性 (representativeness)

フィンランド著作権法第26条1項では、同国内において利用される特定の 種類の著作物の「著作権者の相当数(numerous authors)」を代表していること が要件とされている²³⁴。

代表性要件に関しては、一つの分野において複数の集中管理団体に代表性を認められるかが問題となる。フィンランドでは、複数の集中管理団体に対して適格性を認め得ることが明文で認められており、その際には、統一的な条件のもとでライセンスが行われるように、後述する政府機関による認可の決定において条件が付されることがある(法第26条2項)。もっとも、これまでに複数の団体に適格が認められた事例は存在しない²⁵⁵。

(b) 政府機関による認可

適格性に関する第2の要件として、集中管理団体は著作権法の所管官庁である教育文化省の認可を得ることが必要である(法第26条1項)。認可は、5年を最長とする一定期間に限り認められる。認可の判断を行う際には、集中管理団体が財政及び運営に関する要件を満たしているかどうか、並びに認可の決定に従って事務処理を行う能力を有しているかどうかが審査される。また、管理団体は、毎年、認可の決定に沿って行われた活動について教育文化省に報告することが義務付けられる(同2項)。なお、認可に関する決定は公表されていないが、教育文化省において閲覧・複写することが可能である。

集中管理団体が重大若しくは根本に関わる違反を行い、又は承認決定及びその条件に違反して義務を放棄した場合であって、当該団体に対して遵守通知又は警告が団体に発行されてもなおその運営上の欠陥の是正に至らなかったときには、教育文化省は承認を取り消すことができる(同3項)。フィンランドでは、一つの分野において集中管理団体が認可を得ると、同一分野内において新たにECL契約を締結する際に改めて認可を受ける必要はないとされる²³⁶。

(c) 競争法との関係

フィンランドの集中管理団体は全て非営利団体であるが、検討対象市場における事実上の独占に当たると判断される可能性がある²³⁷。フィンランドの競争消費者庁は、集中管理団体がフィンランド競争法7条²³⁸及びEU機能条約102条によって禁止されている市場支配的地位の濫用に当たらないように、団体の運営について監視を行っている。競争消費者庁は、「著作権法制の複雑さ、集中管理団体の契約慣行並びに著作権又は著作物に関する権限及びキャッシュフローの不明確さが、集中管理団体の位置付けに関する

²³⁴ フィンランド著作権法の英訳では「numerous authors」という用語が用いられているが、これは相当数の著作権者を 意味するとされている (Liedes, *supra* note 230, at 7.)。

²³⁵ Foundation for Cultural Policy Research Cupore & Finnish Ministry of Education and Culture, Assessing Copyright and Related Rights Systems, Collective management of rights: Report on piloting in Finland, 2015,

http://www.cupore.fi/documents/311215_PilotreportDS12_Collectivemanagementofrights_FINAL.pdf. [hereinafter Cupore Report on Collective management]

²³⁶ Interview with Mr. Jukka Liedes, in Helsinki (Feb. 26, 2016).

²³⁷ Cupore Report on Collective management, *supra* note 5, at 13.

²³⁸ Unofficial Translation of the Finnish Competition Act (No 948/2011),

http://www.kkv.fi/en/facts-and-advice/competition-affairs/legislation-and-guidelines/competition-act/.

競争法上の分析を困難なものとしている」との見解を示している239。

フィンランドの集中管理団体は、使用料額の決定に関して大きな注意を 払っており、競争当局との意見交換も行われている。価格システムは、透 明性を有しておりかつ条件を等しくする相手方に対して同等のものでなけ ればならない。市場支配的地位の濫用として認められた場合に課せられる 課徴金の影響が極めて大きいこともあり、集中管理団体は価格設定及び利 用者への対応について慎重になる傾向があるとされる²⁴⁰。

b ECL契約の締結と拡張効果

拡張効果を生じさせるためには、適格を有する集中管理団体と利用者の間で利用許諾契約が締結されることが必要である。ECLにおいて利用可能となる著作物の範囲及び利用態様は、集中管理団体と利用者の間の合意により定められる。

ECLにおいて認められる拡張効果は、①国内の権利者で集中管理団体に管理を委託していない者、②外国の権利者、③権利者が死亡し相続が完了していない場合、④集中団体に管理を委託している場合で、契約において明示的に許諾の対象とされていない利用行為に及ぶ²⁴。

外国の権利者に関しては、放送の分野では国内の著作物の多くが集中管理団体によって管理されており、また外国の著作物についても、外国の集中管理団体との相互管理契約により多くがカバーされているため、実際に拡張効果が生じる程度は僅かであるとされている²⁴²。たとえば、フィンランドの集中管理団体であるTeostoは、2004年に、放送に関する使用料の3.1%を非構成員に割り当てている。もっとも、権利者の数という観点から見た場合、放送に関する使用料の分配がなされた権利者の人数のうち非構成員が占める割合は約13%(合計48,198名の権利者のうち非構成員は6,275名)となっている²⁴³。

c ECL契約の内容が著作権法上のECL規定の範囲内であること

フィンランドでは、他の北欧諸国(デンマーク、ノルウェー、スウェーデン)のような一般ECL規定は存在しておらず、ECLの適用範囲は個別規定により定められている(下表を参照)。

【フィンランドにおけるECL規定の比較】

利用態様	未公表著作	仲裁制度の	オプトアウト
(括弧内の数字は条文番号)	物への適用	利用	権の有無
写真複製等(13)	×	0	×
公的機関・企業・他の組織によ	×	×	0

²³⁹ Finnish Competition and Consumer Authority, Press releases: Numerous problems on the copyright market, Jun. 30, 2014, http://www.kkv.fi/en/current-issues/press-releases/2014/finnish-competition-and-consumer-authority-numerous-problems-on-the-copyright-market/>.

²⁴⁰ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, *supra* note 232.

²⁴¹ Thomas Riis & Jens Schovsbo, Extended Collective Licenses and the Nordic Experience: It's a Hybrid. but is it a Volvo or a Lemon?, 33 COLUM. J.L. & ARTS 471, 475 (2010).

²⁴² Tarja Koskinen-Olsson & Vigdís Sigurdardóttir, *Collective Management in the Nordic Countries*, in COLLECTIVE MANAGEMENT OF COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS 243 (Daniel Gervais ed., 3rd ed., 2015).

²⁴³ Tarja Koskinen-Olsson, *Collective Management in the Nordic Countries*, in Collective Management of Copyright and Related Rights 297 (Daniel Gervais ed., 2d ed., 2010).

利用態様	未公表著作	仲裁制度の	オプトアウト
(括弧内の数字は条文番号)	物への適用	利用	権の有無
る内部利用を目的とした複製			
(13a)			
教育及び科学研究のための利	×		
用(14)	^	O	O
アーカイブ、図書館、博物館に		×	
よる特定の利用(16d・16e)	0	^	O
美術の著作物(25a)	×	×	0
一次放送(25f)	0	×	0
アーカイブに保存された番組			
及び出版物の複製及び公衆へ	×	×	
の伝達(25g)	^		O
【2013年改正】			
有線再送信(25h)	×	0	×
テレビ番組のオンライン録画	×	×	
サービス(251)【2015年改正】	^	^	U

なお、ECL規定のほとんどにおいて未公表著作物は同制度の適用から除外されており、アーカイブ・図書館等における利用及び一次放送に限って未公表著作物が対象に含まれている。著作者人格権については、ECLとの関係に関する特別の規定は著作権法には存在しない。また、ECL契約との関係で著作者人格権の侵害が問題となった裁判例はこれまでに存在しないとされる。ただし、一部のECL契約においては、著作者の氏名を表示することなどについて、著作権法の著作者人格権に関する規定よりも具体的かつ厳格な条項が設けられることがある。

最近の法改正で新設又は拡張されたECL規定として以下のものがある。

2013年の法改正では、これまでECLに基づいてアーカイブに保存されていたテレビ番組を再送信することを認めていた法第25g条の適用範囲が拡張された²⁴⁴。新25g条1項においては、放送機関は、アーカイブに保存されているテレビ番組及びラジオ番組(番組に取り込まれている著作物を含む)を複製し、公衆に伝達することが可能になった。同条の対象となる著作物は、当該放送機関によって制作又は制作を委託された番組に含まれるものであり、2002年1月1日以前に放送されたものに限定されている。加えて、同条2項においては、出版者が、ECLに基づいて、1999年1月1日以前に発行された新聞又は定期刊行物に掲載された著作物を複製し、公衆に伝達することが認められた。1項及び2項の適用は、著作者が利用を禁止する意思表示を行った場合には認められない(同3項)。

2015年の法改正では、ネットワークPVR(personal video recording)における著

²⁴⁴ フィンランドでは、2010年3月に、著作権法の改正について提案を受けるために、著作権審議会(Copyright Commission)が設置された。同審議会は、2012年1月に最終メモランダムを公表したが、そこでは、ECL に関する規定の改正を含む改正案が提案された(Ministry of Education and Culture, Report of the Copyright Commission; Solutions to challenges of the digital age (English Summary),

.)。同報告書を受けて、2013年11月に、著作権法が改正された。

作物の利用をECLの適用範囲に含める規定が新設された(法25i条)。ネットワークPVRとは、テレビ番組等の録画をサービス提供者のサーバーに保存し、ユーザーが時間と場所を問わずにオンデマンドに録画された番組を視聴することを可能とするサービスである²⁴⁵。フィンランドでは、主として通信事業者により20を超えるネットワークPVRサービスが提供されている。本改正が行われる以前は、ネットワークPVRは私的複製に関する権利制限(法第12条)の対象に含まれると考えられていたため、サービス提供者は権利者に無許諾で対価を支払うことなくサービスの提供を行っていた。新設された法第25i条には権利制限との関係について言及がないが、法改正により、ネットワークPVRは私的利用の権利制限規定の適用対象外になると考えられている²⁴⁶。同条に基づき、サービス提供者は、集中管理団体のレパートリーに含まれていない著作物を含むテレビ番組を録画し、オンデマンド形式で公衆に伝達することが認められる。

ただし、放送事業者が著作権を有するテレビ番組は同条の適用対象外となっているため、サービス提供者は放送事業者から直接許諾を得る必要がある(同2項)。また、複製権及び公衆伝達権を有するテレビ番組の製作者は、オプトアウトを行うことにより、当該番組の利用を禁止することができる(同3項)。当初の提案では、ライセンスの提供が不可能となってしまうことを理由に、非構成員によるオプトアウトは認められていなかったが、教育文化委員会(Educational and Culture Committee)は、オプトアウト権を認める必要があるとして提案の修正を行った²⁴⁷。

d ECL契約の締結を促進するための制度―調停・仲裁―

ECLは、集中管理団体と利用者の間で利用許諾契約が締結され、集中管理に関する市場が上手く機能していることを前提とするものである。フィンランドでは、ECL契約の条件等について当事者間で合意が得られない場合に、仲裁を通じて利用許諾契約の締結を促進するための制度が設けられている²⁴⁸。

ただし、仲裁制度の利用が認められるのは、写真複製(法第13条)、教育・科学研究のための利用(法第14条)及び有線再送信(法第25h条)に限定されている。仲裁の規定によれば、利用者と集中管理団体との間で許諾の条件について合意を得ることができない場合、特別の著作権仲裁手続に解決を委ねることができる(法第54条)。各当事者が仲裁人を一人ずつ指名し、指名された仲裁人が第三者の仲裁人をチェアーとして迎えることになる²⁴⁹。

e 非構成員の利益を保護するための制度

フィンランドにおいては、非構成員の利益を保護するために、①使用料の 分配等の待遇に関する平等原則、②集中管理団体に対する個別の使用料請求

²⁴⁵ Johanna Lilja et al., Extended Collective Licensing for NPVR Services Introduce in Finland, Nov. 2015, AIPPI e-News, http://www.aippi.org/enews/2015/edition44/Johanna_Lilja_1.html>.

²⁴⁷ Anette Alén-Savikko, Finland: Amendments to the Copyright Act with regard to network recording services, IRIS 2015-2:1/15, http://merlin.obs.coe.int/iris/2015/2/article15.en.html.

²⁴⁸ Johan Axhamn & Lucie Guibault, Cross-border extended collective licensing: a solution to online dissemination of Europe's cultural heritage?, Final report prepared for Europeana Connect, at 38 (2011), available at http://www.ivir.nl/publicaties/guibault/ECL_Europeana_final_report092011.pdf>.

²⁴⁹ *Ibid*. at 40.

権、③ECLから離脱(オプトアウト)する権利が認められている。

(a) 非構成員の待遇に関する平等原則

ECL 規定により生じる拡張効果には、非構成員の著作物が利用される場合の使用条件や使用料額も含まれる。すなわち、集中管理団体と利用者の間で合意された使用料の分配に関する条件は、自動的に非構成員に対しても適用されることになる。そこで、著作権法上、非構成員は、使用料額に関して当該集中管理団体の構成員である権利者と平等な取扱いを受けると定められている(法第26条4項)。

集中管理団体と利用者の間で締結された契約に個別の権利者への使用料の分配に関する条項が含まれている場合には、それに基づいて分配が行われる。他方で、分配に関する条項が存在しない場合には、使用料の分配は、集中管理団体の内部規則に基づいて行われることになる²⁵⁰。集中管理団体が、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくない²⁵¹。そのため、ECL規定では、非構成員は、個別に支払われる使用料に関してのみならず、利用者から徴収した使用料から支出され構成員に与えられるその他の便益に関しても、構成員と平等な待遇を受けることが保障されている²⁵²。

しかしながら、実際には、ECL契約の下で著作物が利用される非構成員の全てが、構成員と同様に使用料の支払を受けることができるわけではないとされている。非構成員に対して使用料の分配がなされるのは、当該非構成員の著作物がECL契約の対象に含まれる場合で、かつ、当該利用の事実が集中管理団体に報告され、使用料の徴収がなされた場合に限られる²⁵³。利用された著作物の権利者の所在が利用者又は集中管理団体にとって不明である場合には、当該著作物が利用された事実が報告される可能性は低い。そのような事実の報告がなされない場合に、非構成員自身が利用の事実を証明することは事実上不可能であるとされている²⁵⁴。この場合、集中管理団体は、利用者から報告された利用実績又は統計調査に基づいて使用料の分配を行うことがある²⁵⁵。

(b) 非構成員による個別の使用料請求権

ECL契約において合意された使用料額、あるいは、集中管理団体の内部規定に基づく使用料の分配方法に満足しない非構成員は、集中管理団体に対して、当該契約に基づく著作物の利用について個別に使用料を請求することができる(法第26条5項)。例えば、集中管理団体が、構成員に対して使

²⁵⁴ *Ibid*.

²⁵⁰ *Ibid*.

²⁵¹ Riis & Schovsbo, *supra* note 241, at 491.

²⁵² Axhamn & Guibault, *supra* note 248, at 35.

²⁵³ Olli Vilanka, Rough Justice or Zero Tolerance? – Reassessing the Nature of Copyright in Light of Collective Licensing (Part I), in IN SEARCH OF NEW IP REGIMES 149 (Niklas Bruun ed., 2010).

²⁵⁵ 著作物の分野によっては、詳細な管理システムが確立されている。例えば、フィンランドでは、音楽の著作物に関して、主要な放送機関は利用した著作物の内訳について詳細な報告を集中管理団体に対して行っている。著作物の利用の事実が報告された場合には、集中管理団体は当該著作物の権利者に対して使用料の分配を行うことになっている。他方、利用者の数が少ない分野については、集中管理団体は、サンプリング調査に基づいて使用料の分配を行っている (*Ibid*.)。

用料を個別に分配せずに、構成員全体のために使用すると決定した場合でも、非構成員は個別に使用料を請求することができる²⁵⁶。非構成員による個別の使用料請求権は、集中管理団体に対してのみ行使することが可能であり、利用者に対して直接使用料を請求することは認められていない。また、非構成員の使用料請求権は、著作物の利用がなされた時から3年以内に行使されなければならない。さらに、個別の使用料を請求する際に、非構成員は自らの著作物が利用された事実及びその程度を証明しなければならない。

論者の中には、個別の使用料請求権が認められるという点で、非構成員は構成員よりも有利な立場に置かれていると説く者がある²⁵⁷。また、個別の使用料請求権を認めることは、非構成員である外国の著作権者の利益を保護することにつながるため、ECLと国際条約上の義務との整合性を確保することに資するとの指摘もなされている²⁵⁸。

しかしながら、実際には、非構成員が自身の著作物が利用されている事実を証明することは困難であるとされている。Olli Vilanka (ハンケン経済大学研究員)が行った調査によれば、フィンランドの集中管理団体Kopiostoは、2005年に、写真複製、テレビ放送等の利用に関して年間約2400万ユーロの使用料を徴収しているが、そのうち非構成員に分配された使用料の額は5,000~10,000ユーロにすぎないとされている²⁵⁹。Vilankaは、集中管理団体が徴収した使用料の総額に占める非構成員への分配額は極めて僅かであり、非構成員に認められる使用料請求権は、事実上「空文化」していると結論づけている²⁶⁰。

(c) 非構成員と集中管理団体との間で使用料額について合意が得られない場合の決定方法

既述のとおり、デンマーク等では、使用料額の算定について非構成員と集中管理団体の間で合意が得られない場合に、当事者は著作権ライセンス審判所に申立てを行うことができる旨を定める規定が存在するが、フィンランドでは、使用料額について合意が得られない場合の決定方法について特別の規定は設けられていない。

(d) 非構成員による拡大集中許諾からの離脱 (オプトアウト)

集中管理団体の非構成員の利益を保護することを目的として、非構成員にはECL契約から離脱(オプトアウト)する権利が認められる場合がある。フィンランドでは、写真複製等(法第13条)、放送の再送信(法第25h条)及び放送の一時的固定(法第25f条)を除くECL規定において、非構成員によるオプトアウトが認められている。

立法者によれば、写真複製に関してオプトアウト権が認められていない 理由は、利用の形態が単一的であり、権利者の利益に対する影響が限定的 であるためであると説明されている²⁶¹。また、放送の有線再送信にオプトア

²⁵⁶ Vilanka, *supra* note 253, at 149.

²⁵⁷ Vappu Verronen, Extended Collective Licence in Finland: A Legal Instrument for Balancing the Rights of the Author with the Interests of the User, 49 J. COPYRIGHT SOC'Y U.S.A. 1143, 1150 (2002).

²⁵⁸ Axhamn & Guibault, *supra* note 248, at 36.

²⁵⁹ Vilanka, *supra* note 253, at 150.

²⁶⁰ *Ibid*.

²⁶¹ *Ibid.* at 152 (citing Government Bill 28/2004, at 145).

ウト権が存在しない理由については、仮にオプトアウトを認めると、一人の権利者が放送全体を差し止めることが可能になってしまい、その結果、情報へのアクセス及び他の権利者の利益が害されるからであると説明されている。Vilankaは、ここでは情報へのアクセスという公益及び他の権利者が著作物の利用を許諾する機会を確保するという観点が、個々の権利者に排他権の行使を認めるよりも優先されるべきであるという政策判断がなされたことになると指摘されている²⁶²。

一部の学説では、非構成員に対してオプトアウト権を認めることはECL制度における不可欠な要素であるとするものがある一方で、対象となる利用に関する公益性の高さ、利用の性質及び著作物の市場に対する経済的影響等の事情によってオプトアウトを認めるか否かを判断すべきであり、必ずしも不可欠な要素とまではいえないとする見解も存在する²⁶³。

ただし、明文でオプトアウト権が認められていない場合でも、集中管理団体が任意で非構成員によるオプトアウトを認めている分野も存在する²⁶⁴。たとえば、Kopiostoは、写真複製に関する全てのECL契約において非構成員によるオプトアウトを認めている²⁶⁵。

オプトアウト権を行使する方法について、明文の規定は存在しないが、オプトアウトは集中管理団体に対してなされるべきであるとされている²⁶⁶。 実務上、ECL契約に、非構成員によりオプトアウトが行われた著作物はライセンスの対象から除外される旨を定める条項が設けられることが一般的である²⁶⁷。また、集中管理団体はウェブサイトを通じてオプトアウトに関する情報提供を行うことがある²⁶⁸。

また、非構成員によるオプトアウトが制度として認められている場合であっても、実際にオプトアウト権が行使されることはまれであるとされている。非構成員によるオプトアウト権の行使に関するデータが公表されている例は少ないが、例えば、フィンランドにおいて、1980年から1990年の間に、ラジオ及びテレビ放送における音楽著作物の利用に関して実際にオプトアウト権を行使した権利者は、約10名であるとされている²⁶⁹。

制度的に認められているにもかかわらず権利者によるオプトアウトがなされない理由に関しては、二つの異なる見方がある。まず、Jorma Waldén et al.によれば、①ECL契約に基づいて与えられる許諾は主として著作物の二次利用に関するものであり、権利者の主要なビジネスと抵触するものではないこと、②ECL契約に基づいて権利者に分配される報酬が対象となる主要な権利者にとって十分なものであること、及び③ECLが新しい権利制限規定の導入論に対するバッファとして機能しており、権利者にとってビジネス環境の平穏を保証していることが要因として挙げられている270。

これに対して、権利者によるオプトアウトがなされない要因の一つとし

²⁶² *Ibid*.

²⁶³ Interview with Mr. Jukka Liedes, in Helsinki (Feb. 26, 2016).

²⁶⁴ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, supra note 232.

²⁶⁵ *Ibid*.

²⁶⁶ Liedes, *supra* note at 230, at 9.

²⁶⁷ *Ibid*.

²⁶⁸ *Ibid*.

²⁶⁹ Vilanka, *supra* note 254, at 152.

²⁷⁰ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, supra note 232.

て、ECL契約の下で自身の著作物が利用されていること又はオプトアウト権の存在を非構成員が知らなかった可能性があるとの指摘がなされている²⁷¹。

このように伝統的に非構成員によるオプトアウトがなされることは極めて例外的である。このような現状を捉えて、Vilankaは、オプトアウトの権利は、事実上空文化しており、一部の論者が指摘するような、権利者に対してオプトアウト権が認められているために、個々の権利者は排他権を行使する余地が残されているという説明を受け入れることはできないと指摘する²⁷²。

もっとも、ECLの適用分野が拡張されるに従って、権利者によるオプトアウトが増加すると考えることも可能である。フィンランドにおいては、法26l条に基づくテレビ番組のオンライン録画サービスに関するECL契約においては、具体的な数は明らかにされていないがオプトアウトを行う権利者の数が従来に比較して増加しているとされる²⁷³。これは、視聴覚著作物のオンラインでの利用に関しては、一次利用と二次利用の区別が失われているため、権利者の間には利用者と交渉を行うことを希望する権利者が増加しているからであると理解されている²⁷⁴。

(e) 拡大集中許諾契約に関する公示の在り方

フィンランド著作権法において、集中管理団体は、認可の決定に従って行われた活動について教育文化省に毎年報告することが義務付けられているが(法第26条2項)、非構成員又は公衆に向けてECL契約の内容を公表することまでは求められていない。もっとも、集中管理団体が自主的にECL契約の内容をウェブサイト上で公表することも少なくない。また、ECL契約に関する情報は、相互管理契約を通じて、外国の集中管理団体に通知される可能性がある²⁷⁵。

(イ) 集中管理団体の状況

a 概要

フィンランドの集中管理団体は、特定の分野の著作権を集合的に管理し、 著作権者の利益を保護するための非営利団体として登録されている²⁷⁶。そのため、協会法²⁷⁷(Association Act)が、理事会の会合、意思決定手続及び加入・大会の決定などの集中管理団体の運営について規律している。

ただし、2016年にはEU集中管理指令の国内実施法が施行される予定となっているため、今後は同法によっても集中管理団体の運営について規律がなされることになる²⁷⁸。

²⁷¹ Felix Trumpke, *The Extended Collective License – A Matter of Exclusivity*?, 2012(3) NORDIC INTELLECTUAL PROPERTY LAW REVIEW 264, 280 (2012).

²⁷² Vilanka, *supra* note 253, at 153 n.93.

²⁷³ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, *supra* note 232.

²⁷⁴ *Ibid*.

²⁷⁵ Trumpke, *supra* note 266, at 279 n.104.

²⁷⁶ Cupore Report on Collective management, *supra* note 235, at 13.

²⁷⁷ Finnish Associations Act (Unofficial translation), Finnish Patent and Registration Office,

https://www.prh.fi/en/yhdistysrekisteri/act.html.

²⁷⁸ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, *supra* note 232.

b ECL契約を締結する適格性を有すると認定されている団体

(a) Teosto²⁷⁹

| 概要

Teostoは、作曲家及び音楽出版社の権利者団体として1928年に設立された団体である。同団体は、作曲家、作詞家、編曲家、及び音楽出版社の権利を管理している。具体的には、音楽著作物に関する公の演奏権及び公衆伝達権並びに録音権の管理を行っている。そのほか、音楽著作物の複製物の公貸権に基づく使用料及び私的複製に関する補償金の徴収分配を行っている。

同団体では、同団体が直接代表している権利者及び四つの加盟団体を通じて間接的に代表している権利者が会員となっている。同団体の会員数は、フィンランドの権利者29,000名以上、外国の権利者約300万名である。一以上の音楽著作物について権利を有している自然人又は法人であれば同団体の会員となることができる280。同団体の会員として最低4年間在籍し、少なくとも2分配期にわたり使用料の支払を受けている会員は、申請を行うことにより通常会員となることができる281。現在、同団体には約700名の通常会員がいる。通常会員になると、総会に参加し、団体の意思決定に関与することができる。

ii 使用許諾

Teostoは、音楽著作物の利用に関して、以下の分野でECLを運用するための認可を得ている。

- ・ 一時放送における音楽著作物の利用(法第25f条)
- ・ 音楽著作物のラジオ又はテレビ放送に関する一時的固定(法第25f 条)
- ・ ラジオ又はテレビ放送の再送信(法第25h条)※Kopiostoと共同
- ・ テレビ番組のオンライン録画サービス(音楽著作物に関する権利について) (法第251条)

iii 分配

同団体は、2014年に65,409,416ユーロの使用料及び補償金を徴収し(公 貸権に基づく使用料及び私的複製に関する補償金を除いた場合 51,886,936ユーロ)、外国の団体から352,429ユーロの使用料を受け取って いる²⁸²。同団体は、11,865,490 (18.14%)の管理手数料を差し引いた上で、 10,546名の権利者に56,010,793ユーロの分配を行っている(2014年)。非 構成員のために支払われた使用料は、当初の分配年度の翌年の決算日ま で保管され、その後、非構成員からの支払請求がなされない限り、総会

²⁷⁹ <https://www.teosto.fi/en>.

 $^{{}^{280}\ \} Teosto,\ Statutes\ \S 21, < https://www.teosto.fi/sites/default/files/files/Teosto_statutes.pdf>.$

²⁸¹ Teosto, Statutes §5.

²⁸² Foundation for Cultural Policy Research Cupore & Finnish Ministry of Education and Culture, *Assessing Copyright and Related Rights Systems, Efficiency of collective management organizations: Report on piloting in Finland,* 2015, at 22 http://www.cupore.fi/documents/311215_PilotreportMC9_Efficiencyofcollectivemanagementorganization....pdf. [hereinafter Cupore Report on Efficiency of CMOs]

の承認に基づいて次回の分配に回される²⁸³。なお、徴収した使用料のうち一定額(3,379,424ユーロ: 2014年)は、文化振興目的のために用いられる。

(b) Gramex²⁸⁴

概要

音楽著作物における実演家及びレコード製作者の権利を集中管理するために、1967年に設立された団体である。レコードに実演が録音されたアーティスト及びレコード製作者の実演権の管理を行っている。同団体は、クライアント契約285に基づき45,132名のアーティスト及び17,077名のレコード製作者を代表している(2014年時点)。

ii 使用許諾

Gramexは、録音物及び録音物に収録された実演の利用に関して、以下の分野でECLを運用するための認可を得ている。

- ・ 教育活動及び科学研究を目的とする利用(法第14条) ※テレビ及びラジオ番組に収録された素材を除く
- ・ ラジオ又はテレビ放送に関する一時的固定(法第25f条)
- ・ テレビ番組のオンライン録画サービス (音楽著作物に関する権利に ついて) (法第251条)

なお、ラジオ又はテレビ放送の再送信に関しては、Kopiosto及びTeosto が共同でECL契約に基づくライセンスを提供しているが、Kopiostoは Gramex及びTuotosと交渉を行うことを義務付けられている。

iii 分配

使用料の分配方法は同団体の内部規則において定められている²⁸⁶。徴収された使用料から管理費及び定款で定められた一定金額を保管のために差し引いた上で、残りの金額をレコード製作者とアーティストで平等に分配する。最終的に、レコード製作者とアーティストの分配金は、実際の実演の時間を基準に個々の権利者に分配される。なお、上記の一部保管された使用料は、非構成員の報酬請求権のために保管される。

同団体は、2014年に使用料として20,523,000ユーロを徴収し、管理手数料3.176,620ユーロ(15.48%)を差し引いた上で、18,499,000ユーロを権利者に分配している²⁸⁷。また、6,516,705ユーロを文化事業等へ支出している。

(c) Kopiosto²⁸⁸

概要

Kopiostoは、実演家、著作者及び出版者を代表する団体のアンブレラ団

²⁸³ Teosto, Statutes §5.

²⁸⁴ <http://www.gramex.fi/en>.

²⁸⁵ http://www.gramex.fi/easydata/customers/gramex/files/eng_pdf/Gramex_client_agreement.pdf>.

²⁸⁶ http://www.gramex.fi/en/what_is_gramex/distribution_rules>.

²⁸⁷ Cupore Report on Efficiency of CMOs, *supra* note 282, at 8.

²⁸⁸ http://www.kopiosto.fi/kopiosto/en_GB/>.

体として、1978年に設立された非営利団体である。45の加盟団体から構成されている。同団体は、全ての著作物の分野において著作者、写真家、 実演家及び出版者の権利を管理している。現時点で、50,000名を超える権利者を代表している。また、外国の団体と117の相互管理契約²⁸⁹を締結している(写真複製に関する契約はタイプA契約10、タイプB契約14)。

加盟団体の構成員及びクライアントは、任意の権利を加盟団体に譲渡し、これらの権利の排他的な管理はコーポレート契約に従ってKopiostoに譲渡される。

ii 使用許諾

Kopiostoは、以下の分野においてECLを運用するための認可を得ている。

- 写真複製(法第13条)
- ・ 内部情報伝達のための利用 (法第13a条)
- ・ ラジオ番組又はテレビ番組に収録されている著作物及びその他の成 果物の教育又は科学研究のための利用(法第14条)
- ・ デジタル形式の著作物の教育又は科学研究のための利用(法第14条)
- ・ アーカイブ、図書館及びミュージアムにおける著作物 (言語著作物 に収録された著作物、その他の写真及び著作権法49条に規定されている写真を除く)の利用 (法第16d条・16e条)
- ・ アーカイブに所蔵されるテレビ番組、新聞又は定期刊行物の再利用 (法第16d条・16e条)
- ・ ラジオ又はテレビ放送の再送信(法第25h条)
- ・ テレビ番組のオンライン録画サービス (ただし、Gramex、Teosto又はTuotosにより管理されている著作物及びその他の保護対象を除く) (法第251条)

これらのECL契約において自らの著作物が利用されることを望まない権利者は、オプトアウトを行うことが認められている。写真複製に関しては著作権法上非構成員によるオプトアウトを認めることは義務付けられていないが、Kopiostoはオプトアウトを認めており、実際に1名の権利者によりオプトアウトがなされている²⁹⁰。また、デジタル形式の著作物の教育又は科学研究のための利用に関しては、5名の権利者がオプトアウトを行っている²⁹¹。

Kopiostoが締結しているECL契約の一例として、科学論文のインターネットを通じた提供がある。1999年、フィンランド国立図書館とKopiostoは共同で、フィンランドの学術雑誌に公表された科学論文をインターネット上で公開にするためのプロジェクト(「ELEKTRA」²⁹²)を開始した。このプロジェクトでは、収録される論文の著作権者から個別に許諾を得ることを原則としているが、ECL契約がセーフティーネットとして機能しているとされている。現在、データベースには、30を超える学術雑

²⁸⁹ 相互管理契約の種類については、本報告書 42 頁注 162 を参照。

²⁹⁰ http://www.kopiosto.fi/kopiosto/teosten kayttoluvat/valokopiointi/fi FI/kopioinnin kieltaminen/>.

²⁹¹ http://www.kopiosto.fi/kopiosto/teosten kayttoluvat/digilupa/fi FI/kopioinnin kieltaminen/>.

²⁹² Elektra, http://elektra.helsinki.fi/english.html>.

誌等から約33,000点の論文及び57の博士論文が主にPDF形式で収録されている²⁹³。文献は、コンピュータ画面上で閲覧できるほか、印刷することも認められている。文献を全文利用することができるのは、使用料の支払を行った機関に限定されている。現在、同サービスは、フィンランドの全ての公立図書館及び技術専門学校、大多数の大学において利用されている²⁹⁴。

iii 分配

写真複製及びデジタル複製に関する使用料は、加盟団体を通じて権利者に分配される。これに対して、テレビ番組及びラジオ番組の再送信に関する使用料は、権利者に直接分配される。複製に関する使用料は、Kopiostoが行った統計調査で示された比率及び加盟団体間の交渉の結果を基に各加盟団体に分配される。

同団体は、2014年に28,833,076ユーロの使用料を徴収し、管理手数料 4,900,000ユーロ(16.99%)を差し引いた上で、24,640,000ユーロを権利者に分配している²⁹⁵。また、2,470,207ユーロを文化事業等へ支出している。

(d) Kuvasto²⁹⁶

視覚芸術家の権利者団体として、1987年に設立された。同団体は、視覚芸術家の権利の管理を行っている。権利者は、同団体と直接契約を結ぶことにより、クライアントとなることができる。個人のクライアントに加えて、8団体が加盟している。2014年現在、フィンランドの視覚芸術家約2,100名及び外国の芸術家約50,000名を代表している。その他、追求権に基づく補償金の管理も行っている。

同団体は、視覚芸術家の権利に関して四つの分野でECLを運用するための 認可を得ている。

- ・ アーカイブ、図書館及びミュージアムにおける視覚芸術の利用(法第 16d条・16e条)
- ・ カタログにおける美術の著作物の利用(法第25a条)
- ・ 一次放送における視覚芸術の利用(法第25f条)
- ・ 視覚芸術のラジオ及びテレビ放送のための一時固定(法第25f条)

使用料の分配はKuvastoの割当てに基づいて行われるが、権利者に対する 使用料の支払自体は別組織の会計会社により行われている。同団体は、2014 年に593,519ユーロの使用料及び補償金を徴収し、管理手数料25%を差し引 いた上で、360,871ユーロを権利者に分配している²⁹⁷。また、18,000ユーロを 文化事業等へ支出している。

²⁹³ International Federation of Reproduction Rights Organisations, PRO Members, KOPIOSTO, http://www.ifrro.org/node/730.

²⁹⁴ Eleckra, *supra* note 292.

²⁹⁵ Cupore Report on Efficiency of CMOs, *supra* note 282, at 12-13.

²⁹⁶ http://kuvasto.fi/in-english/>.

²⁹⁷ Cupore Report on Efficiency of CMOs, *supra* note 282, at 15-16.

(e) Tuotos²⁹⁸

Tuotosは、映像製作者を代表する管理団体として、1998年に設立された。同団体は、独立製作された映画及び映像の製作者の権利を管理している。具体的には、公の実演権、公衆伝達権及び映像著作物の録音権の管理がこれに該当する。映画又はその他の映像作品について著作隣接権を有する個人又は法人が同団体のクライアントとなることができるが、これに加えて、同団体に加盟する三つの登録団体に所属する権利者の権利も間接的に代表される。同団体は、約250名のフィンランドの権利者に加えて、国際的なアンブレラ団体であるAGICOA²⁹⁹を通じて15,000名の外国の権利者を代表している。同団体は、クライアントがクライアント契約において指定した権利について譲渡を受け、その権利を排他的に管理している。

同団体は、視聴覚著作物の製作者の権利に関して二つの分野でECLを運用するための認可を得ている。

- ・ 教育活動及び科学研究におけるテレビ番組の利用(法第14条)
- ・ テレビ番組のオンライン録画サービス(法第251条)

2014年に同団体は、1,400,292ユーロの使用料を徴収し、そのうち1,058,608 ユーロを分配している³⁰⁰。2013年には1,441,013ユーロの使用料を徴収しているが、その内訳は、教育活動におけるテレビ番組の録画が620,000ユーロ(約40%)、テレビ放送の再送信が477,497ユーロ(約30%)、残りが私的複製補償金等となっている。なお、同団体は管理手数料として徴収額の31.4%(439,836ユーロ)を差し引いている。同団体は、徴収された使用料を全て権利者に直接分配している³⁰¹。

(f) Sanasto302

Sanastoは、言語著作物の権利者を代表する集中管理団体として2005年に設立された。同団体は、作家、翻訳家、詩人などの著作権者の権利を管理している³⁰³。Sanastoには四つの権利者団体が加盟しており、各団体を通じて5,209名の権利者を代表している(2014年現在)。

Sanastoは、言語著作物に関して三つの分野でECLを運用するための認可を得ている。

- ・ アーカイブ、図書館及び博物館における言語著作物の利用(法第16d条・16e条)
- ・ 一次放送における言語著作物の利用(法第25f条)
- ・ ラジオ及びテレビ放送における言語著作物の一時的固定(法第25f条)

徴収された使用料は全て、使用実績に基づいて個々の権利者に分配され

²⁹⁸ <http://www.tuotos.fi/>.

²⁹⁹ http://www.agicoa.org/index.html.

³⁰⁰ Cupore Report on Efficiency of CMOs, *supra* note 282, at 15-16.

³⁰¹ Cupore Report on Collective management, *supra* note 235, at 32.

^{302 &}lt;a href="http://www.sanasto.fi/front-page/">http://www.sanasto.fi/front-page/>.

 $^{^{303}}$ Cupore Report on Collective management, supra note 235 at 26.

る。2014年に、同団体は、合計3,810,418ユーロの使用料及び補償金を徴収し、管理手数料649,247ユーロ(17.04%)を差し引いた上で、4,503,250ユーロを権利者に分配している³⁰⁴。また、55,903ユーロを文化事業等へ支出している。

(g) Filmex³⁰⁵

フィンランドにおける俳優の権利者団体であり、2013年にフィンランド 俳優組合(Finnish Actor's Union)により設立された³⁰⁶。同団体は、聴覚著作物 又は視聴覚著作物の一部として録音録画又は公衆送信された実演に関する 実演家の権利を管理することを目的としており、将来的には実演家の財産 権に関するライセンスの付与並びに使用料の徴収及び分配を行うことを目 指している。もっとも、設立から日が浅いため、管理事業はいまだ行われ ていない。同団体はオーディオビジュアル産業で働く1,560名の国内及び外 国の俳優を代表している。同団体の構成員は、実演家の財産的権利の全て を同団体に譲渡することになっている。

(ウ) ECLに対する評価及び課題

フィンランドにおいて、ECLは極めて肯定的に評価されており、ECLに対する 批判的な見解は少ない。一部の大規模な権利者は、個別にライセンスを行うこ とを望む者があるが、それでもなお、著作物の利用が大量に行われるために個 別ライセンスが実際上不可能な分野においてはECLを受け入れている³⁰⁷。

ECLの利点として、以下の点が指摘されている。第1に、ECLは著作権法の実効性を高めることに資するとされる。ECLでは、広範囲のレパートリーを対象とするライセンスがワンストップで提供されるため、著作権のライセンスの円滑化が図られる308。すなわち、利用者は、利用の対象となる著作物が管理団体のレパートリーに含まれているかを逐一確認する必要性から解放される。ECLは全ての利用者にとって効率的な制度であるが、特に放送局にとっては重要であるとされる。また、著作物の利用に際して法的確実性が担保されるという利点もある。

権利者の観点からは、ECLは著作権のライセンスにおける複雑さを解消し、権利者の利益を促進すると捉えられている。特に、規模の大きなECL契約に関しては、そこから得られる報酬が、権利者の重要な収入源になっているとされる。また、権利制限や非自発的ライセンスなどの排他権に対する制約がより高い法制度の導入を回避することができるバッファとしての機能を有すると評価されている。

第2に、利用者及び権利者のニーズに応じて利用条件を調整することができるという柔軟性の高さもECLの利点である³⁰⁹。ECL契約におけるライセンス条件は、権利者の代表である集中管理団体と利用者の間の自主的な交渉によって決定される。当事者の交渉を通じて、特定の著作物をライセンスの対象から除外した

³⁰⁴ Cupore Report on Efficiency of CMOs, *supra* note 282, at 18.

^{305 &}lt;http://www.filmex.fi/>.

³⁰⁶ Cupore Report on Collective management, *supra* note 235, at 26.

 $^{^{307}\,}$ Jorma Waldén et al., Reply from Finland, supra note 232.

³⁰⁸ Liedes, *supra* note 230, at 12.

³⁰⁹ *Ibid*.

り、著作物の種類に応じて異なる使用料を設定したりすることも可能である。 また、一部の利用又は著作物について無償での利用を認めることも可能である とされる。

もちろん、フィンランドにおいてもECLの問題点が指摘されることはある。本章で紹介したように、非構成員が個別の使用料請求権又はオプトアウト権を実際に行使することは極めて困難であるため、非構成員の利益の保護が必ずしも十分に図られていないとの指摘がある。

また、フィンランドでは他の北欧諸国に存在する一般ECL規定が存在しないため、著作物の利用環境の変化に対応するためには、個別ECL規定をその都度新設又は改正しなければならない。現在、同国では一般ECL規定の立法へ向けた議論が行われているが、一部の権利者団体及び利用者団体の中には立法に消極的な見解を示す者があるとされている³¹⁰。

最後に、ECLの限界として、権利者不明著作物を含む非構成員の著作物に対する利用許諾の拡張効果は、国内法の規定に基づいて生じるものであるため、その効果が及ぶ範囲が当該国内に限定される点が指摘されてきた。すなわち、ECLは、国境を越えて著作物が利用される場合にはECLを活用することができないということになる。

もっとも、近時、スウェーデン王立図書館、スウェーデンの集中管理団体及びKopiostoの3者が共同して、スウェーデンの研究者のみならずフィンランドの研究者がインターネットを通じて同国立図書館の視聴覚資料に国境を越えてアクセスすることが可能とする制度を構築するためのパイロット・プロジェクトが進められている³¹¹。これは、スウェーデンとフィンランドの両国で相互にECLを運用することにより、ECLに基づく拡張効果を国境を越えて生じさせるというものである³¹²。

ウ 概括

フィンランドにおいては、ECLは著作権処理を円滑化し、権利者、利用者及び一般公衆の利益を促進させる制度として高く評価されている。その要因の一つとして、幅広い分野において著作権の集中管理が発達しており、権利者及び利用者の集中管理団体に対する信頼の高さが挙げられる。

ECLに関する法制度について、フィンランドでは一般ECL規定は導入されておらず、個別規定によりECLの適用範囲が定められている。その中でも、2015年に新設されたテレビ番組のオンライン録画サービスに関する251条は、他の北欧諸国にはみられないものでありフィンランド法の特徴の一つとなっている。

加えて、2015年法改正において、ECLの共通規定である法第26条1項に、教育文化省の認可を受けた集中管理団体が同一分野における著作物のその他の著作者を代表することを推定するという文言が追加されたことにより、ECLの法的根拠が強化された³¹³。

³¹⁰ Ibid

 $^{^{311} &}lt; http://www.kb.se/english/about/news/Making-the-material-available-through-streaming-via-the-Internet-/>.$

³¹² Jorma Waldén et al., Reply from Finland, *supra* note 232.

³¹³ *Ibid*.

(6) イギリス

ア はじめに

イギリスにおける拡大集中許諾制度の調査については、文献調査、イギリス知的財産庁の各種の公開資料による調査に加えて、以下の個人に送付した調査票への回答及びヒアリング調査により行った。現地におけるヒアリングは石新智規弁護士が実施した。

【調査票】

- Jonathan Griffiths氏 (University of London, Queen Mary)
- · Hamza Elahi氏 (Intellectual Property Office)

【現地ヒアリング調査】

2016年2月23日実施

• Jonathan Griffiths氏 (University of London, Queen Mary)

2016年2月24日実施

- Andrew Chowns氏 (Chief Executive, Directors UK Ltd.)
- Benjamin White氏 (Head of Intellectual Property, British Library)

2016年2月25日実施

- Jake Berger 氏 (Programme Manager, Digital Public Space BBC Archive Development, BBC)
- · Charlotte Vaughan氏 (Legal Department, BBC)
- James Bennett氏 (The Copyright Licensing Agency Limited)

2016年2月26日実施

· Hamza Elahi氏 (Intellectual Property Office)

快く本調査に協力いただいた上記の方々に感謝の意を表したい。

イ 調査報告

(7) 導入の経緯

a イギリスが拡大集中許諾制度を導入した理由

2011年の連立政権誕生後、保守党のDavid Cameron首相の提案をきっかけとした政府の諮問に基づいて、カーディフ大学のIan Hargreaves教授が知的財産政策に関するレヴューを作成することとなった。政府により委託された独立レヴューであり、2011年5月に「Digital Opportunity A Review of Intellectual Property and Growth」と題する報告書(以下「ハーグリーヴス・レヴュー」という。)として公表された。知的財産庁は、2011年8月に公表した最初の応答において、基本的にハーグリーヴス・レヴューの内容に沿った報告書を提出し³¹⁴、更なる検討を進めることになった。具体的には、孤児著作物、拡大集中許諾制度、集中管理団体の業務実施規程、情報社会に関する欧州指令(情報社会指令)の範囲内での著作権例外規定(私的複製、非商業的研究、アーカイブとパロディの問題を含む)、知的財産庁による著作権情報サービス³¹⁵に関

³¹⁴ HM Government, The Government Response to the Hargreaves Review of Intellectual Property and Growth (Intellectual Property Office, 2011.).

³¹⁵ 知的財産庁が著作権法の解釈について法的見解を表明する権限の付与に関する問題であり、ハーグリーヴス・レヴューの 10 番目の提案に示されている。

して、コンサルテーションの手続が進められ³¹⁶、また、コンサルテーションと 並行して、政府による現段階での影響評価(Impact Assessment)³¹⁷も実施される などして、それぞれ法改正に至っている。

ハーグリーヴス・レヴューで提案された拡大集中許諾制度については、2013年に成立した企業・規制改革法(以下「ERR法」という。)により導入されることになった。ERR法は、拡大集中許諾制度を国務大臣(Secretary of State) 318 が定めることができるとする規定をイギリス著作権法に導入するものであった。その後、2014年になり、同制度を実際に運用するための拡大集中許諾に関する規則 319 (以下「ECL規則」という。)が制定された(2014年9月11日成立、同年10月1日施行)。

ハーグリーヴス・レヴューが、拡大集中許諾制度の導入を支持した理由は、権利者の利益を維持しながら、著作物のライセンスをより効率的に行い、かつ作品を適法に使用する上で不必要な障害を取り除くことができる可能性があると認識されたためである。言い換えると、拡大集中許諾の制度は、オプトイン、すなわち権利者が積極的に集中管理を通して権利を行使する意思を明示することを選択するのではなく、オプトアウト、すなわち権利者が消極的に集中管理の枠組みから脱退する意思を明示することをベースとしたライセンス・スキームを採用することにより、権利クリアランスの過程を簡素化することを目的としていた。

イギリス政府が拡大集中許諾制度を導入することを決めた趣旨については、コンサルテーションに対する政府の回答において、「この政策は、ライセンシングの簡略化を促進するために作成されたが、副次的に、取引コストを削減するものである」ことが指摘されるとともに、特に、「拡大集中許諾制度により事実上の拡大集中許諾スキームを運営している集中管理団体が法的な裏付けをもって運営できるようになり、ライセンサーとライセンシー共に法的安定性をもたらすことになる」ことに言及がなされている320。事実上の拡大集中許諾スキームにおける法的安定性の確保というのは、すなわち、既に多数の権利者を代表する集中管理団体がブランケットライセンスを運用している場合、実際のところ拡大集中許諾に近いスキームとなっているが(事実上(defacto)の拡大集中許諾)、こうした団体が拡大集中許諾スキームの許可を受ける機会が与えられることにより、適法な運営を行うことができるようになるということを意味している321。

この事実上の拡大集中許諾の適法化というのは、結果として、同制度を導入した重要な理由づけとなっているようである。このことは、今回の調査に

³¹⁶ HM Government, Consultation on Copyright (Intellectual Property Office, 2011).

³¹⁷ 古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』—」レファレンス 2011 年 12 月 91 頁によると、影響評価書とは、「政策変更に当たっての可能な選択肢の影響の分析であり、対処すべきリスクや問題と可能な選択肢を、何もしない場合、立法以外の措置の場合等と比較して評価する」ものである。また、影響評価書の詳細については、(財)農林水産奨励会農林水産政策情報センター「影響評価ハンドブック及び影響評価ツールキット 英国内閣府(Cabinet Office)」政策情報レポート No.129 (2007 年 8 月) に詳しい。

(2016年2月28日最終閲覧)。

³¹⁸ 具体的には、ビジネス・イノベーション・技能大臣/Secretary of State for Business, Innovation and Skills, Department for Business, Innovation and Skills) であると考えられる。

³¹⁹ The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014, 2014 No. 2588.

³²⁰ IPO, Government response to the technical consultation on draft secondary legislation for ECL schemes, p.3., https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/309894/government-response-ecl.pdf (2016 年 3 月 10 日所在確認)。

³²¹ Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)の調査票への回答による。

おける調査票や複数の関係者のヒアリングを通して判明したことでもある。 すなわち、イギリスは、拡大集中許諾制度を導入したものの、少なくとも現 時点においては、新しいビジネスモデル(例えば、大量デジタル化を用いる ビジネス)の運用というよりも、むしろ、既存モデルの補填(既存の権利者 団体がリスク負担でやっているライセンスを合法なものとする)という点に 主要な意義があると受け取られているようである。

b 立法過程において最も議論された課題

知的財産庁のHamza Elahi氏に対するアンケート調査によると、立法過程において以下の点が特に議論になったという³²²。すなわち、拡大集中許諾が本来的なライセンスモデルと抵触する可能性、拡大集中許諾が新たに登場する評判の悪い集中管理団体により運営される可能性、集中管理団体が相当な多数を代表するという程度に到達する閾値、許可に要する期間、立法案が大量デジタル化の取組を促進するか否か、権利者にとってのオプトアウトのしやすさ、である。特に、拡大集中許諾の許可を受けるための資格要件について多くの議論がなされ、例えば、集中管理団体が影響を受ける権利者の相当の多数を代表している場合とはどのような場合か、また、拡大集中許諾スキームは本来的なライセンスモデルを妨げるようなものとなるべきではないといった議論がなされたという。

c 立法過程のコンサルテーションにおいて多かった指摘

ERR法の制定以降、このスキームに関して、2013年11月に二次的立法の案(規則案)に関する専門的コンサルテーションが実施された(2013年11月28日から2014年1月28日まで)323。そこでは、37件の意見書が提出され、政府による回答は2014年5月9日に公表されている324。コンサルテーションの結果に基づいて、二次的立法に際しては、利害関係人によって提起された問題を考慮に入れて修正を行うとし、それには以下の内容を含めるものとされている325。

- ・ 同意に関する閾値について変更し³²⁶、集中管理団体が拡大集中許諾に参加する際に投票権を有する構成員の実質的な割合のインフォームド・コンセントがあることを示すエビデンスを提供しなければならないとすること
- ・ 拡大集中許諾に関する授権の更新とそれに必要なエビデンスに関する 条項の付加
- ・ 更新後の授権を審査するための手続に関する詳細の追加
- ・ オプトアウト条項に対するいくつかの修正
- ・ 未分配金の利用方法について

³²² Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)の調査票への回答による。

³²³ IPO, Extending the benefits of collective licensing, 28 November 2013, http://www.ipo.gov.uk/consult-2013-ecl.pdf (2016年3月10日所在確認)。

³²⁴ IPO, Government response to the technical consultation on draft secondary legislation for ECL schemes, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/309894/government-response-ecl.pdf>(2016 年 3 月 10 日所在確認)。

³²⁵ IPO, The government response to the recent consultation on ECL schemes for qualifying collecting societies, https://www.gov.uk/government/news/government-response-to-the-ecl-consultation (2016 年 2 月 28 日所在確認)。

³²⁶ 当初は構成員の 75%を予定していた。

Jonathan Griffiths氏に対するアンケートでも、政府へのコンサルテーションはECL規則案の各点に関して最も指摘された問題に焦点が当てられたということである。したがって、上記の諸点は拡大集中許諾を導入する場合の技術的な論点として重要なものであると指摘できるであろう。

(イ) 制度の概要

a 拡大集中許諾制度の概要

2013年の企業・規制改革法 (ERR法) ³²⁷において、イギリスの著作権法である1988年CDPA³²⁸ (以下「CDPA」という。)の116B条から116D条及び附則2Aの1B条から1D条が新設され、国務大臣は規則により拡大集中許諾制度のスキームを定めることができるとした。拡大集中許諾は、オプトアウトベースの利用許諾により権利クリアランスの過程を簡素化することを目的としたものである。このスキームは、それを実施する二次的立法としての規則が制定された後、運用が開始されることになっていた。その後、2014年10月1日にECL規則が施行された³²⁹。

まず、イギリスの拡大集中許諾制度の概要について説明する。

拡大集中許諾スキームを利用するかどうかは、集中管理団体が自主的に判断する。拡大集中許諾の対象となる著作物の種類や許容される利用行為は、集中管理団体の申請内容に基づいて、国務大臣が許可を与える(ECL規則4条(1)、(2))。

なお、ECL規則では、「関連許諾団体(relevant licensing body)」という言葉を使用しており、定義規定が存在する。すなわち、関連許諾団体とは、「1988年CDPA第116条 (2)の意味における許諾団体」であり、(a)その唯一又は主な目的として、複数の権利者の集中管理による便宜を図るため、権利の譲渡、ライセンス、又はその他の契約上の取決めにより、複数の権利者の代表として著作物における権利者の権利の運用が認められている団体であり、かつ、(b)その構成員により所有若しくは管理され、又は非営利目的で組織されている団体であると定義されている。内容的には、この定義によれば、よく知られた用語である「集中管理団体」と訳しても、文脈上誤っているということはないと思われる。そこで以下では、「権利管理団体」などの類似する用語も含めて、基本的に集中管理団体という用語を使用している。

集中管理団体は、イギリス内で拡大集中許諾を運用することを国務大臣に対して、書面により、申請する(ECL規則5条)。国務大臣は、一定の基準及びセーフガードを充足しているかという観点から申請を審査し、拡大集中許諾を運用することの可否を判断して、授権する(ECL規則4条(4)(a)-(f))。すなわち、拡大集中許諾のスキームを申請するかどうかは、それぞれの集中管理団体が判断し、イギリス政府がその申請を承認するかどうかを判断する。

国務大臣の審査する具体的な条件は、(a)許可の時点で、集中管理団体が、 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に対して、 集中管理ライセンスの方法によってライセンスを付与していること(ECL規則

Enterprise and Regulatory Reform Act, 2013, c. 24. s.77 (3).

³²⁸ Copyright Design and Patent Act 1988, c.48 [CDPA].

The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014, 2014 No. 2588.

4条(4)(a))、(b)申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物について、集中管理団体が代表として管理する範囲(代表性: representation)が相当程度に大きい(significant)こと(ECL規則4条(4)(b))、(c)集中管理団体の業務実施規程が、非構成員の権利者の保護に関する基準を含め、指定基準に適合していること(ECL規則4条(4)(c))、(d)複数の著作物に対するオプトアウトの仕組みを含め、オプトアウトの仕組みが、権利者の利益を保護する上で適切であること(ECL規則4条(4)(d))、(e)スキームを周知するための仕組み、正味ライセンス料330を分配するために非構成員の権利者と連絡を取るための仕組み、及び未分配の正味ライセンス料を分配するための仕組みが、非構成員の権利者の利益に照らし、申請段階にあるスキームに対して適切であること(ECL規則4条(4)(e))、(f)集中管理団体が、申請段階にある拡大集中許諾スキームについての必要な構成員の同意を取得していること(ECL規則4条(4)(f))、である。

拡大集中許諾の許可を得るための要件 (ECL規則4条(4))

- (a) 許可の時点で、集中管理団体が、申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に対して、集中管理ライセンスの方法によってライセンスを付与していること。
- (b) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物について、集中管理団体が代表として管理する範囲が相当程度に大きいこと。
- (c) 集中管理団体の業務実施規程が、非構成員の権利者の保護に関する基準を含め、指定基準に適合していること。
- (d) 複数の著作物に対するオプトアウトの仕組みを含め、オプトアウトの 仕組みが、権利者の利益を保護する上で適切であること。
- (e) スキームを周知するための仕組み、正味ライセンス料を分配するため に非構成員の権利者と連絡を取るための仕組み、及び未分配の正味ラ イセンス料を分配するための仕組みが、非構成員の権利者の利益に照 らし、申請段階にあるスキームに対して適切であること。
- (f) 集中管理団体が、申請段階にある拡大集中許諾スキームについての必要な構成員の同意を取得していること。

次に、主要な要件について詳しく説明する(幾つかの点については、別項目として後述する。)。

申請する集中管理団体は、運用を予定しているスキームに関する著作物と利用に関係する権利者の相当な多数(significant)を代表していることを証明しなければならない(ECL規則4条(4)(b))。ゆえに、問題となる著作物と利用に関して相当多数を代表する集中管理団体が存在しない場合、拡大集中許諾は利用できない。例えば、イギリスにおける写真の著作物の利用の分野における利用可能性は低いとされる。

また、権利者はオプトアウト権を留保するが(ECL規則4条(4)(d))、申請する集中管理団体は、提案されたスキームについて権利者が知ることができる

³³⁰ ECL 規則の定義規定によると、「正味ライセンス料」とは、著作物に関して拡大集中許諾スキームの下で権利管理団体が受領したライセンス料から、合理的な管理手数料を差し引いたものを意味する、とされている。

可能性がある場において公表するための相応の努力をすることを証明する必要がある(ECL規則4条(4)(e)、ECL規則5条(1)(r))。これに関して、拡大集中許諾スキームに関しては、外国の権利者は、イギリスの権利者と同じ地位を有する(オプトアウト及び正味ライセンス料の分配の請求のいずれも可能)。そのため、外国の著作物が含まれている可能性がある場合も含めて、提案されたスキームについて権利者が知ることができる可能性がある場において公表するための相応の努力をすることを証明する必要がある。

そして、集中管理団体の構成員が拡大集中許諾の申請に同意していることを示した場合にのみ認められる(ECL規則4条(4)(f))。

以上の要件を審査するために、申請者が国務大臣に提出する書面に記載しなければならない事項は、以下のとおりである(ECL規則5条(1)(a)-(s))。

申請書類に記載する事項

- (a) 申請の概要。
- (b) 申請者の名称。
- (c) 申請者が集中管理団体であることの証拠。
- (d) 欧州経済領域内における申請者の送達先住所。
- (e) 拡大集中許諾スキームを適用しようとする著作物の種類。
- (f) 集中管理団体がライセンスの付与に関して許可を得ようとする著作物 に関する権利者の権利の内容。
- (g) 申請段階にある拡大集中許諾スキームが開始される前に非構成員の権利者が当該スキームからオプトアウトするために講じなければならない措置、及び本規則第16条(5)(b)に規定されている国務大臣の同意を求めるか否かを含め、集中管理団体が採用するオプトアウトの仕組み。
- (h) 以下のいずれかに該当する権利者の数、及び以下のいずれかに該当する権利者から集中管理団体へ通知された範囲において、当該権利者が権利を有する著作物の件数。
 - (i) 申請段階にある拡大集中許諾スキームからのオプトアウトを希望する旨集中管理団体へ通知した者。
 - (ii) 集中管理団体との契約上の取決めの結果として、拡大集中許諾スキームの対象とならなくなった権利を所有する者。
- (i) 集中管理団体が代表していることの証拠。
- (i) 集中管理団体が必要な構成員の同意を取得していることの証拠。
- (k) 集中管理団体が必要な構成員の同意を求める際に、関連する構成員に 対して提供した情報。
- (I) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に関して集中管理団体がライセンスを付与する場合に根拠となる、許可申請日の時点で効力を有する集中管理ライセンスの写し。
- (m) 許可が付与された場合、集中管理団体がライセンス業務に関して運用 する、指定基準(非構成員の権利者の保護に関する基準を含む。)に適 合する業務実施規程。
- (n) 自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者 により作成され、又は規範に関する規則第6条に基づき国務大臣によっ て任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業

務実施規程に関する報告書の写し。

- (o) 申請の時点で、集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な 面において遵守していることを確認する陳述書で、集中管理団体の代表 者が署名したもの。
- (p) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの下で集中管理団体がライセンスを付与する場合のライセンス条件の写し。
- (q) 許可が付与された場合、集中管理団体がライセンス業務において運用 する予定の分配指針の写し。
- (r) 拡大集中許諾スキームの導入前、及び拡大集中許諾スキームの実施期間 中に、非構成員の権利者及び第三者に対して拡大集中許諾スキームにつ いて周知するための仕組み。
- (s) 集中管理団体が非構成員の権利者と連絡を取り、非構成員の権利者へ正 味ライセンス料を分配する方法。

国務大臣は、拡大集中許諾スキームの申請に対して許可を付与する場合、(a) 当該許可により影響を受けるおそれのある者に周知するために国務大臣が適切と判断する方法により、許可申請の詳細を示した公示を行うこと、また、(b) 当該公示に従い提出された意見を検討すること、を実施しなければならない(ECL規則7条)。

国務大臣は、拡大集中許諾スキームの申請に対して許可の決定をする場合、理由を付して通知する(ECL規則8条)。

更新の申請に対する許可は、集中管理団体の申請に基づいて、更新することが可能である(ECL規則9条)。更新の申請の審査についても、申請時と同じように、国務大臣は、一定の基準及びセーフガードを充足しているかという観点から申請を審査し、拡大集中許諾を運用することの可否を判断して決定を行う(ECL規則4条(4)(a)-(f))。

他方で、更新時においては、最初の申請と異なり、変更箇所やオプトアウトの仕組みの運用状況の審査も伴うことから、許可の更新申請を行う集中管理団体の申請書類は、以下の事項を含まなければならない(ECL規則9条(2))。

許可の更新申請を行う集中管理団体の申請書類

- (a) 更新申請の概要。
- (b) 本規則第5条(b)ないし(h)、(l)、(m)、(p)、(q)及び(s)に基づき提供された情報が、従前の許可申請時の内容と同じであることの確認、又は著しく変更した部分に関する詳細。
- (c) 以下の項目について証明する情報。
 - (i) 従前の許可期間中におけるオプトアウトの仕組みの運用状況。
 - (ii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた権利者数と対比した、今回の更新申請日の時点で申請段階にある拡大集中許諾スキームからのオプトアウトを希望する旨集中管理団体へ通知した権利者数。
 - (iii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた著作物数と対比した、今回の更新申請日の時点でオプトアウトする著作物数、及び関連する権利者より集中管理団体に対し

て通知があった範囲において、当該権利者が権利を有する著作物の数。

- (d) 更新申請の時点で集中管理団体が代表していることの証拠。
- (e) 集中管理団体が必要な構成員の同意を取得していることの証拠。
- (f) 集中管理団体が必要な構成員の同意を求める際に、関連する構成員に対して提供した情報。
- (g) 最初の許可期間中に、自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は規範に関する規則第6条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し。
- (h) 集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な面において遵守 していることを、更新申請の時点で確認する陳述書で、集中管理団体の 代表者が署名したもの。
- (i) 拡大集中許諾スキームの下でライセンスが付与された著作物又は権利 の所有者である非構成員の権利者からの不服申立てのリスト、不服申立 ての性質、及び不服申立てへの対応方法。
- (j) 非構成員の権利者への分配の詳細、本規則第19条に基づき分配された金額及び未分配の金額の詳細。
- (k) 拡大集中許諾スキームの実施期間中に非構成員の権利者及び第三者に 対して拡大集中許諾スキームについて周知するための仕組み、並びに拡 大集中許諾スキームに関する周知がどれほど効果的に行われたかにつ いて示す情報。
- (I) 本規則第16条(5)(b)に規定されている国務大臣の同意を求めるか否かに 関する情報。

国務大臣は、集中管理団体の申請又は知的財産庁長官の申請、又は第11条に基づく検証を踏まえて、拡大集中許諾スキームの許可に関する変更を行うことができ(ECL規則12条)、変更の決定をした場合には通知を行う(ECL規則13条)。

また、国務大臣は、集中管理団体が拡大集中許諾スキームの運営に関する 点で、本規則第4条(2)又は第9条(2)に沿って許可に明示されている著作物の種 類又は許容される利用行為に従いライセンス業務を運営していないと思料す る場合、許可の取消しを行わなければならない(ECL規則14条)。

他方で、集中管理団体から、国務大臣に対して、拡大集中許諾の許可の解消を希望する通知をし、国務大臣が許可の解消について充足しなければならない条件を満たしたと思料する場合には、解消日を設定し、集中管理団体に通知をする(ECL規則15条)。

拡大集中許諾スキームの下での著作物又は権利に関するライセンスの付与に関して、集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下で、非構成員の権利者が所有する著作物に関して、以下の項目に該当するライセンスを付与することができるのみとされている(ECL規則17条(1))。

拡大集中許諾制度の下で付与されるライセンスの条件

(a) 著作物の非排他的な利用を許諾するものであること。

- (b) 著作物に関する権利者から許諾された場合と同様の効果を有するもの であること。
- (c) 集中管理団体の許可の満了、取消し、又は解消以前にライセンスが消滅するものであること。
- (d) 非構成員の権利者が著作物における権利を拡大集中許諾スキームから 除外した場合、本規則第16条(4)及び(5)に従い決定された消滅日にライ センスが消滅するものであること。

ECL規則に基づくライセンスの付与や付与されたライセンスによって許諾された行為は、1988年CDPAの目的上、著作物における権利者の権利に対する侵害を構成しないことになる(法第17条(2))。集中管理団体は、ライセンスの消滅後、関連する非構成員の権利者に対して、集中管理団体の分配指針に従い、集中管理団体が当該権利者へ支払わなければならない金額を当該支払金額に関する計算書類とともに渡さなければならない(ECL規則17条(3))。この場合の金額の支払は、消滅後できる限り速やかに、かつ、ライセンス料を受領した集中管理団体の会計年度の終了後9か月以内に行われなければならない(ECL規則17条(4))。そして、集中管理団体は、支払を行ったライセンス料の分配に関する記録を保存しなければならない(ECL規則17条(5))。

ライセンス料に関して、集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下で、非構成員の権利者が所有する著作物に関するライセンスの付与により受領したライセンス料から、合理的な管理手数料を控除することができる(ECL規則18条(1))。また、集中管理団体は、集中管理団体の一般経費並びに構成員及び非構成員双方の権利者の便益のために、管理手数料を充当しなければならない(ECL規則18条(2))。集中管理団体は、できる限り速やかに、かつ、ライセンス料が徴収された会計年度の終了後9か月以内に、正味ライセンス料の適切な部分を、身元及び所在が確定した非構成員の権利者に分配し、分配されなかった正味ライセンス料を指定口座に移管しなければならない(ECL規則18条(3))。

非構成員の権利者は、集中管理団体が拡大集中許諾スキームの下でライセンス料を受領した会計年度の終了後3年以内に、(a)ライセンス料の合理的な水準又は到達水準、又は、(b)著作物がライセンス期間中に利用された程度の、いずれか又は両方の証拠を集中管理団体へ提出し、集中管理団体に対して、ライセンス料の水準及び利用の程度を勘案して、第(3)項に基づき分配された正味ライセンス料を調整するよう求めることができる(ECL規則18条(4))。

集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下でライセンスを付与された著作物及びその他の保護対象物について、それらに関する1名又は複数の権利者の身元又は所在が確定されなかったものを除き、その情報を公表するものとし、ライセンス料が徴収された会計年度の終了から12か月以内に、情報を更新するものとされている(ECL規則18条(5))。

未分配ライセンス料の保持及び利用について、集中管理団体は、19条(2)に従い、(a)集中管理団体が拡大集中許諾スキームの下でライセンス料を受領した会計年度の終了後3年以上が経過している場合、(b)当該ライセンス料に関して権利を有する非構成員の権利者の身元又は所在が確定しない場合、に該当する場合、非構成員の権利者に関して受領した正味ライセンス料と同等額を、

指定口座から国務大臣に移管しなければならない(ECL規則19条(1))。

国務大臣は、集中管理団体に対して、指定口座において、最初の3年間の経過後の一定期間、ライセンス料を保持するよう指示した場合、集中管理団体は、指定口座においてライセンス料を保持し、当該一定期間が経過した後に、国務大臣にライセンス料を移管しなければならない(ECL規則19条(2))。すなわち、未分配のライセンス料は、集中管理団体が一定期間保持はするが、自由に利用することはできず、一定期間経過後は公的機関に移管することになるのである。

国務大臣は、拡大集中許諾スキームの許可の日から8年間、集中管理団体によって分配されなかった正味ライセンス料を保持しなければならない。国務大臣は、非構成員の権利者の便宜に資するよう、当該正味ライセンス料の一部又は全部を充当して、社会的、文化的、及び教育的活動に出資することを含め、正味ライセンス料の使途を決定することができる(ECL規則19条(3))。

b 集中管理団体の構成員ではない著作権者に同制度の効果を及ぼすことの正 当化根拠

この点については、我が国では事務管理法理に基づいて説明を試みようとする見解もある³³¹。他方、イギリスでの議論を概観する限り、法律が国務大臣に拡大集中許諾の許可を与える権限を付与し、国務大臣がその権限に基づいて、集中管理団体による申請に対して拡大集中許諾の許可を与えるということで、形式的には正当化されているようである。この点の法的根拠の説明の仕方には、やはり法域の違いがあるかもしれない。また、拡大集中許諾により実現される社会的利益及び拡大集中許諾申請の要件の審査を通して、オプトアウトの保障などのセーフガードを含む各要件が充足されていること、また、これまで集中管理団体が運営してきた事実上の拡大集中許諾スキームを適法化することなどが、実質的な正当性を担保しているものと考えられる。

このことは、有識者へのアンケートからも確認された。Jonathan Griffiths氏によると、「著作物を大量に利活用する利用者が直面する問題が増加していることは、相当な社会的、文化的な問題になっていると考えられている。いくつかの大規模な利用者に対する非常にコストのかかる入念な調査のための費用は困難を生じさせるものと考えられてきており、社会的に価値のあるプロジェクトを実施していくことに対する阻害要因となっていると考えられている。今回の規則は、集中管理団体の構成員でない者に対しても拘束力を有するものであり、これらの問題に対してある程度の対策になるものと考えられた。今回の規則には、公の通知の方法や徴収した収益の分配について、そのような非構成員の利益に対する数々の保護策が含まれている。特に重要なことは、『オプトアウト』の仕組みが含まれているという点である。実際には、多くの場合において、今回の規則は非構成員に対して利益をもたらすと考えられてきた。また、今回の規則は、実質的には、形式的な法的な確証なしに集中管理団体が過去から運営してきた事実上の拡大集中許諾スキームを適法化するものになるということも示唆されている」とのことである。

³³¹ 玉井克哉「行政処分と事務管理 —孤児著作物問題の二つの解決策— | Nextcom 21 号 6-8 頁 (2015 年)。

c 著作者人格権の扱いについて

ECL規則では、著作者人格権について扱う個別の条項は存在しない。そのた め、拡大集中許諾制度の下でも、1988年CDPAにおいて規定されている著作者 人格権に関する現行規定がそのまま効力を有することになる。しかし、イギ リスにおける著作者人格権の制度は、創作者の権利を十分に保護していない という点でこれまでも批判の対象とされてきた。最も批判の対象とされてい る規定として、1988年CDPAにおいて、著作者人格権は著作者により放棄でき るとするものがある。そのため、基本的に、集中管理団体と締結する契約に おいて、著作者が著作者人格権を放棄することを阻む可能性のある規定もな いのである。この点について、Jonathan Griffiths氏によると、「そのような団 体において非構成員による著作者人格権の放棄ということはあり得ないであ ろう。なぜなら、沈黙していることは放棄と同等とはならない可能性がある ためである。したがって、著作者人格権が損なわれることはないであろう。 このことが意味するのは、著作物を大量に使用する者は、著作物の著作者人 格権が充足されていることを確保しなければならないということである。 もっとも、このことが、大量の利用者に大きな問題となることは考えにくい であろう」とのことである。

d 競争法や集中管理団体に関する法令との調整

拡大集中許諾制度に関する規則と競争法との関係について、特に法的に明らかにしている条項はない。したがって、集中管理団体は、イギリスにおける競争法の一般的なルールに服することになる。1988年CDPAには特別な規定があり、集中管理団体が、その潜在的に反競争的な立場を濫用することを防ぐことでその活動を統制することが意図されている(1988年法CDPA第7章、8章参照)。すなわち、集中管理団体と利用者との間のライセンス(ライセンスの条件を含む)に関する紛争のための準司法的な公的組織(著作権審判所332)が存在する。同審判所では、個人かつ/又は許諾団体(licensing bodies)333のみが紛争を持ち込むことができる334。したがって、仮に拡大集中許諾の条件に関して利用者と集中管理団体との間で紛争(料金を含む)が生じた場合、その利用者又はその許諾団体はその紛争を著作権審判所に持ち込むことができる。

EU (欧州連合)では2014年に集中管理団体に関する欧州指令が採択された (Directive 2014/26/EU)³³⁵(Collective Rights Management(CRM) Directive:以下、CRM指令という。)。この指令は、①集中管理団体に対する規制と②集中管理団体による、音楽の著作物のオンライン利用のための権利に関するマルチテリトリーなライセンスに関する要件を内容としたものである。この新たな指令はイギリスの集中管理団体の運用にどのような影響を与えるか。

知的財産庁のHamza Elahi氏に対するアンケートでは以下の趣旨の回答を頂いた。現在のところ、イギリスでは、集中管理団体の規律について自己規制

³³² Copyright Tribunal, https://www.gov.uk/government/organisations/copyright-tribunal (2016年3月10日所在確認)。

^{333 1988} 年 CDPA116 条によると、「許諾機関」とは、著作権者若しくは将来の著作権者又はこの者の代理人として、著作権の許諾の交渉又はその付与を主たる目的又は主たる目的の一つとする協会その他の団体であって、その目的が 2 人以上の著作者の著作物を対象とする許諾の付与を含むものをいう。

^{334 1988}年 CDPA119条。

³³⁵ Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market.

(self-regulation)の制度が実施されている。そして、2014年に制定され、施行された2014年業務実施規程規則(The Copyright (Regulation of Relevant Licensing Bodies)Regulations 2014³³⁶ Codes of Practice Regulationsと呼ばれる³³⁷。)に基づき、集中管理団体は、指定された基準を遵守する業務実施規程(Code of Practices)を守りながら自己規制を行うことが必要となる。このミニマムスタンダードとしての指定された基準は、構成員、ライセンシー、潜在的ライセンシーに対し、集中管理団体と取引をする場合のセーフガードを提供することを目的としている。集中管理団体は、一義的には自己規制に服するが、イギリス政府は、業務実施規程を遵守することができなかった集中管理団体に対して、指定された基準に適合する業務実施規程を導入し、実施させる権限を留保している。

したがって、現在、拡大集中許諾スキームを導入するために申請を行おうとしている集中管理団体は、申請書において当該団体が業務実施規程を遵守していることを示す必要がある。しかしながら、Hamza Elahi氏によると、ミニマムスタンダードを含んでいるその規定は、2016年に廃止され、その代わりに新しい規則ができる予定であるという。新しい規則は、前述のCRM指令をイギリス法において実施するものである。CRM指令は、EU法の一部であり、集中管理団体に対し、収益の管理と分配、ガバナンス、透明性に関するものを含めて詳細な義務を課すことになる。過渡的な注意となるが、現在の2014年業務実施規程規則に基づくミニマムスタンダードを含む規定が廃止された後において、拡大集中許諾の許可を申請する集中管理団体は、自らの申請書において、新しい規則において実施される予定であるCRM指令を全ての重要な点を遵守していることを示す必要がある。

ECL規則は、同じ分野で2以上の集中管理団体が、拡大集中許諾スキームを設けることを禁止しているわけではない。Jonathan Griffiths氏によると、そのような状況の場合、拡大集中許諾スキームを申請する団体は、特に、制度を運用する領域において各団体が相当な多数の代表性を有していることを立証できるかどうかが問題となるだろうという。

(ウ) 集中管理団体における運用

a 指定分野、指定団体

指定分野、指定団体に特に限定はない。拡大集中許諾は個別の部門や作成物や権利に限るものではなく、いかなるイギリスの集中管理団体も、拡大集中許諾の申請を行うことができる。知的財産庁のHamza Elahi氏に対するアンケート調査では、2016年1月末現在、イギリスにおいて拡大集中許諾申請は提出されていないが、イギリス政府は拡大集中許諾制度の利用に関心を有するいくつかの団体と話し合いを行ってきており、これにより2016年の間にも申請書が提出される可能性があるとの回答を得ている。

なお、Jonathan Griffiths氏に対するアンケートでは、拡大集中許諾スキームは、一般的には、既存の集中許諾スキームを延長する形をとり、拡大集中許

³³⁶ The Copyright (Regulation of Relevant Licensing Bodies) Regulations 2014, 2014 No. 898.

^{337 2014} 年の業務実施規程規則については、作花文雄「マス・デジタル化時代における著作物の公正利用のための制度 整備-拡大集中許諾制度の展開・「Orphan Works」問題への対応動向-前編」コピライト 650 号 (2015 年) 54-57 頁に 解説がある。

諾スキームを運営するために最初に申請する団体は、現在、多くのライセンシング制度を運営している集中管理団体となるものと思料されるとのことである。具体的に、申請をすることが予想される団体としては、最初に公開された規則案について政府のコンサルテーションに回答した当事者のリストから得られるのではないかということであった³³⁸。なお、Copyright Licensing Agency (CLA) のように、いくつかの団体は、ECL規則により求められているところにしたがい、すでに拡大集中許諾スキームの導入について構成員と協議し、構成員の見解を得ているとのことである。

b 集中管理団体が管理する著作物の数

ECL規則は、拡大集中許諾スキームを設定する団体はいずれも、関連する分野内で自らの団体が代表している程度が「相当な」(significant)ものであることを示すことを必要とする要件を定めている。

知的財産庁の関係者へのヒアリングによると、この相当代表性(significant representation)の要件については、事例を見て判断したいため、具体的な数値は挙げられないということであった。しかし、とりあえずは現在のところ事実上の拡大集中許諾を運用している団体を想定しているため、20~30%では不十分だろうという見方であった。また、競争法的な懸念に対しては業務実施規程等で対応することを念頭に置きつつ、一分野に一団体を想定しているが、一分野において他の団体からの申請を妨げるものではなく、また、複数団体の共同出願も認められるとのことである。なお、音楽業界に関しては相当代表性を充足するものもあるかもしれないが、コストと時間に比して、既存のライセンス・スキームに加えて、あえて拡大集中許諾を利用したいという意欲は小さいかもしれない、という趣旨の意見もあった。

c 指定団体と当該分野における他の著作権管理団体との関係の調整

イギリスの拡大集中許諾は完全に自発的な制度であり、申請を行うかどうかは、各団体が決めることになる。知的財産庁のHamza Elahi氏に対する調査票の回答によると、政府はいずれの分野においても、ある拡大集中許諾スキームの許可の前後にかかわらず、二つの集中管理団体の間の調整役や促進役を果たすことはないという。そして、一つの分野において、二つの集中管理団体がある場合には、相当代表性の要件が特に重要な意味をもつ可能性が高いという。

d 競争法や著作権等管理事業法との関係

拡大集中許諾制度はまだ実際に運用されていないが、Jonathan Griffiths氏に対するアンケートでは、拡大集中許諾制度との関係で競争法上の問題が起こる可能性は低いとのことである。なぜなら、ほとんどの場合、拡大集中許諾スキームは、現行の集中許諾制度の延長となることが予想されるとともに、法で定められた手続に基づいた審査を受けるためである。加えて、イギリスでは、近時、1988年CDPA 116条(5)と附則A1における権限に基づき作成され、

³³⁸ Intellectual Property Office, Government response to the technical consultation on draft secondary legislation for extended collective licensing (ECL) chemes,

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/309894/government-response-ecl.pdf (2016年3月10日所在確認)。

2013年ERRにより導入された前述の2014年業務実施規程規則に基づき、集中管理団体に対し強化された義務を導入している³³⁹。このように集中管理団体に対する規制は強化されており、各団体が拡大集中許諾スキームを運営する場合にも適用される。規制といっても、原則は、各集中管理団体による自己規制であり、各団体は、2014年業務実施規程規則で定められるミニマムスタンダードとしての指定基準を充足した業務実施規程を定めてそれを運用する。指定基準を満たしていない運用がなされている場合、国務大臣による措置の対象になる。規程が実施されていることを検証するために、集中許諾団体により運営される義務的な業務実施規定を検証する独立規程検査(Independent Code Review: ECR)を行う担当者が設立されている³⁴⁰。独立規程検査者による各分野の集中管理団体に対する最初のレヴューは、2014年7月に公表されている³⁴¹。

(I) 拡大集中許諾スキームの申請に関する要件

a 集中管理団体の資格要件と審査手続・審査内容・審査期間・審査費用

各団体から、拡大集中許諾の申請がなされた場合、申請の受理後14日以内に、(a)申請が受理されたこと、(b)申請の検討を円滑にするために国務大臣が要求する追加の情報、(c)申請が決定される日、を各団体に通知する(ECL規則6条(1))。また、申請が、関連規定の要件を満たしていない場合、国務大臣は、申請の受理後14日以内に、当該申請が却下されたことをその理由とともに書面で集中管理団体に通知する(ECL規則6条(2))。

国務大臣は、申請団体に対して許可を付与する前に、(a)当該許可により影響を受けるおそれのある者に周知するために国務大臣が適切と判断する方法により、許可申請の詳細を示した公示を行うこと、(b)当該公示に従い提出された意見を検討すること、を実施しなければならない(ECL規則7条(1))。当該公示には、申請された許可に関して国務大臣に意見を提出することのできる期間(公示日から起算して28日以上の期間でなければならない。)が記載されなければならない(ECL規則6条(2))。

国務大臣は、上記の意見提出期間の終了から90日以内に(更新申請の場合、 意見提出期間の終了から28日以内)に、集中管理団体に対してその決定を通 知する。

拡大集中許諾スキームの許可が与えられた後、拡大集中許諾スキームは公表されるが、拡大集中許諾スキームが開始される前に、オプトアウト期間として、非構成員の権利者が当該スキームからオプトアウトする機会が保障される (ECL規則5条(1)(g)には、申請書に運営前のオプトアウト期間にオプトアウトの申請がなされた場合の措置について記載するべきことが定められている)。

また、運用前の「オプトアウト」期間の後に、拡大集中許諾スキームが開始されるが、そのスキームの実施期間の間、非構成員はオプトアウトをする

³³⁹ Intellectual Property Office, Department for Business, Innovation & Skills, Secretary of State's Guidance on the Copyright(Regulation of Relevant Licensing Bodies) Regulations 2014.

Regulation of Relevant Licensing Bodies Regulations 2014.pdf (2016年3月10日所在確認)。

³⁴⁰ Independent Code Review のウェブサイトhttp://www.independentcodereview.org.uk/about-icr/independent-code-reviewer/ (2016 年 2 月 28 日所在確認)。

³⁴¹ Walter Merricks, Independent Code Review,

<http://www.independentcodereview.org.uk/files/9714/0171/5251/ICR Report 2014.pdf> (2016年2月28日所在確認)。

権利を引き続き有する(ECL規則16条)。 以上を簡単にまとめると以下のとおりである。

- ①政府は、規則に示された資格条件の充足性について最初の判断を行う14日間 の期間を有する
- ②政府は、資格条件が満たされていると判断した場合、その他の関係者の意見 を聞くために最低28日間の意見提出期間を設ける
- ③意見提出期間の後、政府はその申請を許可するか否かについて決定を行う期間を最大90日間の期間を有する
- ④政府がその申請を許可した場合には、拡大集中許諾スキームが公示され、「アウトサイダー」はオプトアウトの機会を持つ期間を有する
- ⑤「オプトアウト」期間の後に、拡大集中許諾スキームの運用が開始されるが、 制度の実施期間中は、アウトサイダーはオプトアウトの権利を引き続き有す る

政府は申請を行う集中管理団体に対して、その拡大集中許諾申請を処理する上で政府に発生した管理費用のための手数料をその集中管理団体に支払うよう要請することができる(ECL規則5条(2))。

拡大集中許諾の審査費用等であるが、政府による2012年7月の影響評価 (Impact Assessment)では、拡大集中許諾の年間の申請コストを1万ポンドと推計していた(5,000ポンドと2万ポンドの高低の推計を含む。)。このコストは、年間2~3の申請があると見積もった場合の数字であった。政府はこの数字をある程度確かなものであると考えているようであり、現在のところ、各申請が、低く見積もった場合には1,666ポンドから2,500ポンドの間、高く見積もった場合6,666ポンドから1万ポンドの間ではないかと考えているようである342。

国務大臣の具体的な審査内容と申請者の提出書類については、「制度の概要」に述べた。拡大集中許諾スキームの運用の許可を受けた団体は、ECL規定にしたがって団体の義務を果たす必要がある。特に、非構成員のオプトアウトの権利との関係が重要になる。集中管理団体が、その義務を果たしていない場合、政府は拡大集中許諾の許可を取り消す権限を有している(ECL規則14条)。ただし、政府がその権限を行使するのは、例外的な状況に限られるとの意見があった³⁴³。

また、政府は、前述した2014年業務実施規程規則に基づいて、集中管理団体のライセンス運用に関する情報を求める権限を有しており、これにはその団体が運営している拡大集中許諾スキームが含まれている可能性がある。これにより、集中管理団体の拡大集中許諾スキームの運営について政府がより詳細に検討することが可能となるともいわれる344。

拡大集中許諾スキームを運営する許可は5年間有効である(ECL規則4条(5))。 また、集中管理団体は、3年後に許可の更新申請を行うことができる。更新の

³⁴² Intellectual Property Office, Extended Collective Licensing (ECL):Guidance For Relevant Licensing Bodies Applying to Run FCL Schemes

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/360120/extended-collecting-licensing-application-guidance.pdf (2016年3月10日所在確認)。

³⁴³ Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)の調査票への回答による。

³⁴⁴ Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)の調査票への回答による。

申請手続については、前述のとおり、各種の証拠を提供する必要があり、最初の拡大集中許諾スキームの申請で提出した証拠を最新のものにする必要がある(ECL規則9条(2))。許可の更新についても、規則第6条から第8条までの規定に定める手順を経て、公示・意見照会の手続が担保されている。

b 集中管理団体の適格性基準や認定後の団体運営の透明性の確保の手段

この点について、初期の申請時の審査基準については上述したとおりである。特に、許可申請に際しては、許可が付与された場合、集中管理団体がライセンス業務に関して運用する、指定基準(非構成員の権利者の保護に関する基準を含む。)に適合する業務実施規程(ECL規則5条(1)(m))、自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は規範に関する規則第6条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し(ECL規則5条(1)(n))を提供することが求められている。

また、許可が一旦付与されても改めて更新の手続が必要である。許可の更新申請においても、適格性を満たした団体であることを証明する各種の情報を提供する必要がある(拡大集中許諾規則10条(1))。

そして、一定期間毎に許可が付与された拡大集中許諾スキームの検証が必要とされている(ECL規則11条)。この検証のために、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体は、許可が更新された日から3年ごとに、国務大臣に対して、以下のものを提供しなければならないとされている(ECL規則11条(1)(a)-(h))。

拡大集中許諾スキームの検証のために提供しなければならない事項

- (a) 以下の項目について証明する情報。
 - (i) 従前の許可期間中におけるオプトアウトの仕組みの運用状況。
 - (ii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた権利者数と対比した、検証の時点で拡大集中許諾スキームからのオプトアウトを希望する旨集中管理団体へ通知した権利者数。
 - (iii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた著作物数と対比した、検証の時点でオプトアウトする著作物数、及び関連する権利者より集中管理団体に対して通知があった範囲において、当該権利者が権利を有する著作物の数。
- (b) 更新申請の時点で集中管理団体が代表していることの証拠。
- (c) 自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は規範に関する規則第6条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し。
- (d) 集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な面において遵守していることを、検証の時点で確認する陳述書で、集中管理団体の代表者が署名したもの。
- (e) 拡大集中許諾スキームの下でライセンスが付与された著作物又は権利の所有者である非構成員の権利者からの不服申立てのリスト、不服

申立ての性質、及び不服申立てへの対応方法。

- (f) 非構成員の権利者への分配の詳細、本規則第19条に基づき分配された 金額及び未分配の金額の詳細。
- (g) 拡大集中許諾スキームの実施期間中に非構成員の権利者及び第三者 に対して拡大集中許諾スキームについて周知するための仕組み、並び に拡大集中許諾スキームに関する周知がどれほど効果的に行われたか について示す情報。
- (h) 本規則第5条(b)ないし(h)、(l)、(m)、(p)、(q)及び(s)に基づき提供された情報が、従前の許可申請時の内容と同じであることの確認、又は著しく変更した部分に関する詳細。

さらに、国務大臣は、集中管理団体に対して、国務大臣が定める期間内に、 国務大臣に、(a)集中管理団体が、拡大集中許諾スキームの継続に関して必要 な構成員の同意を取得していることの証拠、(b)集中管理団体が必要な構成員 の同意を求める際に、関連する構成員へ提供した情報、を提出するよう要求 することができる(ECL規則11条(2))。

国務大臣は、検証の詳細について示す情報を公表し、検証により影響を受けるおそれのある者より意見を求めることができる(ECL規則11条(3))。

そして、国務大臣は、ECL規則11条(1)に規定されている日から3か月以内に、 集中管理団体に対して拡大集中許諾スキームの検証結果を通知し、許可により影響を受けるおそれのある者に周知するために国務大臣が適切と判断する 方法により、検証結果の概要を公表しなければならない(ECL規則11条(5))。

(オ) 拡大集中許諾制度に関して集中管理団体の実施する業務内容

a 拡大集中許諾制度の導入に伴う業務規程等の内容や財務状況、権利者不明 の対応、処理実績等

拡大集中許諾制度の導入に伴う、業務規程、分配規程、使用料規程の内容、業務規程、分配規程、使用料規程の決定方法、運営体制や収入・支出などの財務状況、権利者不明の場合における徴収した使用料の取扱いの実態については、現時点では、運用されている拡大集中許諾スキームはないので、十分な調査結果は得られていない。処理実績もない。

しかし、前述のとおり、集中管理団体の実施する業務内容については、政府から独立した民間団体である集中管理団体が、自己規制として、「2014年業務実施規程規則」における指定された基準に従った各団体の業務実施規程(あるいは、2016年に制定される予定の新たな規則に基づく業務実施規程)により、拡大集中許諾スキームとして許可された内容について、実施することになる。

なお、イギリスにおける主要な集中管理団体として、以下のものがある。 いずれの団体も拡大集中許諾制度の導入に関する政府のコンサルテーション に応じており、実際に申請するかどうかは別として、拡大集中許諾スキーム に関して一定の関心を有している団体であると考えられる。このうち、CLA に関しては関係者へのヒアリング(2016年2月実施)によると、申請を準備し ている段階であることを確認している³⁴⁵。

97

 $^{^{345}}$ Mr. James Bennett(The Copyright Licensing Agency Limited)へのヒアリングによる。

• PRS for Music

音楽著作物の権利者の意見を代表するイギリスの著作権管理団体。作曲 家や音楽出版社等が構成員である。ウェブの公表データによると、2016 年2月現在の構成員登録数は115,000件以上で、約1470万音楽作品を管理し、 2014年には2500億件の処理を行っている³⁴⁶。

• Phonographic Performance Limited (PPL)

レコード会社と演奏家をメンバーとし、録音に関する実演権と放送権を管理するイギリスの著作権管理団体。2014の年次報告書によると、700万件のレコードについて管理し、61,310名の実演家とレコード製作者に支払を行っている³⁴⁷。

• Publishers Licensing Society (PLS)

印刷物における出版社の権利に関して、書籍、ジャーナル、雑誌及びウェブサイトにおけるコピーに関してイギリスにおける集中ライセンスを管理している。2014/15年に集中ライセンスから33.8百万ポンドを配分している。2015年に3,300社の出版社が登録している³⁴⁸。

• Authors and Licensing Collecting Society (ALCS)³⁴⁹

文芸作品の作家の権利を中心にその二次的権利を管理、徴収している。会員は84,775名 (2014/15年) の作家等の構成員がいる。二次的権利には、具体的には、例えば、コピー、スキャン、デジタル複写による使用などが含まれる。コピー、スキャン、デジタル複写に関する使用料は、全体の収入の65%を占めているが、それについてはALCSが直接徴収しているわけではなく、PLSと共同で設立したCLAが徴収している。2014/15年は、30.06百万ポンドを構成員に分配している350。

• Copyright Licensing Agency (CLA)351

著作者と出版社の団体から非独占的権利として著作権管理の権限を受けている。著作権の管理については、著作者の団体であるALCSや出版者の団体であるPLSと共に機能しているが、ALCSとPLSは複製に関するサブライセンスをCLAに与えている。CLAはALCSとPLSに手数料を引いたライセンス料の収入を支払っている。

b オプトアウトの具体的な方式

拡大集中許諾スキームの導入に伴って集中管理団体がオプトアウトをどのように具体的に実施するのかはいまだ不明である。他方、拡大集中許諾スキームからのオプトアウトについて、法規定としては、、ECL規則16条に規定されている。集中管理団体が拡大集中許諾スキームを運用する場合には、一般的な手続としては、この規定に従った運用を行うことになるので、以下説明をする。

まず、権利者はオプトアウトの権利を有している(ECL規則16条(1))。オ

^{346 &}lt;a href="http://www.prsformusic.com/aboutus/press/Pages/Factsandstats.aspx">http://www.prsformusic.com/aboutus/press/Pages/Factsandstats.aspx (2016年2月28日所在確認)。

³⁴⁷ PPLのウェブサイト(2016年3月10日所在確認)。

³⁴⁸ PLS のウェブサイト(2016年3月10日所在確認)。

³⁴⁹ ALCS のウェブサイト(2016年3月10日所在確認)。

³⁵⁰ Authors' Licensing & Collecting Society. Annual Report and Accounts 2014 – 2015.

³⁵¹ CLA のウェブサイト<http://www.cla.co.uk/>(2016 年 3 月 10 目所在確認)。

プトアウト権を行使する非構成員である権利者は、オプトアウトする著作物を特定することができるよう、集中管理団体に対して、当該権利者の氏名を通知しなければならない(ECL規則16条(2))。オプトアウトのスキームは、以下の内容を備えるものでなければならない(ECL規則16条(2)(a)-(c))。

オプトアウト・スキームの内容に関する条件

- (a) 非構成員の権利者が、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は制限する旨のオプトアウト通知を集中管理団体に対して提出することを許容するものであること。
- (b) 非構成員の権利者が、申請段階にある拡大集中許諾スキームの下での ライセンスの付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は 制限する旨のオプトアウト通知を集中管理団体に対して提出すること を許容し、オプトアウトが拡大集中許諾スキームの開始前に有効なもの となるようにするものであること。
- (c) 著作物に関して構成員と集中管理団体の間に成立している契約(集中管理契約を含む。)において、集中管理団体が運営する(i)拡大集中許諾スキーム又は(ii)集中管理スキームのいずれかに参加することを希望しない旨構成員が集中管理団体へ通知することができる場合に、集中管理団体の構成員が、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は制限する旨のオプトアウト通知を集中管理団体に対して提出することを許容するものであること。

集中管理団体は、オプトアウト通知の受領後14日以内に、(a)オプトアウトした非構成員の権利者に対してオプトアウトの要求を受領したことを知らせること、(b)当該非構成員の権利者に対して、オプトアウトが効力を生じる日を通知し、ライセンスが既に付与されている場合は、当該ライセンスが消滅する日を通知すること、(c)関連するライセンシーに対して、著作物がオプトアウトされたこと、及びライセンスが消滅する日を通知すること、(d)ECL規則16条第(6)項において言及されているリスト(集中管理団体が拡大集中許諾スキームに関して、一定の項目をリスト化し、公衆の利用に供さなければならないとされている)を更新すること、を行わなければならない(ECL規則16条第(4)項)。なお、ECL規則16条第(6)項において言及されているリスト化が要求されている項目というのは、以下のとおりである。

集中管理団体がリスト化し公表しなければならない項目

- (a) オプトアウトした非構成員の権利者の氏名。
- (b) オプトアウトしたものと確認された著作物。
- (c) 集中管理団体との間に締結した契約上の取決めの結果として、拡大集中許諾スキームに該当しない著作物に関して権利を有する人物の氏名。

オプトアウト伴ってライセンスが消滅する日は、(a)集中管理団体がオプト

アウト通知を受領した日から6か月、(b)ライセンシーが教育機関である場合において、集中管理団体がECL規則第5条又は第10条に基づく許可の申請又は許可の更新申請に際して、特定の状況での教育機関向けのライセンス消滅日の延期に関する国務大臣の同意を求め、ECL規則第8条に基づき付与された決定通知において当該ライセンス消滅日の延期に関して国務大臣の同意が得られた場合には、集中管理団体がオプトアウト通知を受領した日から9か月、よりも遅くならない日とされている(ECL規則16条(5))。

すなわち、非構成員の権利について拡大集中許諾に基づくライセンスが与えられている場合においてオプトアウト権の行使があった場合、大部分のケースでは、6か月以内に当該非構成員の作品を拡大集中許諾スキームから除外する必要がある。

c 外国の著作物の取扱い

拡大集中許諾スキームの導入に伴って、集中管理団体が外国の著作物を具体的にどのように取り扱うのかはいまだ不明である。もっとも、法規定としては、外国の権利者は、イギリスの権利者と同じ地位を有している。すなわち、外国の権利者は、所定のスキームからオプトアウトすることができるとともに、著作物のいずれの利用に関してもライセンス料の分配を請求することができる。外国の著作物が含まれている可能性がある場合について、申請する集中管理団体は、提案されたスキームについて権利者が知ることができる可能性がある場において公表するための相応の努力をすることを証明する必要がある。すなわち、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体は、ライセンス料が支払われるべき非構成員を発見し、支払を行うための相応の努力を行う義務がある。

d 国外における利用への対応

ECL規則の下では、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体は、イギリスにおける作品の使用に限って、非構成員の権利に関しても、ライセンスを付与することができる。すなわち、国外における利用には対応していない。

e 非営利目的の利用について低い使用料や無償で許諾するか

この点についても、まだ実績がないので不明である。もっとも、前述のように、拡大集中許諾スキームの申請に際して、国務大臣は、非構成員である権利者のためのライセンス料について徴収及び分配の取決めがあるかどうかを審査するので、非構成員の著作物が不適切に無料で使用されるという問題は生じないものと思われる。

ただ、後述するように、デジタル・アーカイブ事業において、アーカイブ 資料の多くは非商業的に提供されていることや、デジタル化の許諾を得る場合にも、通常の場合、権利者はライセンス料を請求しないことを考慮すると、 拡大集中許諾スキームを通して集中管理団体へ一定額のライセンス料を支払 うという結果となることは、一部の文化的な機関にとって金銭的な観点から は必ずしも最適な結果となるわけではないという指摘もある352。

³⁵² Deazley, R., and Stobo, V. (2013) Archives and Copyright: Risk and Reform. Working Paper. CREATe / University of Glasgow, Glasgow, UK. p. 37, https://zenodo.org/record/8373/files/CREATe-Working-Paper-2013-03.pdf (2016 年 3 月 10 日所在確認)。

(カ) ECL契約締結の相手方(利用者)に関する要件

これについて、規則には特別な規定はない。集中管理団体のECL契約の相手方の要件は、当該団体の判断による。関係者からは、団体の構成員へのコンサルテーションは確実になされるが、場合によっては、利用者へのコンサルテーションもなされた上で、拡大集中許諾の申請をするかどうかを判断するのではないかという意見が聞かれた353。

ECL規則に何らの規定がない以上、政府は、利用者の組織について特別な関心を有してはいない。利用者と契約を締結するのは、当該関連の集中管理団体である。

(キ) ECL規則施行後における申請や審査の状況

a ECL規則施行後における審査の状況や審査状況・今後の認定の見込みについて

拡大集中許諾の許可に必要となる資格要件については、前述のとおりである。まだ申請がないため、審査状況などを紹介することはできない。

ただ、拡大集中許諾スキームの許可の多くは、既存の集中許諾スキームを 運営している団体に付与される可能性が高いことから申請数がそれほど多く なるとは考えられず、また、前述したイギリス政府による審査等のコストに 関する現在のところの推計をみるかぎり、政府自身も、毎年、極めて限られ た数の申請(2~3件)が提出されるものと想定しているのではないかと考え られている354。

この点について、知的財産庁のHamza Elahi氏に対するヒアリングによると、申請があることを想定しているのは事実上の拡大集中許諾スキームを実施している団体からの申請であり、そのなかでもCLAからの申請が最有力のようである。知的財産庁としては、2件程度の申請を期待しているようである。

b 拡大集中許諾を運営する集中管理団体になるインセンティブを持つ団体

知的財産庁のHamza Elahi氏によると、公式の許可なしに既に実質的に拡大集中許諾スキームを運営している集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの許可を申請する可能性があるという。特定の使用方法に関して包括的ライセンスを提供しているが、利用者が使用する全ての著作物を管理しているわけではなく、それを完全に適法に実施するには、拡大集中許諾のスキームが役に立つからである。

他方、Jonathan Griffiths氏は、管理費用は規則に従って統制されているし、分配されなかった収益は、最終的には公的機関に渡されなければならないことから、集中管理団体にとって、同制度を運用する金銭的なインセンティブは限られたものであると考えられること、また、許可を得るための手続もかなり面倒なものであると指摘する。

他方、拡大集中許諾を運営する集中管理団体になるインセンティブが持てない団体にとっては何が問題であるのかも調査した。この点、知的財産庁の Hamza Elahi氏によると、集中管理団体の中には、著作物等の利用者側からの

³⁵³ Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)の調査票への回答による。

³⁵⁴ Mr. Jonathan Griffiths(University of London, Queen Mary)の調査票への回答による。

需要がないこと、構成員からの反対、資格要件を充足できない可能性などの理由から、拡大集中許諾に関心を持たないものがある可能性が指摘されている。

(ク) 拡大集中許諾制度導入による集中管理への流れへの影響

知的財産庁のHamza Elahi氏によると、イギリスにおける集中管理は長年にわたり強固に運用されてきたので、拡大集中許諾制度の導入がイギリスの集中管理をめぐる現状に大きな変化をもたらすとは考えられないが、将来的には、文化的な組織のような利用者が、例えばその収集物の一部をデジタル化するための手段として拡大集中許諾に関心を持つのであれば、変化があるかもしれないとのことであった。

Jonathan Griffiths氏も、まだ明らかではないが、将来的には、限られた範囲で既存のライセンスの枠組みを超えて新たなライセンスが拡大集中許諾スキームによって実現する可能性があるのではないかとの示唆があった。

(ケ) 拡大集中許諾制度導入に対する評価

規則が制定される前に、政府が実施したコンサルテーションに対する回答では、拡大集中許諾制度の導入について、利害関係者の反応は全体的に肯定的なものであった355。知的財産庁のHamza Elahi氏によると、集中管理団体は、拡大集中許諾の制度枠組みは実施可能なものであると考え、権利者は、ライセンス料を請求する権利があることも含めて、適切な保護が設定されていることに満足しており、また著作物の利用者も受け入れているという反応とのことである。ただし、集中管理団体の中には、当該団体の事業の安定性を考慮するとより長い期間が望ましいとする団体もあり、許可の期間が5年であることに疑問を呈する者もあったという。総じて、集中管理団体と利用者ともに、拡大集中許諾制度が提供する法的安定性に魅力を見いだしているようである。

Jonathan Griffiths氏によると、有識者からの評価について、拡大集中許諾に関して批判的な解説はほとんどなく、特に導入の是非それ自体について論争の的となるものではないとのことである。また、ハーグリーヴス・レヴューはフェアユースを高く評価しながらも、イギリス内での採用は控え、その代替策として、フェア・ディーリングの拡充、孤児著作物に関する立法、ECLの導入等を提唱したもので、研究者の見地からこれに理論上反対するという性格の制度ではないと言える、という356。

現在、集中許諾のスキームを展開している集中管理団体の中には、拡大集中許諾制度の導入を高く評価している者もある。本調査では、CLAの関係者に対してヒアリングを実施した³⁵⁷。それによると、同団体は、現在、拡大集中許諾スキームの申請を準備中であるということであった。拡大集中許諾は、短期的には、既存ビジネスの継続にとって有効であるという。どういう意味かというと、

³⁵⁵ Intellectual Property Office, Government response to the technical consultation on draft secondary legislation for extended collective licensing (ECL) schemes,

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/309894/government-response-ecl.pdf (2016年3月10日所在確認)。

コンサルテーションに対する各団体の個別の応答について:

https://www.gov.uk/government/consultations/extending-the-benefits-of-collective-licensing (2016年2月28日所在確認)。

³⁵⁶ Mr. Jonathan Griffiths(University of London, Queen Mary)へのヒアリングによる。

³⁵⁷ Mr. James Bennett(The Copyright Licensing Agency Limited)へのヒアリングによる。

CLAは教育教材分野で事実上の拡大集中許諾スキームを実現しており、拡大集中許諾を運用することは、短期的には、ごく一部の許諾がとれない著作権についてリスク負担でライセンスを行っている点のギャップを埋めるにすぎないとの認識を有しているようである。ただ、他方で、長期的には、拡大集中許諾の運用を通して、大量デジタル化に着手したい、という意見でもあった。拡大集中許諾に関する手続の煩雑さについては、それほど大きな支障とは考えておらず、最初の期間の実績で更新を継続することはさほど難しい課題ではないと自信を示していた。以上のように、現在事実上CLAのリスク負担で行っているライセンスがあるとのことで、そこが正当化されることになるだけという認識があるため、短期的には、現在のビジネスを継続するだけなので、新たな契約を検討するといったこともないようである。

本調査では、Directors UKの関係者にヒアリングを実施した358。同団体は、拡大集中許諾を運営する集中管理団体となることに関心を有しているようであった。Directors UKは、現在、映画やテレビのディレクターの構成員(6,000名程度)は、イギリス全体からみれば過半数を超える存在であり、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体となることで影響力を大きくすることができ、また、それによって、ディレクターの地位を向上させることにつながることを期待(アメリカほどディレクターの力が強くない現実)しているようである。特に、Directors UKのメンバーに地位の異動(ディレクターを退職する)が多々あり、その捕捉をすることが大変な現実に対し、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体集中管理団体となっておけば、そのリスクヘッジができるメリットもある(ある時点で非構成員になっていたとしても代理する権利が付与されているため。)。そして、Directors UKとしては、自分達が集中管理団体に認められなければ、他のディレクターの権利者団体はとてもなれないはずと認識しているようであった。

著作物の利用者として、Wellcome Trust、British Library、British Film Institute といった団体は、拡大集中許諾制度の導入を支持していた³⁵⁹。ただ、Dr. Dinusha Mendis(Bournemouth University)とMs. Victoria Stobo(University of Glasgow)は³⁶⁰、アーカイブ、美術館、図書館は、特定の類型の資料についてのみ拡大集中許諾の便宜を見いだせるにすぎないのではないかと指摘している。例えば、アーカイブは主として個人的な文書(書簡、資料記録、未刊の原稿)のような収蔵物を有しているが、そうした類型の著作物の著作権については、代表性を主張できる集中管理団体はないのではないかという指摘である³⁶¹。また、アーカイブ資料の多くは非商業的に提供されていることや、デジタル化の許諾を得る場合にも、通常の場合、権利者はライセンス料を請求しないことを考慮すると、ライセンスに関する集中管理団体に対する支払は、一部の文化的な機関にとって金銭的に最も良いわけではないという指摘もある³⁶²。コンサルテーションに際して、

³⁵⁸ Mr. Andrew Chowns(Chief Executive, Directors UK Ltd.)へのヒアリング。

³⁵⁹ Intellectual Property Office, Consultation outcome Extending the benefits of collective licensing

https://www.gov.uk/government/consultations/extending-the-benefits-of-collective-licensing (2016年3月10日所在確認)

³⁶⁰ Dr. Dinusha Mendis, Bournemouth University & Ms. Victoria Stobo, University of Glasgowon, UK: Extended Collective Licensing, December 3, 2014 http://kluwercopyrightblog.com/2014/12/03/uk-extended-collective-licensing/

³⁶¹ Deazley, R., and Stobo, V. (2013) Archives and Copyright: Risk and Reform. Working Paper. CREATe / University of Glasgow, Glasgow, UK. p. 49. Available at https://zenodo.org/record/8373/files/CREATe-Working-Paper-2013-03.pdf> (2016 年 2 月 28 日所 在確認)。

³⁶² Deazley, R., and Stobo, V. (2013) Archives and Copyright: Risk and Reform. Working Paper. CREATe / University of Glasgow,

British Libraryのような団体は、北欧の拡大集中許諾制度においては教育的文化的な利益が立法の主要な推進力であったことから、拡大集中許諾制度のもつ潜在的な公益的機能をより明瞭に表現するべきと論じていたとされる³⁶³。

本調査では、British Libraryの関係者にヒアリングを実施したが³⁶⁴、おおむね次のような趣旨の回答があった。拡大集中許諾は大量デジタル化のために有用であるし、大変興味がある、という。しかし、イギリスの失敗は、個別的ではなく、一般的な拡大集中許諾にしたため、反発が大きくなって、要件が異常に厳しく使えないものになっている、ということであるという。そして、日本は、ドイツのようなもっと小さな拡大集中許諾(図書館・アーカイブ利用)から始めるべき、との意見があった。反発しているのは、作家、写真家、新聞協会であるという。また、権利者からの集中管理団体への不信感もある(処理の透明性などが要件の厳格化に拍車をかける悪循環)とされる。さらに、拡大集中許諾の許可の期間が5年では、国の予算をもらっている図書館として非常に投資しにくいこと、また、更新についてさらに厳格な要件が付されていることも足かせとなっており、使えない制度であるという趣旨の意見があった。

なお、要件が厳しすぎるとの声に対して、知的財産庁の関係者に対するヒアリングによると³⁶⁵、国際条約等との整合性や権利者の権利をないがしろにできないという観点から、厳格性を求めることはやむを得ないという見方であった。集中管理団体はこうした要件をクリアできないものではないし、知的財産庁としても柔軟性を持って判断するということである。また、知的財産庁の関係者は、認可については、ケースバイケースを強調し、認可の際に再度コンサルテーションに付して意見を集い、そこでも様々な視点から検討したいということである。

他方、BBCの関係者にもヒアリングを行ったが³⁶⁶、BBCはアーカイブ事業のための拡大集中許諾には積極的な見方を示していた。アーカイブ目的のためには、孤児著作物に関する立法(強制ライセンス)だけでは不十分であるという(大量処理に適さないことや、真摯な調査(diligent search)のコスト・時間がかかるため。)。残念ながら、写真家協会等の権利者の一部が拡大集中許諾を十分理解せず、反対活動を継続しているという指摘もあった。そして、アーカイブ利用という視点からは、ライセンス期間が5年というのは短く、それが更新され続けるというのも不自然なので、いずれはもっと長期の内容にしたい、という趣旨の意見を得た。

拡大集中許諾制度の持つ利用者に対するメリットについて、知的財産庁の Hamza Elahi氏によると、拡大集中許諾制度を用いることで、大量のデジタル化

Glasgow, UK. p. 37, Available at https://zenodo.org/record/8373/files/CREATe-Working-Paper-2013-03.pdf (2016年2月28日所在確認)。

³⁶³ 政府のコンサルテーション<https://www.gov.uk/government/consultations/extending-the-benefits-of-collective-licensing>に 対する British Library(大英図書館)の回答(p.1)。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/308296/British_Library.pdf (2016年2月28日所在確認)及びWellcome Trust の回答(p.2)。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/308322/Wellcome_Trust.pdf (2016年2月28日所在確認)。

³⁶⁴ Mr. Benjamin White(Head of Intellectual Property, British Library)へのヒアリング。

³⁶⁵ Mr. Hamza Elahi(Intellectual Property Office)へのヒアリング。

³⁶⁶ Mr. Jake Berger(Programme Manager, Digital Public Space BBC Archive Development, BBC), Ms. Charlotte Vaughan(Legal Department, BBC)へのヒアリング。

の取組を実現できる可能性があるとともに、ライセンスによっては、利用者は、著作物が集中管理団体のレパートリーに含まれているか否かを確認せずに、ライセンスの範囲内でいずれも使用できる(オプトアウトされた作品を除く)という安心感を持つことができる場合があると指摘されている。Jonathan Griffiths 氏によると、大量デジタル化事業に対するこの制度のもつメリットは、政府のコンサルテーションに対するBritish Libraryの回答にもうかがえるという。

ウ 概括

今回の調査において判明した主な点は、次の点である。

拡大集中許諾制度を導入したことは、少なくとも現時点においては、新しいビジネスモデル (例えば、大量デジタル化の場面における活用) の運用というよりも、むしろ、既存モデルの補填 (既存の権利者団体がリスク負担でやっている「事実上の(de facto)」拡大集中許諾を合法なものとする) という点に意義があると理解されているようである。

ECL契約の拡張効果については、特に理論的な面から疑義を唱える見方はないようであり、国会の制定した法律が国務大臣に対して拡大集中許諾制度を運用する権限を付与したことと、集中管理を通したライセンスの効率性の向上など制度によって得られる実質的な利益が正当化根拠になっている。

また、拡大集中許諾の申請や更新手続がやや複雑であり、許可の期間(5年)が 短いという点も指摘されているが、これは、国際条約等との整合性の観点のほか、 写真家団体の反対など、一部の権利者団体等の意見を受け入れた結果のようであ る。

今回の拡大集中許諾制度の導入が、イギリスにおける集中管理団体を通した権利の集中管理を促進するものとは、特に受け止められていないようである。既に必要な分野では集中管理が確立しているためである。ただし、この制度を通して、将来的にそのような方向性に進むことを否定する意見も特になかった。

権利者の代表の程度については、相当多数の代表性(significant representation)が必要とされているが、数値的な閾値をあらかじめ設けているわけではなく、申請に応じてケースバイケースで判断するということである。ただ、関係者の意見としては、既に事実上の拡大集中許諾スキームを運用しているような団体からの申請を想定しているため、少なくとも20~30%程度の代表性では足りないと考えられているようである。拡大集中許諾の申請数については、2、3件を想定している模様であり、実際、CLAのような大規模な集中管理団体が申請の準備をしている模様である。

競争法との関係では、集中管理団体の業務実施規程を通した自己規制が原則であるが、業務実施規程等が、「2014年業務実施規程規則」のミニマムスタンダードである実施基準に合わない場合には一定の措置の対象になる仕組みになっている。なお、どの程度内容が変わるかは不明であるが、「2014年業務実施規程規則」については、CRM指令を実施するために、それに代わる新しい規則の策定準備が進められているようである。

同制度の導入について、既存のライセンス・スキームを有する集中管理団体からは肯定的な見方が多いが、アーカイブ団体からは、大量デジタル化の文脈では、現実のメリットに疑問を呈する見方もある。有識者からは、未分配金の利用について、合理的な手数料を控除することはできるものの、最終的には公的機関に引

き渡さなければならないなど、集中管理団体が同制度を運用するインセンティブが不足していることを示唆する見方もある。

3 拡大集中許諾制度の導入を検討している国の状況について

ア はじめに

拡大集中許諾制度の導入を検討している国として、アメリカを取り上げる。アメリカは、2015年6月に孤児著作物と大量デジタル化に関するレポート(以下「著作権局レポート」という。)を公表し³⁶⁷、特に大量デジタル化の文脈において、拡大集中許諾制度の導入を前向きに検討する内容を明らかにしている。

そこで、本報告書では、著作権局レポートの概要(同局が導入に向けて検討している拡大集中許諾制度のパイロット・プログラム)について紹介する。

なお、アメリカの制度調査について、著作権局のKevin Amer氏(Senior Counsel)³⁶⁸を通じて著作権局の協力を得た。

イ 調査報告

(7) 著作権局レポートの背景

著作権局レポートは、孤児著作物対策とともに大量デジタル化をめぐる論点について取り組んだものであるが、本報告書の関係では、大量デジタル化に関する部分に焦点を当てる。

そもそも著作権局が大量デジタル化の問題に取り組んだ契機は、Google Books をめぐる裁判とGoogle Books Settlement (2008年)であった。特に、Google Books Settlementにおいて、Googleは、Class Action制度というアメリカ特有の制度を利用してAuthors Guildと和解し、Book Rights Registry(以下「BRR」という。)を拠出・設立し、BRRを通じ、孤児著作物を含めたデジタル書籍の集中管理許諾スキームを実現しようとした。当事者は当該和解に合意したものの、ニューヨーク州南部連邦裁判所のDenny Chin判事は、「いかなる条件及び救済手段の下で、誰に孤児作品の後見人的職務を委ねるべきかという問題は、自己本位な私的な当事者間で交わされる合意に基づくのではなく、議会によってより適切に決定される事項である」369と述べ、和解案を却下した。

こうして、Googleが企図した大量デジタル化のスキームを立法的に解決するという課題について、著作権局が精力的に研究に取り組むことになった。著作権局は、議論を進めるために論点整理を行ったイニシャルレポートを2011年に出し、その後利害関係人からの意見聴取等を経て、アメリカにおける大量デジタル化を実現する法的枠組みの一つの方向性を示した。それが2015年に発行された著作権局レポートである。

著作権局レポートは、大量デジタル化のプロジェクトの中には公共の利益にかなうものがあることを認める一方で、セキュリティ技術を十分に有しない者により無責任な大量デジタル化が行われた場合に、違法なデジタル複製物が世の中に広まってしまうという懸念³™もあることから、著作権者の利益を守りながら、公共の利益にかなう大量デジタル化を推進させるように著作権制度がその両者のバランスを図ることが重要であると述べ、そのための方策として、①フェ

^{367 &}lt;a href="http://copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf">http://copyright.gov/orphan/reports/orphan-works2015.pdf.

^{368 2015} 年 11 月 5 日及び 6 日にストックホルムで開催された ECL に関する国際会議「Access to Digital Archives and Libraries through Cross Border Collective Rights Management of Copyright」

で基調講演され、アメリカの現状を報告された。本文はこの時の同氏の説明を踏まえたものとなっている。

³⁶⁹ Authors Guild v. Google Inc., 770 F. Supp. 2d 666, 677 (S.D.N.Y. 2011).

³⁷⁰ 著作権局レポート 75 頁 (特に同頁注記 403) は、そのような懸念が著作権団体(MPAA、Authors Guild)から出されていることに言及する。

アユース、②任意許諾、③拡大集中許諾制度を検討し、最終的に拡大集中許諾 制度が妥当であると結論付けている³⁷¹。

アメリカにおける拡大集中許諾制度は、主に著作物の大量デジタル化問題の解決策として検討されていることが著作権局レポートの内容から明らかである。 そこで、著作物の大量デジタル化問題の解決策に関する著作権局の検討結果の概要を(イ)ないし(エ)でまとめておく。

(イ) 解決策1 (フェアユース)

周知のとおりGoogle Books 事件において、2015年秋、第2巡回区控訴裁判所は、原審に続き、Googleによる大学図書館の蔵書等の無許諾全文デジタル化とそのデジタルデータに基づく検索結果サービス(スニペット表示の提供)をフェアユース(アメリカ著作権法(以下「法」ともいう。)第107条)と判断した372373。2015年12月31日、Authors Guildが上告受理申立てを行い374、間もなく、その受理の可否を判断するための討議が最高裁判官会議で行われる模様である375。

著作権局レポート作成過程で行われたヒアリングにおいて、図書館関係者からは、フェアユースによって大量デジタル化を行うことができるので、そのために特段の立法措置を必要としないとのコメントが多数あったようである。

これに対し著作権局は、フェアユースの成否はあくまで具体的事実関係の下でケースバイケースに判断されるので、大量デジタル化が一般に認められるとまで断定できない不安定さをフェアユース規定が有し、予見可能性が乏しいため、将来の大量デジタル化に関与することを控える者が現れる危険性があるとして、フェアユース規定に依拠するだけでは大量デジタル化の法的枠組みとして不十分であるとの認識を示している376。

(ウ) 解決策2(任意ライセンス)

著作権局は、2011年のディスカッション文書において、大量デジタル化に関連する課題の解決策として、任意許諾モデル(直接許諾と任意的集中許諾)を検討した。ここで、「直接許諾」とは、著作権者と利用者の個々の許諾を意味し、「任意的集中許諾」とは、第三者に対して代理して利用許諾する制度、つまり、既存の集中管理団体を通じた許諾を意味する。

しかし、このような任意の許諾モデルは、以下の理由から大量デジタル化に 対する解決策としては不十分であると著作権局は結論付けた。

① 任意許諾モデルは、個々の権利者を見付け出し、権利処理するためにかかる コストと時間が多大なものとなり、大量デジタル化に取り組もうとする者を躊

^{371 2015}年4月29日、著作権局 Maria Pallante 局長は、議会のヒアリングにおいて、本文で説明するような制限的な ECL の導入が大量デジタル化の問題解決に有益であり、そのような制度の成功は、著作権管理者団体、潜在的な利用者の意見交換を通じて市場に基盤を有する効率的な制度設計ができるかどうかにかかる旨を証言している(Written Testimony, at 26.27).

http://judiciary.house.gov/_cache/files/1c82a3a6-3b1b-4a51-b212-281454d1e56e/written-testimony-of-register-maria-a-pallante.pdf

³⁷² Authors Guild v. Google, Inc., No. 13-4829 (2d Cir. 2015).

³⁷³ Authors Guild v. Google, Inc., 954 F. Supp. 2d 282 (S.D.N.Y. 2013), 注 372 の原審である。

³⁷⁴ http://www.supremecourt.gov/search.aspx?filename=/docketfiles/15-849.htm.

^{375 2016}年3月1日、Google の上告受理申立てに対する答弁書が提出され、さらに同月15日、Authors Guild から答弁書に対する反論書面が提出されている。

³⁷⁶ 著作権局レポート 77 頁は、変容性という概念が論者が指摘するほどまでに安定した概念であるというにのは時期尚早であると指摘する。

躇させてしまうことが想定される。

- ② 集中管理団体を通じた処理の場合には、個々の権利処理のコストと時間の問題は避けられるだろうが、集中管理団体がオプトイン (管理委託契約を締結していること)を前提とするため、全ての著作物のデジタル化という大量デジタル化にとって最も重要な目的が達成できない。
- ③孤児著作物についても、オプトインしていることが考えられないため、その対象から外れることになり、この点からも大量デジタル化に適さない。

(I) 解決策3(拡大集中許諾制度)

a 2011年時点からの著作権局の態度の変化

以上のとおり、大量デジタル化に関する問題解決策としてフェアユース、 任意許諾モデルが不適切とされ、最後に検討されているのが、拡大集中許諾 制度である。

著作権局は、2011年、既に拡大集中許諾制度について検討を加えており、 北欧モデルが特定の作品及び利用形態に適用されるもの(例えば教育目的利 用による刊行物の利用、組織内での内部利用のための複製など)であること から、大量デジタル化プロジェクトにこれを用いるためには、「その概念を 大胆に拡張する必要があろう」と結論づけ、積極的に採用する方向性までは 示していなかった。

しかし、その後、フランス、ドイツ、イギリスにおいて(多少の差異はあるものの)拡大集中許諾システムが導入されたこともあり³⁷⁷、著作権局は、アメリカ内での経験を蓄積するためにも、非営利教育目的及び研究目的の大量デジタル化のみを可能にする制限的な拡大集中許諾制度のパイロット・プログラムの採用を提言するに至った。

b 著作権局が想定するパイロット・プログラムの内容

(a) 集中管理団体の存在

特定の著作物の分野で権利者の権利行使を代行する集中管理団体により 利用許諾の交渉や管理が行われる。

³⁷⁷ 本報告書では、フランスとドイツについては北欧諸国が採用する典型的な ECL と相違することから (本報告書4頁)、ECL として考察の対象としていないが、著作権局レポートは実質的には ECL と分類している (著作権局レポート83頁)。著作権局レポートによれば、フランスでは、現在市場で流通していないか、書籍又は電子書籍の形態で発行されていない 2001 年 1 月 1 日以前にフランスで発行された書籍(絶版書籍)のデジタル化を容易にするための法律が 2014 年 2 月に成立した。該当する絶版書籍はフランス国立図書館によって登録簿(registry)に掲載され、集中管理団体による管理に異議がある権利者は 6 か月以内に異議を申し出ることができる。ただし、出版社が異議を申し出る場合には、それから 2 年以内に当該著作物を利用する義務を生じる。異議が出されない場合、集中管理団体は当該著作物をデジタル形式で複製・頒布する権限を有することになる。なお、紙書籍の出版者は、デジタル版の発行する独占的権限を受けることについて集中団体と優先的に交渉する権利を 3 年間に限り有する。集中管理団体に管理が移転してから 10 年間、著作権者から権利主張がなされない場合、一定の例外を除き、図書館及び博物館は、非営利目的の場合に限り、無償で当該著作物をデジタル化し、第三者に対してそのデジタル化した著作物へのアクセスを許諾することが認められる(同レポート26頁)。

ドイツでは、2013年、図書館、教育機関、博物館等に所蔵される1966年1月1日以前に発行された絶版書籍の拡大集中許諾を認める法律が成立した。絶版書籍の政府の登録簿に掲載されること、権利者が6週間以内に異議を申し出ないこと、非営利目的利用であることを条件に、同法は、集中管理団体が非会員の著作物に関する権限を有する推定規定を設けた(同レポート27頁)。

なお、著作権局レポートがフランス、ドイツの立法を ECL と分類する点を批判する見解として、前掲注 10 及び別表 66(Pamela Samuelson)のコメント 9 頁~12 頁参照。

(b) 認証プロセス

集中管理団体は、一定の大量デジタル化のために、既に団体に帰属する 構成員のみならず、非構成員をも代理して集中的に利用許諾の交渉と契約 妥結の権限を得る認証を受けるために著作権局に対して認可申請書(アプリケーション)を提出する。

(c) 拡大集中許諾の対象となる著作物

著作権局は、集中許諾制度の経験がないことに鑑み、対象となる著作物を当初は限定すべきであるとし、(i) 言語著作物、(ii) 挿絵、図表など言語著作物に付随する絵画・図形の著作物、(iii) 写真のみを対象とすることを提案する。なお、対象は「公表された著作物」に限定している。非公表著作物についての管理コストは、集中管理団体が拡大集中許諾制度を利用して大量デジタル化を試みるインセンティブを阻害しかねないこと、また、公表権との調整が難しいこと、海外で先行する拡大集中許諾制度も公表された著作物に限定していることをその理由としている378。

以下、対象となる各著作物について著作権局による説明を補充する。

(i) 言語著作物

著作権局レポートは、Google Books SettlementをECLのテンプレートと理解しており、同事案で対象とされた図書すなわち言語著作物をECLの対象として提案している³⁷⁹。

この点、Authors Guildは、著作権者の利益を保護するため、ECLの対象を 絶版書籍に限定すべきとの意見を提出している。著作権局は、その懸念に は理解を示しつつも、仮に絶版書籍だけに対象を絞ると、著作権局がECL 導入によって実現を意図していた研究・教育上利用可能になるリソースの 対象が著しく制限されてしまうことから、対象としては、絶版書籍に限定 せず、言語著作物全てを対象とし、ただし、市場で入手可能な書籍につい ては、検索とスニペット表示のみで全文複製物は入手できないなどの制限 的な利用形態とすることでバランスを図ることができるとする。

さらに別の方策として、例えばデジタル書籍市場で入手できないと思われる一定の日時以前に発行された著作物に限定してECLの対象とするといったことも考えられるとする。著作権局は、対象範囲については、利害関係者からの意見も聞きながら特定していく意向のようである380。

(ii) 挿絵、図表など言語著作物に付随する絵画・図形の著作物

著作権局レポートは、これらの著作物が対象に含まれない場合、それらが別途利用許諾されない限り、著作権管理団体は、ある著作物に付随的に含まれている挿絵等の著作権の帰属について一つ一つ確認し、デジタル所蔵(collection)の対象から外す必要が生じてしまうという不都合が生じる(そのようなことをしていてはECLが持つ効率性が著しく損なわれる)ことを理由として挙げる。

また、対象として含めることで、挿絵、図表などの著作物の二次利用に

³⁷⁸ 一定の日時を基準に市場で入手可能かどうかによって制限を加えるなど、対象に更なる限定を付すべきかは、パブリックコンサルテーションの結果を見た今後の課題と指摘する。

³⁷⁹ 著作権局レポート 85-86 頁。

³⁸⁰ 同 87 頁。

よる報酬を権利者へ分配することができるメリットがあるとも指摘する381。 (iii) 写真

写真は研究及び教育にとって不可欠な価値を提供するものの、その数が膨大であることと、にもかかわらず集権化された権利処理機関が存在しないことが大規模な利用許諾にとって障害になっているとして、写真の著作物をECLの対象とすることを提案している³82。著作権局レポートは、写真の著作物をECLの対象とすることで、写真の著作権者が意識的に集中管理団体を発展させ、デジタル著作権を管理するように促すことが期待されるとも指摘する。

(d) ECLの利用者と利用形態

著作権局レポートは、ECLにより大量デジタル化の利用申請を行う主体のスタートラインを図書館と博物館(法第108条の主体)と捉えつつ、大量デジタル化の促進という観点からその主体を非営利団体に特定せず、他方で、利用形態の点で、直接又は間接に営利を目的としない教育又は研究のための利用に限定することを提唱している383。そのように設計することで、図書館又は博物館の範疇には含まれないが同様の活動を行おうとする組織・団体がこのシステムを利用することを可能にする一方で、公共の利益にかなった範囲に大量デジタル化を限定できるという。

このような枠組みの下では、大量デジタル化した著作物に絡めて広告を提供したり、デジタル化された著作物へのアクセス手数料を徴収したりするなどの方法で利益を得ることが禁じられる。そして、大量デジタル化を意図したものであることから、ECL利用許諾がデジタル所蔵の構築と運用のためになされることが要件となる。この要件によって、許諾を得ようと思えば得られる場合にもライセンスの任意交渉をせず、あえてECLを利用とすることを防止することを意図している。

以上のスキームが想定するのは、一定の機関に所属する特定の者にのみ デジタル所蔵に対するアクセスが認められるというものである³⁸⁴。

(e) 集中管理団体の認可要件

著作権局レポートは、他国のECL研究を踏まえ、集中管理団体は、適切な公的機関の認可と監督を受けることを前提とし、アメリカでは著作権局がそれを担うことになるだろうと述べる。そして、認可を受ける要件として、ECL契約を締結する団体として認可を得ようとする団体は、(i)一定の分野において権利者を代表していること(representation)、(ii)認可申請について構成員から承諾を得ていること、(iii)十分な透明性、責任体制、運営ガバナンスがあることを証明することを求める。

以下、それぞれについて敷衍するが、著作権局レポートはほぼイギリス の規則を参考にしている。

(i) 代表性の要件

³⁸¹ 同88頁は、二次利用の対価が支払われない現実に不満を述べる挿絵作家協会のコメントに言及する。

³⁸² 同 88 頁。

³⁸³ 同89頁。

³⁸⁴ 同 90 頁、教育機関を例にすれば、「教授等指導者、生徒、研究者、スタッフ、図書館司書、当該機関による招待者、一般公衆利用者」、公共図書館では、「図書館利用者と職員」がアクセスできる例として挙げられている。

代表性要件を満たすために示すべき事情として、一定の分野の全著作権者に対する当該団体の構成員数、全作品に対する当該団体がコントロールする作品の数が挙げられているが、常にパーセント表示できるものでなく、柔軟に評価されることを前提としている。

また、当該団体は、全ての著作権者と作品を特定するために合理的な努力を行っていることを証明するよう求められる。

(ii) 構成員からの同意要件

実質的な構成員からECL契約を締結する団体として認可を求めることに同意を得ることを条件とする。そして、ECL契約を締結する団体として認可を求めることについて構成員に周知し、いつどのようにその可否について同意を得たのかを示すことが要件となっている。

なお、著作権の集中管理処理について歴史のある欧州とは異なり、実質的な代表要件をそのような歴史のないアメリカの団体が満たすことは困難であるとの指摘があるが、著作権局レポートは、Copyright Clearance CenterやAuthors Guildが相当数の著作物・著作権者の権利を管理し、外国著作権の管理者団体とも協働関係を築いている例を挙げ、アメリカにおいてもECLは機能すると判断している。

(iii) 透明性、責任体制、運営ガバナンス

これらの確保のための一定のルールを著作権局の定める規則に定める。 集中管理団体として一定の分野での集中管理の経験、役員構成、会計・分配基準、非構成員の権利者の利益を保護するための手立て等に関する情報の提供が求められることになるようである。

また、申請手続において、著作権局は当該申請の事実を公表、パブリックコメントを求め、ECLに利害関係を有する者の意見を反映する385。

(f) オプトアウト規定

著作権局レポートは、オプトアウトをECLの正当性を支える不可欠の要件と認識している。そして、著作権者の利益を保護するために、オプトアウトはできるだけ分かりやすく、権利者の負担にならないものとするため、著作権局が規則で手続要件を定めることを提案している386。

また、ECLライセンス開始前に機会が与えられなければならず、また、一度ECLライセンスに合意し、ライセンスが開始した後にオプトアウトの意向を明らかにした場合、合理的な期間内にそれが認められなければならないとする。

(g) 利用許諾の条件

ECLは権利制限ではなく、当事者による合意を前提とする利用許諾スキームなので、利用許諾条件は、集中管理団体と利用者との間の任意の交渉に委ねられる。ただし、著作権局レポートでは、一定の分野で全ての著作権者を代理する集中管理団体と利用者とのパワーバランスを欠く場合に備え、利用者側も団体として交渉を行うことを認めるものとしている。任意の交渉であるから交渉がまとまらない場合も想定される。そのような場合に備

³⁸⁵ これは、イギリスの規則に倣ったものである。 U.K. ECL Regulation, S.I. 2014/2558, art.7.

³⁸⁶ 著作権局レポート 93 頁。

え、現行著作権法下の法定許諾の対価が定まらない場合に対価を定める Copyright Royalty Board (以下「CRB」という。)がECLの利用許諾の対価 を定める仕組みを持つ³⁸⁷ことも検討に値するが、政府機関により許諾条件が 定められるというのは、当事者の合意というECLの本質に反するとして、著 作権局は、慎重な姿勢を示している³⁸⁸。

ただし、著作権局レポートは、交渉がまとまらない場合にCRBによる許諾条件の決定を義務づけることには慎重な反面、当事者間の利害調停する役割をCRBが担うことには積極的な姿勢を示すとともに、調停が不調になった場合に、CRBが仲裁のような手続で紛争を解決する手段を議会が用意するという選択肢も具体的に示している³⁸⁹。

(h) セキュリティ手段

大量デジタル化に対して著作権者より示される懸念は、法がデジタル所蔵に含まれた(デジタル)作品への不正なアクセス又は不正な頒布に対して効果的な措置を講じなければ、著作権者の市場に多大な損害を及ぼしかねないことである。著作権局レポートは、フェアユース規定(法第107条)の判断の際に、必ずしもセキュリティ手段の内容・程度が検討されるべき要素とはされていないので390、このような著作権者の懸念を和らげるためにも、大量デジタル化をフェアユース規定の運用に任せず、立法により一定のセキュリティ水準を義務づけることが望ましいと指摘する。

著作権局レポートは、ECL制度の下で、利用者はデジタル所蔵に対するアクセスをコントロールするために十分なセキュリティ技術を維持することと、利用許諾期間中及び経過後に不正な複製・頒布・送信を禁止する義務を負うことをECL契約の中に含めることを要件として提案している³⁹¹。

(i) ロイヤルティの分配

著作権局レポートは、ロイヤルティの分配に関して、以下の3点を指摘している。

①集中管理団体の運用コストの控除など

著作権局レポートは、集中管理団体が集金したロイヤルティから運用コ

³⁸⁷ アメリカ著作権法 111 条(ケーブル再送信)、112 条(放送のための一次的固定)、114 条(録音物のデジタル形式での公の実演)、115 条(非演劇的音楽著作物の法定許諾)、116 条(ジュークボックス)、118 条(非商業的放送)、119(衛星放送の再送信)、122 条(衛星通信事業者によるテレビ放送の再送信)において法定許諾が認められ、許諾料が合意に至らない場合には、Copyright Royalty Board によって対価が定められる(801 条(b))。

³⁸⁸ 同 97 頁、著作権局は、「当事者でない政府機関によって許諾の対価及び許諾条件を定めることを求める義務的裁定 手続を推奨することに対して躊躇を覚える」とする。 ³⁸⁹ 同上

³⁹⁰ Douglas Lichtman, Copyright as Information Policy: Google Book Search from a Law and Economics Perspective (September 11, 2009). INNOVATION POLICY AND THE ECONOMY, Vol. 9, Josh Lerner, Scott Stern, eds., NBER, 2008; UCLA School of Law, Law-Econ Research Paper No. 09-20. Available at SSRNhttp://ssm.com/abstract=1472167> は、Google Books のような大量デジタル化が無許諾で認められれば、セキュリティ不備のままでデジタル化を行う者が現れ、著作権者に対して損害を与えることになるとして、Google Books がフェアユースであるとの判断(特に第4要素の判断)に懐疑的である。また、第2巡回区控訴裁判所では Google Books におけるセキュリティ技術が争点の一つとなっていた。Google Books をフェアユースであると認めた同判決は、セキュリティの不備により違法複製物が流布することで著作物の代替物として機能すれば著作物の価値を損なうものであるという控訴人の主張について、「合理的根拠のある仮説」であると評価したが、控訴人側のセキュリティ技術専門家でさえ、Google がデータを保護するための最高技術と人材を有することを認め、Google Books におけるデジタルデータの漏えいがないことを認めている点を指摘し、控訴人の主張は立証されていないと判断した(注 372, at 41-43.)。

³⁹¹ 著作権局レポート 98 頁。

ストを控除すべきであるとする一方で、その適正な運営を担保するために、 法第112条、114条の法定許諾に適用されているような控除に関する制限を 設けるべきとし、以下の点に関連して生じた合理的な費用を控除対象とす る。

- ロイヤルティの管理・分配・計算
- ・ ロイヤルティの集金・分配に関連する紛争解決
- ・ ECLの対象となった利用許諾やその権利行使(交渉・紛争解決)
- ②合理的な支払期限の設定

集中管理団体は、特定している権利者に対しては、ロイヤルティ集金後、 一定の期間内に分配することが義務付けられる³⁹²。

③非構成員に関する適切な調査の実施

集中管理団体は、ロイヤルティの対象となった著作物の非構成員の著作権者を探すための誠実な調査を実施することが義務付けられる。非構成員にロイヤルティを分配することについて集中管理団体がインセンティブを持たないため、誠実な調査を期待するのは難しいとの意見もあることから、非構成員の作品に対するロイヤルティは別口座に管理し、3年間、当該権利者が支払を求めなかった場合、非構成員を探すために要した合理的な費用を控除し、さらに剰余金があれば、構成員によって選択された教育・慈善事業のために拠出することを要件とする393。

(j) フェアユースを留保する規定(Saving Clause)394

ECLに対しては、本来フェアユースで保護される可能性のある利用者が訴訟のリスクを取らず利用許諾料を払う方へ誘引し、フェアユース法理を弱めることに強い懸念がアメリカ国内で示されている。著作権局レポートはこの懸念に一定の理解を示すものの、過大に述べられているという。そもそも著作権局の提案に係るECLは、フェアユース抗弁では認められない、デジタル作品全体へのアクセスを認めるためのものであり、指摘されるフェアユースとして認められる余地のある部分については、集中管理団体と利用者との交渉に反映され、そもそもそのような対象行為については利用対価が無償か、それに近いものとなると反論する。

また、フェアユースの利益衡量テストを経ずにカテゴリカルに適法とされる部分(ECLによる許諾)に依拠し、訴訟リスクを回避するためにロイヤルティを支払うのも利用者にとって合理的な選択肢であり、仮にそのような取扱いをしても、裁判でフェアユースを主張することは自由であり、両者は両立し問題がないとの認識を示している。

その点を明確にするため、ECLがフェアユースの範囲について影響を与えないことを明示する確認規定を設けることを提案する。

(k) 終了規定(5年)³⁹⁵

ECLの運用については5年間を期限とし、さらに長期又は永久のものとす

³⁹² 同 99 頁は、アメリカの事例として、Copyright Clearance Center が四半期ごとに分配している例が紹介されているが、 どのような期間とするべきかについて利害関係人のコメントを求めている。

³⁹³ 同 100 頁。

³⁹⁴ 同 101 頁。

³⁹⁵ 同 102 頁。

るかどうかを議会が検討することを提案する。

(オ) (エ) で提示された著作権局案に対するパブリックコメントの概要

前述した著作権局のパイロット・プログラムの内容については合計で83のパブリックコメント(その概要は別紙一覧表のとおり)が出され、Authors Alliance によれば明確な賛成意見は9件にとどまり、下記に挙げる点を含め、相当数の批判が見受けられる(下記グラフ参照)396。

著作権局の今後の対応が注目される397。

- 利用者サイドからの懸念点
- フェアユースの確認規定にかもかかわらず、フェアユースに対する委縮効果があること
- わずか5年で終了してしまうことと比して、ECLを利用することのコストが大きすぎること- 非公表著作物に適用がないため、大量デジタル化の目的に照らし、対象が不十分であること
- 権利者サイドからの懸念点
 - 代表性の要件を充足しなければいけない点がハードルが高いこと
 - 出版社と著作者との間のロイヤルティの分配基準が定まっていないこと
 - 著作権制度の原則を転換させるオプトアウト制度への懸念

ウ 概括

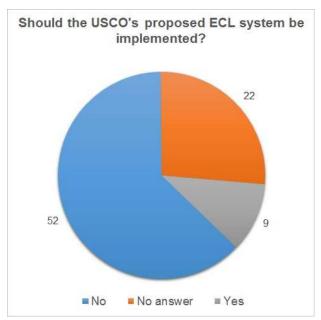
アメリカはECLのパイロット・プログラムの導入に非常に積極的であることが著作権局レポートからも明らかであるが、別紙のとおり、利害関係者、特に図書館やアーカイブ事業者等の大量デジタル化の担い手たる当事者からほとんど賛成が得られない現実に直面している。また、著作権局レポートは明らかに国内においてはGoogle Books Settlementをモデルとし、比較法的にはイギリスの制度に非常に類似した制度を導入することを明確にしている。

しかし、Google Books SettlementではGoogleが資金を拠出してBRRという集中管理団体を創設することが想定されていたが、著作権局レポートではそうしたインフラの創設についての記述が欠落しており、一体誰がECLの担い手となり得るのかというECL制度の根幹にかかわる課題を浮き彫りにしている。さらに、著作権局レポートが範としようとしているイギリスのECL制度は、直ちに大量デジタル化を実現する手段としては必ずしも認識されていない実態も報告されているだけでなく(本報告書83頁参照)、パブリックコメントの中にはむしろドイツ・フランスの制度に倣うべきとのコメントさえも見られた。

パブリックコメントを経て多くの課題が出た状況にあると言えるが、今後、著作権局がどのように対応するのか現在は不明であり、今後その動静を見守る必要がある。

³⁹⁶ 別表において、パブリックコメント提出者の ECL に対する評価を調査担当者が明示しているが、Authors Alliance による評価と細部において必ずしも一致しないことに留意されたい。調査担当者によれば、ECL の採用を全く否定する見解 (別紙コメント欄の「×」) は Authors Alliance の評価 (52) よりも少ないと思われる。

 $^{^{397}}$ 2016 年 2 月末の時点で、著作権局は提出されたパブリックコメントを精査中であり、今後の対応は未定とのことであった(Kevin Amer 氏)。



(出典 Authors Alliance³⁹⁸ サイトより「著作権局提案のECLシステムは導入すべきか?」)

_

 $^{^{398} &}lt; \!\! \text{http://www.authorsalliance.org/} 2015/11/01/ who\text{-cares-about-extended-collective-licensing/} >.$

【別紙】著作権局レポートに対する関係者のコメント一覧

※ ECL (パイロット・プログラム) への賛否。○は「パイロット・プログラムの導入に賛成」、×は「パイロット・プログラムを含め、ECLに反対」、△は「どちらともいえない、パイロット・プログラムの問題点・改善点の指摘、代替案の提言等」を意味する。

	パイロット・プログラムの問題点・改善点の指摘、代替案の提言等」を意味する。						
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	その他コメント ³⁹⁹			
1	Agnes Scott College, McCain Library	×	・フェアユースによるデジタル化で十分である。研究対象の大部分は市場に出ている著作物でないものに焦点を合わせているので、フェアユースの範囲で複製ができれば十分であり、ECLによる全文複製は不要である。 ・ECL制度の存在が大量デジタル化におけるフェアユースの主張を困難にさせる懸念がある。	・図書館がデジタル化の対象とする著作物には個人的な写真、通信などが含まれるが、それらを代理している集中管理団体がアメリカには存在しない。			
2	American Association of Law Libraries (AALL)	×	・フェアユースと任意の利用許諾の組合せで現在問題がない。孤児著作物立法だけが必要である。・フェアユースで十分である。かえって、ECLによって、本来フェアユースとして認められる場合にもかかわらず、裁判を回避するために裁判費用を負担できない図書館はECLの許諾料を払うことを強いられる。	・ECLモデルによれば、孤児著作物を含めてロイヤルティを徴収し、それを分配するものであるが、孤児著作物立法とECLの関係がはつきりしない。・一分野に一団体が集中管理団体となった場合、利用者とのパランスに問題が生じる(競争は上の懸念)。著作権局の指摘するように利用者側が個としても事態は変わらない。・集中管理団体は孤児著作物の権利者を見付け出すことにインフィブを有しないという問題がある。			
3	American Intellectual Property Law Association (AIPLA)	\triangle		・利用者からデジタルファイルが 流出しないことを保証するため、 ユーザートレイサビリティを確 保すべきである。 ・ECL契約交渉がまとまらない場 合の手続を検討すべき。CRBや著 作権局では対応が不十分になる 可能性がある。別組織で対応すべ きである。			
4	American Society for Collective Rights Licensing (ASCRL)	0		・出版社と著作者とのロイヤル ティの分配を定めることが必要 である。 ・デジタル化した著作物の利用ポ イントを制限することが必要で ある。			
5	American Society of Illustrators Partnership (ASIP)	×		・ロイヤルティの分配の不透明さ (誰が受け取り、どう使われるの か)が問題である。さらに第三者 による利用が広がるだけではな いかが懸念される。 ・既存の集中管理システムがきち			

³⁹⁹ 著作権局から問われた事項について全て回答する者が多いが、大きな方向性等に関連する総論的なコメントを中心 に摘示している。

			フェアユースとECLの関係に関	その他コメント399
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	ての他ュメントジュ
				んと機能していることが大前提 であり、その改善こそが現在の課 題である。
6	Artists Rights Society (ARS)	0	・Hathitrustがフェアユースである との判断は控訴審判決であり、流 動的である。状況を安定させるた めにもECLの導入に賛成である。	
7	Association of American Publishers (AAP)	0		・フェアユースに過度に依拠することは、質の高い作品を生み出すインセンティブを損なうことになる。 ・法的明確性を付与するECLは潜在的な可能性を有している。最低条件は下記のとおり。 ・いつでもオプトアウトできることは必須。 ・効率をきちんと評価するために終了期限を定めること ・慎重にECLの効用を評価すること
8	Association of Medical Illustrators (AMI)	×		・ASIP(5)と同様(時期尚早)
9	Association of Southeastern Research Libraries (ASERL)	×	・フェアユースに基づく運用で、 図書館のデジタル化プロジェク トに支障がない。	・パイロット・プログラムは図書館にとっては後退する内容である。 ・ECLの対象/フェアユースの対象の選別作業が困難である。
10	Author Services, Inc.	Δ		・オプトアウトを強調することが 懸念される。伝統的な著作権法の 原則に反するものである。
11	Authors Alliance	×		・現在の集中管理団体(Auhors Guild など)は、Authors Alliance が代理する「読まれるために書いている」著作者の利益を代理しているとは言えない。 ・5年の期間は短くて投資対象とならない。 ・セキュリティ等も厳しく要件とするとデジタル化に参加できる者を厳格に制限しすぎることになる。
12	Authors Guild	0		・Google Books Settlermentがモデ ルである。
13	Barker, Les	×		・ASIP(5)と同様(時期尚早)
14	Belhaven University Library	×	・フェアユースで図書館のデジタ ル化作業には十分であり、ECLの 必要を感じない。	・図書分野では該当する集中管理 団体が見当たらない。 ・非公表著作物が除外されてしま い、デジタル化のメリットの大き な部分が失われる。
15	Bildrecht	Δ		*オーストリアの集中管理団体の経験を説明。
16	Boston Library	×	• ARL Code of Best Practice ⁴⁰⁰ &	・パイロット・プログラム(特に

_

 $[\]overline{400} < http://www.arl.org/storage/documents/publications/code-of-best-practices-fair-use.pdf>. Association of Research to the contraction of t$

NI-	小事者名	•⁄	フェアユースとECLの関係に関	その他コメント399	
No.	当事者名	*	連するコメント		
	Consortium (BLC)		フェアユースによって、図書館の デジタル化作業は問題なく実施	セキュリティ要件) は、図書館の デジタル化作業に大きな負荷を	
			されている。	かけるものである。	
				・ECLの範囲が広すぎる。	
17	Bradley, Michael	×		・ライセンスを認める要件として、「絶版」というだけでは不十	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			分であり、調査対象には流通して	
				いないものも含めるべきである。 ・写真を含めるとオプトアウト時	
	Center for		・非営利の教育・研究に目的を制	に面倒かもしれない。	
18	Democracy &	×	限するのであれば、フェアユース で足りる。むしろ、人工的な障害	・セキュリティ要件は必要だが、	
	Technology (CDT)		を生みかねない。	内容は柔軟にすべきである。 ・5年の期間は短かすぎる。	
			・ARL Code of Best Practiceとフェ	3十~2391日北安22277) C - 2 0	
19	College of William	×	アユースによって、図書館のデジ	・多種多様な著作物をカバーする	
	Mary Libraries		タル化作業は問題なく実施されている。	集中管理団体は存在しない。	
20	Copydan Billeder (Copydan Visual)	Δ		*デンマークの経験を説明。	
				・セキュリティ要件は必須だが、	
			・フェアユースアプローチよりも	技術の進展は早いので、法律では なく、規則で定めるべきである。	
21	Copyright Alliance	0	ライセンスベースなので望まし い。また、明確性もある。	・紛争処理手続は、安価で利用で	
			, 9 %/C/)!#EIT 0 %/ 0 9	きる内容のものであるべきである。	
	Copyright			・CCCの経験を共有する用意があ	
22	Clearance Center (CCC)	0		ప .	
			・デジタル化はフェアユースです		
23	Creative Commons (CC)	×	でにカバーされている。パイロット・プログラム又は永続的な制		
	()		度、いずれも不要である。		
				・排他的権利を権利者から奪うことに反対する(ECLの内容を理解	
24	DeLong, Mark	×		した上での反対とは考えにく	
				(V) .	
25	Diamond Hyman,	\triangle		・ECL(大量デジタル化)も著作 権者の任意の同意を得ることを	
	Jackie			条件とするべきである。	
	Digital Media Licensing				
	Association				
	(DMLA), American Society of Media				
	Photographers		つ ワー o n 田 シッ LL l ユ m	・視覚著作物の著作権者に対する	
26	(ASMP), Graphic Arts Guild, Inc.,	0	・フェアユースの更なる拡大を阻止することができる。	ロイヤルティがきちんと支払われていない現状を改善すること	
	National Press			が期待できる。	
	Photographers Association, and				
	Professional Photographers of				
	America (PPA)				

Library(ARL) が多数の図書館関係者との協議を経て定めた、フェアユースと考えられる行為に関する自主的な取決め (ルール) である。

	T	1	ファマコ・フトロの間はに関	その他コメント399
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	ての他コメントジッ
27	Doctorow, Cory	×	~	・5年では短すぎて利用できない。 ・市場で入手できないものに限定するものには適用されないと言うが、その判断は非常に困難である。 ・言語著作物について包括ライセンスを付与する集中管理団体は存在しないが、Authors Allianceはそれに値する活動をすると考える。
28	Emerson College, Iwasaki Library	×	・ARL Code of Best Practiceとフェアユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。	
29	Espinoza, Martin	×		・著作権保護期間の短縮こそが問 題解決の手段である。
30	European Visual Artists (EVA)	\triangle		・プラットフォームのような限られた産業団体が著作権者の権利を無視し、報酬も支払わずに無制限に利用することを許すあらゆるスキームに反対する。
31	Fairfield University, DiMenna-Nyselius Library	×	・ARL Code of Best Practiceとフェアユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。	・図書分野では該当する集中管理団体が見当たらない。
32	Films Around the World, Inc.	Δ		*このコメントは、孤児著作物立 法に対するものに思われる。
33	Gardner, Sue Ann(Scholary Communcations Libralian)	0		・公表後15年経過した著作物を対象とすべきである(現時点では2001年より以前のものに限る)。
34	Getty Images	×	・フェアユースでデジタル化は解 決されており、著作権局がECLに より取り組む課題が不明確であ る。	・著作権の原則を逆転するオプト アウトに反対する。ECLの導入 は、オプトインであるべき。
35	HathiTrust	×	・フェアユースや表現の自由を侵食する。	・ラウンドテーブルでも多くの反対が聞かれたように、アメリカにはなじまない制度である。・集中管理団体の設立コストとランニングコストをどうするのかという点が不明である。・UKを参考にしているようだが、UKでもECLに対する関心は高くなく(特に図書館関係者からの声として)、実際に利用されていない。
36	Hulbert, Leland	×		・ECL制度は、新たな創作者に登録のない原作者の許諾を求めるもので、新たな負担を課すものである。本来、負担は原著作者に課されるべきであり、著作権によって利益を得ようとする者は権利を登録し、情報を開示すべきである。簡単なことである。
37	IBM Corporation	\triangle		・5年で終了するという点につい

			フェアユースとECLの関係に関	その他コメント399
No.	当事者名	*	連するコメント	この一方クト
			定するニアン(て、その場合、その間に許諾されたECL利用がどうなるかについて明確にすべきである。 ・既にIBMの独自ライセンスでダウンロード等を認めている事例も多数ある。既にライセンスによって公衆に提供されている作品は対象から除外すべきである(CCライセンスやIBMライセンスなど)。 ・非営利目的に限定するのでは、Google Booksなども排除されてしまうので、間接的な営利目的は許容すべきである。
38	Intellectual Property Owners Association (IPO)	Δ		・紛争モデルとして6か月で手続を終えるモデルを提案する。また、利用料率の不合意だけできなく、オプトアウトがうまくできないった等、他の紛争が生じることも想定すべきである。・セキュリティ技術は日進月歩なので、(現時点ではなく)パイロット・プログラム実施時にその内容を検討すべきである。・ロイヤルティ分配方法についての具体的提案・誠実な調査要件の具体的提案・裁実な調査要件の具体的提案
39	International Confederation of Societies of Authors and Composers (CISAC)	Δ		・最も視覚著作物を代理している 団体を集中管理団体とすべきで ある(海外著作物に関して相互許 諾の実績も含めて) ・集中管理の経験を示すことを求 めるべきである。 ・著作権者はいつでもオプトアウ トができるスキームであること が必要である。 ・現在の利用許諾の実態には影響 がないようにする。 ・大企業が視覚著作物によって利 益を得ることにECLを利用する ことは認めない。
40	International Federation of Reproduction Rights Organisations (IFRRO)	Δ		・ECLの利用が認められるライセンスの対象は、利用目的と利用態様、利用回数、利用が権利者に与える影響等を考慮して検討されなければならない。 ・ECLの対象は明確にされなければならない。 ・著作権者はオプトアウトできなければならない。 ・集中管理団体は一定の分野で相当数の権利者を代理していることを証明する必要がある。 ・集中管理団体は権利者を探索して、ロイヤルティを分配するとと

			フェアユースとECLの関係に関	その他コメント399
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	てい他コメントシッッ
				もに、オプトアウトする権利があることを周知する。 ・集中管理団体は会員と非会員を 平等に扱わなければならない。
41	Internet Archive	×		・パイロット・プログラムは Google Books Settlerment(GBS)をモデルにしているが、GBSのような中央集権的なデジタル化は、アメリカの実情にそぐわないし、機能しない。EUや北欧とは事情が異なる。Cf. Open Library Project
42	Jarrell, Debora	\triangle		*孤児著作物法に対するコメントのようである。
43	Johns Hopkins University, Sheridan Libraries	×		・No.9(ASERL)の見解を支持する。
44	Julian, Audrey	\triangle		* 孤児著作物法が必要であると 主張するコメントのようである。
45	Keeney, Gavin	Δ		・著作者の権利を明確に(特にオプトアウト)をすべきである。 ・現在でも出版社が著作者の権利を無視する現状に懸念を有している。
46	Kernochan Center for Law, Media and the Arts (co-author, Professor Jane Ginsburg)	Δ		・研究者の立場から著作権局に対 する問いに対してコメントする (総論として反対するものでは ない)。
47	Lancaster Theological Seminary	×	・ARL Code of Best Practiceとフェアユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。 ・フェアユースのSaving Clauseにもかかわらず、フェアユースの範囲が狭くなるのではないか懸念する。	
48	Library Copyright Alliance (LCA)	×	・フェアユースによって保護され る範囲を狭める。	・非実用的である。Google Books, Hathitrust, Digital Public Library, Intenet Archive はヒアリングにおいてECL参加に関心を示していない。 ・Google Books Settlermentをモデルとしてそれを法的に実現しようとする意図があるが、GBSの内容と大きく異なる点があることを見落としている(Google によるBook Rights Registryの設立ほか)。
49	Maus, Patricia K.	×	・フェアユースで非営利・教育目的利用には十分である。	・学生のためを考えれば、一部組織のためのECLというシステムよりも、著作権情報の完備等の方に力を入れるべきではないか。
50	Merleaux, Derek	×		・提案されているECLはアーカイ ブに従事する者の役には立たな い。

			フェアユースとECLの関係に関	その他コメント399
No.	当事者名	*	連するコメント	この個ーグラー
			~ / • / • /	・長期の著作権保護期間が問題で
				ある。
	NI-41 1 T '1 C			*スウェーデン王立図書館の
51	National Library of Sweden (NLS)	Δ		ECLの概要を説明し、情報を提供
	5 WCUCH (INLS)			するもの。
				・音楽著作物を対象としていない
				ことを評価しつつも、その具体化
	National Music			されたものが、対象の三つに含ま
52	Publishers'	0		れないことを確認することを求
	Association (NMPA)			める。その他、将来、見直し時に
	(NWII A)			音楽著作物を対象に含める場合
				を前提に、各論点についてコメントを付す。
				・ 賛成も反対もするものではな
	N. 15			・ 賃成も反対もするものではな く、問題点の指摘にとどまる。
	National Press			・著作権処理の業務がユーザーか
	Photographers Association			ら集中管理団体へ移転するだけ
	(NPPA), American			である。ユーザーが管理コストを
	Society of Media			負担すべきである。
	Photographers			・他のビジネスモデルを著作権者
53	(ASMP), Graphic Artists Guild, Inc.,	^		が報償を受ける権利よりも保護
33	Digital Media	Δ		する理由が分からない。
	Licensing			・対象はデジタルの形態で存在し
	Association			ない著作物に限定すべきである。
	(DMLA), and			また、公表著作物のみに限られる
	Professional			べきである。
	Photographers of America (PPA)			・大量デジタル化の文脈にECLは
	111101100 (1111)			限定されるべきである(その対象
				が広がっていくことへの懸念)。 ・会員は既に電子化でビジネスを
				・云貝は既に电子化でこと不入を しており、ECLの実現によって、
	National Writers			それと競合するものが誕生する
	Union (NWU) and			ことが懸念される。
54	Science Fiction and	×		大量デジタル化のライセンス許
	Fantasy Writers of			諾が得られないという図書館等
	America			の主張は、クラウドソースや
				peer-to-peer技術の発展を見ても
				誤りである。
5.5	Norwegian Visual	_		*ノルウェーのECLの状況を説
55	Artists Copyright Society (BONO)	Δ		明するもの。
	20000)			・各論点についてコメント
	01.0			・誠実な調査内容として、孤児著
56	Oda, Barron and Lewis, Katherine E.	Δ		作物の扱いにおいてみられるプ
	Lewis, Kaulelille E.			ラクティスを参照することを提
				案する。
57	OmniQ	Δ		*趣旨が不明。
58	Peppier, Jane	Δ		* 孤児著作物の利用を説く趣旨
<u> </u>	11 /			のようである。
				・パイロット・プログラムの意図
59	Pilch, Janice T.	Δ		は支持する。 ・HathitrustのコレクションがECL
39	i non, jamee 1.			- HatnitrustのコレクションがECL の候補だと考えるが、図書館等の
				反対が強い場合には困難だろう。
60	Princeton	×	・ARL Code of Best Practiceとフェ	・著作権情報・著作権移転情報の
	1			En tenta tent

	T		フ マュ フ \	7. 1 lh - 1 > 1 200
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	その他コメント399
	Theological Seminary Library		アユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。 ・デジタル化プロジェクトへのフェアユースの適用を促進させるべきである。	記録を促進すべきである。
61	Public Knowledge (PK) and Electronic Frontier Foundation (EFF)	×		・著作権局が対象とする著作物に 利害を有する者がECLに関心を 示していない。 ・非営利目的利用だけが公共に資 するものではなく、著作権局の制 限は不合理である。 ・見付からない著作権者を発見す るインセンティブのメカニズム がない。その他多数の指摘。
62	Recording Industry Association of America (RIAA)	Δ		・対象から外れているので特にコメントするものではない。 ・将来対象を拡大する意思を著作権局が有するのかどうか不明だが、音楽録音物に対してECLが必要であるかどうか疑問である。既に大部分の著作物について任意ライセンスを通じてライセンスが行われているという現実を指摘する。
63	Roach, Andrew	Δ		・孤児著作物対応その他の提案。
64	Rodman, Jeffrey	×		・(27)の見解を支持。
65	Rust, Brent	Δ		・個人芸術家として反対。
66	Samuelson, Pamela	×	・フェアユースで対応可能な部分 もある(例えば、著作権期間がか なり経過したものである場合に は、その利用をフェアユースとす る見解も有力である)。	・研究者の立場から詳細にコメントする。 ・Google Books Settlementをモデルにしているが、Book Rirhgts Registryの設立のための資金をGoogleが拠出するのに対して、著作権局の提案ではこの点の具体性がない。CCCを念頭にする記述があるが、CCCは集中管理団体ではない。・どの集中管理団体が非会員を公平に代理するのかという問題がある。書籍に関していえばAuthors Guildは該当しない。・ECL以外の案を提案する。
67	Schnackel, Cindy	Δ		*孤児著作物立法に反対するも の。
68	SESAC	Δ		*継続的な著作権局との意見交 換を希望。
69	Sims, Cody Austin	×		・(27)の見解を支持。
70	Sisk, Lorene	Δ		・著作権の保護を求める一般的な 意見。
71	Société des Auteurs dans les Arts Graphiques et Plastiques (ADAGP)	Δ		フランスの認可団体のコメント。 同団体の考えるECLに必要な要件は以下のとおりである: ・オプトアウトする権利

			ファマコ・フトロの間にに関	その他コメント399
No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関	てり他ュメントジ
			連するコメント	ハガシがに
				・公平な対価
				・大部分の視覚著作物の権利者を
				代理している集中管理団体であ
				り、権利管理の経験を証明できる
				こと。
				既にビジネスとなっているもの
				に影響を与えないこと。
				・作品が分散することを防止する
				こと。
				・大企業がECLを利用して巨額の
				利益を得ることを許さないこと。
				アーカイブの対象は(パイロッ
				ト・プログラムが対象から外す)
				非公表著作物であったり、著作権
72	Society of American	×		者が不明なものである素材がほ
	Archivists (SAA)			とんどで、ECLは、アーカイブコ
				ミュニティにとって手助けにな
				るものではない。
				・うまく機能すれば拡大すること
				が可能であるから、最初はより制
				限的なものからスタートすべき
				である。
				・ECLの前提として任意ライセン
	Software			スの構築 (権利者によるオプトイ
73	Information	^		
/3	Industry	Δ		ン)が不可欠である。
	Association (SIIA)			・集中管理団体の代表性の要件が
				不透明である。集中管理団体が違
				反行為に及んだ場合の罰則等も
				不明である。
				・オプトアウトプロセスが不透明
				である。
74	Stallman, Richard	×		・(27)の見解を支持。
				・フランス・ドイツ型が望ましく、
				米著作局の提案は、著作権者の利
	Stanford University			益に傾き過ぎている。
75	Stanford University Libraries	×		・ECLを実現するだけの集中管理
	2.0141100			団体が不在であり、その団体を作
				りだすための資金源が不明であ
				る。
			・ARL Code of Best Practiceとフェ	
76	State Historical	~	アユースによって、図書館のデジ	・あらゆる著作物の権利を代理す
/6	Society of Missouri	×	タル化作業は問題なく実施され	る集中管理団体が不在である。
			ている。	
				・デジタル化の権利の所在の確定
				をすることを考えるとECLの構
				築のためには非常にコストがか
	Triangle Research			かって機能しない。
77	Libraries Network	×		・あらゆる著作物の権利を代理す
''	(TRLN)	/\		る集中管理団体が不在である。
	()			・孤児著作物の権利者発見に対す
				・加允者作物の権利有先兄に対りるインセンティブが欠如してい
				· ·
-				る。 ・著作権の保護を求める一般的な
78	Udvari, Tamás	\triangle		
				意見。

アメリカ

No.	当事者名	*	フェアユースとECLの関係に関 連するコメント	その他コメント399
79	University of Michigan Copyright Office	×	・フェアユースに対するネガティ ブなインパクトが懸念される。	・ECLの構築で、著作権情報(記録)の発展が阻害される。 ・集中管理団体のコストを考えると、5年だけのシステムとすると効率が悪すぎる。 ・ECLに対する利用者(図書館やアーカイブ事業者)側の関心が薄い。
80	University of Nevada, Reno, University Libraries	×	・ARL Code of Best Practiceとフェアユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。	・あらゆる著作物の権利を代理する集中管理団体が不在である。
81	Wake Forest University		・ARL Code of Best Practiceとフェアユースによって、図書館のデジタル化作業は問題なく実施されている。	・あらゆる著作物の権利を代理する集中管理団体が不在である。
82	Western Virginia Foundation for the Arts and Sciences (Center in the Square)	Δ		・ECLは、孤児著作物に対する保護を維持すべきである。
83	Wikimedia Foundation	×		・音楽・ビデオ・未公表著作物等を含む多様なデジタルコンテンツを志向するものであるべき。・パイロット・プログラムは、Google Booksをモデルにしているが、デジタル化プロジェクトはもっと多様であり、それを捕捉しきれていない。著作権局は単独のデジタル化主体を想定しているが、Wikisourceは分散型のデジタル化であって妥当しない。

第3 まとめ

1 はじめに

本調査では、1960年代以降、順次ECL制度を導入している北欧諸国(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド)を中心に、その具体的な体制や運用等、実態的な側面に焦点を当て、調査を行ったほか、近時ECL制度を導入したばかりのイギリス、現在導入を検討しているアメリカも調査対象とした。

「第2 拡大集中許諾制度に係る諸外国の状況の調査」を踏まえ、各国の共通点や相違点、特徴等について、調査を担当した有識者を委員とする検討会において議論した。その内容は、以下のとおりである。

2 各論

(1) 指定分野

調査対象とした北欧諸国5か国では、ECL制度の対象と指定されている分野の多くが共通している(分野によって区分された個別ECL制度を有している。)。すなわち、放送分野(一次送信・再送信など)、図書館・美術館等における複製その他の利用、教育活動のための複製、企業等組織における内部利用を目的とした複製等である。これらの分野は、我が国において、著作権法31条(図書館等における複製等)、34条(学校教育番組の放送等)、35条(学校その他の教育機関における複製等)といった個別の権利制限(補償金支払義務が課されているものを含む)や94条(放送のための固定物等による放送)等の報酬請求権の対象とされている分野と重なる部分が多く、一方で、権利制限規定の対象とならない利用行為をカバーするものもある。

さらに、近時、北欧においては、デジタル技術の進歩及びアーカイブ事業への関心の高まりを背景として、アーカイブ構築のための利用等が順次加えられるとともに、そうした状況に柔軟に対応するため、対象の分野や利用形態を特化しない「一般ECL」の導入が相次いでいる(2008年デンマーク、2013年スウェーデン、2015年ノルウェー、2016年アイスランド。フィンランドは導入を検討中。)。このように、北欧諸国では、個別ECLから一般ECLへとその対象が拡大する傾向が見られる。

一方、イギリスにおいては2014年、指定分野・指定団体に限定のない「一般ECL」が導入されており、制度設立当初より、特定の分野に限定されていない。もっとも、その背景は、大量デジタル化をはじめとする新しいビジネス対応する手段として一般ECLを導入した北欧諸国とは異なるようである。

すなわち、イギリスにおいては、既に集中管理団体により、事実上のブランケットライセンスの拡張が行われてきた実績があった。そのことから、少なくとも現時点においては、ECLは、既存の拡大集中許諾スキーム(事実上のECL)に法的な裏付けを与える(既存モデルの補填)、という点に意義があるものとして位置づけられていることが、今回の調査で明らかになっている。制度としては、対象が限定されない一般ECLとしながら、大量デジタル化や新たなライセンシングモデルの構築を目標とするというよりも、既存のライセンシングモデルの補填という、むしろ限定された分野での運用が想定されているようである。

なお、現在導入を検討しているアメリカにおいては、ECL制度への関心は、Google Booksをめぐる訴訟において和解案として提示されたBook Rights Registryを集中管理 団体とする著作権の集中許諾スキームに端を発しており、著作権局は同様のスキームを想定してパイロット・プログラムの提案を行っている。したがって、その対象は、言語著作物、挿絵・図表など言語著作物に付随する絵画・図形の著作物及び写

真の3分野に限定されている。その他の制度設計の点では先行導入国、特にイギリスのECL規則を参考にしていることが著作権局レポートの内容からもうかがわれるが、パイロット・プログラムの対象分野は極めて限定されたものとなっており、対象分野を限定していないイギリスとの大きな相違と言える。このほか、有識者からは、アメリカが大量デジタル化に資する制度としてECL制度に期待を寄せており、イギリスの制度導入に関心を寄せている一方で、当のイギリスにおいては、前述のとおり、ECL制度は既存のライセンシングモデルに法的正当性を与えるものとして導入されたという経緯があり、大量デジタル化に資するという期待はそれほど大きくない、との指摘があった。

(2) ECL制度の仕組みの相違について

ア 集中管理団体の適格性

スウェーデンを除く北欧諸国においては、いずれも、ECL契約を締結し得る集中管理団体について、①当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること(代表性)及び②政府等の認可を得ること、の2点を資格要件としている(スウェーデンでは、政府等による認可を必要とせず、近年の著作権法改正にあたっての検討においても特に問題はなく認可制導入の必要性はないと判断されている。)。

また、イギリスにおいても北欧諸国と同様に、国務大臣による厳格な書面審査 と授権を要し、一定の基準(特に代表性)を満たすことが求められている。

なお、認可を要しないスウェーデンを含め、いずれの国においても、ECL制度を担う集中管理団体には、一定の分野で権利者の相当数(substantial/numerous)を代表 (representation)していることが要件となっているが、その割合等、具体的な基準が数値で定められている例はなく、ケースバイケースで柔軟に判断されているようである。もっとも、一分野に多数の集中管理団体が認可されている例は見られず、一分野において1ないし2の団体のみがECLの集中管理団体となるにとどまっていることが本調査で明らかになっている。

さらに、いったん認可を得た後、引き続き集中管理団体の適格性を維持するため、その運営の透明性を確保することは実務上重要な要素であると思われるが、制度を導入したばかりのイギリスにおいて認可の有効期間が5年間と定められ、かつ更新の申請を要する等の手続が定められている一方で、北欧諸国では、フィンランドにおいて、教育文化省への活動報告の義務(毎年)が法定されているのみである。ただし、デンマークでは、そうした義務はないものの、一度認可を受けた団体であっても、ECL契約を新たに締結する際にその都度認可を受けることが原則とされていることは特徴的である。

なお、アメリカは、イギリスをモデルとし、相当数の代表性を要件としつつ、 柔軟に評価することを明らかにしている。

イ オプトアウト制度

北欧及びイギリスの各ECL制度に共通する点として、ECL契約からの離脱、すなわちオプトアウトの仕組みが設けられていること、併せて、非構成員であることで使用料の分配や便益において差別的な待遇を受けないこと(平等原則)を、本制度の正当性を担保する重要な要素と位置づけられている点が挙げられる。特に、ECL制度の導入を検討しているアメリカにおいては、オプトアウトについて、本制度の正当性を支える不可欠の要件と位置づけている。

しかし、北欧諸国について具体的に見ていくと、オプトアウトの位置づけは必ずしも単一ではない。分野によって、これを明確に認めている分野、条文上規定のない分野等がある。その分布は国によっても異なるが、これらのうち、条文上規定のない分野には、教育目的での利用や放送番組の再放送・有線放送、公的機関での内部利用目的の複製等、我が国において、権利制限や報酬請求権で対応されている分野と重複する部分も見受けられた。もっとも、ノルウェーやフィンランドでは、法令上の義務ではないものの、集中管理団体が自主的に、あるいは権利者との契約上、オプトアウトを認める事例があることが本調査において明らかになった。

このように、北欧諸国では、ECL制度においてオプトアウトが必ずしも不可欠のものとはされていない。オプトアウトについては、法令上又は契約上の権利としての行使がまれであり、重要な権利と位置づけられていながら、実務上は空文化しているとの指摘も見られた。その理由としては、ECL制度から「オプトアウトする権利」の存在が権利者に知られていない可能性や、ECL制度が導入されている分野は、個別の権利行使が現実的に難しい分野であるために、オプトアウトをするよりはECL契約の対象にとどまって使用料等の便益を受けることを権利者が選択している可能性が指摘された。

ウ 著作者人格権

非構成員である権利者の著作物が利用されるに当たり、その人格権をどう扱うかも問題となるところ、調査対象国では、ECL規定において著作者人格権について直接言及し、その保護を義務づけている国はアイスランドのみであった。それ以外の調査対象国においては、ECLに関する法律又は規則に明確な著作者人格権保護を定めた国はない。この点、既にECL制度を運用する北欧諸国からは、「特段問題を生じさせない」(デンマーク)、「ECL契約は財産権を対象とするものであり、人格権には影響を及ぼさないものと考えられている」(ノルウェー、フィンランド)との調査回答を得ている。

なお、実務上は、著作権法上の人格権保護と同じ内容を定めた規定をECL契約の中に含む例(アイスランド、デンマーク、フィンランド)があるとのヒアリング結果が得られた。

(3) 分配

使用料の分配については、大きく分けて、加盟団体に対し分配する場合と、権利者に個別に分配する(加盟団体から再分配される場合を含む)場合がある。詳細は各団体の規程(再配分の場合には各加盟団体の規程)に依存し、例えば個別に分配することを原則としつつ、経済合理性の点から権利者が利用できる助成金の形式をとる例や、文化振興等の権利者のための共通目的の活動に利用される例もある。算出根拠としては、おおむね、使用実績、利用者・権利者から提出される報告や統計調査、団体で集約しているデータベース、サンプリング調査等が利用されている。

なお、非構成員の扱いについては、ECL制度を導入済みの調査対象国全てにおいて 法律上の規定が存在している。その内容は、非構成員の待遇を構成員と同様とする、 前述の平等原則を具現化したものである点が共通している。具体的な手続について も、同様に法定されており、使用料の請求が可能な期間について、当該著作物の利 用から原則4年間とする例(アイスランド)や、3年間とする例(スウェーデン、デ ンマーク、ノルウェー、フィンランド)、請求に当たって非構成員による利用の立 証を求める (ノルウェー)等、バリエーションが見られる。詳細は集中管理団体に よっても異なる。

期間経過後の使用料については、他の権利者に再分配される、著作権の保護等権利者のための活動に使われる、あるいは基金に繰り入れられ、助成に充てられる等、団体により様々な対応が見られる。

また、使用料を巡り不満がある等の場合、期限を区切った調整要求や著作権ライセンス審判所への申立てを可能としている国も見られた(イギリス、デンマーク)。

(4) 権利者不明著作物の扱い

「最大限に調査」「可能な限り探し出す債務」等、不明権利者の探索について定めている団体はあるものの(アイスランド、スウェーデン、ノルウェー)、権利者不明著作物の扱いが法令上定められているわけではなく、どのような措置を講ずるかは各団体の規程に依拠している。今後、ECL適用範囲が広がり、対象著作物が増えるに伴い、不明者探索は、より大きな負担となることも考えられる。そうした中で、集中管理団体が不明者探索の手間やコストをどれだけかけるのか、という点は課題となり得るところである。現在、制度導入を検討しているアメリカでは、既にその点を懸念する意見表明が見られる。そもそも、不明者を探索するインセンティブを集中管理団体が持ちうるのか、そのためのメカニズムがないのではないか、との指摘である。

なお、調査を行った団体のうち1団体からは、規程に基づき(どうしても特定できない場合に)、四半期に一度、使用料分配前に更新される権利者不明著作物の一覧に追加する手続をとっているとの回答があった(アイスランド)。

分配については、一定額を保管する(期限設定がある場合を含む)等、権利者が 判明した場合に備えている例も見られるが(アイスランド、デンマーク、フィンラ ンド)、詳細については、前述した非構成員からの使用料の請求期間が経過した場 合の分配と同様、団体により様々な対応が見られる。

(5) 契約締結交渉が不調に終わった場合の調停・仲裁制度

ECL契約締結交渉が不調に終わった場合の対応として、スウェーデンを除く北欧諸国においては、著作権法上、調停・仲裁制度が規定されている(スウェーデンでは従来、調停等強制的な制度の導入に対しECL契約の任意性を損なうものとして慎重であったが、2013年、一般ECLを除く全てのECLを対象とした調整制度が調停法により導入された。)。

具体的な制度としては、調停制度のほか、適用範囲を限定した仲裁制度や著作権 ライセンス審判所、あるいは当事者の合意がある場合に拘束力のある決定を行うこ とのできる調停委員会の設置等、いくつかのバリエーションが見られる。

(6) ECL制度に対する評価と課題

まだ運用実績のないイギリスを含め、ECL制度を導入している調査対象国では、権利者、利用者、有識者のいずれからも、おおむね肯定的な評価がなされている。

その大きな理由は、権利者・利用者双方にとって著作物を利用する際の権利処理 を非常に効率化し、取引費用を低減し得ることが挙げられる。また、例えば法律に よって個別の権利制限を設けることと比較すれば、交渉により利用の態様ごとに条 件を柔軟に変えることができる点は権利者にとってメリットと考えられており、利用者にとっては、法的安全性が確保された上で、多数の著作物を、煩雑な手続を経ず、簡易に、利用し得る点がメリットと考えられる。

なお、北欧諸国では、とりわけECL制度に対する評価が非常に高いことが報告されているが、その理由として、幅広い分野において集中管理が発達している背景から、集中管理団体に対する信頼が高いことがあるとされる。

一方で、課題として、ECL制度の担い手となる集中管理団体の正当性や透明性をいかに担保し、信頼を維持するかという点が挙げられる。

この点は、単に集中管理団体の問題にとどまらず、これまで見てきた、分配やオプトアウト権の確保、非構成員や権利者不明著作物の扱い等、集中管理団体の運営、規程や契約の在り方が複合的に関わり、ひいてはECL制度の根幹に関わるものと言えよう。

なお、近時、導入が相次いでいる「一般ECL」について、北欧諸国では、技術の進展に伴ってECLが有益な分野が増加することに対応するためのものであると考えられており、新たな領域での一般ECLの活用が始まっている。一方で、イギリスでは、既に行われている集中管理スキームへの補填として位置づけられており、積極的な導入を検討しているアメリカにおいても、分野を限定したECLが提言される等、北欧諸国、イギリス、アメリカと、それぞれに異なる狙いがうかがわれるところである。

資料編

平成 27 年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査 調査票

I. 北欧5か国・イギリス

1. 拡大集中許諾制度は法令においてどのように規定されていますか。また、その立法経緯について教えてください。

特に、

- ①集中管理団体の構成員ではない著作権者に同制度の効果を及ぼすことを正当化する根拠は 何ですか。
- ②著作者人格権はどのように扱われていますか。
- ③競争法や集中管理団体に関する法令との調整はどのように行われていますか。
- 2. 集中管理団体の状況について教えてください。

特に、

- ①指定分野、指定団体にはどのようなものがありますか。
- ②集中管理団体が管理する著作物の数はどれくらいですか。
- ③指定団体と当該分野における他の著作権管理団体との関係はどのように整理されますか(独 占禁止法や著作権等管理事業法との関係で問題が指摘されていたり、あるいが、それらの問 題を回避するための規定が置かれていたりしますか)。
- 3. 集中管理団体の資格要件と審査手続・審査内容・審査期間・審査費用について教えてください。

特に、

- ①集中管理団体の適格性をどのような基準で判断していますか。また、認定後、団体運営の透明性はどのように確保していますか。
- 4. 集中管理団体の実施する業務内容について教えてください。
 - ①業務規程、分配規程、使用料規程の内容を教えてください。
 - ②業務規程、分配規程、使用料規程の決定方法を教えてください。
 - ③運営体制や収入・支出などの財務状況はどのようになっていますか。
 - ④権利者が不明の場合は徴収した使用料をどのように扱っていますか。
 - ⑤オプトアウトの具体的な方式及び実績について教えてください。
 - ⑥処理実績について教えてください。
 - ⑦外国の著作物についてはどのように取り扱っていますか。また、外国の著作物の取扱について、指定団体と一般の管理団体とでどのような違いがありますか。
 - ⑧国外における利用には対応していますか。
 - ⑨非営利目的の利用について低い使用料や無償で許諾することもあるのでしょうか。その場合、 事業全体としてどのように採算をとっているのでしょうか。

- 5. 拡大集中許諾制度に対してどのような評価がありますか。
 - ①有識者からどのような評価がありますか。
 - ②利用者からどのような評価がありますか。
 - ③集中管理団体からどのような評価がありますか。
- 6. 集中管理団体との著作物利用許諾契約(ECL 契約)締結の相手方(利用者)について、要件がありますか。ないとすれば、どのように相手方を定めていますか。
- 7. 拡大集中許諾制度は利用者にとってどのようなメリットがあると考えますか。

II. 北欧5か国

- 1. 現在の拡大集中許諾制度の改善点・課題があれば教えてください。
- 2. (デンマーク、スウェーデン) 個別的拡大集中許諾制度から一般的拡大集中許諾制度へ改正した理由を教えてください。
- 3. (フィンランド) 個別的拡大集中許諾制度を一般的拡大集中許諾制度へと変更する動きはありますか。
- 4. 一般的拡大集中許諾制度と孤児著作物立法との関係について教えてください。前者のほかに 後者も必要な理由は何でしょうか。

III. イギリス

- 1. 拡大集中許諾制度の導入を決めた理由を教えてください。
- 2. 立法過程において最も議論された課題は何でしたか。また、それに対してどのような解決が なされたのか教えてください。
- 3. Consultations の中で多かった指摘はどのようなものでしたか。
- 4. 施行後、集中管理団体はどのような基準で審査されていますか。その審査状況・今後の認定 の見込みを教えてください。
- 5. 集中管理団体になるインセンティブを持つ団体はありますか。
- 6. 集中管理団体になるインセンティブが持てない団体にとっては、何が問題だと考えられますか。
- 7. 拡大集中許諾制度導入によって集中管理への流れは進みましたか。

IV. アメリカ

- 1. 現在の検討状況を教えてください。
- 2. 拡大集中許諾制度に対して権利者団体/利用者団体からどのような評価がありますか。
- 3. 拡大集中許諾制度導入に前向きな理由を教えてください。
- 4. 導入までの障害としてどのようなことが考えられますか。
- 5. 現在の米国モデルはどこの国のモデルに近いものですか。

- 6. 北欧での制度を米国に導入するに当たって難点となると思われる点はありますか。あるとすればどのような点ですか。
- 7. ヒアリング過程で制度導入に消極的な声がありましたが、あえて導入を提案するのはなぜですか。
- 8. 2015 年 10 月に締め切られたパイロットプログラムへのコメントとしてどのような指摘が寄せられていますか。消極的なコメントが多いようですが、この現状をどのように評価していますか。また、今後の対応について教えてください。
- 9. 集中管理団体の審査基準はどのようなものでしょうか。例えば、どの程度の構成員を代表している必要があると考えられますか。
- 10. 集中管理団体の創設に対する予算はどのように手当しますか。
- 11. 集中管理団体の管理する権利の内容を教えてください。
- 12. 集中管理団体は限定的ですが、他の著作物へ拡張しないのはなぜですか。
- 13. フェアユース規定との関係はどのように考えていますか (例えば、Google Book Search 控訴裁判決との関係)。孤児著作物法案を別途検討中ですが、一般的拡大集中許諾制を採用した場合、孤児著作物法案との関係について教えてください。

【別表1 各国制度概要比較】

No		アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス
1	制度導入時期	1992 年	1960年	1961 年	1961 年	1961 年	2014年
2	政府等による認可	必要	不要	必要(50条4項)	必要	必要 (26 条 1 項)	必要
3	一般 ECL	導入(2016 年、26a 条)	導入 (2013 年、42h 条)	導入 (2008 年、50 条 2 項)	導入 (2015年、36条2項)	導入を検討中	一般 ECL
4	根拠法令(調査票 I 1①) オプトアウト可能の分野	著作権法 ・美術の著作物の利用、業務利用、放送、放送の再利用等に関する各ECLについてオプトアウトの可能性を規定	著作権法 ・ラジオ・TV 放送に含まれる著作物の 再送信に関する ECL 規定(42f 条)を除きオプトアウト可能(42f 条を除く 42b~h 条)	著作権法 ・美術の著作物の複製(24a条) ・一次放送(30条) ・一般 ECL 規定(50条2項) ・放送のオンデマンド送信等(35条4・5項)	著作権法 ・放送利用 (30条) 及び放送事業者の収集における著作物の利用 (34条)に関する ECL 規定及び一般 ECL (36条2項) について明確におり かの可能性を規定	・公の機関・企業・他の組織での内部利用目的の複製(13a条)・教育及び科学研究のための利用(14条)・アーカイブ・図書館・博物館による利用(16d・e条)・美術の著作物の利用(25a)・一次放送(25f)・アーカイブが所蔵するラジオ・テレビ放送、新聞及び定期刊行物の再利用(25g)・TV 番組のオンライン録画サービス(251)	展 ECE ERR 法 著作権法、ECL 規則 ・権利者はオプトアウト権を留保(ECL 規則 4 条(4)(d))(外国権利者もオプトアウト及び報酬請求のいずれも国内権利者と同等の地位を有す)・非構成員のオプトアウト権保障(ECL 規則 5 条(1)(g))・ECL 制度からのオプトアウト(ECL 規則 16 条)
	オプトアウトに関する条 文上の規定がない 分野	・アールグ・図書館・美術館等における 複製・提供、障害者のための放送の 複製、ケーブ・ル同時再送信については、 オプ・トアウトに関する条文上の規定がない ・ケーブ・ル同時再送信は、衛星放送及 びケーブ・ル再送信に関する欧州指令に よって、集中管理団体を通した権利 行使のみが可能	・放送の再送信は、衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令により、集中管理団体を通した権利行使のみが可能	・教育機関における複製(映画、プログラムを除く)(13条) ・公の機関・企業・他の組織での内部利用目的の複製(14条) ・図書館によるデジが複製(16b条)・視聴覚障害者のための放送の録音録画(17条4項) ・有線再送信(35条1項)・法令上がプトアウトを認める義務はなくても、契約上認めている団体がある	・教育活動及び企業等における複製・録画(13 b条、14条)、アカグ・図書館・美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供(第 16a条)、障害者のための録画(17b条)、放送の同時再送信(34条)についてはがトアかに関する条文上の規定がない・放送の同時再送信は、衛星放送及びケーブル再送信に関する欧州指令により ECL 契約の締結が認められている団体を通じてのみ権利行使可能(34条)・法令上がトアかを認める義務はなくても、契約上認めている団体がある	・写真複製等 (13 条) ・有線再送信 (25h 条) ・法令上灯 トアウトを認める義務はなくても、契約上認めている団体がある	
5	票 I 1②)	・著作権法第4条に定める人格権を 侵害してはならない ・ECL 規定に基づいて著作物が公衆 に提示される場合は出所や著作者 の氏名が適切に表示されなければ ならず、複製の場合、複製の目的に 必要な範囲を超えて、著作者の同意 なく、著作物を改変してはならない (26条)	・ECL 規定では言及なし ・著作者がその著作物の利用を禁じ ている場合 (42b~42e, 42g, 42h 条) や、認めていないと推測される特別 な理由がある場合 (42d, 42e, 42g, 42h 条) には、ECL 契約の効果は及 ばないと規定	・ECL 規定では言及なし ・一部の ECL 契約において著作権 法上の規定よりも具体的かつ厳格 な条項が設けられることあり	・ECL 規定では言及なし ・著作物の放送 (30条) 及び放送 事業者において収集保存されてい る著作物の利用 (32条) について 著作者がその著作物の利用を禁じ ている場合や、認めていないと推測 される特別な理由がある場合は、 ECL 契約の効果は及ばないと規定	・ECL 規定では言及なし ・一部の ECL 契約において著作権 法上の規定よりも具体的かつ厳格 な条項が設けられることあり	・ECL 規則では言及なし ・著作権法上の人格権規定がそのまま効力を有する ・ イギリスにおける著作権法上の人格権は放棄可能であるなどの特徴あり
6	競争法との調整 (調 査票 I 1 ③)	調整規定なし	・調整規定なし ・音楽著作権管理団体 STIM とテレビ 局 2 社間に独占的地位の濫用を巡 る訴訟あり。CJEU は STIM の契約 方法は独占的地位の濫用には当た らないと判断。	・調整規定なし ・著作権ライセンス審判所における仲裁 手続を通じてライセンス条件(主に価格) に対するコントロールが及ぶ	・調整規定なし ・競争法は集中管理団体にも適用	・調整規定なし ・競争消費者庁が団体の運営を監視	調整規定なし、競争法の一般的なルールに服す
7	指定分野(調査票 I 2①)	・アカグ・図書館・美術館等の所蔵資料の複製及び提供(12b条)・美術の著作物の利用(14条)・業務利用(18条)・障害者のための放送の複製(19条)・一次放送(23条)	 ・公の機関・企業・他の組織による内部利用(42b条) ・教育機関における複製(42c条) ・アーカイブ及び図書館による利用(42d条) ・ラジオ・テレビの一次放送(42e条) ・ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物 	・教育活動のための複製 (映画の著作物、コンピュータ・プログラムを除く) (13条) ・公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製 (14条) ・図書館によるデジタル複製 (16b条) ・視聴覚障害者のための放送の録音	・企業等における複製・録画 (14 条) ・アーカイブ、図書館、美術館・博物館 における著作物の複製・公衆への提 供(第 16a 条)	・写真複製等(13条) ・公の機関・企業・他の組織による内部利用目的の複製(13a条) ・教育活動及び科学研究のための利用(14条) ・アーカイブ、図書館、美術館・博物館による利用(16d・e条)	なし(2016年2月末現在申請なし)

1

N	o質問項目	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス
		・放送のケーブル同時再送信(23a条) ・放送局による自らの放送の再利用(23b条) ・範囲が限定された利用における一般 ECL(26a条)	の再送信(42f条) ・ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物 の再利用 (42g条) ・一般 ECL (42h条)	録画 (17条4項) ・美術の著作物の複製 (24a条) ・一次放送 (30条) ・放送局による自局制作番組の再利用 (30a条) ・有線再送信・オンデマンド送信等 (35条) ・一般 ECL 規定 (50条2項)	・放送 (30条) ・放送事業者において収集保存されている著作物の利用 (32条) ・放送の同時再送信 (34条) ・一般 ECL (36条2項)	・美術の著作物の利用 (25a条) ・一次放送 (25f条) ・アーカイブ が所蔵するラジオ・テレビ 放送、新聞及び定期刊行物の再利用 (25g条) ・有線再送信 (25h条) ・テレビ 番組のおグライン録画サービ ス (251条)	
8	指定団体:対象分野 (調査票 I 2①)	・STEF:音楽著作権 ・Writers' Union of Iceland:言語の著作物 ・Fjölís:複写等の複製 ・SFH:実演・レコート ・Myndstef:視覚的美術著作物 ・IHM:ケーフ・ル同時再送信	・STIM:音楽著作権 ・Bonus Copyright Access:複写等の複製 ・COPYSWEDE: ラジオ・テレビ番組の再送信 ・Visual Copyright Society in Sweden:美術の著作物 ・ALIS:文芸著作物のデジタル利用 ・Swedish Writers' Union:言語の著作物	・Copydan Writing:教育機関・企業等における言語著作物の複製等・Copydan AVU media: ラジオ・テレビ番組の教育利用等・Copydan World TV: ラジオ・テレビ番組の有線再送信等・Copydan Visual:視覚芸術の利用・Copydan Archive:テレビ番組のアーカイブ等・Gramex:音楽の実演家・レコード製作者の権利・Foreningen Radiokassen: ラジオ番組のアーカイブにおける言語著作物の再利用・KODA:作曲家、作詞家及び音楽出版社が有する演奏権・NCB:作曲家、作詞家及び音楽出版社が有する録音権	・TONO:音楽著作権 ・Kopinor:複写等の複製 ・Norwaco:放送番組 ・BONO:視覚的美術の著作物	 ・Teosto:作曲家、作詞家、アレンジャ -、音楽出版社 ・Gramex:音楽の実演家・レコード製作者 ・Kopiosto:作家、写真家、実演家、出版者 ・Kuvasto:視覚著作物 ・Tuotos:映画・視聴覚著作物の製作者 ・Sanasto:言語著作物 	
(1 分野における団 体数 (調査票 I 2 ③)	・市場規模が小さいため、1分野に 1団体	・特定の利用領域において適格性が 認められる集中管理団体の数について、法律上、明文の規定なし ・最高裁は、類似する要件を有する 追求権に関する規定について、団体 の構造及び運営に関する特定の要件を充足するのであれば、複数の団体が報酬の請求を行うことが可能であると判示 ・写真及び画像の教育目的の複製については、複数の団体が存在するが、分配は個人に対してなされることから、団体間の重複が問題になることは現在ではないとされる	・適格性を有する団体は1分野1団体に限定(学説・解釈)・複数の団体が共同して文化大臣の認可を受けることは可能(50条4項)・特定の著作物の分野に複数の団体が存在する場合には、文化大臣による認可の過程において、ECL契約の内容に重複がないような措置が採られる	・特定の利用分野について ECL 契約を締結するのは関係権利者による連合体の団体であるべき旨勅令で定めることができるとされているが (38a条) 現在のところ未制定・写真及び美術の著作物のアーカイブ分野で2団体が存在	・複数の集中管理団体が適格を有することが認められている(26条2項) ・複数の団体が認可を受ける場合、認可決定において、同一条件でライセンスがなされるような措置が採られる(同項) ・実例なし	・ECL 規則上、同分野における 2 団体上の設立は禁じられていない ・共同で申請することも可能
1	9 集中管理団体の適格性要件(調査票 I3)	・アイスランドにおいて利用される著作物の著作者の相当部分を代表する団体でなければならず、大臣による認可が必要(26a条)・大臣は、特定の利用領域については、複数の団体の連合体でなければならないと定めることができる。また、大臣が認可手続き等に係る細則を定めることも規定されたが、2016年3月時点ではかかる細則はまだ定められていない	国内で利用される特定の種類の著作物の著作者の相当数を代表する団体であること(42a条)	・代表性 (50 条 1 項) - 国内において利用される特定 の種類の著作物の「著作権者の相 当数」を代表していること ・文化大臣による認可 (50 条 4 項)	・著作者の相当部分を代表 ・団体の代表性を判断するに当たっては、特に以下の点を重視 ・団体が代表する権利者数 ・団体の定着度合い ・権利者の利益の保護を正当と 認められる方法で実現できる能力 ・使用料の徴収・分配制度 ・外国の権利者団体との相互協定の締結 ・集中管理団体の適格性が争われた事案として、放送の再送信を許諾している Norwaco と利用者であるケーブル事業者 Canal Digital Cable TV (CDK) 及び GET 間の訴訟あり	・国内において利用される特定の種類の著作物の「著作権者の相当数」を代表していること(26条1項)・教育文化省による認可(26条1項)。5年を最長とし一定期間に限り認められる(同2項)。・認可判断では、財政・運営面の要件、事務処理能力を有するかを審査	・書面による申請(ECL 規則 5条) ・所管大臣による審査、運用可否の 判断、授権(ECL 規則 4条(4)(a)~ (f)) ・一定の基準(特に「相当な」代表 性)及びセーフガードの充足

No	質問項目	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス	
	認定後の透明性の確保	法定の義務なし	法定の義務なし	法定の義務なし	(2015 年 1 月和解) 法定の義務なし	教育文化省への活動報告が義務(毎年)(26条2項)	・認可の有効期間は5年(ECL 規則4条(5)) ・3年後に更新申請を行うことができる(ECL 規則9条(2)、拡大集中許諾規則10条(1)) ・スキームの検証が必要(ECL 規則11条)	
11	集中管理団体への 評価 (調査票 I 5)	おおむね肯定的に評価	おおむね肯定的に評価	おおむね肯定的に評価	・おおむね肯定的に評価 ・放送の同時再送信に関する ECL 契約を巡る争いで、利用者であるケーブル事業者の主張が最高裁で認め られた	おおむね肯定的に評価	・おおむね支持・肯定(制定前の調査) ・有識者からの批判的解説ほとんどなし	
12	ECL 契約締結相手 方(利用者)の資格 要件(調査票 I 6)		教育機関の複製について組織的に 教育活動を実施している者である ことが必要 (42a条)	なし	教育目的の放送の録画を行うセンターについては所管庁の認可が必要	なし	特別な規定なし	
13	利用者のメリット (調査票 I 7)	効率的な権利処理	デジタル化及びわラン提供を含む、大量の著作物利用の場面において有用	取引費用の削減 (著作物の利用に必要な権利処理を一つの ECL 契約で行うことができる)	・簡便な権利処理方法 ・非構成員による使用料請求から保 護	・取引費用の削減 ・法的確実性の担保	・現在運用されている事実上の ECL を適法に安心して利用できるよう になること ・大量デジタル化プロジェクト(将来的に)	
14	課題・改善点(調査 票 II 1)	大きな課題はないが、2014年の集中管理に関する欧州指令の国内実施により、運用の改善の可能性が指摘されている	・ECL 契約が成立しない場合に、教育やアーカイブ等、特定の政策目的を達成するためには、権利制限や例外規定の併用も必要 ・集中管理団体の収益性の確保	・集中管理に関する欧州指令の国内実施立法が成立する予定	・放送のケーブル同時再送信に関する ECL 契約を巡る争いで、集中管理団 体の主張が最高裁で認められなか った ・ECL 契約の効果が国内にとどまる こと	・2015 年に ECL の法的根拠を強化する法改正がなされており、当面は制度改正の必要性はない・集中管理に関する欧州指令の国内実施立法が成立する予定		
15	孤児著作物立法と の関係(調査票II4)	2016年に孤児著作物立法が成立。 小規模で範囲の限定されたアーカイブ については有益である可能性が指摘されている。	・EU 孤児著作物指令への対応として法改正が行われた ・ECL 契約が存在する分野においては、孤児著作物立法が必要となる場面はあまりないと考えられている	EU 孤児著作物指令への対応として 法改正が行われた (6b 章)	・EU 孤児著作物指令への対応として法改正が行われた ・ECL は国内においてのみ効力を有するのに対し、孤児著作物立法においては、孤児著作物と認定されれば欧州域内での利用が可能となるという違いがあると指摘されている・ECL が存在しない場面においては、孤児著作物立法が適用されると考えられている	・EU 孤児著作物指令への対応として法改正が行われた(16f条・孤児著作物法(764/2013)) ・ECL は権利者不明著作物を含む広範ない。ートリーを対象としているため、権利者不明著作物に特化した立法は不要・少数の権利者不明著作物を利用する機関により活用される可能性あり		
16	その他: 非構成員の扱い	・非構成員も構成員と同様使用料請 求権を有する (26b条) ・非構成員は利用から原則 4 年間使 用料請求可能 (26b条)	非構成員は使用料の分配やその他の便益について、構成員と同様に扱われる。非構成員は利用から3年間、集中管理団体に対してのみ使用料請求可能(42a条)	・以下が認められる ①使用料の分配等の待遇に関する 平等原則(51条1項)②集中管理 団体に対する個別の使用料請求権 (同2項)③ECLから離脱(オプトアウト)する権利 ・使用料額の算定について非構成員 と集中管理団体との間で合意が得 られない場合、著作権ライセンス審判所 への申立て可能(同項第3文・47条)	非構成員は、使用料の分配やその他の便益について、構成員と平等に取り扱われなければならない。非構成員は利用から3年間、集中管理団体に対してのみ使用料を請求できる。(37条)	①使用料の分配等の待遇に関する 平等原則(26条4項)②集中管理	・所管大臣は申請に対し非構成員である権利者のための報酬金の徴収や分配の取決めがあるかを審査(ECL 規則 4 条(4)(e))・非構成員はライセンス料受領後3年以内に調整を求めることができる(ECL 規則 18 条(4))	
	紛争処理	・ECL 契約締結交渉が不調に終わった場合の調停制度あり(26c 条)	・契約締結交渉が不調に終わった場合の調停又はそれに類似する強制的な制度の導入については慎重であったが、2013年に一般 ECL を除く全ての ECL を対象とした調停制度が、特定の著作権に関する紛争に係る調停法により導入	・多くの ECL 規定において契約締結交渉が不調に終わった場合調停申立て可能 (52条) - 制度導入 (1995年) 以来利用は極めて少ない ・著作権ライセンス審判所における仲裁制度導入 (2008年、47条) - ただし放送機関におけるアーカイ ブ、視聴覚障害者のための録音録画、一般 ECL 規定へは適用なし	・契約締結交渉が不調に終わった場合、当事者は調停委員会に調停を求めることができる。さらに、当事者の合意がある場合は、同委員会が、契約の解釈に関する争いについて、拘束力のある決定を行うことができる (38条)・教育活動における著作物の複製については、一方の当事者が申立てにより委員会が拘束力ある決定	仲裁制度あり (54条)。ただし写真 複製、教育・科学研究のための利用 及び有線送信に限定		

No	質問項目	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス
	近時の動向	2016年3月に著作権法が改正され、					
		図書館・美術館等の所蔵資料の複製					
		及び提供、放送局による自らの放送					
		の再利用、障害者のための放送の複					
		製等に関する ECL 規定、並びに範					
		囲が限定された利用における一般					
		ECL 規定が導入された。					

【別表2 団体比較(質問項目4)】

玉	団体名	1 業務内容	2 運営・財務状況等	3 分配	4 権利者不明の場合の 使用料	5 オプトアウトの方法・実績	6 外国著作物の扱い	7 国外利用への対応	8 非営利目的利用へ の対応
	STEF ・音楽著作権管理団体 ・教育科学文化省の認可	・音楽著作物のテレビ・ラジオ放送における ECL 契約締結(23 条)・アイスランドの著作物約7万件管理・標準使用料に基づき使用料徴収	・理事会が代表者会議の決定に基づき活動を管理 ・使用料規程:代表者会議の 年次総会においてのみ改訂 可能(過半数の出席、出席者 の4分の3による改訂承認が 条件) ・収入 609,311,719 分配 423,560,885 (アイスラント・ケローナ)	2,000 人以上の国内の権利 者に分配規則に基づき分配	・分配規程9.3条に基づき最大限の調査。それでも不明な場合は不明著作物一覧に掲載(四半期に一度更新)・分配規程10条に基づき不明著作物及び下限に達しなを事件をされた著作物の使用料として使用割合に応じて上乗せして分配		相互協定に基づきスウ ェーデンの管理団体 STIM を介して分配		
アイスランド	Writers' Union of Iceland ・約 440 名の小説家、脚本 家、学術著述家、翻訳家等 の会員から構成される団体 ・教育科学文化省の認可	放送事業者と放送に関する ECL 契約を締結することにつき認可							
	Fjölís ・1984 年設立 ・出版物の複製権を管理 ・7 団体が加盟	・小中高大学における複写等について契約を締結 ・新たな複製形態へ許諾領域を拡大中	・各加盟団体から1名を構成 員とする理事会にて使用許 諾契約をはじめとする ECL 関連事項を決定 ・収入 109,947,146 分配 86,207,430 (アイスラント・・ケローナ)	・スカンジナビア諸国の統計調査 や加盟団体間の決定事項に 基づき分配 ・各加盟団体が個別権利者 への分配方法を決定 ・非構成員からの請求に対 しては利用が立証されれば 使用料支払可能(実績1件、 ただし利用が立証されず支 払拒絶)		1985 年以来、2 件の 申請あり	・外国の複製権管理 団体と相互協定を締結 ・外国権利者につい ても国内権利者と同 様に扱われる		減額なし
	SFH ・実演家及びレコード製作者の 団体 ・教育科学文化省より認可	STEF が徴収業務を実施		ger i ganni gang					
	Myndstef ・視覚的美術著作権管理団 体 ・1992 年教育科学文化省に より認可	・会員約3,000名 ・改正前の25条に定める視覚的美術の著作物のテレビ放送を対象としたECL契約を放送局3局と締結(うち民間2局とは試行段階)・個別処理が不可能な分野や著作物の利用促進につながる利用形態に対しECL類似の契約を国立美術館、教育出版者、放送事業者等と締結	管理コ자割合は約20%	・利用者から提出される報告等に基づき分配 ・個々の権利者への分配が 原則	権利者が現れた場合に 支払う一定額等を除き 基金となり助成に充当	少なくとも1件	外国の団体と相互協 定を締結	原則行わない	定額使用料が適用されることがある
	IHM ・ケーブル同時再送信 ・教育科学文化省より認可	・ケーブル同時再送信を対象とする ECL 契約締結 ・複製補償金の徴収及び権利者へ の分配も実施							
スウ	STIM ・音楽著作権(演奏権、録 音権)の管理	・放送に関する ECL 契約を放送事		約15億スウェーデン・クローナを全世界1,323,013の音楽の著作物の権利者約75,000人に分配(2014年)					
ェーデン	Bonus Copyright Access ・複製権管理団体 ・14 団体より構成	・教育機関、企業等における複製を許諾 ・ECL 契約締結当事者は BCA ではなく各加盟団体。BCA は加盟団体の権利を集中管理することについ	・最高意思決定機関は総会 ・各加盟団体から代表者1名 が出席 ・理事会と事務局が事業を実 施	・加盟団体を通じて分配。 権利者に対する支払は、加 盟団体により、個別に行わ れたり、助成金の形で行わ れたり、法律相談や教育に	個別著作物名を特定しない包括許諾	非構成員は自己の著作物の利用を禁じることができるが、まれにしかなされない	・外国の関連団体と 相互契約締結 ・外国の権利者に対 する分配分は聴取額 から差し引かれる。	・許諾せず	・減免措置なし

1

国 団体名	1 業務内容	2 運営・財務状況等	3 分配	4 権利者不明の場合の 使用料	5 オプトアウトの方法・実 績	6 外国著作物の扱い	7 国外利用への対応	8 非営利目的利用へ の対応
	て委任を受けている ・非構成員も構成員と平等の扱い	・2015 年の徴収額は約 2 億3000 万スウェーデン・クローナ。 大半は教育部門からの収入・2015 年の管理コスト割合約 6%	・複製行為類型、著作物の 種類、著作物の本国、複製			このうち、約80%の 使用料は外国の権利 者に分配。約20%に ついては、相互協定 が締結されるまで保 間、別口座で保管。 残りの0.7%は計、 のなか判明しなか 行国が判明在地利 に係るものとして 保。		
Copyswede ・テレビ・ラジォ番組の再送信許諾、私的複製補償金制度の運用 ・14 団体より構成	・加盟団体からの委任並びに放送事業者・映画製作者及びレコード製作者との協定に基づき、自らの名において使用許諾契約を締結・放送チャンネルの再送信を希望するいかなる事業者も利用可能・ケーブ ルテレビネットワーク等による再送信について、約80の放送チャンネルに対して許諾・2013年の一般 ECL 規定導入に伴い、放送中の番組の再視聴を可能にする許諾契約締結・2014年 テレビ放送をいつでもどこからでも受信機器を用いて視聴できる「TV Everywhere」サービスを対象とする許諾契約を締結・ホテル等におけるテレビ・ラジオ再送信許諾・教育利用関連についても許諾	理事会及び全加盟団体により決定 ・管理コストは著作権料収入から差し引く ・収入残額は加盟団体及び著作物・実演が利用された者に対する負債となる・使用料収入から管理コストを差し引いた残額が権利者に対する負債 ・当該収入は加盟会員規程、分配規程及び理事会による分配決定に基づき又は加盟	規程あり(権利者に対する 再分配についてはそれぞれ 固有の内部規程あり) ・送信行為年の終わりから 約 18 か月後に大半の分配 を実施 ・毎年分配データベースを集約	・可能な限り権利者を探しだす責務あり		・外国の著作者・実 演家団体と相互契約 締結 ・EU 域内外全ての 権利者は平等に扱わ れる		
Bildupphovsrätt i Sverige (Visual Copyright Society in Sweden) ・視覚的美術の著作物の利 用について許諾	・教育目的の複製等については、Bonus Copyright Access の加盟団体を通じて許諾 ・放送の再送信等については、Copyswede を通じて許諾 ・美術作品を美術館等がウェブサイトに掲載する際の ECL 契約締結のための取組を開始		教育目的の複製については、もともと徴収額が少なく、個人への分配ができなかったため、使用料は共通目的に使用していた。現在は、なるべく権利者個人に分配するように砂資料として、権利者がどの媒体にどの著作物を掲載したかについて報告を要請。		放送局が番組製作にある事集にあたるとし集にあたってなの内容を 無賞該面にたとは、を画したとは、を通いたとは、を通いたとは、を通いたとは、を通いたとは、を通いたとは、を通いの内容とののののののののののののののののののののののののののののののののののの			
ALIS ・文芸著作物のデジラル使用 をはじめとした二次使用の 著作権管理のため設立	・約4,000人の著者、報道記者、翻訳者、脚本作家を代表 ・一般 ECL 規定(42h条)に基づく契約交渉実施中(契約は未締結)				C() #PIW) 8			
	演劇の著作物以外の文学的著作物 の放送に係る ECL 契約を締結							

国	団体名	1 業務内容	2 運営・財務状況等	3 分配	4 権利者不明の場合の 使用料	5 オプトアウトの方法・実績	6 外国著作物の扱い	7 国外利用への対応	8 非営利目的利用への対応
デンマー	Copydan Writing	・著作者団体 (9 団体)・出版社団体 (5 団体) により構成 ・約 80,000 名の権利者を代表 ・教育活動における言語著作物 (文章に付随する写真等を含む) の複製 (13 条) ・企業内における言語著作物 (文章に付随する写真等を含む) 複製 (14 条・50 条 2 項) ・子供向けオンライン図書館サービスにおけるブックカバー画像の利用 (50 条 2 項) など	・加盟団体により指名された 理事 15 名により理事会を構成 ・理事会が規定を決定 ・総ライセンス収入額 351,900,000 (国内:346,700、国外: 5,200,000) ・国内の権利者への分配額 263,600,000 ・国外の PRO への分配額 41,200,000 (デンマーク・クローネ)	契約に基づいて分配 ・使用料は著作者と出版社 とで2分の1ずつ按分され	集合的に分配される	・主たるライセンスに関しては、オプトアウト権が認められていない・ただし、加盟団体は特定の種類の著作物又は利用形式をECL契約から除外することが可能	外国の団体と相互協 定を締結(Type A: 14 件、Type B:15 件) ※一般社団法人学術 著作権協会と Type B 契約を締結	国境を越えた利用は対象としない	ECL契約の交渉において考慮される(主に教育分野)
<i>7</i>	Copydan Visual	・視覚芸術に関して国内権利者約2,300名・外国権利者約80,000名を代表 ・教育活動における視覚芸術の画像(文章に付随する写真等を除く)の複製(13条) ・企業内における視覚芸術の画像(文章に付随する写真等を除く)の複製(14条・50条2項) ・追及権に関する報酬の徴収分	・加盟 10 団体により指名された理事により理事会を構成 ・理事会が決定する	使用料は、姉妹団体である Copydan Writing が実施する サンプリング調査及び独自に行 う統計調査に基づいて個々 の権利者に直接分配される	・一定期間別口座に保管され、その間、集中管理団体の職員が入念な調査を行う・最終的に権利者が判明しなかった場合の使用料は、文化・教育・社会目的のために使用される	・8 名の視覚芸術家 及び 13 名の写真家 がオプトアウトを行って	外国の団体 (43 団 体) と相互協定を締 結	国境を越えた利用は対象としない	ECL契約の交渉において考慮される(主に教育分野)
ノルウ	TONO ・音楽著作権管理団体 ・録音権の管理は Nordic Copyright Bureau に委託 ・文化省より認可	・約 26,000 名の/// 一の権利者を代表 ・以下の利用に係る ECL 契約を締結することができる団体として文化省より認可 ・教育活動における著作物の複製・録画 (13 b条) ・企業等における著作物の複製・録画 (14条) ・アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供 (16a条) ・放送 (30条) ・放送事業者において収集保存されている著作物の利用 (32条) ・放送の同時再送信 (34条)	・収入 4億9372万分配 4億1160万 (ノルウェー・クローネ、2014年)・運営管理コスト 16.3% (2014年)	分配は年4回	TONO と外国団体との相互協定や、CISAC の規定の枠内で、理事会は、権利者が不明な場合や TONO の非構成員である場合の分配方法について細則を定める (TONO 定款第 58条(5))		外国の団体との相互 協定により約 30 万 人の権利者を代表		
9 1	Kopinor 複製権管理団体	・5 つの出版者団体及び 17 の著作者団体の計 22 団体から構成・加盟団体が相当数の権利者を代表していることに基づき ECL 契約を締結・以下の分野における使用許諾を有償で行う・教育活動における複製・企業等における内部利用・アーカイブ、図書館、美術館・博物館における複製・公衆への提供・国立図書館とも 2000 年までに出版された書籍をウェブに掲載する使用許諾契約を締結・上記以外の営利目的の複製については個々の権利者が直接許諾	・定款に基づき活動 ・代表者会議が理事会の活動を統制 ・理事会は権利者への分配について決定 ・分配に関する争いは分配委員会で調停 ・代表者会議が理事会を統制・加盟団体が分配を受ける代表を関するが分配を受ける代表性が必要 ・構成団体間や著作者・出版者間の分配割合は交渉による方針に基づく・非構成員からの請求については各加盟医団体への連絡	・加盟団体からの再配分は それぞれの裁量 ・著作物を特定した許諾は 行っておらず、書籍、雑誌 等の出版物の種類及び文 書、図画等の著作物の種類 に関する利用統計に基づき	著作物も含めた包括許諾		・統計調査に基づき 算、は五額を基づき 第、では五額を基づいて相互協定を締結和の ・相互協定を締結和の上では別の上では別の上では別の主にはのでは別のではのではのでは、1/3 を国内を国内を国内を国内を国内を国内を国内を国内を国内に対して、1/3 を国内に対して、1/3 を国内に対して、1/3 を国内に対して、1/3 を国内に対して、1/3 を国内に対して、1/3 を国内には、1/3 を国内には、1/		

玉	団体名	1 業務内容	2 運営・財務状況等	3 分配	4 権利者不明の場合の 使用料	5 オプトアウトの方法・実 績	6 外国著作物の扱い	7 国外利用への対応	8 非営利目的利用への対応
	Norwaco ・放送番組の再送信と教育 目的の録画	・加盟団体と管理委任契約を締結 ・使用許諾契約は利用者の団体と 交渉 ・Norwaco 及び 27 の放送事業者と、 ケーブル送信事業者との間で放送の 再送信に関する ECL 契約締結 ・ノルウェーの国家予算から支出される 私的複製補償金の分配も実施	を推奨 ・収入 288,339,485 分配 255,125,813 (うち国内 194,376,500 外国 60,749,313、//// ・管理コ자 10.8% ・全加盟団体が参加する総会が定める定款に基づき活動・加盟団体との管理委託契約及び分配契約は総会が任命する理事会によって承認・理事会は収支、運営費等の予算に関する権原を有する・収入 260,852,178 分配 164,473,305* (///ヴェー・ケローネ *確定分。分配は徴収の翌年)	・加盟団体に対し非構成員分も含め分配を行う。加盟団体は助成金等の形で再分配を行う	利用が立証されれば所 在等が不明であった権 利者も使用料請求可能 (利用から3年間)	・/ハウェー著作権法上は、放送の再送に係る ECL において、おプトアウトの可いなのが、Norwacoのがは、再送頃がは、再送頃がは、再送頃がは、再送頃がある。・業務開始からまれる。・業務開始からままれる。・業務開始からままない。・請求があった場合	・外国団体と相互協 定締結 ・平等に扱わなけれ ばならないという原 則に則って分配され る	国境を越えた利用は対象としない	・減額することはあるが無償許諾はなし
	BONO 視覚的美術著作権管理団体	・/ルウェー放送協会と放送における視覚的美術の著作物の利用に関する ECL 契約締結(2013 年) ・アーカイブ、図書館、美術館・博物館の所蔵品の大量デジタル化を許諾		・実際の利用状況に関する調査・記録に基づき分配・非構成員に対しても構成員と同様に分配・非構成員探索に係る入念な調査に関するが、仆、ラインや作業手順確立・分配は年4回行われる	所在不明権利者分の使 用料は権利者のための 活動に支出	は数年物の内用を ECL 契 書館 大大学 では、 を			
フィンランド	Teosto ・作曲家及び音楽出版社の権利者団体(1928年設立)・構成員数 29,000名	・以下の分野で ECL の認可を受けている - 一時放送における音楽著作物の利用 (25f条) - 音楽著作物のラジオ又はテレビ放送に関する一時的固定 (25f条) - ラジオ又はテレビ放送の再送信 (25h条) ※Kopiosto と共同 - テレビ番組のオンライン録画サービス(音楽著作物に関する権利について) (251条) - 公貸権に基づく補償金の管理・私的複製補償金の分配	り意思決定がなされる	・使用実績に基づいて分配	非構成員のために支払 われた使用料は、当初の 分配年度の翌年の決算 日まで保管され、その 後、非構成員からの支払 請求がなされない限り、 総会の承認に基づいて 次回の分配に回される		・相互協定 67 団体 (66 カ国) ・相互協定を通じて 徴収された使用料 2,438,212 (3.73%) (ユーロ・2014年)		
	Gramex ・音楽著作物における実演 家及びレコード製作者の権利 (1967 年設立) ・3 団体が加盟 ・構成員数 45,132 名 (実演家) 17,077 (レコード製作者)	・以下の分野で ECL の認可を受けている - 教育活動及び科学研究を目的とする利用 (14条) - ラジオ又はテレビ放送に関する一時的固定 (25f条) - テレビ番組のオンライン録画サービス(音		・分配方法は分配規定で定められる ・管理手数料及び定款で定められた一定金額を保管のために差し引いた上で、残りの金額をレコード製作者とアーティストで平等に分配	使用料の一部は、非構成 員による報酬請求権の ために保管される		・相互協定 24 団体 (20 カ国) ・相互協定を通じて 徴収された使用料 728,869 (3.55%) (ユーロ・2014年)		

国団体名	1 業務内容	2 運営・財務状況等	3 分配	4 権利者不明の場合の 使用料	5 オプトアウトの方法・実績	6 外国著作物の扱い	7 国外利用への対応	8 非営利目的利用へ の対応
	楽著作物に関する権利について)(251条)		・使用実績に基づいて分配					1,475
Kopiosto ・実演家、著作者及び出版者を代表する団体のアンブレラ団体(1978年設立) ・45 団体が加盟 ・構成員数 50,000 名以上	て)(251条) ・以下の分野で ECL の認可を受けている - 写真複製(13条) - 内部情報伝達のための利用(13a条) - ラジォ番組又はテレビ番組に収録されている著作物及びその他の成果物の教育又は科学研究のための利用(14条) - デジタル形式の著作物の教育又は科学研究のための利用(14条) - アーカイブ、図書館及び美術館・博物館ミュージアムにおける一部の著作物の利用(16d・e条) - アーカイブに所蔵されるテレビ番組、新聞又は定期刊行物の再利用(25g条) - ラジォ又はテレビ放送の再送信(25h条) - テレビ番組のオンライン録画サービス(251条)	(ユーロ・2014 年)	・写真複製及びデジ外複製に関する使用料は、加盟団体を通じて権利者に分配・デルビ番組及びデジオ番組の再送信に関する使用料は、権利者に直接分配・複製に関する使用料は、統計調査で示された比率及び加盟団体間の交渉の結果を基に各加盟団体に分配		・写真複製(1名) ・デジが州形式の著作 物の教育又は科学研 究のための利用(5 名)	14)	スウェーデン国立図書館、スウェーデンの集中管理団体 Copyswede と共同で、スウェーデン及びフィンラント、の研究者がスウェーデン国立図書館の視聴覚資料に国境を越えてオンラインアクセスする制度を構築するためのパイロット・プログラムが進行中	
Kuvasto ・視覚芸術家の権利者団体 (1987 年設立) ・8 団体が加盟 ・構成員数 2,200 名 (国内) 50,000 名 (国外)	・以下の分野で ECL の認可を受けている - アーカイブ、図書館及び美術館・博物館における視覚芸術の利用(16d・e条) - カタログにおける美術の著作物の利用(25a条) - 一次放送における視覚芸術の利用(25f条) - 視覚芸術のラジオ及びテレビ放送のための一時固定(25f条) ・追及権に基づく補償金の管理・私的複製補償金の分配	・収入 593,519 分配 360,871 管理手数料 25% 文化事業等への支出 18,000 (ユーロ・2014 年)	・利用実績及び出版物の印刷部数等を基準に分配額を決定 ・権利者に対する使用料の支払自体は別組織の会計会社により行われる			・相互協定 34団体 (34カ国) ・相互協定を通じて 徴収された使用料 71,200 (12%) (ユーロ・2014年)		
Tuotos ・視聴覚著作物製作者の権利者団体(1998年設立) ・3 団体が加盟 ・構成員数 250 名(国内) 15,000 名(国外)	 ・以下の分野で ECL の認可を受けている ・教育活動及び科学研究における テルビが放送の利用 (14条) ・テルビが放送のオンライン録画サービス (251条) 	・収入 1,400,292 分配 1,058,608 管理手数料 439,836 (31.4%) (ユーロ・2014 年)	・使用料は使用実績等に基づき全て権利者に直接分配					
Sanasto - 言語著作物の権利者団体 (2005 年設立) - 4 団体が加盟 - 構成員数 5,209 名	・以下の分野で ECL の認可を受けている - アーカイブス、図書館及び美術館・博物館における言語著作物の利用(16d・e条) - 一次放送における言語著作物の利用(25f条) ・ラジォ及びテンビ放送における言語著作物の一時的固定(25f条) ・公貸権、法定許諾に基づく補償金を管理	・収入 3,810,418 分配 4,503,250 管理手数料 649,247 (17.04%) 文化事業等への支出 55,903 (ユーロ・2014 年)	・使用料はすべて使用実績 に基づいて個々の権利者に 分配 ・使用実績に基づいて分配 ・分配額等は毎年理事会が 決定			・相互協定 67 団体 (66 カ国) ・相互協定を通じて 徴収された使用料 19,213 (0.5%) (ユーロ・2014年)		

アイスランド著作権法の拡大集中許諾に関する規定

*非公定英訳からの和訳

*2016年2月に採択された改正については反映されていない

第 15a 条

アイスランドの著作者の相当部分の利益を目的として行動し、教育・科学・文化省から正式な法的承認を受けている著作権者団体との合意により、事業目的で著作物を複写又は類似の態様で複製する許諾を取得した者は、たとえ著作者が当該団体の構成員でなくても、個別に著作者の明示的な同意を求めることなく、同じ態様で著作物を複製することができるものとする。各著作者は書面による禁止命令により、自らの著作物が本項に基づき複製されることを禁止することができる。

第 1 項に定める著作権団体は、教育・科学・文化省と協議の上、同省の承認を受けて採択した定款に従わなければならない。当該団体は、合意の当事者となることに加え、構成員のみならず構成員でない […] 1) 著作者のためにも複製料金の包括的徴収を行う権利を有するものとする。当該団体の規則には、構成員でない著作者が構成員と同様に著作物の利用に対する報酬を受け取る権利を享受する手段である複製の使用料の処分について定めるものとする。

第 1 項に定める著作権団体は、構成員でなく、複製に対する報酬を受け取る正当な権利を有する著作権者から行われた全ての請求について責任を負う。これらの請求は、当該団体に対してしか行うことができない。本項に定める請求は、適正に許諾された複製が行われた時点から 4 年の経過後に失効するものとする。請求に関する紛争は、第 57 条に定める裁定委員会により解決されるものとする。

大臣は本条の実施に関する細則を定めるものとする。細則には、特に、データベースに利用される公表著作物のコンピュータ可読形式の複製物に適用するために本条の規定を拡張した規定を、必要に応じて定めることができる。] 2)

- 1) 2010 年法律第 93 号、第 3 条
- 2) 1992 年法律第 57 号、第 5 条

第23条

[アイスランドの相当部分の著作者のために文学的著作物若しくは音楽的著作物又は特殊な種類の著作物に対する上演権に関する契約を取り扱っており、教育・科学・文化省から正式な法的承認を受けている著作権団体との合意により、放送局が著作物を放送する許諾を得た場合、当該放送局は個別に著作者の明示的な許諾を得ることなく、たとえ著作者が当該団体の構成員でなくても、類似の種類の著作物を放送する権限を有するものとする。文学的著作物又は音楽的著作物の各部門につき 1 団体のみが、かかる法的利益を代表する権利を付与されるものとする。当該団体の構成員でない著作者も、構成員と同様、著作物の利用に対する報酬を受け取る権利を享受するものとする。

ただし、第1項に基づく放送局の上演権は、個々の詩、短編小説、随筆、大作の一部、個々の歌曲又はこれより小さい音楽著作物、大型著作物の各節等の比較的小さい著作物のみを対象とするものとする。契約に関する上記のルールは、演劇著作物及び著作者が放送での上演を書面により禁止している著作物には適用されないものとする。

第1項に基づき正式な法的承認 1) を受けている著作権団体は、相当数の著作者を代表する権限を既に付与されていることを条件として、構成員のみならず構成員でない著作者のためにも上演料の包括的徴収を行う権利を有するものとする。

第 1 項に定める著作権団体は、放送以外による著作物の上演についても料金を設定することができる。かかる料金は教育・科学・文化省の承認を要するものとする。

放送事業者が著作物を放送することができる場合は、自らが使用する目的で、当該著作物の一時的記録を音声記録又は映像記録として自由に作成することができるが、その他の目的で作成することはできない。永久保存及び反復使用については、関係著作者団体から許諾を取得しなければならない。著作物の記録、その保存及び使用に関する細則は、規則に定めるものとする。かかる規則の制定にあたっては、上記の諸点について著作権団体と慣習的に達した合意及びこの点について形成された慣習を考慮するものとする。

教育・科学・文化省は、本条の実施に関する細則を定めることができる。]1)]2)

1) 1996年団体規則第215号。2)1992年法律第57号、第6条

「第 23a 条

[直接又は衛星を介して適法に放送される著作物は、変更を加えずに原放送と同時にケーブルで公衆に対し再放送することができる。ただし、再放送の責任を負う者が、当該著作

物の分野においてアイスランドの著作者の相当部分の法的利益を代表し、かつ、第 23 条に基づき教育・科学・文化省から正式な法的承認を取得している団体との合意により、再放送権を取得していることを条件とする。当該団体の構成員でない著作者も、構成員と同様、著作物の利用に対する報酬を受け取る権利を享受するものとする(第 23 条第 1 項及び第 3 項参照)。ただし、住人 25 名未満の集合住宅又は近隣住宅を配信先とするケーブルによる再放送は、許諾及び著作者への補償を要せず許容される。

第1項に定める許諾自体又は当該許諾が付与される条件(補償金額を含む。)について合意に達しなかった場合には、いずれの当事者も係争事項を第57条に定める裁定委員会に付託し、解決を求めることができる。教育・科学・文化省は、本条の実施に関する細則を定めることができる。]1)]2)

1) 1996 年法律第 145 号、第 2条。2) 1992 年法律第 57 号、第 7条

第25条

[視覚的美術の著作物の複製物が所有者に引き渡されたときは、その他の条件が付されている場合を除き、所有者は当該作品を処分し、公衆に展示することができる。ただし、美術展覧会及びその他類似の方法での作品の公衆への展示は、一般公衆に公開されている公有のギャラリーにおける展覧会を除き、著作者の同意なく行うことはできない。本項の規定は芸術作品の公表された複製にも適用されるものとする。] 1)

視覚的美術の著作物の所有者は、当該作品を自ら写真撮影し、又は他者に写真撮影させた上、当該写真が映画作品又はテレビ番組の内容にとって重要性の低いものである場合は、これを当該映画作品又はテレビで展示することができる。[また、テレビ放送局が、アイスランドの芸術家の相当部分の利益を代表し、かつ、この目的について教育・科学・文化省から正式な法的承認を受けている芸術家団体と、過去に展示された視覚的美術の著作物に関する合意に達した場合には、個別に当該作品の作者の明示的な同意を得ることなく、当該作品をテレビで展示することができる。当該団体の構成員でない芸術家も、構成員と同様、作品の利用に対する報酬を受け取る権利を享受するものとする。ただし、各著作者は書面による禁止命令により、自らの作品が本項に基づき展示されることを禁止することができる。当該団体は、美術展覧会又は類似の態様での作品の展示に係る料金を設定することができるものとする(第1項参照)。また、視覚的美術の著作物のその他の展示についても、料金を設定することができるものとする。かかる料金は教育・科学・文化省の承認を要するものとする。大臣は本項の実施に関する細則を定めるものとする。〕1)

1) 1992 年法律第 57 号、第 9 条

第26条

本章の規定は、第13条を除き、第4条に定める著作者の権利を害してはならない。

本章の規定に基づき著作物が公衆に提示される際には、その状況に応じて適切に、出所及 び著作者の氏名が表示されなければならない。

本章の規定に基づき著作物が複製される際には、複製の目的に必要な範囲を超えて、著作者の同意なく、著作物を改変してはならない。

[第 45a 条

直接又は衛星を介して適法に放送される実演は、変更を加えずに原放送と同時にケーブルで公衆に対し再放送することができる。ただし、再放送の責任を負う者が、アイスランドの実演家及び製作者の相当部分の法的利益を代表し、かつ、この目的について教育・科学・文化省から正式な法的承認を取得している団体との合意により、再放送権を取得していることを条件とする。ただし、商業用レコードに収録された素材の実演に関する第47条の規定を前提とする。当該団体の構成員でない権利者も、構成員と同様の権利を享受するものとする(第23条第1項及び第3項参照)。ただし、住人25名未満の集合住宅又は近隣住宅に接続されているケーブルによる配信は、本条に基づく許諾及び権利者への補償を要せず許容される。

第1項に定める許諾自体又は当該許諾が付与される条件(補償金額を含む。)について合意に達しなかった場合には、いずれの当事者も係争事項を第57条に定める裁定委員会に付託し、解決を求めることができる。教育・科学・文化省は、本条の実施に関する細則を定めることができる。]1)

1) 1996 年法律第 145 号、第 8 条

[第 53a 条

教育・文化大臣は、第11条第6項、第15条a第1項、第23条第1項、第23条a第1項、

第 25 条第 2 項、第 25 条 b 第 5 項、第 45 条 a 第 1 項及び第 47 条第 2 項に定める団体の認定手続に関する細則を制定するものとする。] 1)

1) 2010 年法律第 93 号、第 9 条

第57条

[第14条、第15条a、第16条、第17条、第20条、第21条、第23条a、第25条、第45条a及び第47条に定める補償の金額について合意に達しなかった場合には、いずれの当事者も第58条に定める著作権委員会(Copyright Committee)により指名された5名から成るグループから教育・科学・文化大臣が選任した3名から成る委員会に紛争を付託し、解決を求めることができる。]1)同委員会は、決定を下す前に両当事者の調停に努めるものとする。同委員会の決定は紛争の終局的な行政上の解決とする。同委員会の委員の報酬は国庫から支払われるものとする。同委員会の職務に関する細則は、規則に定めるものとする。2)]3)

- 1) 2000 年法律第60号、第12条
- 2) 1996 年規則第 97 号
- 3) 1992 年法律第 57 号、第 14 条

スウェーデン著作権法の拡大集中許諾に関する規定

*非公定英訳からの和訳

第3a章 集中許諾の拡大効果について

集中許諾の拡大効果に関する共通規定

第 42a 条 第 42b 条乃至第 42h 条に定める拡大集中許諾は、スウェーデンで利用されている該当分野の著作物の著作者の相当数を代表する団体と、著作物の特定の利用方法に関する契約が締結されている場合に、著作物の当該方法による利用に適用される。拡大集中許諾は、たとえ著作物の著作者が当該団体により代表されていなくても、契約に定める種類の著作物を利用する権利を利用者に付与する。著作物を第 42c 条に基づき利用するためには、教育活動を組織的に行う者が当該団体と契約を締結しなければならない。

著作物の利用に関する条件は、契約に基づくものが適用される。契約に基づく報酬及び当該報酬から実質的に代金が支払われる団体からのその他の便益については、団体により代表されていない著作者も団体により代表される著作者と同様に取り扱われるものとする。ただし、上述の規定に関わらず、団体により代表されていない著作者は、著作物が利用された年から3年以内に請求を行うことを条件として、利用に対する報酬を受け取る権利を常に有する。報酬の請求は当該団体のみに行うことができる。

第 42f 条に基づき著作物を利用する利用者に対する報酬の請求は、当該契約団体のみから行うことができる。かかる請求はすべて同時に行わなければならない。(*法 2013:691*)

公の機関、企業、団体等のための拡大集中許諾

第 42b 条 国会、地方政策決定議会、政府機関、地方公共団体並びに企業及び団体は、第 42 条 a に基づき拡大集中許諾が適用される場合、各自の活動分野内における情報のニーズを満たすため、公表された文学的著作物及び美術的著作物を複製、伝達及び上演することができる。

第 1 項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製、伝達又は上演の禁止を申し立てた場合は適用されない。(法 2013:691)

教育活動の範囲内における複製について

第42c条 第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合は、公表された著作物を教育目的で複製することができる。かかる複製物は、拡大集中許諾が与えられる根拠となった契約の対象とされる教育活動のみで利用することができる。

第 1 項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製の禁止を申し立てた場合は適用されない。(法 2005:359)

特定のアーカイブ及び図書館のための拡大集中許諾

第42d条 第16条第3項及び第4項に定める公文書保管所及び図書館は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、各自の収集物の一部をなす著作物を複製すること及び公表された著作物を公衆に提供することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製若しくは提供の禁止を申し立てた場合、 又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の理由が特にある場合には、適用されない。(法 2013:691)

ラジオ及びテレビのための拡大集中許諾

第42e条 音声ラジオ放送事業者又はテレビ放送事業者は、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用される場合、公表された文学的著作物、音楽の著作物及び美術的著作物を放送することができる。著作物が放送事業者により放送されるラジオ番組又はテレビ番組の一部をなす場合には、放送事業者は公衆が自ら選択した場所及び時期にて著作物にアクセスできるように、著作物を公衆に伝達することもできる。また、企業は伝達に必要な著作物の複製物を作成することもできる。

第 1 項の規定は、舞台用に作成された著作物には適用されず、また、著作者が契約当事者に対して放送若しくは伝達の禁止を申し立てた場合又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の特別な理由がある場合には、その他の著作物にも適用されない。第 1 項の規定は、第 42f 条に定める再送信に適用されない。

衛星による送信については、放送事業者が地上波送信器による放送を同時に行う場合に限り、拡大集中許諾が適用される。(法 2013:691)

第42f条 何人も、無線音声ラジオ放送又はテレビ放送の一部をなす著作物を、同時に、か

つ変更を加えない形式で、無線手段又は有線により、公衆に送信(再送信)することができる。ただし、第42a条に基づき拡大集中許諾が適用されることを条件とする。

第 1 項の規定は、原送信を行った音声ラジオ団体又はテレビ団体が再送信権を有する著作物には適用されない。(法 2005:359)

第42g条 音声ラジオ団体又はテレビ団体は、第42条aに基づき拡大集中許諾が適用される場合、自らの製作物の一部をなし、又は自らが委託した製作物の一部をなし、2005年7月1日までに放送された製作物の一部をなす、公表された著作物を公衆に伝達することができる。また、当該団体は伝達に必要な著作物の複製物を作成することもできる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して伝達若しくは複製の禁止を申し立てた場合、 又はその他の理由により、かかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測される特別 な理由がある場合には、適用されない。(法 2011:94)

一般拡大集中許諾

第42h条 何人も、第42条 a に基づき拡大集中許諾が適用され、たとえ著作物の作者が団体により代表されていなくても、利用者が団体との契約により、契約に定める種類の著作物の利用権を付与されていることが利用の前提条件となっている場合、第42条 b 乃至第42条 g に定める以外の場合にも、特に範囲を定められた利用分野内で、公表された著作物を複製し、又は公衆に提供することができる。

第1項の規定は、著作者が契約当事者に対して複製若しくは提供の禁止を申し立てた場合、 又はかかる利用に著作者が異議を申し立てることが推測されるその他の理由が特にある場合には、適用されない。(法 2013:691)

第 45 条 (前略)

第2条第2項乃至第4項、第3条、第6条乃至第9条、第11条乃至第12条、第16条、第17条、第21条、第22条、第25条乃至第26b条、第26e条、第26k条乃至第26m条、第27条乃至第29条、第39条第1項及び第41条乃至第42h条の規定は、本条に定める実演に適用されるものとする。

第 46 条 (前略)

第2条第2項乃至第4項、第6条乃至第9条、第11条第2項、第11条a、第12条、第16

条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条乃至第 26 条 b、第 26e 条、第 26k 条乃至第 26m 条及び第 42a 条乃至第 42h 条の規定は、本条に定める録音・録画に適用されるものとする。

第 48 条 (前略)

第 2 条第 2 項、第 6 条乃至第 9 条、第 11 条第 2 項、第 11 条 a、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条乃至第 26b 条、第 26e 条、第 42a 条、第 42b 条、第 42d 条、第 42g 条及び第 42h 条の規定は、本条に定める音声ラジオ放送及びテレビ放送に適用されるものとする。

デンマーク著作権法の拡大集中許諾に関する規定

*非公定英訳からの和訳

*2014年までの改正が反映されている(Consolidated Act No. 1144 of October 23rd, 2014)

第2章 著作権の制限及び拡大集中許諾による権利の管理

教育活動の範囲内での複製

- 13.-(1) 公表された著作物は、第 50 条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、教育活動を目的として、複製することができ、また、ラジオ及びテレビで放送された著作物を録音又は録画の方法により複製することができる。作成された当該複製物は、第 50 条において予定される契約に含まれる教育活動のみにおいて利用することができる。
- (2) 録音又は録画に関する第 1 項の規定は、著作物の短い抜粋のみがテレビで放送される場合を除き、長編映画の一般的なレパートリーに属する映画の著作物には適用しない。
- (3) 公表された著作物の複製に関する第 1 項の規定は、デジタル形式のコンピュータプログラムには適用しない。
- (4) 教師及び学生は、営利を目的とせず、教育活動の一環として、著作物の自らによる実演を記録することができる。かかる記録をその他の目的に利用することはできない。
- (5) 第1項に従いライセンス契約を締結するために第50条第4項に従い認可された団体は、 当該ライセンス契約について不合理な条件を提示したか否かについて紛争が発生した場合、 当該ライセンス契約の各当事者は、紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることがで きる(第47条参照)。同審判所は、当該ライセンス契約の報酬に関する条件を含む全ての 条件を定めることができる。

企業等による複製

- 14.-(1) 公立又は民間の機関、団体及び企業は、第50条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、内部使用目的で、自らの活動のために、新聞、雑誌及び収蔵品中の記事、その他の公表された記述的著作物の短い抜粋、音楽著作物、及び本文に関連して複製されたイラストレーションを、写真複写等により複製し、又は複製させることができる。かかる複製物は、第50条において予定される契約の対象とされる活動のみに利用することができる。
- (2) 第1項に従いライセンス契約を締結するために第50条第4項に従い認可された団体が、 当該ライセンス契約について不合理な条件を提示したか否かについて紛争が発生した場合、

当該ライセンス契約の各当事者は、紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることができる(第 47 条参照)。同審判所は、当該ライセンス契約の報酬に関する条件を含む全ての条件を定めることができる。

アーカイブ、図書館及び博物館

- 16 b.-(1) 公立図書館、及び公的機関が全額又は一部出資しているその他の図書館は、第50条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、要求を受けた場合、新聞、雑誌及び複合著作物の記事、書籍及びその他の公表された言語著作物の短い抜粋、並びに本文に関連して複製されるイラストレーション及び楽曲を、デジタル形式で複製することができる。第1文の規定には、ラジオ又はテレビによる放送は含まれず、また、公衆が各自個別に選択した場所及び時点で著作物にアクセスすることができる方法により著作物を公衆に提供することも含まれないものとする(第2条第4項(i)号ii)参照)。
- (2) 第1項に従いライセンス契約を締結するために第50条第4項に従い認可された団体が、 当該ライセンス契約について不合理な条件を提示したか否かについて紛争が発生した場合、 当該ライセンス契約の各当事者は、紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることがで きる(第47条参照)。同審判所は、当該ライセンス契約の報酬に関する条件を含む全ての 条件を定めることができる。

視覚・聴覚障害者

17.-(4) 政府機関及び地方公共団体の機関並びにその他の社会的機関及び非営利機関は、第 50 条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、視覚障害者及び聴覚障害者による利用に供するため、録音又は録画により、ラジオ又はテレビで放送された著作物を複製することができる。かかる録音又は録画は、第 50 条において予定される契約の対象とされる活動のみを目的として利用することができる。

美術の著作物等の利用

- 24 a.-(1) 第 50 条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされる場合、公表された美術の作品を複製することができる。ただし、著作者がライセンス契約の当事者のいずれかに対して当該著作物の利用を禁止している場合は、この限りでない。
- (2) 第1項に従いライセンス契約を締結するために第50条第4項に従い認可された団体が、 当該ライセンス契約について不合理な条件を提示したか否かについて紛争が発生した場合、 当該ライセンス契約の各当事者は、紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることがで きる(第47条参照)。同審判所は、当該ライセンス契約の報酬に関する条件を含む全ての

条件を定めることができる。

ラジオ及びテレビに関する特則

- **30.-**(1) DR、TV 2/Denmark A/S 及び TV2 の地方会社は、第 50 条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、公表された著作物をラジオ又はテレビで放送することができる。第 1 文の規定は、演劇的著作物及び映画の著作物には適用されない。
- (2) 著作者は、第1項に基づく著作物の放送を放送事業者に対して禁止することができる。
- (3) 文化大臣は、第1項及び第2項の規定がその他の放送事業者により締結された契約に 準用されることを定めることができる。
- (4) 第 1 項の規定は、美術の著作物の著作者が一又は複数の複製物を他者に譲渡した場合に準用される。
- (5) 第1項第1文の規定は、放送事業者が地上波ネットワークにより同時放送を行わない限り、ラジオ及びテレビの衛星放送には適用されない。
- (6) 第1項に従いライセンス契約を締結するために第50条第4項に従い認可された団体が、 当該ライセンス契約について不合理な条件を提示したか否かについて紛争が発生した場合、 当該ライセンス契約の各当事者は、紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることがで きる(第47条参照)。同審判所は、当該ライセンス契約の報酬に関する条件を含む全ての 条件を定めることができる。
- 30 a.-(1) DR、TV 2/DENMARK A/S 及び TV2 の地方会社の独自の制作物に属する公開された著作物は、第50条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、これらの放送事業者が再放送し、公衆が各自個別に選択した場所及び時点で著作物にアクセスすることができる方法により提供することができる(第2条第4項(i)号 ii)参照)。第1文の規定は、複製に必要な複製物の作成に準用される。第1文及び第2文の規定は、2007年1月1日より前に放送された制作物に属する著作物のみに適用される。
- (2) 著作者は第1項に基づき、著作物の複製を放送事業者に対して禁止することができる。
- **35.-(1)** テレビ又はラジオで無線放送される著作物は、第 50 条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、ケーブルシステムにより変更を加えず同時に再送信することができ、ラジオシステムによっても同様の方法で公衆に再送信することができる。第 1 文の規定は放送事業者が有する権利には適用されない。
- (2) 第 1 項の規定にかかわらず、受信者所有のアンテナにより受信される無線ラジオ又は テレビ放送の一部を成す著作物は、接続数 2 以下のケーブルシステムにより再送信することができる。
- (3) 第1項に定めるシステムの所有者は、当該システムによるラジオ放送及びテレビ放送

の再送信に関する契約を締結する責任を負う。所有者が第 1 項に基づき締結された契約に従って、又は第 48 条第 1 項に基づく著作権ライセンス審判所からの命令に従って支払うべき報酬が接続 1 個あたりの金額として固定額である場合には、各接続の利用者は対応する金額を所有者に支払う義務を負う。

- (4) ラジオ又はテレビにより放送された著作物は、第50条に基づく拡大集中許諾に関する要件が満たされることを条件に、第1項に定める以外の方法により他の者が複製することができる。複製及び公衆が個別に選択した場所及び時点で著作物にアクセスできる方法により著作物を提供する行為(第2条第4項(i)号参照)は、時間的に放送に関連して行わなければならない。
- (5) 公衆が個別に選択した場所及び時点で著作物にアクセスすることができる方法により (第2条第4項(i)号参照)、放送事業者が提供した著作物は、第50条に基づく拡大集中許諾 に関する要件が満たされることを条件に、放送事業者が提供したときと同じ方法及び同じ 期間内に提供される場合、公衆が個別に選択した場所及び時点で著作物にアクセスすることができる方法により (第2条第4項(i)号参照)、他の者が提供することができる。著作物 を提供するために必要な複製は、これを行うことができる。
- (6) 著作者がライセンス契約の当事者による著作物の利用を禁止する差止命令を取得している場合には、第4項及び第5項の規定は適用されない。同規定は放送事業者が有する権利には適用されない。
- (7) 第4項及び第5項の対象となるライセンス契約を締結するために本法第50条第4項に基づき認可された団体がライセンスに関して不当な条件を課しているか否かに関して疑義が生じた場合には、いずれの当事者もデンマーク著作権ライセンス審判所(Ophavsretslicensnævnet)に当該疑義を付託することができる(第47条参照)。同審判所は報酬の金額を含む条件を定めることができる。

拡大集中許諾に関する共通規定

- **50.-**(1) 第13条、第14条、第16b条、第17条第4項、第24a条、第30条、第30a条及び第35条に基づく拡大集中許諾は、デンマークで利用されるある種の著作物の相当数の著作者から構成される団体と当該著作物の利用に関する契約を締結している利用者が行使することができる。
- (2) 拡大集中許諾は、特定の分野内においてデンマークで利用されるある種の著作物の相当数の著作者から構成される団体と、著作物の利用に関する契約を当該特定の分野内で締結している利用者も行使することができる。ただし、著作者が契約当事者のいずれかに対して自らの著作物の利用を禁止している場合は、この限りでない。
- (3) 拡大集中許諾は、同じ性質のその他の著作物についても、たとえその著作者が当該団体により代表されていなくても、当該著作物を利用する権利を利用者に付与する。拡大集

中許諾は、当該団体により代表されない著作者の著作物を、当該団体と締結されたライセンス契約に従った方法及び条件でのみ利用する権利を利用者に付与する。

- (4) 第1項及び第2項に定める性質の契約を締結する権利者団体は、特定の分野内で契約を締結する認可を文化大臣より受けなければならない。同大臣は、特定の分野において認可される団体を、第1項又は第2項の条件を充足する複数の団体により構成される共同の団体とすべきことを決定することができる。
- (5) 文化大臣は、第4項に定める権利者団体の認可手続に関する細則を定める。
- **51.-**(1) 第 50 条に基づく著作物の利用については、団体により代表される著作者間での報酬の分配について団体が定めた規則を、団体により代表されない著作者に準用する。
- (2) 団体により代表されない著作者は、たとえ個別の報酬を請求する権利が利用者との契約及び報酬に関する団体の規則のいずれからも生じなくても、個別の報酬を請求することができる。個別の報酬の請求は団体のみに対して行うことができる。報酬の金額について合意することができなかった場合は、各当事者が紛争を著作権ライセンス審判所に申し立てることができる(第47条参照)。
- (3) 第50条第4項に基づき認可を受けた団体が、第35条に基づく著作物の利用に関して報酬の請求を行うことを希望する場合は、利用者全員に対して同時に行うものとする。
- (4) 第49条は、第1項及び第2項に基づく報酬の請求に準用される。
- **52.-**(1) 第 13 条第 1 項、第 14 条、第 16 b 条、第 17 条第 4 項、第 24 a 条及び第 30 a 条に 定める契約の締結に関する交渉が不調に終わった場合、各当事者は調停を求めることができる。
- (2) 調停の要求は文化大臣宛てに行うものとする。調停の要求は、当事者の一方が交渉を打ち切り、若しくは交渉の要求を拒絶した場合、又は交渉が調う見込みがない場合に、行うことができる。
- (3) 調停は文化大臣により選任された調停人 1 名が行うものとする。調停の協議は両当事者の解決案があればそれに基づいて行うものとする。調停人は仲裁により紛争を解決することを両当事者に提案することができ、また、仲裁人の選任に関与することができる。
- (4) 調停人は紛争の解決策を提案することができ、また、かかる提案を両当事者の権限を有する機関に提出すること及び調停人が定めた期限内に採用又は拒絶させることを要求することができる。調停人は調停の結果を文化大臣に通知するものとする。
- (5) 調停人は、たとえ契約期間が既に満了していても、又は交渉の過程で満了する予定であっても、契約を引き続き有効と判断することができる。ただし、両当事者が最終調停案若しくは仲裁の提案を決定した後、又はかかる提案を行う根拠がない旨を調停人が通知した後は、2週間を超えて契約を延長することはできない。
- (6) 調停人を現在務め、又は過去に務めたことがある者は、調停人としての立場で知り得

た情報を、許可なく開示又は利用してはならない。

(7) 文化大臣は、調停人の業務に関連して発生した費用の負担に関する規則を定めることができる。

ノルウェー著作権法の拡大集中許諾に関する規定

- *非公定英訳からの和訳
- *2006年改正までは反映されているが、それ以降の2015年改正等については反映されていない

教育活動における著作物の利用のための拡大集中許諾

第13b条 第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件が満たされている場合は、自らの教育活動で利用するために公表された著作物を複製することができる。放送の固定も同じ条件で行うことができる。ただし、テレビによる上映以外の用途も目的とすると考えるべき映画作品から放送が構成される場合は、当該作品のわずかな部分のみが放送に用いられる場合を除き、この限りではない。

省の承認を受けた固定センターは、第36条第1項に基づく拡大集中許諾拡大集中許諾の 条件を満たしている場合、教育活動における利用を目的として、第1項に定める固定を行 うことができる。

第1項及び第2項に基づき作成された複製物は、第36条に基づく契約の対象とされる教育活動でのみ利用することができる。

国王は、第1項及び第2項に基づく固定物の保管及び利用に関する規則を制定する。

機関、営利企業等における著作物の利用のための拡大集中許諾

第14条 公共及び民間の機関、団体及び営利企業は、第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件を満たしている場合、各自の活動の範囲内で利用するために、公表された著作物を複製することができる。放送の固定も同じ条件で行うことができる。ただし、テレビによる上映以外の用途も目的とすると考えるべき映画作品から放送が構成される場合は、当該作品のわずかな部分のみが放送に用いられる場合を除き、この限りではない。

第1項に基づき作成された複製物は、第36条に基づく契約の対象とされる活動の範囲内でのみ利用することができる。

アーカイブ、図書館、博物館等における利用のための拡大集中許諾

第16a条 第16条第1項に定めるアーカイブ、図書館及び博物館は、第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件が満たされている場合、収集物中の公表された著作物を複製すること及び公衆に提供することができる。

障害者のための固定物の制作及び利用のための拡大集中許諾

第17b条 国王は、公表された映画(音声の有無を問わない。)の固定及び基本的に音楽著作物から構成されていない送信された放送番組の固定を行う権利に関する規則を制定することができる。かかる規則は第17条 a に定める利用のみに適用されるものとし、固定を行う者が第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件を満たす場合に限り適用できるものとする。

放送等に関する特別の規定

第 30 条 ノルウェー放送協会、及び国王により指定されたその他の放送事業者は、第 36 条第 1 項に基づく拡大集中許諾の条件が満たされている場合、報酬の支払を条件として、公表された著作物を放送することができる。公表された美術的著作物及び公表された写真の著作物についても同様とする。

衛星放送の場合は、同一の放送事業者からの放送が地上波ネットワークを通じて領域内 に同時送信される場合を除き、第1項の規定は適用されないものとする。

第 1 項の規定は有線送信に適用されないものとする。同項の規定は舞台作品及び映画作品に適用されず、また、著作者が当該事業者による放送を禁止している場合又は著作物の放送に異議を申し立てることが推測されるその他の特別な理由がある場合には、その他の著作物にも適用されないものとする。

放送事業者の収集物における著作物の利用のための拡大集中許諾

- 第32条 ノルウェー放送協会、及び放送事業者を運営する免許を有するその他の者は、第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件が満たされている場合、下記のいずれかに関して自らの収集物に公表された著作物を利用する権利を有する。
 - a) 新規の放送
 - b) 著作物にアクセスする時期及び場所を個人が選択できる方法による送信

本項は、放送団体の独自の制作物の一部である1997年1月1日より前に放送された著作物のみに適用される。本項は、著作者が著作物の当該利用を禁止している場合又は当該利用に異議を申し立てると考えられるその他の特別な理由がある場合には、適用されない。

第34条 放送に適法に収録された著作物は、再送信を行う者が第36条第1項に基づく拡大集中許諾の条件を満たしている場合又は第36条第2項の規定に基づき委員会の許諾を得て再送信する場合には、変更を加えない同時の再送信により、公衆に伝達することができ

る。

再送信に関する著作者の排他的権利は、第38a条に関して承認を受けた団体を通じてのみ 行使することができる。

原放送が有線放送であった著作物の再送信は、本条の対象とならない。

強制許諾、拡大集中許諾、委員会に関する共通規定

第36条 第13b条、第14条、第16a条、第17b条、第30条、第32条及び第34条に定める著作物の利用を許諾する第38a条に定める団体との契約がある場合、当該契約の適用を受ける利用者は、その適用を受けない権利者に対し、当該契約(拡大集中許諾)の適用を受ける著作物と同種の著作物を、当該契約の適用を受ける分野及び方法で利用する権利を有するものとする。本規定は当該契約の規定に従った利用のみに適用されるものとする。本規定は放送事業者が自らの放送に対して保有する権利には適用されないものとする。

第34条に基づく著作物の再送信に関しては、第1項第1文及び第2文に定める契約の交渉又は契約に関する放送事業者との交渉が拒絶され、又は交渉の開始後6か月以内に契約が締結されなかった場合には、各当事者は第35条第2項に基づき、再送信の許諾及び条件が委員会により拘束力をもって決定されることを要求することができる。この場合は第1項の規定を準用するものとする。

第37条 第36条に基づく著作物の利用に関しては、当該契約、当該委員会、又は当該利用に対する報酬を受け取る団体が、報酬の徴収及び分配に関して定めた事項が、当該団体により代表されない権利者に対しても拘束力を有するものとする。非構成員の権利者は、当該団体の構成員である権利者と同様に、報酬から分配され又は主に報酬が財源となっている資金及び便益の分配に与る権利を有するものとする。

第1項の規定にかかわらず、自らの著作物が第36条に基づき利用されたことを立証することができる非構成員の権利者は、当該利用に対する報酬の支払を請求することができる。かかる請求は、利用が行われた年の終了後3年以内に行わなければならず、また、第36条に基づき報酬を徴収した団体に対してのみ行うことができる。各当事者は、報酬の金額が国王により定められた規則に基づき決定されることを要求することができる。

第38条 第13b条、第14条、第16a条、第17b条、第30条及び第32条に基づく契約が締結されなかった場合、各当事者は国王が定めた規則に従い調停を要求することができる。両当事者がその旨合意した場合は、第35条第1項に基づき定められた規則に従い、複製の許諾及び条件を決定することができる。かかる決定は、第36条第1項に基づく契約と同様の効果を有するものとする。

第 13b条、第 14条、第 16a条、第 17b条、第 30条及び第 32条に基づく契約の両当事者

がその旨合意した場合は、契約の解釈に関する紛争を、第35条第1項に基づき定められた 規則に従い、拘束力をもって解決することができる。

第13b条b、第14条又は第17b条の対象となる利用のために放送事業者による放送の固定物を作成する許諾に関する放送事業者との契約が締結されなかった場合は、第1項第1文及び第2文の規定を準用するものとする。かかる契約の解釈に関する紛争が発生した場合は、第2項の規定を準用するものとする。

関係する両当事者がその旨合意した場合は、第34条に定める再送信に関する契約の解釈に関する紛争を、第35条第2項に定める委員会により拘束力をもって解決することができる。

第38a条 第36条第1項に定める効果を有する趣旨の契約は、当該分野においてノルウェーで利用される著作物の著作者の相当な部分を代表し、かつ、省の承認を受けた団体が締結しなければならない。一部の特定分野における利用については、承認を受ける団体は関係権利者の共同団体でなければならないと国王が決定することができる。

国王は、当該団体及び再分配のための報酬を受け取る基金の監督に関する細則を制定することができる。

その他の権利

第42条 本法に定める制限事項を前提として、実演家は下記の全ての方法により著作物の 自らによる実演を処分する独占権を有する。

(中略)

第2条、第3条、第6条乃至第8条、第11条乃至第17条、第17b条、第18条、第21条、第22条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条乃至第39c条、第39k条乃至第39m条及び第50条の規定は、これを準用するものとする。

第45条 本法に定める制限事項を前提として、音声固定物及び映画の制作者は、当該固定物又は映画の永続的又は一時的な複製物を作成すること及び当該固定物又は映画を公衆に提供することにより、固定物又は映画に対する処分権を有する。

(中略)

第2条、第7条、第8条、第11a条乃至第17条、第17b条、第18条、第21条、第22条、第25条、第27条、第28条及び第31条乃至第38b条の規定は、これを準用するものとする。

フィンランド著作権法の拡大集中許諾に関する規定

- *非公定英訳からの和訳
- *1961年7月8日法律第404号、2015年5月までの修正を含む

第2章

著作権の制限事項及び拡大集中許諾に関する規定

写真複写 (821/2005) 第13条 (607/2015)

公表された著作物は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、写真複写又は類似の方法により複製することができる。

第13a条(821/2005)

内部コミュニケーションのための利用 (821/2005)

- (1) 印刷又は類似の方法により公表された新聞又は定期刊行物に掲載された記事及び文章に付随する挿し絵は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、官庁、企業及び団体の内部コミュニケーションにおいて利用する目的で複製することができ、作成された複製物は、ラジオ又はテレビでの送信以外の方法により、かかる目的での公衆へ伝達のために利用することができる。本項の規定は、写真複写又は類似の方法による複製には適用されない。
- (2) ラジオ又はテレビで送信された時事問題番組又はニュース番組に含まれる著作物は、 官庁及び企業並びにその他の個人及び団体による内部情報提供を目的として複製後短期間 内に利用するために、複製物を1個に限り作成することができる。
- (3) 第1項の規定は、著作権者が著作物の複製又は伝達を禁止している著作物には適用されない。

第14条 (821/2005)

教育活動及び科学研究のための著作物の利用 (607/2015)

- (1) 公表された著作物は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、教育活動又は科学研究における利用のために複製することができ、また、この目的において、ラジオ又はテレビでの送信以外の方法により公衆への伝達のために利用することができる。本項の規定は、写真複写又は類似の方法による複製には適用されない。
- (2) 教育活動においては、教師又は生徒により演奏又は上演された公開された著作物を、教育活動における一時利用のために、音声又は画像を録音又は録画により複製することができる。作成された複製物は、その他の目的に利用することはできない。
- (3) 公表された言語著作物は、その一部又は大部でないものの場合はその全部を、入学試験の一部を構成する試験問題又はその他類似の試験問題に取り入れることができる。
- (4) ラジオ又はテレビで送信されたもの以外の著作物に関する第1項の規定は、著作権者が著作物の複製又は伝達を禁止している著作物には適用されない。

第16d条 (821/2005)

拡大集中許諾に基づくアーカイブ、図書館及び博物館における著作物の利用 (607/2015)

- (1) アーカイブ及び公開の図書館又は博物館で政令でさだめるものは、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
 - 1)第16条及び第16a条から第16c条に定める以外の場合に、その所蔵する著作物を複製すること。
 - 2) 第16a条から第16c条に定める以外の場合に、その所蔵する著作物を公衆に伝達すること。
- (2) 第1項の規定は、著作権者が著作物の複製又は伝達を禁止している著作物には適用されない。

第16e条 (821/2005)

アーカイブ、図書館及び博物館における著作物の利用に関する追加規定(607/2015)

- (1) 第16条、第16a条及び第16d条に定める場合に、これらの条に基づき著作物を利用する権限を付与されており、又は拡大集中許諾に関する規定を適用する可能性があるアーカイブ並びに公開の図書館及び博物館が、次の各号のいずれかに該当する場合には、かかるアーカイブ並びに公開の図書館及び博物館に関する規定を政令で定めることができる。
 - 1) その機関の活動又は使命が法律により定められている。
 - 2) 法律により特定のアーカイブ、保存又はサービスの機能を割り当てられている。
 - 3) その機関の活動が科学研究に大きく資すること。
 - 4) その機関が国有であること。
- (2) 第16条及び第16a条から第16c条に基づく複製、並びにこれにより作成された複製物の利用に関するさらなる規定は、政令で定めることができる。
- (3) 第16a条から第16c条に基づく著作物の公衆への伝達に関する追加規定は、政令により 定めることができる。

第25a条 (821/2005)

カタログ及び情報提供における美術の著作物の利用、建築物の画像による提示 (607/2015)

- (1) 所蔵され、又は展示され、又は販売の申し出がなされている美術の著作物は、展示若しくは販売に関する情報を広める目的で、又は印刷、写真複写若しくはその他類似の方法により作成されたカタログのために、画像として複製することができる。
- (2) 所蔵され、又は展示され、又は販売の申し出がなされている美術の著作物は、第1項に定める場合を除き、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、所蔵品の保管者、展示者又は売主が複製することができ、作成された複製物は、ラジオ又はテレビでの送信以外の方法により公衆への伝達のために利用することができる。本項の規定は、著作権者が著作物の複製又は伝達を禁止している美術の著作物には適用されない。
- (3) 美術の著作物は、第1項及び第2項に定める場合を除き、公開の場所又はその至近に永続的に設置されている場合には、画像として複製することができる。当該美術の著作物が画像の中心的な目的である場合には、対価を得るために利用することはできない。ただし、文章と重要な関係を有する画像は、新聞又は定期刊行物に掲載することができる。
- (4) 建築物は画像として自由に複製することができる。

第25f条 (821/2005)

ラジオ及びテレビの一次送信 (607/2015)

- (1) 放送事業者は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、著作物を送信することができる。ただし、本項の規定は、著作権者が著作物の送信を禁止している演劇著作物、映画の著作物及びその他の著作物には適用されない。
- (2) 放送事業者は、著作物を送信する権利を有する場合、自らの放送に利用する目的で、1年に4回を上限として当該著作物を複製することができる。
- (3) 放送事業者は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、著作物を第2項に定めるより 多い回数又は長い期間にわたり利用する場合、当該著作物を複製し、又は複製させることができる。
- (4) 第1項の規定は、ラジオ又はテレビ送信される著作物を、原送信に変更を加えず原送信と同時に再送信する場合には、適用されない。
- (5) 第1項の規定は、同一の放送事業者が地上波送信と同時に衛星送信する場合に限り、衛星によるラジオ又はテレビ送信に適用される。

第25g条 (763/2013)

アーカイブに保存されているテレビ放送、新聞又は定期刊行物の再利用 (607/2015)

- (1) 放送事業者は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、放送事業者のアーカイブに保存されるテレビ又はラジオ放送及び当該放送に含まれる著作物で、2002年1月1日より前に放送事業者により制作されたテレビ番組に含まれる著作物を複製することができ、また公衆への提示のために利用することができる。
- (2) 出版社は、26条に定める拡大集中許諾に基づき、1999年1月1日より前に当該出版社により刊行された新聞または定期刊行物に含まれる著作物を複製することができ、また公衆に伝達することができる。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、著作者が送信を禁止している著作物には適用されないものとする。

第25h条 (446/1995)

ラジオ又はテレビ放送の再送信 (607/2015)

- (1) ラジオ又はテレビ放送に含まれる著作物は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、原放送と同時に公衆に受信させるために、原放送に変更を加えずに再送信することができる。
- (2) 第1項の規定は、欧州経済領域に属する他の国を発信地とする送信に含まれる著作物の有線再送信には適用されない。ただし、当該著作物をケーブル再送信する権利を、再送信に係る送信を行う放送事業者に著作権者が譲渡したことを条件とする。
- (3) 上記第2項に定める送信に含まれる著作物のケーブル再送信に関する許諾は、同時に付与しなければならない。
- (4) 第1項の規定は、欧州経済領域に属する他の国が送信の発信地である場合に限り、有線ラジオ放送又は有線テレビ放送に適用されるものとする。

第25 1条 (607/2015)

テレビ放送のオンライン録画サービス

(1) オンライン録画サービス提供者は、第26条に定める拡大集中許諾に基づき、録画サービスの利用者が個別に選択した場所及び時間において当該放送を視聴することを可能とする方法で公衆に伝達するために、テレビ放送に含まれた著作物を複製することができる

- (2) 第1項の規定は、著作権者が同項に定める著作物の利用を決定する権利を放送機関に譲渡した著作物には適用されない。
- (3) 第1項の規定は、ビデオ録画物の製作者が同項に定める利用を決定する権利を、当該放送に含まれる著作物の著作権者から譲り受けた場合には適用されない。

第26条 (607/2015) 拡大集中許諾

- (1) 拡大集中許諾に関する本法の規定は、利用者と、教育文化省の認可を受けた団体であって、ある分野においてフィンランドで利用される著作物の著作権者の相当数を代表する団体との間で、著作物の利用が合意されている場合に適用される。認可を受けた団体は、当該合意に基づいて同一の分野におけるその他の著作物の著作権者を代表するものと推定する。拡大集中許諾に基づき許可を受けたライセンシーは、当該ライセンスに定める条件に基づき、同一分野における全ての著作権者の著作物を利用することができる。
- (2) 教育文化省は、申請を受けた場合、5年を上限とする一定期間にわたり団体を認可するものとする。認可を受ける団体は、財務上及び運営上の前提条件及び認可された決定に従って業務を管理する能力を有しなければならない。当該団体は、認可決定に基づき自らが行った活動の報告を、年1回、教育文化省に提出するものとする。当該団体、又は複数の団体を認可しなければ著作権者を代表できない場合には複数の団体は、拡大集中許諾の規定に基づき利用される各種分野の著作物の著作権者の大きな割合を代表するものでなければならない。著作物のある利用についてライセンスを付与するための認可を複数の団体が受ける場合には、認可決定の条件は、ライセンスが矛盾しない条件により同時に付与されることを、必要に応じて確保するものでなければならない。認可決定では、当該団体のライセンス付与実務一般の指針となる条件も定めることができる。
- (3) 教育文化省の決定は、たとえ不服申立が係属していても、有効な決定により問題が解決されるまでは遵守されなければならない。団体が重大若しくは根幹に関わる違反を行い、又は認可決定及びその条件に違反して義務を放棄した場合に、遵守通知又は警告が団体に発行されても、その運営上の欠陥の是正に至らなかった場合には、認可を取り消すことができる。
- (4) 著作物の複製、伝達又は送信の報酬を、団体により代表される著作権者間で分配すること、又はこれらの著作権者の共通の目的のために使用することに関して、第1項に定める団体が定めた規定は、団体により代表されない同一の分野における著作権者にも適用されるものとする。
- (5) 第4項に定める団体の規定に、団体により代表される著作権者が個別の報酬を受け取る権利が定められていない場合でも、団体により代表されない第1項に定める同一の分野における著作権者は、個別の報酬を請求する権利を有する。報酬は第1項に定める団体が支払うものとする。個別の報酬を受け取る権利は、著作物の複製、伝達又は送信が行われた暦年の終了後3年以内に、かかる権利に関する請求が検証可能な形で行われなかった場合に消滅する。

イギリス著作権法(1988 年著作権・意匠・特許法(Copyright Design and Patent Act 1988, c.48)) の拡大集中許諾に関する規定

出典:大山幸房・今村哲也訳『外国著作権法令集(53)— 英国編—』(2016年3月、公益社団法人著作権情報センター)

(拡大集中許諾)

- 第 116 の B 条 (1)所管大臣は規則に基づき所管大臣に申請する許諾機関に対して、当該機関又は当該機関の活動を代理する者によって保有されていない著作物に関して、著作権の許諾を付与する権限を、規則により付与することができる。
- (2)権限付与には以下のことを明示しなければならない
- (a) それが適用される著作物の種類、及び
- (b)当該許諾機関が許諾を行う権限を付与される、著作権により制限される行為
- (3)規則では、著作権の所有者が、当該規則による許諾の付与を制限又は排除する権利を有していることを規定しなければならない。
- (4)規則では、いずれの許諾も排他的権利を与えるものではないことを規定しなければならない。
- (5)本条において、「著作権の許諾」は、第116条におけるのと同様の意味を有する。
- (6)本条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権については適用されない。

(第 116 の A 条及び第 116 の B 条に基づく許諾に関する一般条項)

- **第 116 の C 条** (1)この条及び第 116 条の D は, 第 116 の A 条及び第 116 の B 条に基づく 規則に対して適用される。
- (2)規則では、一定の要件を満たした場合にのみ、所定の機関が許諾をする許可を付与され、 又はその状態を維持すること、及び要件の充足について規則によって指定される所定の者が、その指定する方法によって決定することになると、制定することができる。
- (3)規則では、ある者に権限を付与するかどうかに関して、規則に基づいてなされる決定において考慮すべきその他の事項を明示することができる。
- (4)規則では、所定の許諾に関して支払われる利用料又はその他の金額に関する処理については以下のことを含めて制定しなければならない。
- (a)管理費用の控除
- (b)金額が保持される期間
- (c) (無主物その他の場合に関する) 当該期間後の金額の処置
- (5)規則では、許諾を与える権限付与が取り消される事情、及び所定の権限付与が取り消された場合のいずれの者の権利及び義務の決定について規定しなければならない。
- (6)規則では、特に以下の条項を含めて、権限付与及び許諾の目的に関する他の条項を含め

ることができる。

- (a)許諾が効力を有する間に、ある著作物が権利者不明著作物の資格を停止する場合(又は、いずれの著作権者への言及による資格の停止)、又は所定の著作権者が第116のB条第3項に言及される権利を行使する場合において、いずれの者の権利と義務を決定すること:
- (b)登録の管理及びそれへのアクセス
- (c)申請又は調査を含む付随的な目的のための所定の著作物の利用の許可
- (d) 第77条により付与される権利が第78条にしたがって主張されているものとして取り扱うこと
- (e)管理費用を補うための手数料の支払

(第116A条及び 第116B条に基づく規則)

- 第 116D 条 (1)規則を制定する権限には以下の権限を含む
- (a)著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する条項を含む、付随的、 補充的又は派生的規定を設けること
- (b)暫定規定、経過規定、又は適用免除を設けること
- (c)事情の違いに応じた異なった定めを設けること
- (2)いずれの条項に基づく規則も、派生的規定を設け又は著作権審判所の管轄を拡大又は制限し又はそれに権限を付与する目的のために、この部、又は、当該条項が効力を有するより前に通過し又は制定された法律又は従位立法を、修正することができる
- (3)規則では、いずれかの者により適時に出されるガイダンスを参照して、条項を設けることができる。
- (4)規則を設ける権限は、命令によって制定するものとする。
- (5)法律を修正する規則を含む命令は、当該命令案が議会に提出され、かつ、各議院の決議によって承認されない限り、これを制定してはならない。
- (6) 規則を含む他のいずれの命令も、上院又は下院のいずれかの決議に基づく不採択措置に服するものとする。
- (7) (1988 年著作権意匠及び特許法に附則 A1 を挿入し、かつ、著作権に関する本条により制定される規定に対応する実演家の権利に関する条項を設ける) 附則 22 は効力を有する。

イギリス 拡大集中許諾に関する規則

行政委任立法

2014 年第 2588 号 著作権

2014 年著作権及び実演の権利(拡大集中許諾)に関する規則
(The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing)
Regulations 2014)

作成 2014年9月11日 施行 2014年10月1日

本規則の草案は、1988 年著作権・意匠・特許法(a) (Copyright, Designs and Patents Act 1988) の第 116 条 D(5)及び附則 2A の第 1 項 D(5)に基づき、国会の上院・下院それぞれに提出され、上院・下院それぞれによって可決された。

国務大臣は、1988 年著作権・意匠・特許法の第 116 条 B から第 116 条 D、及び附則 2A の第 1 項 B から第 1 項 D の規定によって付与される権限を行使し、以下の規則を作成する。

引用及び開始

1. 本規則は、2014 年著作権及び実演の権利(拡大集中許諾)に関する規則として引用され、2014 年 10 月 1 日から施行されるものとする。

解釈

2. 本規則において、以下の単語は以下の意味を有するものとする。

「著作権・意匠・特許法」とは、1988年著作権・意匠・特許法を意味する。

「許可」とは、国務大臣が本規則第 4 条又は第 9 条に基づき集中管理団体に対して付与する許可を意味する。

「業務実施規程」とは、集中管理団体によって採用され、公表されている業務実施規程を 意味する。

「業務実施規程規則」とは、2014年著作権(集中管理団体の規則)に関する規則(b) (Copyright

⁽a) 1988 c.48 第 116 条 B から第 116 条 D は、2013 年企業規制改革法(Enterprise and Regulatory Reform Act 2013)(c.24) 第 77 条によって導入され、附則 2A の第 1 項 B から第 1 項 D は、2013 年企業・規制改革法第 77 条及びその附則 22 第 2 章によって、附則 2A へ導入された。附則 2A は、S.I. 1996/2967 によって導入された。

(Regulation of Relevant Licensing Bodies) Regulations 2014) を意味する。

「長官」とは、知的財産庁長官 (Comptroller General of Patents, Trademarks and Designs) を意味する。

「分配指針」とは、集中管理団体によって採用され、公表されている分配指針を意味する。 「拡大集中許諾スキーム」とは、集中管理団体が、以下のいずれかに該当する著作物について、本規則第 4 条に基づく許可に従いライセンスを付与することが可能となる拡大集中許諾スキームを意味する。

- (a) 著作物のうち、著作権が非構成員の権利者によって所有されているもの。
- (b) 著作物のうち、非構成員の権利者が、実演に関して制限される行為を許諾又は禁止することができるもの。

「会計年度」とは、集中管理団体における会計年度を意味する。

「構成員」とは、集中管理団体の構成員資格要件を満たし、集中管理団体によって構成員 資格を認められた権利者又は権利者の代表する団体(別の集中管理団体を含む。)を意味す る。

「正味ライセンス料」とは、著作物に関して拡大集中許諾スキームの下で集中管理団体が 受領したライセンス料から、合理的な管理手数料を差し引いたものを意味する。

「非構成員の権利者」とは、拡大集中許諾スキームの下で集中管理団体が代表する権利者 のうち、集中管理団体の構成員でなく、集中管理団体との明示的な契約の対象となってい ない著作物における著作権を所有する者を意味する。

「オプトアウトの仕組み」とは、権利者が、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの 付与を制限又は排除するために講じる措置を意味する。

「許容される利用行為」とは、以下のいずれかに該当する行為で、集中管理団体が許諾することを許可されたものを意味する。

- (a) 著作権によって制限される行為。
- (b) 著作権・意匠・特許法第 182 条、第 182 条 A、第 182 条 B、第 182 条 C、第 182 条 CA、第 183 条、又は第 184 条が適用される行為。

「集中管理団体」とは、著作権・意匠・特許法第 116 条 (2)の意味における集中管理団体で、 かつ、以下の項目に該当する団体を意味する。

- (a) その唯一又は主な目的として、複数の権利者の集中管理による便宜を図るため、権利の譲渡、ライセンス、又はその他の契約上の取決めにより、複数の権利者の代表として著作物における権利者の権利の運用が認められている団体。
- (b) その構成員により所有若しくは管理され、又は非営利目的で組織されている団体。 「代表」とは、集中管理団体が現時点で以下の行為を行う範囲を意味する。
- (a) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に関して権利者の 代表として行為すること。
- (b) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に関して権利者の

権利を保有すること。

「必要な構成員の同意」とは、提案事項に関して投票を行う集中管理団体の構成員のうち 相当

数の構成員が、説明を受けた上で同意することを意味する。

「著作物」とは、本規則第3条に定める意味を有するものとする。

「制限される行為」とは、実演に関連する行為のうち、著作権・意匠・特許法第 182 条、第 182 条 A、第 182 条 B、第 182 条 C、第 182 条 CA、第 183 条、又は第 184 条^(a)が適用されるものを意味する。

「権利者」とは、本規則第3条に定める意味を有するものとする。

「指定基準」とは、業務実施規程規則の附則に規定されている基準を意味する。

著作物及び権利者

- 3.(1) 「著作物」とは、著作権によって保護される著作物、又は実演に関連する特定の行為が、制限される行為に該当する場合における実演を意味する。
- (2) 「著作物」という表現には、著作物又は実演自体が「著作物」の定義に該当する著作物又は実演、及び別の著作物に組み込まれ、取り入れられ、又は別の著作物の重要な部分を構成する著作物又は実演が含まれるものとする。
- (3) 著作物に関する「権利者」とは、以下の者を意味する。
 - (a) 著作物における著作権の所有者。
 - (b) 著作物に関する排他的なライセンスに基づくライセンシー。
 - (c) 著作物によって記録された実演、及び実演の場合には著作物に組み込まれ、取り入れられ、又は著作物の重要な部分を構成する実演に関連する 1 つ又は複数の制限される行為を許可又は禁止する権利を有する人物、並びに実演に関連する 1 つ又は複数の制限される行為を許可又は禁止する権利を有する人物。
 - (d) 上記の権利に関する排他的なライセンスに基づくライセンシー。

拡大集中許諾スキームを運営する許可

- 4.(1) 国務大臣は、当該事案において合理的と思料する場合には、本規則第 5 条の規定に 従い申請書を受理した後に、本規則第 6 条から第 8 条までに規定されている手続を経て、 集中管理団体に対して拡大集中許諾スキームを運営する許可を与えることができる。
- (2) 許可において、以下のものが明示されなければならない。
 - (a) 許可が適用される著作物の種類。
 - (b) 許容される利用行為。

(a) 第 182 条は S.I.1996/2967 によって置き換えられた。第 182 条 A から第 182 条 C 及び第 182 条 CA は S.I.1996/2967 によって導入され、S.I.2003/2498、S.I.2006/18、S.I.2013/1782 によって修正された。第 183 条は S.I.2003/2498 によって修正された。

- (3) 上記第(1)項に基づき許可を受けた集中管理団体は、以下の条件を充足する場合において、拡大集中許諾スキームの範囲内の全ての権利をライセンスすることができる。
 - (a) 本規則第5条(1)(p)の規定に基づき国務大臣に通知した拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの条件に従いライセンスを付与すること。
 - (b) 集中管理団体の業務実施規程に従いライセンス業務を実施すること。
 - (c) 本規則に定められている要件を遵守すること。
 - (d) 許可に係る条件を遵守すること。
- (4) 国務大臣は、集中管理団体が以下の条件を充足する場合にのみ、集中管理団体に対して許可を付与することができる。
 - (a) 許可の時点で、集中管理団体が、申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に対して、集中管理ライセンスの方法によってライセンスを付与していること。
 - (b) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物について、集中管理団体が代表として管理する範囲が相当程度に大きいこと。
 - (c) 集中管理団体の業務実施規程が、非構成員の権利者の保護に関する基準を含め、指 定基準に適合していること。
 - (d) 複数の著作物に対するオプトアウトの仕組みを含め、オプトアウトの仕組みが、権利者の利益を保護する上で適切であること。
 - (e) スキームを周知するための仕組み、正味ライセンス料を分配するために非構成員の 権利者と連絡を取るための仕組み、及び未分配の正味ライセンス料を分配するため の仕組みが、非構成員の権利者の利益に照らし、申請段階にあるスキームに対して 適切であること。
 - (f) 集中管理団体が、申請段階にある拡大集中許諾スキームについての必要な構成員の 同意を取得していること。
- (5) 許可は、集中管理団体に固有のものであり、その他の人物又は団体に対して譲渡することができない。
- (6) 許可は、許可が付与された日から 5 年間、又は本規則第 14 条若しくは第 15 条の規定 に従い取り消され、若しくは解消されるまでの、いずれか早期に到来する時点まで継続し て効力を有するものとする。

許可申請

- 5.(1) 本規則第 4 条に基づく許可の申請は、国務大臣が求める形式(電子的形態を含む。)により、書面でもって、以下の情報を記載した上で、国務大臣に提出されなければならない。
 - (a) 申請の概要。
 - (b) 申請者の名称。

- (c) 申請者が集中管理団体であることの証拠。
- (d) 欧州経済領域内における申請者の送達先住所。
- (e) 拡大集中許諾スキームを適用しようとする著作物の種類。
- (f) 集中管理団体がライセンスの付与に関して許可を得ようとする著作物に関する権利 者の権利の内容。
- (g) 申請段階にある拡大集中許諾スキームが開始される前に非構成員の権利者が当該スキームからオプトアウトするために講じなければならない措置、及び本規則第16条(5)(b)に規定されている国務大臣の同意を求めるか否かを含め、集中管理団体が採用するオプトアウトの仕組み。
- (h) 以下のいずれかに該当する権利者の数、及び以下のいずれかに該当する権利者から 集中管理団体へ通知された範囲において、当該権利者が権利を有する著作物の件数。
 - (i) 申請段階にある拡大集中許諾スキームからのオプトアウトを希望する旨集中管理 団体へ通知した者。
 - (ii) 集中管理団体との契約上の取決めの結果として、拡大集中許諾スキームの対象と ならなくなった権利を所有する者。
- (i) 集中管理団体が代表を務めていることの証拠。
- (i) 集中管理団体が必要な構成員の同意を取得していることの証拠。
- (k) 集中管理団体が必要な構成員の同意を求める際に、関連する構成員に対して提供した情報。
- (I) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの対象となる種類の著作物に関して集中管理 団体がライセンスを付与する場合に根拠となる、許可申請日の時点で効力を有する 集中管理ライセンスの写し。
- (m) 許可が付与された場合、集中管理団体がライセンス業務に関して運用する、指定基準(非構成員の権利者の保護に関する基準を含む。)に適合する業務実施規程。
- (n) 自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は業務実施規程規則第 6 条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し。
- (o) 申請の時点で、集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な面において遵守していることを確認する陳述書で、集中管理団体の代表者が署名したもの。
- (p) 申請段階にある拡大集中許諾スキームの下で集中管理団体がライセンスを付与する 場合のライセンス条件の写し。
- (q) 許可が付与された場合、集中管理団体がライセンス業務において運用する予定の分配指針の写し。
- (r) 拡大集中許諾スキームの導入前、及び拡大集中許諾スキームの実施期間中に、非構成員の権利者及び第三者に対して拡大集中許諾スキームについて周知するための仕組み。

- (s) 集中管理団体が非構成員の権利者と連絡を取り、非構成員の権利者へ正味ライセン ス料を分配する方法。
- (2) 本規則第4条に基づく許可申請に際して、許可申請に関連して発生した管理費用を国務大臣へ償還するための初回手数料を支払わなければならない。

許可申請の処理

- 6.(1) 国務大臣は、申請が本規則第4条又は第9条に従い提出され、関連規定の要件を満たす場合には、申請の受理後14日以内に、集中管理団体に以下の項目を通知しなければならない。
 - (a) 申請が受理されたこと。
 - (b) 申請の検討を円滑にするために国務大臣が要求する追加の情報。
 - (c) 申請が決定される日。
- (2) 本規則第4条又は第9条に従い提出された申請が、関連規定の要件を満たしていない場合、国務大臣は、申請の受理後14日以内に、当該申請が却下されたことをその理由と共に書面で集中管理団体に通知するものとする。

許可の手順

- 7.(1) 国務大臣は、本規則第 4 条又は第 9 条に基づき許可を付与する前に、以下の項目を 実施しなければならない。
 - (a) 当該許可により影響を受ける恐れのある者に周知するために国務大臣が適切と判断 する方法により、許可申請の詳細を示した公示を行うこと。
 - (b) 当該公示に従い提出された意見を検討すること。
- (2) 当該公示には、申請された許可に関して国務大臣に意見を提出することのできる期間 (公示日から起算して 28 日以上の期間でなければならない。) が記載されなければならない。

許可決定の通知

- 8.(1) 国務大臣は、本規則第4条に基づき許可を付与するか否か、又は本規則第9条に基づき許可を更新するか否かを決定しなければならず、集中管理団体に対して、その決定及びその理由を通知するものとする。
- (2) 許可が付与される場合、通知には、許可の効力発生日、当該許可に条件が付いているか否か、及び条件が付いている場合には当該条件の内容が示されなければならない。
- (3) 国務大臣は、本規則第4条(4)又は(場合に応じて)第9条(4)に規定されている要件が 充足されているか否かについての検討に関連する費用を含め、申請に関連して発生した管 理費用を国務大臣へ償還するための申請手数料を国務大臣に対して支払うよう、集中管理 団体へ要求することができる。

- (4) 国務大臣は、申請手数料を設定する場合、既に支払済みの初回手数料を考慮しなければならない。
- (5) 国務大臣は、許可の申請については、本規則第7条に基づき意見を提出するための期間の終了から90日以内に、また、許可の更新申請については、意見を提出するための期間の終了から28日以内に、集中管理団体へその決定を通知しなければならない。
- (6) 国務大臣は、当該許可により影響を受ける恐れのある者に周知するために適切と判断 する方法により、その決定を公表しなければならない。

許可の更新

- 9.(1) 国務大臣は、当該事案において合理的と思料する場合には、集中管理団体からの本規則第10条に沿った申請に基づき、本規則第6条から第8条までの規定に定める手順を経て、拡大集中許諾スキームを運営するための集中管理団体の許可を更新することができる。
- (2) 更新許可において、以下のものが明示されなければならない。
 - (a) 更新許可が適用される著作物の種類。
 - (b) 許容される利用行為。
- (3) 最初の許可申請に関して適用される本規則第4条(3)から(5)までの規定は、許可の更新に関して適用されるものとする。
- (4) 国務大臣は、定められた一定の期間、許可を更新することができ、又は本規則第 14 条若しくは第 15 条に沿った許可の取消若しくは許可の解消のいずれか早期に生じる時点まで 更新許可が継続するように明示することができる。

許可の更新申請

- 10.(1) 集中管理団体による本規則第9条に基づく許可の更新申請は、既存の許可が付与された日から3年以上経過し、当該許可の満了日の3か月以上前に、国務大臣が要求する形式(電子的形態を含む。)により、書面でもって、国務大臣に提出されなければならない。
- (2) 本規則第9条に基づく許可の更新申請には、以下のものが含まれなければならない。
 - (a) 更新申請の概要。
 - (b) 本規則第5条(b)から(h)、(l)、(m)、(p)、(q)、及び(s)に基づき提供された情報が、従前の許可申請時の内容と同じであることの確認、又は著しく変更した部分に関する詳細。
 - (c) 以下の項目について証明する情報。
 - (i) 従前の許可期間中におけるオプトアウトの仕組みの運用状況。
 - (ii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた権利 者数と対比した、今回の更新申請日の時点で申請段階にある拡大集中許諾スキー ムからのオプトアウトを希望する旨集中管理団体へ通知した権利者数。
 - (iii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた著作物数と対比した、今回の更新申請日の時点でオプトアウトする著作物数、及び

関連する権利者より集中管理団体に対して通知があった範囲において、当該権利 者が権利を有する著作物の数。

- (d) 更新申請の時点で集中管理団体が代表を務めていることの証拠。
- (e) 集中管理団体が必要な構成員の同意を取得していることの証拠。
- (f) 集中管理団体が必要な構成員の同意を求める際に、関連する構成員に対して提供した情報。
- (g) 最初の許可期間中に、自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は業務実施規程規則第6条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し。
- (h) 集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な面において遵守していること を、更新申請の時点で確認する陳述書で、集中管理団体の代表者が署名したもの。
- (i) 拡大集中許諾スキームの下でライセンスが付与された著作物又は権利の所有者である非構成員の権利者からの不服申立のリスト、不服申立の性質、及び不服申立への対応方法。
- (j) 非構成員の権利者への分配の詳細、本規則第19条に基づき分配された金額及び未分配の金額の詳細。
- (k) 拡大集中許諾スキームの実施期間中に非構成員の権利者及び第三者に対して拡大集中許諾スキームについて周知するための仕組み、並びに拡大集中許諾スキームに関する周知がどれほど効果的に行われたかについて示す情報。
- (l) 本規則第16条(5)(b)に規定されている国務大臣の同意を求めるか否かに関する情報。
- (3) 集中管理団体による本規則第9条に基づく許可の更新申請には、更新申請に関連して発生した管理費用を国務大臣へ償還するための更新手数料を支払わなければならない。

拡大集中許諾スキームの検証

- 11.(1) 許可が更新された日から3年ごとに、拡大集中許諾スキームを運営する集中管理団体は、国務大臣に対して、以下のものを提供しなければならない。
 - (a) 以下の項目について証明する情報。
 - (i) 従前の許可期間中におけるオプトアウトの仕組みの運用状況。
 - (ii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた権利 者数と対比した、検証の時点で拡大集中許諾スキームからのオプトアウトを希望 する旨集中管理団体へ通知した権利者数。
 - (iii) 従前の許可申請日の時点で拡大集中許諾スキームからオプトアウトしていた著作物数と対比した、検証の時点でオプトアウトする著作物数、及び関連する権利者より集中管理団体に対して通知があった範囲において、当該権利者が権利を有する著作物の数。

- (b) 更新申請の時点で集中管理団体が代表を務めていることの証拠。
- (c) 自主規制に関する業務実施規程の条件に沿って、独立した規程検査者により作成され、又は業務実施規程規則第6条に基づき国務大臣によって任命された規程検査者により作成された、集中管理団体が採用する業務実施規程に関する報告書の写し。
- (d) 集中管理団体が業務実施規程の条件をあらゆる重要な面において遵守していること を、検証の時点で確認する陳述書で、集中管理団体の代表者が署名したもの。
- (e) 拡大集中許諾スキームの下でライセンスが付与された著作物又は権利の所有者である非構成員の権利者からの不服申立のリスト、不服申立の性質、及び不服申立への対応方法。
- (f) 非構成員の権利者への分配の詳細、本規則第19条に基づき分配された金額及び未分配の金額の詳細。
- (g) 拡大集中許諾スキームの実施期間中に非構成員の権利者及び第三者に対して拡大集中許諾スキームについて周知するための仕組み、並びに拡大集中許諾スキームに関する周知がどれほど効果的に行われたかについて示す情報。
- (h) 本規則第5条(b)から(h)、(l)、(m)、(p)、(q)、及び(s)に基づき提供された情報が、従前の許可申請時の内容と同じであることの確認、又は著しく変更した部分に関する詳細。
- (2) 更に、国務大臣は、集中管理団体に対して、国務大臣が定める期間内に、国務大臣に以下のものを提出するよう要求することができる。
 - (a) 集中管理団体が、拡大集中許諾スキームの継続に関して必要な構成員の同意を取得 していることの証拠。
 - (b) 集中管理団体が必要な構成員の同意を求める際に、関連する構成員へ提供した情報。
- (3) 国務大臣は、検証の詳細について示す情報を公表し、検証により影響を受ける恐れのある者より意見を求めることができる。
- (4) 国務大臣は、検証に関連して発生した管理費用を国務大臣へ償還するための手数料を国務大臣に対して支払うよう、集中管理団体へ要求することができる。
- (5) 国務大臣は、第(1)項に規定されている日から3か月以内に、集中管理団体に対して拡大集中許諾スキームの検証結果を通知し、許可により影響を受ける恐れのある者に周知するために国務大臣が適切と判断する方法により、検証結果の概要を公表しなければならない。

許可の変更

12.(1) 国務大臣は、拡大集中許諾スキームを運営している集中管理団体若しくは長官からの申請に基づき、又は当該集中管理団体によって運営されているスキームに関する本規則第11条に基づく検証を踏まえ、本規則第4条又は第9条に基づき付与された許可の条件

(本規則第4条(2)又は第9条(2)によって明示される必要のある条件を除く。)を変更することができる。

- (2) 国務大臣は、本規則に基づく変更を行う前に、以下の行為を行わなければならない。
 - (a) 申請された変更について公示すること。
 - (b) 公示に従い提出され、撤回されていない意見を検討すること。
- (3) 公示は、以下のものでなければならない。
 - (a) 申請された変更の概要を示すものであること。
 - (b) 申請された変更の理由が記載されていること。
 - (c) 申請された変更に関する意見表明を国務大臣に提出することのできる期間(公示日から起算して28日以上の期間でなければならない。)が記載されていること。
- (4) 第(2)項に基づく公示に際して、以下のことが実施されなければならない。
 - (a) 集中管理団体に対して公示の写しが送達されること。
 - (b) 変更によって影響を受ける恐れのある者に周知する目的上適切であると国務大臣が 判断する方法により、公示が行われること。
- (5) 国務大臣は、変更の申請に関連して発生した管理費用を国務大臣へ償還するための手数料を国務大臣に対して支払うよう、集中管理団体へ要求することができる。

変更決定の通知

- 13.(1) 国務大臣は、本規則第12条に基づく意見表明期間の終了後28日以内に、変更の申請に対する決定を行い、当該決定を公表し、集中管理団体に対して当該決定及びその理由を書面により通知しなければならない。
- (2) 申請が認められた場合、通知には、申請が条件付きで認められたものか否か、条件が付される場合には条件の内容、及び変更された許可が効力を生じる日についても記載されるものとする。

許可の取消

- 14.(1) 国務大臣は、集中管理団体が拡大集中許諾スキームの運営に関する点で、本規則第4条(2)又は第9条(2)に沿って許可に明示されている著作物の種類又は許容される利用行為に従いライセンス業務を運営していないと思料する場合、許可の取消を行わなければならない。
- (2) 国務大臣は、集中管理団体が、以下のいずれかの項目を重要な点において遵守していないと信じるに合理的な理由がある場合には、許可を取り消すことができる。
 - (a) 本規則におけるその他の要件。
 - (b) 許可における条件。
 - (c) 指定基準。
- (3) 国務大臣は、本条の適用に関連して発生した管理費用を国務大臣へ償還するための手

数料を国務大臣に対して支払うよう、許可の取消を受けた集中管理団体へ要求することができ、本項に基づき支払われなければならない手数料は、国務大臣が債務として回収可能なものとする。

- (4) 国務大臣は、許可の取消を行う前に、第(5)項から第(7)項までに規定されている要件を 充足しなければならない。
- (5) 国務大臣は、以下の行為を行わなければならない。
 - (a) 取消の意思及びその理由について、集中管理団体及び取消によって影響を受ける恐れのある者に周知するために国務大臣が適切と判断する方法で公示すること。
 - (b) 集中管理団体及び取消によって影響を受ける恐れのある者に対して、書面により意見を表明する機会を認めること。
- (6) 第(5)項(b)に基づく意見は、第(5)項(a)に基づく公示日から 21 日以内、又は公示に明記された、当該期間より長期の期間内に表明されなければならない。
- (7) 国務大臣は、第(6)項において言及されている意見表明期間の終了後 42 日以内に、集中管理団体に対して、取消の決定又は取消の決定が集中管理団体に対して実施される日を通知しなければならない。
- (8) 許可を取り消すか否かに関する国務大臣の決定の通知において、当該決定の理由、及び該当する場合、許可が効力を失う日を示さなければならない。
- (9) 集中管理団体によって拡大集中許諾スキームの下で付与されたライセンスは、関連する許可の取消日から効力を消滅するものとする。
- (10) 国務大臣は、国務大臣が適切と判断する方法により、国務大臣による決定及び当該決定に付随する条件を公表しなければならない。

許可の解消

- 15.(1) 集中管理団体が、国務大臣に対して、その許可の解消を希望する旨通知した場合、 国務大臣は、集中管理団体に対して、集中管理団体が許可の解消に関して充足しなければ ならない条件を書面により通知することができ、かつ、解消日が設定される前に充足しな ければならない条件を示さなければならない。
- (2) 国務大臣は、第(1)項に基づき課せられ、解消日が設定される前に充足しなければならない条件が充足されたと思料する場合には、許可の解消日を設定し、集中管理団体へ通知するものとする。
- (3) 集中管理団体が拡大集中許諾スキームの下で付与したライセンスは、当該許可の解消日から効力を消滅するものとする。
- (4) 国務大臣は、解消に関連して発生した経費を国務大臣へ償還するための手数料を国務大臣に対して支払うよう、集中管理団体へ要求することができる。

拡大集中許諾スキームからのオプトアウト

- 16.(1) 権利者は、オプトアウトの通知形式に関する仕組みを含め、国務大臣によって付与された許可において言及されているオプトアウトの仕組み、又は本規則第 12 条に基づき国務大臣によって認められたオプトアウトの仕組みの変更において言及されているオプトアウトの仕組みに従い、著作物における権利者の権利に関し、拡大集中許諾スキーム又は申請段階にある拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与を排除又は制限することができる。
- (2) オプトアウトに関する権利の行使を希望する非構成員の権利者は、集中管理団体が第 (6)項に基づき氏名を一覧にし、オプトアウトする著作物を特定することができるよう、集中管理団体に対して、当該権利者の氏名を通知しなければならない。
- (3) 各集中管理団体におけるオプトアウトの仕組みは、以下の項目に該当するものでなければならない。
 - (a) 非構成員の権利者が、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は制限する旨のオプトアウト通知を集中管理団体に対して提出することを許容するものであること。
 - (b) 非構成員の権利者が、申請段階にある拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの 付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は制限する旨のオプトアウト 通知を集中管理団体に対して提出することを許容し、オプトアウトが拡大集中許諾 スキームの開始前に有効なものとなるようにするものであること。
 - (c) 著作物に関して構成員と集中管理団体の間に成立している契約(集中管理契約を含む。)において、集中管理団体が運営する(i)拡大集中許諾スキーム又は(ii)集中管理スキームのいずれかに参加することを希望しない旨構成員が集中管理団体へ通知することができる場合に、集中管理団体の構成員が、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与から当該権利者の著作物の一部又は全部を除外又は制限する旨のオプトアウト通知を集中管理団体に対して提出することを許容するものであること。
- (4) 集中管理団体は、オプトアウト通知の受領後14日以内に、以下の項目を行うものとする。
 - (a) 非構成員の権利者によるオプトアウトの要求を受領したことを知らせること。
 - (b) 非構成員の権利者に対して、オプトアウトが効力を生じる日を通知し、ライセンスが既に付与されている場合は、当該ライセンスが消滅する日を通知すること。
 - (c) 関連するライセンシーに対して、著作物がオプトアウトされたこと、及びライセン スが消滅する日を通知すること。
 - (d) 第(6)項において言及されているリストを更新すること。
- (5) 第(4)項(b)において言及されているライセンスが消滅する日は、以下のいずれかの日付よりも遅くならないものとする。
 - (a) 集中管理団体がオプトアウト通知を受領した日から6か月。
 - (b) ライセンシーが教育機関である場合において、集中管理団体が本規則第5条又は第

10条に基づく許可の申請又は許可の更新申請に際して、特定の状況での教育機関向けのライセンス消滅日の延期に関する国務大臣の同意を求め、本規則第8条に基づき付与された決定通知において当該ライセンス消滅日の延期に関して国務大臣の同意が得られた場合には、集中管理団体がオプトアウト通知を受領した日から9か月。

- (6) 集中管理団体は、拡大集中許諾スキームのそれぞれに関して、以下の項目についての リストを整備し、公衆の利用に供さなければならない。
 - (a) オプトアウトした非構成員の権利者の氏名。
 - (b) オプトアウトしたものと確認された著作物。
 - (c) 集中管理団体との間に締結した契約上の取決めの結果として、拡大集中許諾スキームに該当しない著作物に関して権利を有する人物の氏名。

拡大集中許諾スキームの下での著作物又は権利に関するライセンスの付与

17.(1) 集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下で、非構成員の権利者が所有する著作物

に関して、以下の項目に該当するライセンスを付与することができるのみとする。

- (a) 著作物の非排他的な利用を許諾するものであること。
- (b) 著作物に関する権利者から許諾された場合と同様の効果を有するものであること。
- (c) 集中管理団体の許可の満了、取消、又は解消以前にライセンスが消滅するものであること。
- (d) 非構成員の権利者が著作物における権利を拡大集中許諾スキームから除外した場合、本規則第 16 条(4)及び(5)に従い決定された消滅日にライセンスが消滅するものであること。
- (2) 本規則に沿ったライセンスの付与、又は本規則に沿って付与されたライセンスによって許諾された行為は、著作権・意匠・特許法の目的上、著作物における権利者の権利に対する侵害を構成するものではない。
- (3) 集中管理団体は、ライセンスの消滅後、関連する非構成員の権利者に対して、集中管理団体の分配指針に従い、集中管理団体が当該権利者へ支払わなければならない金額を当該支払金額に関する計算書類と共に渡さなければならない。
- (4) 第(3)項において言及されている金額の支払は、消滅後できる限り速やかに、かつ、ライセンス料を受領した集中管理団体の会計年度の終了後9か月以内に行われなければならない。
- (5) 集中管理団体は、支払を行ったライセンス料の分配に関する記録を保存しなければならない。

ライセンス料

18.(1) 集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下で、非構成員の権利者が所有する著作

物に関するライセンスの付与により受領したライセンス料から、合理的な管理手数料を控除することができる。

- (2) 集中管理団体は、集中管理団体の一般経費並びに構成員及び非構成員双方の権利者の 便益のために、管理手数料を充当しなければならない。
- (3) 集中管理団体は、できる限り速やかに、かつ、ライセンス料が徴収された会計年度の終了後9か月以内に、正味ライセンス料の適切な部分を、身元及び所在が確定した非構成員の権利者に分配し、分配されなかった正味ライセンス料を指定口座に移管しなければならない。
- (4) 非構成員の権利者は、集中管理団体が拡大集中許諾スキームの下でライセンス料を受領した会計年度の終了後 3 年以内に、以下のいずれか又は両方の証拠を集中管理団体へ提出し、集中管理団体に対して、ライセンス料の水準及び利用の程度を勘案して、第(3)項に基づき分配された正味ライセンス料を調整するよう求めることができる。
 - (a) ライセンス料の合理的な水準又は到達水準。
 - (b) 著作物がライセンス期間中に利用された程度。
- (5) 集中管理団体は、拡大集中許諾スキームの下でライセンスを付与された著作物及びその他の保護対象物について、それらに関する 1 名又は複数の権利者の身元又は所在が確定されなかったものを除き、その情報を公表するものとし、ライセンス料が徴収された会計年度の終了から 12 か月以内に、情報を更新するものとする。

未分配ライセンス料の保持及び利用

- 19.(1) 集中管理団体は、第(2)項に従い、以下の項目に該当する場合、非構成員の権利者に関して受領した正味ライセンス料と同等額を、指定口座から国務大臣に移管しなければならない。
 - (a) 集中管理団体が拡大集中許諾スキームの下でライセンス料を受領した会計年度の終 了後3年以上が経過している場合。
 - (b) 当該ライセンス料に関して権利を有する非構成員の権利者の身元又は所在が確定しない場合。
- (2) 国務大臣が、集中管理団体に対して、指定口座において、最初の3年間の経過後の一定期間、ライセンス料を保持するよう指示した場合、集中管理団体は、指定口座においてライセンス料を保持し、当該一定期間が経過した後に、国務大臣にライセンス料を移管しなければならない。
- (3) 国務大臣は、拡大集中許諾スキームの許可の日から8年間、集中管理団体によって分配されなかった正味ライセンス料を保持しなければならない。国務大臣は、非構成員の権利

者の便宜に資するよう、当該正味ライセンス料の一部又は全部を充当して、社会的、文化 的、及び教育的活動に出資することを含め、正味ライセンス料の使途を決定することがで きる。

国務大臣による情報提供命令

- 20.(1) 国務大臣は、集中管理団体が運営する拡大集中許諾スキームに関連する目的で、集中管理団体に対して通知を送達し、当該通知に明記又は記載される情報を、所定の期日及び場所において、所定の様式及び方法によって国務大臣に提供するよう集中管理団体へ要求することができる。
- (2) 集中管理団体は、要求を受領後 14 日以内に、第(1)項に基づき要求された情報を国務大臣に提供するものとする。

Baroness Neville-Rolfe

ビジネス・イノベーション・技能省政務次官 ビジネス・イノベーション・技能省

2014年9月11日

(Department for Business, Innovation and Skills)

説明書

(本説明書は、本規則の一部を構成するものではない。)

本規則は、国務大臣が、集中管理団体に対して、最大 5 年間の拡大集中許諾スキームの運営を許可することができ、かつ、最初の許可期間の終了後から効力を有する許可の更新を認めることができる旨定めるものである。

本規則第2条は、「集中管理団体」、「拡大集中許諾スキーム」等の様々な単語について定義 するものである。本規則第3条は、「著作物」及び「権利者」について定義するものである。

本規則第4条は、国務大臣が当該事案において合理的と思料する場合、集中管理団体に対して拡大集中許諾スキームの運営を許可することのできる条件について定めるものである。

本規則第5条は、許可申請に必要な情報について定めるものである。

本規則第 6 条は、国務大臣に対して許可申請の処理を行うよう要求するものであり、本規則第 7 条は、許可の手順について定めるものである。

本規則第8条は、集中管理団体へ許可の決定及びその理由を通知するよう国務大臣に対して要求するものである。

本規則第9条は、国務大臣が当該事案において合理的と思料する場合、国務大臣が許可申請を更新することができる旨定めるものであり、本規則第10条は、更新申請に関して提供しなければならない情報について定めるものである。

本規則第11条は、更新された拡大集中許諾スキームに関する国務大臣による3年ごとの検証について定めるものである。

本規則第 12 条、第 14 条、及び第 15 条は、許可の変更、取消、及び解消について定めるものである。

本規則第 16 条は、権利者による拡大集中許諾スキームからのオプトアウトについて定める ものである。

本規則第 17 条及び第 18 条は、拡大集中許諾スキームの下でのライセンスの付与、及びライセンス料の水準に関する特定の最低要件について定めるものである。

本規則第19条は、拡大集中許諾スキームの下で受領したものの、権利者に分配することができなかったライセンス料の保持及び利用に関して取り扱うものである。

本文書が民間部門及び非営利部門の費用に対して及ぼす影響についての全ての影響評価は、知的財産庁(Intellectual Property Office)(住所: Concept House, Cardiff Road, Newport NP10 8QQ) において入手することができ、かつ、www.legislation.gov.uk において法律文書と一緒に閲覧可能な説明文書に添付されている。影響評価の写しは、上院及び下院双方の図書館でも閲覧可能である。

2014年 国王の著作権

本文書は、英国において、The Stationery Office Limited により、英国印刷庁(Her Majesty's Stationery) 管理官 Carol Tullo 氏及び議会制定法女王印刷室(Queen's Printer)の権限及び監督の下で、印刷され、公表されるものである。

6ポンド

UK201409244 09/2014 19585

http://www.legislation.gov.uk/id/uksi/2014/2588